

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成25年3月8日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成25年 3月 8日
2. 閉 会 平成25年 3月21日
3. 会 期 14日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

- | | | |
|------------|-------------|-------------|
| 1番 三 留 正 義 | 6番 鈴 木 満 子 | 11番 五十嵐 忠比古 |
| 2番 長谷川 義 雄 | 7番 多 賀 剛 | 12番 武 藤 道 廣 |
| 3番 渡 部 憲 | 8番 青 木 照 夫 | 13番 長谷沼 清 吉 |
| 4番 伊 藤 一 男 | 9番 荒 海 清 隆 | |
| 5番 猪 俣 常 三 | 10番 清 野 佐 一 | |

2. 不応招議員

な し

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成25年3月8日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
 請願の受理、委員会付託
- 日程第4 議会基本条例制定特別委員会報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明

平成25年3月11日（月）

- 日程第1 一般質問（伊藤一男 猪俣常三 渡部憲 長谷川義雄）

平成25年3月12日（火）

- 日程第1 一般質問（多賀剛 鈴木満子 青木照夫 荒海清隆 五十嵐忠比古）

平成25年3月13日（水）

- 日程第1 一般質問（清野佐一 長谷沼清吉）

平成25年3月14日（木）

- 日程第1 議案第1号 西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例
- 日程第2 議案第2号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第3 議案第3号 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第4 議案第4号 西会津町下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例
- 日程第5 議案第5号 西会津町営住宅等の整備基準を定める条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町町道の構造の技術的基準を定める条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例
- 日程第8 議案第8号 西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例

日程第11	議案第11号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
日程第12	議案第12号	西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例
日程第13	議案第13号	西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例
日程第14	議案第14号	西会津町営住宅条例の一部を改正する条例
日程第15	議案第15号	西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例
日程第16	議案第16号	平成24年度西会津町一般会計補正予算（第8次）
日程第17	議案第17号	平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
日程第18	議案第18号	平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
日程第19	議案第19号	平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
日程第20	議案第20号	平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）

平成25年3月15日（金）

日程第1	議案第21号	平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
日程第2	議案第22号	平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
日程第3	議案第23号	平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
日程第4	議案第24号	平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
日程第5	議案第25号	平成25年度西会津町一般会計予算
日程第6	議案第26号	平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第7	議案第27号	平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
日程第8	議案第28号	平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第9	議案第29号	平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第10	議案第30号	平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第11	議案第31号	平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第12	議案第32号	平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第13	議案第33号	平成25年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第14	議案第34号	平成25年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第15	議案第35号	平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第16	議案第36号	平成25年度西会津町水道事業会計予算
日程第17	議案第37号	平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成25年3月19日（火）

日程第1	議案第25号	平成25年度西会津町一般会計予算
------	--------	------------------

日程第2	議案第26号	平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第27号	平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第28号	平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第5	議案第29号	平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第6	議案第30号	平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予 算
日程第7	議案第31号	平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第8	議案第32号	平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第33号	平成25年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第10	議案第34号	平成25年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第11	議案第35号	平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第12	議案第36号	平成25年度西会津町水道事業会計予算
日程第13	議案第37号	平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成25年3月21日(木)

日程第1	議案第29号	平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第2	議案第30号	平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第3	議案第31号	平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第4	議案第32号	平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第33号	平成25年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第34号	平成25年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第35号	平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第8	議案第36号	平成25年度西会津町水道事業会計予算
日程第9	議案第37号	平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算
日程第10	議案第38号	町道の路線変更について(町道森野4号線)
日程第11	議案第39号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第12	議案第40号	人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについ て
日程第13	提案理由の説明	
日程第14	議案第41号	平成24年度西会津町一般会計補正予算(第9次)
日程第15	議会案第1号	西会津町議会基本条例
日程第16	議会活性化特別委員会の設置について	
日程第17	議会活性化特別委員会委員の選任	
日程第18	請願第1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の 請願について
日程第19	意見書案第1号	福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
日程第20	意見書案第2号	MV-22オスプレイの低空飛行訓練等の開始に関する 意見書
日程第21	議会運営委員会の継続審査申出について	

- 日程第22 議会広報特別委員会の継続審査申出について
日程第23 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

平成25年3月8日(金)

開 会 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第2回議会定例会議事日程（第1号）

平成25年3月8日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
請願の受理、委員会付託

日程第4 議会基本条例制定特別委員会報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長 おはようございます。

ただ今から平成 25 年第 2 回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末をひかえ公私まことにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 25 年度予算をはじめとする重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3 月となり暖かくなつたとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、佐藤健一君。

○議会事務局長 報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 40 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願は 1 件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、11 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会長からは、農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長 以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、5 番、猪俣常三君、6 番、鈴木満子君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 21 日までの 14 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 21 日までの 14 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

12 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は 1 件であります。会議規則第 90 条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、経常委員会に付託いたします。

日程第 4、議会基本条例制定特別委員会報告を行います。

議会基本条例制定特別委員会の報告を求めます。

議会基本条例制定特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会基本条例制定特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会基本条例制定特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

議会基本条例制定特別委員会報告は委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会基本条例制定特別委員会報告は、委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、議会基本条例制定特別委員会報告を終わります。

日程第 5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、新井田大君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終ります。

日程第 6、付議事件名の報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長　以上で本日の日程は全部終了しました。

　なお、皆さんに申し上げます。この後、1時より全員協議会を開催いたします。そのあと、議会広報特別委員会を開催いたします。

　本日はこれで散会します。(11時58分)

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

平成25年3月11日(月)

開 議 13時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第2回議会定例会議事日程（第4号）

平成25年3月11日 午後1時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 伊藤 一男 | 2. 猪俣 常三 | 3. 渡 部 憲 |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 多 賀 剛 | 6. 鈴木 満子 |
| 7. 青木 照夫 | 8. 荒海 清隆 | 9. 五十嵐忠比古 |
| 10. 清野 佐一 | 11. 長谷沼清吉 | |

○議長 再開前に申し上げます。一昨年3月11日に発生した東日本大震災から2年がたちました。会議に先立ちましてここで犠牲者のご冥福を祈り、謹んで黙祷を捧げたいと思います。全員のご起立をお願いいたします。

黙祷始め。

(黙祷)

○議長 黙祷を終わります。ご着席をお願いします。

平成25年第2回西会津町議会定例会を再開します。(13時02分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さんこんにちは。伊藤一男です。

私は今定例議会において最初の一般質問をこれからさせていただきます。今年は町長選挙の年でもあり、私は伊藤町長の再選出馬についてこれから一般質問を行います。

伊藤町長は平成21年7月、初当選以来4年目を迎えております。その間一貫して町政運営には「みんなの声が響く にしあいづ」を基本理念とする伊藤町政のもとで作成した総合計画をもとに、地域経済の活性化、教育の振興と人材の育成、健康づくりと安全・安心のまちづくりの3つの重点施策を掲げ、個性豊かで活力に満ちた元気なまちづくりを目指して各種事務事業に取り組んでこられました。

任期中は災害が多発する中で町民の安全・安心の確保、災害の復興復旧に全力を尽くして対応に当たられました。このような厳しい状況の中、町総合計画に基づいた新たな事業の推進を図りながらも、本町の財政状況は財政指標をみても健全財政を堅持しつつ、将来展望に立った計画的な財政運営を行っております。これらの実績は昨今の厳しい社会情勢下にあって、伊藤町政の大いなる評価に値するものであらうと思います。

さらに事業においては枚挙にいとまがありませんが、特に教育環境の充実を図るため、町内の小学校を統合し、新生西会津小学校の開校、それに伴ってのスクールバス、デマンドバス事業の実施、ICTのまちづくり推進に向けてのケーブルテレビ高度化事業、農業所得の向上、若手農業者育成を図るための各種農業政策、町民の安全・安心な住まいづくり等、町内商工業者の育成、地域経済の活性化を促すための生活環境づくり支援事業、友好都市との交流事業等々の実施を図り、町伸展に大きな実績をあげてまいりました。

今年は町長の改選の年ではありますが、今年度の大きな事業としては、新しい西会津小学校の校舎建築事業、町縦貫道路の整備、橋屋橋の着工、橋屋地内における堤防工事などのハード事業、ソフト事業としては新たな子育て支援事業、若者定住と交流人口促進するための事業等、そのほかにも多くの町政の課題が山積しております。

この厳しい社会情勢が続く中、この難局を乗り切るには伊藤町長の先見性と強力なリーダーシップが不可欠であり、引き続き町政の担当していただかなくてはなりません。また、町民とともに自立・協働のまちづくりを推進し、町民の期待と負託に応えるため、町長選

挙出馬をこの3月議会定例会において明言すべきと思いますが、町長のご意向をお伺いし、私の質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずはじめに、東日本大震災の発生から2年目となった本日、改めて、犠牲となられ、亡くなられた方々に、謹んで哀悼の意を表します。県内ではいまだ15万人の方々が避難生活を余儀なくされております。被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

また、一刻も早い東京電力・福島第一原子力発電所事故の収束と、一日も早い被災地の復興・復旧をお祈り申し上げる次第であります。

それでは、4番、伊藤一男議員のご質問にお答えをいたします。

町長となって4年目を迎えましたが、これまでの実績に対しまして、ただいま、身に余る評価をいただき、大変光栄に存じます。

思えば、この3年8カ月は災害の連続でありました。クマの町内出沒に始まり、豪雪による国道49号での車両約300台の立ち往生、先ほど申し上げましたが、東日本大震災と原発事故による放射能汚染対策、新潟・福島豪雨災害、さらに3年続けての豪雪対策など、町政にとって大変厳しい状況でありました。

しかしながら、こうした災害に対して、町議会議員各位をはじめ、自治区長の皆さん、全町民の皆さんのご協力とご支援があつて、一つひとつ乗り越えてくることができました。

特に、本町を襲った会津地方の豪雨災害は、阿賀川の増水によって沿線集落の床上浸水や農地、道路の決壊など甚大な被害となりましたが、このような事態に対しましても適切に対処していただき、現在災害復旧工事はすべて完了することができました。

改めて、町民の皆さまに御礼を申し上げるところであります。

さて、おただしのおおり、今年が改選期の年であります。私は、これまでの3年8カ月の町政執行にあたり、特に次の点について顧みることにいたしました。

一つは、町総合計画に沿って、3カ年の実施計画は順調に執行されているか。年度内における災害等緊急事態に対処されているか。町に有意義な事業をその都度取り入れているか。二つ目は、健全財政が保たれているか。将来にわたる財政計画を立てているか。三つ目は、町政執行にあたり協働の町づくり、「みんなの声が響くまち にしあいづ」の理念が確立されているかであります。

まず一つ目については、総合計画に基づく事業計画の実施をはじめ、その年度内における国県の情報を得て、緊急経済対策事業や公共施設への太陽光発電設備の設置を進めるなど、町に有意義な事業を行ってまいりました。また災害等緊急事態に対しましても、豪雪対策本部の速やかな設置と安全・安心確認の実施や災害復旧事業の早期完成などを適切に行ってきたところであります。

二つ目の財政については、地方債償還計画も順調に推移し、国の地方公共団体財政健全化法に基づく財政指数はすべてが良好であり、健全財政が図られております。また、将来を見据えた中長期的な視点にたった財政計画も立てており、計画的な財政運営が図られております。三つ目の「みんなの声が響くまち にしあいづ」の理念に基づく協働の町づくりについても、町民の皆さんを対象に意見公募や町政懇談会、町政へのお便り、若者まちづくりプロジェクト会議等が活発に取り組まれているなど、順調に推移しているところであ

ります。

しかしながら、町政には多くの課題が山積しております。今なお続く原発事故による農産物への風評被害、自然災害への対策、過疎高齢化、地域経済対策、雇用の確保、教育の振興など、町民の皆様の安全・安心で活気に満ちた町づくりのためには、町総合計画に基づく将来ビジョンをしっかりと確立していかなければなりません。

この3年8カ月は、まさに伊藤町政、一步踏み出したにしかすぎません。ようやく町活性化に向けて動き出した町政をもっと前進させるためには、1期でこの流れを止めてはならないと考えております。

私は、責任ある決断と実行、継続は力なりを肝に銘じ、多くの町民の皆さまのご理解とご支援を得られるならば、明日の町政を創造するため、全身全霊をもって、2期目に挑む決意でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 伊藤町長は1期目の4年間を総括して自己評価をするとすればどのような評価をされますか、お伺いをいたします。

○議長 町長。

○町長 自らの評価というのはなかなか自ら言うのは大変難しいことであります。しかしながら、私は町政を担うというのはただ自分だけの考え方だけではなくて、計画性、そして多くの町民の皆さまの意見、そしてもちろん議会の皆さまからのいろんなご指導やご意見を賜りながら、全身全霊をもって取り組んできたわけでありまして。

そして今、着実にその一つひとつが実現に向けて前進をしているところでありますので、全体的な評価についてはどうか議員の皆さまのご判断におまかせをいたしますけれども、私はやるべきことはやっぱりしっかりやっけてはきた。しかしながら、この1期4年、この中でなかなか難しいこともたくさん山積していると実感しているところであります。

それはやっぱり人口の減少、あるいは過疎高齢化という厳しい現実がございますし、当然これから人をどう育てるかという人材育成においても教育の一番大事な部分が今ようやくスタートしているわけでありまして、将来とも西会津町を担うそうした人材をしっかりと確保していかなければならない。そのスタート地点であろうというふうに思っているところでありますので、今後とも全体的な評価については、どうぞ厳しい目で見ていただきますようお願い申し上げます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、伊藤町長、あなたはこの西会津町を自立の町として継続発展させ、町民の生活を、福祉向上を図る自信と確信はお持ちですか、お伺いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はもちろん1期4年の中で多くの町民の皆さんから叱咤激励をしていただきました。そしてこれからはしっかりと西会津町のビジョンを持ちながら、将来展望を目指し、この町の先導役として私はその責任を果たしてまいりたいと思っております。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは伊藤町長の2期目に挑戦する強い決意をお伺いいたしましたので、伊藤町長にはこれから健康には十分留意され、町民の期待に応えられますよう一生懸命頑

張っていただくことをお願いを申し上げ、私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議場の皆さんこんにちは。5番、猪俣常三です。3月定例議会において、町政と町民生活にかかわる課題について一般質問をいたします。

まず、環境問題についてであります。最近大国である隣国の中国において光化学スモッグに似た空気の汚れが生じていることが2月9日と2月の14日、新聞報道で知らされましたが、本町に直接的に関係するかどうか予想が付きません。しかしながら、町民の健康にかかわる観点から、少なくとも健康に影響が出ることが懸念される報道もされているということでお伺いをしてみたいと思います。

大気汚染が深刻な中国が日本に大量に飛来する懸念が高まっている微小粒子状の物質と呼ばれるPM2.5、いわゆる車の排ガス、工場の煤煙、こういったところに含まれる直径2.5マイクロメートル以下の微小粒子状物質といわれるものであって、この物質が人間の肺の奥まで入り込み、呼吸器系、循環器系を襲い、喘息や気管支炎が発生し、あるいは肺ガンなどまで発症させるということでもあります。

このことに対応するため、環境省が新たに設置した専門家の会合が、去る2月の13日に東京都内で初めて開かれ、その会議終了後の委員の会見によりますと、環境基準の倍近い値が地域に出たと。そのために健康に何らかの影響が生じているとの懸念が示されたところでもあります。これにより、専門家会合では、中国大陆から越えてくるいわゆる越境汚染の程度や健康への影響の分析を始めたとのことでもあります。

今年に入って日本各地では1月以降、環境基準を超える濃度、PM2.5の物質が一時的に観測されたと伝えられていることから、何点かお伺いをしてみたいと思います。

先ほど議会が始まる前に震災の皆さま方に対して、犠牲さられた方に対して黙祷を捧げたところでございますが、この3.11の東日本大震災において東京電力福島第一原子力事故に伴う放射能の飛散により県内に多くの災害をもたらしました。この原子力事故は今日でちょうど2年になるわけですが、未だ収束に至っておらず、まだまだ安心はできません。

昨年の9月議会に質問し、ホットスポットについてご答弁をいただきましたが、一部類似した部分がありますけれども、問題点を変えて伺ってみたいと思います。

原子力発電所の水素爆発と同時に会津地方の野山に飛散した放射能が雪解けや雨でたまった箇所が考えられることと、また放射性物質についてもヨウ素131の半減期間、これは8日間程度で短いとされておりますが、セシウム134は2年間の期間がかかる。そしてセシウム137は30年の長い期間を要する物質であることから、今回、農業用水の安全性を重視して、ホットスポットになり得る、ため池、堤、この放射線量についてお伺いをいたします。

まず、PM2.5に関する質問であります。1点目は健康がいちばんを掲げる本町において、全町民の健康を守ることが願いであります。大気中でPM2.5を測定できる測定器の設置はなされているのかどうかをお伺いいたします。

2点目は、PM2.5の監視体制を強化するため、本町としてのどのように対応していく

のか、これらをお伺いいたします。

3点目は、日本にPM2.5の物質が飛来するとの情報は本町としていつ知ったのかどうか。町民に対して周知の方法はどのようにされたか。例年は強風に乗って隣国から飛来してくる時期として3月ころに考えられますが、最近の気象状況は予想しがたい現況であります。まさに今3月になりましたが、調査等を含めて対応は遅くなっていないのかどうかをお伺いいたします。

4点目は、黄砂や花粉に加え、今年になってこのようなPM2.5という物質が出てきたが、環境省や県の観測データなど情報収集や共有に努め、町民に対して警報や緊急行動計画などをどのように対応、対処していくのか、町の所見をお伺いいたします。

ホットスポットの、ため池と堤に関してでございますが、5点目としまして、本町は比較的放射能について安心と言われましたが、ホットスポットといわれるところの自然にたまった汚泥や水質、そういった放射線量の測定をどのように調査しているのか、どのくらいの箇所があるのか、お尋ねをしてみたいと思います。

次に、町政運営にかかる事業の取り組みについてお伺いをいたします。町民生活に重要な町政運営を着々と進展させていることは、前町長から引き継いだ事業から責任を持って完成するために大きなエネルギーを注いでおります伊藤町長は、まさに町民の目線で、町民に寄り添って、町政の舵取りをしているところであります。町長は冒頭提案理由の中で述べられましたように数多くの施策を執行してきた内容をご説明されていたことは何よりの証ではないでしょうか。

さて、町長は確固たる信念のもとに取り組んでおられる姿勢は最高責任者としての一定の評価がなされていると考えます。平成24年度において、「みんなの声が響くまちにしあひづ」を基本理念に三つの柱、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安心・安全の推進を掲げてまちづくりを進めている中、そこで新年度においてその取り組みについてお尋ねをしてみたいと考えます。

その1点としまして、平成25年度における町政運営の最重要事業は何なのか。詳細をお伺いしておきたいと思えます。

次に、福祉についてお尋ねをいたします。高齢者の方が多くなってきている中、町民の声を聞くと、今後の生活のことで不安を持っている方が多くとの印象を受けます。自分の年金の範囲内で生活を営んでいる方法はないのか。希望していても希望の施設に入所ができない。入所ができるかどうか不安でならないという声があります。そこで、この町民の声に対するまちの考えを何点か伺います。

1点目は、高齢者単独世帯の方が基礎年金の範囲内で入所できる老人施設。いわゆる特別養護老人ホームであります。これが足りないことから、自宅待機が多いと思われ。喫緊の課題として施設の新設、又は増設が必要と考えるが、町の所見をお伺いいたします。

以上をもって一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、猪俣常三議員のいくつかのご質問のうち、私からは町政の課題についてお答えをいたしたいと思います。

町は西会津町総合計画の基本構想において、まちづくりの基本として「みんなの声が響

くまち にしあいづ」を掲げ、その下でこころ豊かな人を育むまちづくり、豊かで魅力あるまちづくり、人と自然にやさしいまちづくりを目指すことにしており、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安全・安心の推進、この3点を重点目標に掲げて町政運営にあたっていっているところでもあります。

とくに平成25年度につきましては、事業推進の基本的な考え方として、「住んでみたい、行ってみたい町へ」を掲げ、定住促進と交流人口の拡大を総合的かつ強力に推進していくこととしております。

その主な取り組みであります。1点目の地域経済の活性化については、風評被害からの克服、農林業の振興による豊かな町の実現、商工業・地場産業の振興による経済活性化、企業誘致の促進と雇用の拡大、若者定住とU・Iターンの促進、観光推進と交流人口の拡大を重点施策として取り組んでいくことといたしました。

本分野にあつては、これまでの事業に加え、全国的にも知名度がアップしてきたこゆりちゃんを活用し、町や町内製品のイメージアップを図るためのこゆりちゃん活用による町のイメージアップ事業、町商工会のまちなかの拠点整備を支援するふるさと自慢館整備事業、定住促進を目的に町に住む若者や移住者の住宅整備費用や住宅団地購入費用の一部を補助する定住促進助成事業、新たな視点で定住・交流促進を図る地域おこし協力隊2名の配置、そばコンバイン購入費や加工場整備のための補助事業など、新規事業として取り組むこととしております。

次に2点目の教育の振興と人材育成であります。未来を担う子どもの育成、学校教育の充実・強化、町の将来を担う若者の育成、生涯学習の推進を重点施策として取り組んでいくことといたしました。

この分野に当たっては、西会津小学校新築工事にいよいよ着工するとともに、新たな保育施設のあり方を検討する保育施設整備基本構想の策定、乳幼児の家庭保育を支援する乳幼児家庭子育て応援金事業、西会津高校活性化のため通学費や修学資金等を支援する西会津高校活性化支援事業などを新規事業として計画したところでもあります。

次に3点目の健康づくりと安全・安心であります。町民健康づくりの推進、地域医療体制の充実、高齢者福祉体制の充実、災害に強い安全・安心のまちづくりの推進、町民の生活を支えるライフラインの充実強化、再生可能エネルギー事業の推進などを重点施策といたしました。

この分野におきましては、町民の健康づくりを進める健康がいちばん！推進事業、西会津町縦貫道路整備の推進を図るほか、水道施設のない甲石地区に安定した水道水を供給可能にする青坂地区飲料水供給施設拡張工事業、野沢まちなかに交流の場や憩いの場を整備する原町ポケットパーク整備事業、個人住宅や事業所、農業用施設への再生可能エネルギーの導入を支援する再生可能エネルギー設備等設置事業など、新規事業を計画したところでもあります。

このように各種取り組みを進め、すでにある子育て支援策や雇用対策、すでに整備された交通通信網や生活関連インフラなど、本町の充実したサービスや優位性を町内外に積極的に発信し、平成25年度はさらに定住促進、交流人口の拡大を図り、元気のある西会津町を創っていきたいと考えております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 5番、猪俣常三議員の環境問題についてのご質問のうち、はじめにPM2.5についてのご質問にお答えいたします。

現在、中国の大気汚染により日本国内で問題となっているPM2.5とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が2.5マイクロメートル以下の物質であります。なお、マイクロメートルは1メートルの百万分の1であります。

このように非常に小さい物質であることから、人間の呼吸器の奥まで入り込みやすく、健康への影響が懸念されております。

環境省が示すPM2.5の環境基準、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準であります。1年間の平均値が1立方メートル当たり15マイクログラム以下で、かつ1日の平均値が1立方メートル当たり35マイクログラムであります。また、本年2月に環境省が設置したPM2.5に関する専門家会合では、健康に影響を及ぼす可能性が高くなると予想される濃度水準として、注意喚起のための暫定的な指針となる値を1立方メートル当たり70マイクログラムと定めたところであります。なお、1マイクログラムは1グラムの百万分の1であります。

本町にPM2.5の測定機器の設置はなされているのかとのおたかしであります。現在、本町には測定機器は設置されておられません。

しかし、昨年4月に県が会津若松市に設置しており、会津地方振興局が測定値を常時監視しております。また、その測定値については会津地方振興局のホームページで閲覧が可能となっております。

現在のところ、先ほどご説明いたしました環境基準を超える値は測定されておませんが、基準値を超えた場合は、会津地方振興局より町に連絡が入ることとなっております。その際には速やかに防災行政無線やケーブルテレビで町民の方々へ周知や注意喚起を行う考えであります。

また、県では現在、県内に2カ所あるPM2.5の測定局を増やす考えであることから、本町への設置を会津地方振興局に要望しているところであります。

なお、現在のところ国や県からは、PM2.5に関する具体的な対応などについて示されておませんが、今後示されれば、それに則した対応をしてまいりたい考えでありますので、ご理解願います。

次に、ホットスポットに成り得る、ため池や堤の汚泥、水質などの放射能の調査に関するご質問にお答えいたします。

本町では、町民の安全・安心を確認するため、昨年の4月から11月まで全自治区及び学校等の公共施設の空間線量調査、さらには、あいづダストセンター下流域にある不動川などの水質調査を実施してまいりました。

その調査結果であります。空間線量では国が示す安全基準であります0.23マイクロシーベルトを超える地点はなく、水質検査においてもすべての調査地点で放射能濃度が検出限界値以下、いわゆるNDでありました。

昨年、環境省が県内の河川・ため池等のモニタリング調査を実施し、本町では、野沢地

区の大沼が調査地点となりました。その調査結果は、底の泥が 600 から 720 ベクレル、水質が検出限界値以下でありました。農業用水として農地に流れ込むのは水でありますことから、農作物に対する影響はないものと考えます。

これらのことから、ため池や堤の汚泥、水質などの放射能調査につきましては、現在のところ実施する考えはありません。

なお、本年度も引き続き、各自治区等における空間線量調査や水質調査、さらには野菜などの食品等の放射能濃度の測定などを実施し、町民の安全安心を確認してまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 5 番、猪俣常三議員のご質問のうち、単独世帯の老人が入所できる老人施設の新設等についてお答えいたします。

基礎年金の範囲内で入所できる介護施設が不足しているため、入所待機者が多いということは確認できませんが、町内の介護施設には、多くの待機者がおります。しかし、このなかには重複申請者や、軽度の方、他町村の施設に現在入所されている方などもおられ、施設入所が必要な方は、おおむね 60 名程度と見込んでおります。

第 5 期介護保険事業計画の中で整備する認知症高齢者共同生活介護グループホーム 18 床、介護付き有料老人ホーム 20 床や小規模多機能型居宅介護登録定員 25 名により、おおむね待機者の解消が図られるものと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それでは、順次再質問をさせていただきたいと思ひます。大気汚染の関係で PM2.5、この点からちょっとお尋ねをしていきたいと思ひます。何分、花粉、それから黄砂などがいろいろ出てきまして、最近出てきた PM2.5、確かに小さな物質であるということでもありますから、これらを町長が考えておられますように、まず健康がいちばんだよということ考えたとき、絶えず神経を尖らせなきゃいけないものであろうと思ひますので、まずは呼吸器系とか、あるいは循環器系とか、そういうところに大きな障害を発する部分が予測されるんだということでもありますので、小さいお子さん、特にこういう喘息とか、大人の方でもそういう症状を、気管支炎とかをもっておられる人などは、特に守ってあげなければいけないということでもありますと同時に行政としてあらゆる情報を収集して町民の健康、つまり町長が考えている線にそってあげることが大事ではないのかということをお尋ねをしておきたいと思ひます。

それとこの大気汚染で倍の値が出ているということは、35、つまり 1 平方メートルに 35 マイクログラムというのが基準であるわけですから、それを超えての 70 マイクログラムが身体に影響がないなんていうことはないはずだから、そういうことがあるからいち早くキャッチすべきではないのかということでもありますので、当局のお考えをお尋ねしたいと思ひます。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。猪俣議員がおっしゃるようあらゆる情報を収集して町民の健康を守らなければならないというおただしでありますけども、先ほどご答弁でも申し上げましたとおり、今時点では、安全基準の 35 マイクログラムまでには、会津若松

市では達してございません。ただ、今後どうなるかという部分についてはまだこの先わかりませんことから、町といたしましてはまず若松に今ある測定局を本町にもぜひ設置していただきたいということで県に申し入れをしてございます。

その上で万が一 70 マイクログラムを本町において超えるような事態が生じましたらば速やかに、先ほど申し上げましたとおり、防災無線、それからケーブルテレビ等を使いまして町民の皆さまにお知らせをするという考えでございます。

なお、その 70 マイクログラム立方メートル当たりを超えた場合でありますけれども、国が示す行動の目安としましては、不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動、それについては極力減らしてくださいと。それで呼吸器系や循環器系に疾患のある方、あとは子ども、高齢者等については特に注意してくださいというような国の行動の目安が示されておりますので、速やかにそういう事態になった場合については、先ほど申し上げましたとおり防災無線、ケーブルテレビ等で皆さまに周知してまいる考えでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 本当にご答弁ありがとうございます。今、申し上げましたように、健康が一番だということですので、私が申し上げた中での内容で警報や緊急行動の計画等についての、そういうことなどの行政としての考え方、そういったところを、そのような考え方で伺っておいてよろしいのかなということも 1 点だけ伺っておきたいと思うんですが、その点についてお答えください。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 今、議員が申されたとおり、緊急事態、70 マイクログラムを超えるような事態になりましたら町としまして早急に皆さまにお知らせするという事で考えてございます。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。とりわけ健康に留意していただける、幼い子どもさん、私どもの本町にとっては一番大事な子どもさん、あるいは大人の方もそうですし、高齢者もそうですし、長生きをしていただくためにはそういったところの部分に、いつも町長がいらっしゃるようにはめりはりをつけた、そしてやさしい目で見ていく、やさしい行政も必要であろうと、ソフトシステムが必要であろうということでもありますから、十分なお力を出していただきたいと、こんなふうに思います。

次に 5 点目の放射性的ホットスポットのところでもちょっとお尋ねをしたいと思っております。この中で課長のほうからのご説明を賜りましたが、調査は考えていないということでもあります。しかしながら、一旦水素爆発をした放射能が一旦飛んでるわけですから、その飛んでる中にはいろんな物質が残っていると、ヨウ素 131 のこともあれば、セシウム 134 もあれば、セシウム 137 のこともある。しかしここは安全だというようなことを言っているわけではありますが、いずれにせよ安心というのはできないものだから、ある程度被害は多めに見て、広く判断をできるようにしておかないと農家の方だってそういう水を使った農産物の生産に励むためにも安全性を確認してもらいたいということの意味合いを含めましてこういったホットスポットの質問をお尋ねをさせていただいているわけでもあります。

ですから本当にこの調査はしなくてもいいということであるのかどうかを再度確認をしたいと思います。

○議長 町民税務課長。

○町民税務課長 お答えいたします。農業用水につきましては、担当課であります農林振興課のほうで昨年も調査を実施してございます。今年も引き続き調査を実施する考えでございます。農業用水というのは、ため池とか堤から水を取りますので、そちらのほうで確認を今年も実施するというので、ため池、堤等の調査については考えておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。安心・安全の観点からとりあえず農家の方々も風評被害にあうようなことにならないような対策講じを行政に求めておいてもらいたいというようなこともございますから、十分そこら辺を踏まえて対応していただきたいと思います。

次に、町政の最大重要事業について何なのか、詳細はいかかなものかということのご答弁を町長にるるご説明をいただいたところでありまして。その中で議案の提案の中で説明されたいろいろな報告を受けた中で、さらに今回は新しい事業が施策として発表されております。そういうことになったときの町長としてどうしてもこれはやらなければならないんだという部分が、ご決意があれば再度そのご決意をお示しいただければお願いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 猪俣議員のご質問にお答えをしたいと思います。総合的な、全体的な今年の25年度の事業計画をお示ししたとおりでありますし、そしてまた議員各位には今年の主なる事業の内容について事業費を含めながらポイントをお渡ししたとおりであります。

その中で今年も取り組む新たな課題がたくさん載っておりますし、今ほど各、大きな私の三つの柱の中での具体的な事業内容を示したとおりであります。どれもこれもやっぱり一番町にとっては緊急かつこれからどうしても取り組まなければならない課題でありますので、これはぜひ、この新規事業を含めながら年度内においてやるべきことはしっかりやっていきたいというふうに思いますので、すべてがやっぱり重要課題だなというふうに思っているところであります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。ぜひとも達成できるようなご決心を固めて町の将来のことをかけて進めていっていただきたいと思いますが、その中でこの良い施策が盛り込まれておりますので、事業を進めていく上で町民のために尽くすのは当たり前のことでもあります。

そこで先般、23年度、それから平成22年度の比較などが出されました財政指標の中があります。これは決算ができなければ出ないというようなことであろうかとは思いますが、ある程度平成24年度の比較を見込んだ場合の経常収支の比率、それから公債費の比率、あるいは地方公共団体等の財政健全化法におけるところの新たな健全化判断の比率の実質公費比の比率など、将来の負担比率の警戒ラインなどの見通しはどうなのかお尋ねをしたいと思います。

○議長 5番、警戒ラインを聞きたいわけですか。

○猪俣常三 だいたい数字を見込んでいような数字があればお尋ねをしたいということです。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは財政指数の関係でございますので私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

先般全員協議会の中でこれまでの財政指標をご説明申し上げましたけれども、いずれもこの警戒ラインの範囲内で進んでいるということで、現在の財政状況は順調にいつているのかなというふうに考えております。

経常収支比率の24年度の見込ということでございますけれども、これは決算やってみませんとなかなか数字を出すというのは難しい状況でございますので、その点はひとつご理解をいただきたいというふうに思えます。

それから新しい健全化比率の中で地方公共団体財政健全化法、これに基づいた指数の中で実質公債費比率がございましてけれども、これは中長期的に推計はある程度出しておりますけれども、23年度の数字が15.3でございました。24年度はこれより下がりにまして、現在見込んでおりますのは14パーセントの後半、この辺の数字を今のところ見込んでございますので、平成23年度よりはさらに好転するだろうというふうに見込んでございます。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変ありがとうございました。大変、実質公費比率というのは確かに18パーセントから25パーセントを超えない限りは安全だということでご理解をさせていただいてよろしいとは思いますが、いかがでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財政指標の警戒ラインでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これは国の法律、地方公共団体財政健全化法という法律がございまして、その中で実質公債費比率であれば25パーセントを超えると早期健全化の警戒ライン、これになりますと財政健全化計画を策定する必要があるということになります。さらに35パーセントを超えますとこれはもう国の管理下に入りまして、財政再生計画というのが強制的に策定するような形になります。

本町の場合については現在23年度は15.3ということでございますけれども、これが18になりますと地方債の借入れの手続きが、18未満であれば届け出制で借りることができますけれども、18になりますとこれが県知事の許可が必要になるという形になりますので、当面18にならないように中長期の視点に立った財政運営を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 どうも大変ありがとうございました。そのような細かい数字ではございましてけれども、とにかく執行者の皆さん方に数字の細かいところをつかんでいただいて、健全な運営のほうへ力を注いでいただきたいと、こんなふうに思えます。

次に移らせていただきますが、福祉についてお尋ねをさせていただきます。先ほど課長のほうからご説明をいただきました。私のほうが申し上げたのは高齢者がとにかく基礎

年金でとにかく入所していきたい。どういうふうな待機期間というのがあるのかなというように心配されている方もおられるようでございます。そういうことも含めまして60人ほどいらっしゃるということの見込の数字等をお示しいただいたわけでありましたが、実際老人施設というと特別養護老人ホーム、これらを建設しようとするれば、費用対効果というところを考えた際は非常に運営上も大変であろうと、こんなふうには思うんであるが、私が今私的な関係で申し上げると、福祉の町というような印象の高い西会津というのに必要なのかなと、こんなふうに思いましたので、今の西会津でいう特別老人ホームといえ、間違っていたらご指摘いただいてご指導願いたいと思うんですが、憩の園がそのところであろうかなと、憩の園というのありますね。あれが老人特別ホームとはまた違うのかな。

○議長　　ちょっとまとめてください。

○猪俣常三　　そういうところを例えば基礎年金等の方々が入りやすい、そういうような施設を増やしていただけるのか、あるいは新しく建設をしていただけるのかということをお尋ねをしているのがこの内容であるわけです。その件について再度お尋ねをしたいと思います。

○議長　　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　　お答えをいたします。先ほどの答弁でもご説明申し上げましたが、町としましては基礎年金の範囲内で入りたいが入れないという方が確認はできないというのが現状でございます。また、そういう介護サービス、介護施設につきましては、現在、24年度を初年度とします第5期介護保険事業計画がスタートいたしました。その中で高齢者のニーズ、介護サービスのニーズ等でございますが、それを調査した上で24年から3カ年間の事業計画を立てて、現在、第5期の中では、先ほどご説明申し上げましたグループホーム、それから小規模多機能型居宅介護、さらには介護付き有料老人ホームということで第5期期間中整備を計画し、またその中で待機者の方もある程度、待機者の解消を図れるということで見込んで計画を策定したものでございます。

また、特別養護老人ホームというご質問でございましたが、町には社会福祉法人にしあいつ福祉会が設置運営しておりますさゆりの園がございます。これについて増やせないのかというようなご質問でございましたが、今ほど申し上げましたように第5期介護保険事業計画の中ではその計画はございません。今後いろんなニーズ調査をした上でのさまざまな検討となりますが、特別養護老人ホーム、また介護老人保健施設につきましては、広域調整というのがございまして、会津地区全体でどのくらいの必要量があるかということでそれを3年ごとの介護保険事業計画の中で会津全体でふりわけて調整することになってございます。

今後、次期介護保険事業計画に、27年からになります。その計画に向けてのさまざまな調査検討はしてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長　　5番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　いろいろありがとうございます。私も今舌足らずで大変恐縮だったんですけども、実際は施設の運営上というのは町が直接かかわっているわけではないということをお知らせした上でお話をただすのが一番よかったのかなと、こんなふうに思っております。

た。

だから町は直接かかわりはないんだけど、結局県や国からの指導を受ける限り、町もいろいろと間接的に支援、援助をしていかなきゃいけないということを前提として、そういう場合の新設、増設をする際のいろんな施策はないのかな、こういうことでこういった低年金というかたの表現は正しいかどうかわかりませんが、基礎年金でこういうような施設に安心して入れるような整備、施設等の環境整備をお願いできないものなのかということをお尋ねをしているわけであります。

再度そういうことを含めた上で 27 年度がどうのこうのというふうなお話はなされてはおりますけれども再度お聞き申し上げたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えしたいと思います。ただいまの質問でございますが、できるだけ安い利用料で整備できる方法はないのか。それを県や国、町がいろんな協議をしながらというようなご質問だったかと思いますが、現在、新たに介護サービス施設のサービスをする場合に、ユニット型個室が基本になってございます。以前は多床型ということで一つの部屋に 4 人の方がおられたり、2 人の方がおられたりということでしたが、プライバシーの関係からユニット型個室が基本になってございますので、現在の多床型と今後新設する施設は形態が違うということから同じような価格でというのはなかなか難しいとは思いますが、今後県内でも多床型が可能かどうか、その辺も県のほうと協議をした上で検討してまいりたいと考えております。

○議長 5 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。できるだけそのような方向で進めていただけるのであれば本当に福祉の町のつくり、この元気なまちづくりのためにご尽力を願いたいと、こんなふうに思います。

るるご説明申し上げましたけれども、そういったところをお願い申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長 3 番、渡部憲君。

○渡部憲 3 番、渡部憲であります。まず質問に入る前に東北大震災から 2 年がたちました。また、復興などとはほど遠い状態であります。福島の復興なくして日本の復興はないんだという言葉は私は本当に信じておりますが、事故は現在進行中であり、津波や原発事故により被災され、全国にちらばっておられる被災者の方々の心を思うと本当に複雑な気持ちでございます。

一日でも早く被災者の皆さま方がふるさとに帰られる日を一日千秋の思いで待っておられるはずであります。私もそれを考えますと万感の思いであります。ここに心より哀悼の意を表し、一日でも早く復興し、もとの姿に戻られることを祈念いたします。

それでは、通告順に質問に入らせていただきます。

まず、一つ、いじめ、体罰懲戒についてお伺いいたします。町教育委員会はいじめ、体罰懲戒についての、どこで線引きをするのか、また、教育委員会にはいじめ、体罰についての報告はあったのか、また、家庭からの相談はなかったのか、あれば何件くらいあった

のかお示し願いたい。

2番目、今後いじめ問題については教育委員会、学校、家庭、第三者を交えた連絡を密にしていくべきと思いますが、教育長の考え方を伺います。また、政府も教育再生会議を立ち上げたことについて教育長の考え方を伺います。

2番目、町の除雪、排雪、融雪について。1番、本町西会津町は24年の12月から25年に入り、今までにない大雪に見舞われました。野沢町内でも流雪溝から水があふれ、床下、床上浸水や被害者が出ております。今後町としてもどのように被害者に対し、どのように対処されるのか、補償費用についても伺います。

また、融雪、除雪、排雪について、町の将来のビジョンがありましたらお示し願いたい。

また2番目、町内の流雪溝の不備のために町民及び克雪委員会の活動の妨げになっている場所が数カ所見受けられます。大至急整備すべきと思いますが、町としての対応はどうか。

3番目でございますが、町の地場産業であるゼオライトについて伺います。私は議員当選以来ゼオライトの必要性を説いてまいりました。今まさにメディアでご承知のごとく、ゼオライトは放射性セシウムの濃度の低下に重要な役割を果たしております。そこで町当局に伺います。

ゼオライト事業所に対し、税制面での助成や県内外の宣伝やアピールを助成するつもりはございませんか。また、ゼオライトの加工品で川などに敷きつめて放射性セシウム濃度の低減に役立っているところがございます。本町でも不動川、甲石のほうでございますが、そこにやってみる計画はございませんか。

以上で私の質問でございます。簡単明瞭、明確にご返事願います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、渡部憲議員のご質問のうち、私からは町の地場産業、ゼオライトについてお答えをいたします。

町内のゼオライト事業につきましては、平成元年度より野沢、牧地区で事業を開始し、従業員も町内から多数雇用するなど、町経済の活性化に寄与してまいりました。本町で採取されるゼオライトは緑石凝灰岩で、極微小な空洞状になっております。脱臭・吸水・土壌改良・水質浄化・環境触媒機能などに効果を発揮しております。

主に本町のゼオライトは土壌改良等に利用されておりましたが、原発事故による放射性物質の除去や低減に効果があるとされておりまして、県の農林地等除染基本方針には、吸着資材としてゼオライトの使用を推奨しております。

ご質問の税制面での助成については、震災復興に係る助成では集積地域における新規の設備投資や被災者の正規雇用などが助成の対象でありまして、また過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法に基づく助成においても、2,000万円以上の建物や機械を取得した場合などが税の特例措置を受けることができます。

町では、現在町内企業への支援として研修費や資格取得に係る補助、町内出身の新卒者を採用した場合の補助などを実施しております。また、税制面や震災復興時に係る国、県等の支援について情報提供なども併せて行い、円滑な企業経営に資するよう支援をしているところであります。

次に、PR活動につきましては、放射性物質の除染にゼオライトの効果があることから、町といたしましても、県関係当局や中通りの流域下水道建設事務所、被災市町村などへの紹介を行ってまいりました。一方、事業者自らの営業活動もあり、販売先については、浜通りの自治体や全農福島、県内JAなど取引先も増えているということでもあります。

ゼオライトにつきましては、町の資源を生かした製品であり、除染対策にも大きな効果があることから、今後も積極的に県内外にPRしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問については、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 3番渡部憲議員のご質問のうち、いじめ、体罰、懲戒についてお答えします。

いじめは、児童・生徒間において、まず、自分より弱いものに対して一方的に、二つ目として身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、三つ目といたしまして相手が深刻な苦痛を感じているものというふうに定義されておまして、このいじめはいつでもどこでも起こり得ると、こういうふうにされています。一方、体罰は、学校教育法第11条に懲戒のことが規定されてございますけれども、その懲戒の範囲を超えまして、教職員が教育活動中等に児童・生徒を殴ったり蹴ったりする行為を指しております。

町教育委員会には、悪質ないじめの報告はございませんが、生徒の問題行動が見られた中でいじめの兆候と思われることに対しては、学校、家庭、教育委員会が連携して指導しているところであります。その際、家庭から教育委員会への相談が今までに1件ございました。また、体罰につきましても、県教育委員会によって公表されるほどの内容ではございませんでしたが、授業中に、教師の指導に対して反抗的な態度を示した生徒の頬を、1回平手で叩いたとの報告が1件だけございました。これにつきましても学校、家庭、教育委員会の連携によりまして解決をみるとともに、当該教職員に対しましては、厳重に注意、指導をしたところでございます。

議員ご指摘のとおり、いじめの問題についてはなによりも早期発見、早期対応が必須でございます。したがって、学校、家庭、教育委員会の連携を一層密にして取り組んでまいりたいと思っております。

また、政府が立ち上げました教育再生実行会議でございますが、深刻ないじめ、体罰に対応する提言など、先頃されたばかりでございますが、これからの法整備等、今後の推移を見守ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 3番、渡部議員の流雪溝についてのご質問にお答えします。

この冬も流雪溝の使用に当たっては、豪雪でもあり雪詰まりが多く発生いたしました。その雪詰まりは、指定された時間に入れる、大きな雪の塊は小さく刻んで入れる、機械では入れないなど、流雪溝の使用に当たってのルールが徹底されないことが、一番の原因ではないかと考えます。これらの雪詰まりは、自然災害とは異なり、投雪のルールを守れば決して避けられないものではないと思われまます。おただしの溢れた水による被害の対処であります。現在では対応できる制度がないのが現状であります。今後は、この使用上のルールの周知の徹底を図るため、広報啓発活動に取り組んでまいります。流雪溝は野沢町

内克雪活動実行委員会による自主的な管理と地域住民の共同使用であることから、そうした被害が発生しないよう地域住民が互いに協力して使用していくことが、最も望ましいのではないかと考えますので、ご理解をお願いします。

次に流雪溝の不備についてであります。今年度は長谷川からの取水箇所改善、本町地内の施設内に堆積した土砂の撤去、止水板の取替えなど、克雪活動実行委員会から要望ありました箇所については、改善を図ったところであります。しかし、今年の流雪溝の使用に当たって、構造上雪詰りが発生しやすい場所が見受けられるようであれば、現地を確認のうえ早急に対処してまいりたいと考えておりますのでご理解をお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 3番、渡部憲議員のご質問のうち、ゼオライトを使用した河川の除染についてのご質問にお答えいたします。

町では、町民生活の安全・安心を確認するため、昨年の4月から11月まで、全自治区及び学校等の公共施設の空間線量調査を実施してまいりました。

また、あいづダストセンター下流域にある不動川などの水質調査についても、縄沢自治区長などの立会いのもと月1回実施してまいりました。

その調査結果であります。空間線量では国が示す安全基準である0.23マイクロシーベルトを超える地点はなく、水質調査においても全ての調査地点で放射能濃度が検出限界値以下、いわゆるNDでありました。

一方、環境省が昨年実施しました阿賀川のモニタリング調査では、会津坂下町の宮古橋及び喜多方市の新郷発電所が調査地点でありましたが、水質はともに検出限界値以下であり、川底の泥については宮古橋が検出限界値以下、新郷発電所が183ベクレルとなったところであります。

これらのことから、町といたしましては、現在のところ町内河川の除染を行う考えはありませんので、ご理解をお願いします。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 それでは、今いじめ、体罰、懲戒につきまして教育長よりご返答いただきました。教育長、私考えますには、やはりこの前にも私この場で質問いたしました。やはりいじめ、体罰は、私はこれはあるもんだと思って対処していただきたい。私は、このいじめ問題につきましては、なぜこのようなことを何回も私言うかと申しますと、具体的な例が私は発見いたしました。それは野沢小学校のはじめての運動会のことでございます。

私は来賓席にいましたから生徒さんの並んでいるところが見えます。そして女の生徒さんが左側におりました。そして後ろに男の生徒さん、5年生くらいですかね。後ろの男の生徒さんが前の女の生徒さんの足を何回も蹴るわけですよ。ポンポンポンとね。でも女の子は何も言いませんでした。それでもやりました。それから次の男の子もやるんです。

これ私だけかなと思ったんです、見ていた人は。だから、そういうことがあったと。でも、わきの女の子が中に入って止めました。それで一時やめましたけれども、そういうことがあったから私は言うんです。それが小さなことだとは思いますが。でもね、今あの子はどうしているかな。いじめられていないかな、それは心配になるわけですよ。

そしてその子が新郷とか奥川とか、尾野本とか群岡からきた子だったら、私はもとの小

学校でみんな仲良くやってたのに、野沢小学校が新しい学校に来たらこういう目にあうんだと。だったら、教育長、学校がいくら新しくなったって、設備が素晴らしかったって、これは何の意味も持たないんですよ。そういうことで私は言いました。そこを実際教育長が実際学校歩いているわけじゃないから、それは目に届くわけじゃないんだと。これは仕方ありません。

しかし私はね、そういう子はうちに行っても、家族にも友人にも友だちにもそういうこと言わないんですよ。自分の身に一身に集めちゃうんですよ。ですから、どこかの和尚さんが言いました。親だったら、それは私、教育長とか学校が悪いとか先生が悪いとは言いませんよ。親も80パーセント責任ある。だから、和尚さんが言ったのは女の子のね、男でもいいや、うちに帰ってきたら手をガツと握って抱きしめてやれと。そうすると何かある子どもは涙を流すと。涙出るんだと。言えないから。そういうことなんですよ。

ですから、やっぱり自分の子どもが、男の子、女の子、大好きな子どもなんだから、教育委員会よりも学校よりも、やっぱり親がね、自分の子どもの日常生活というのを常に見ていなきゃだめなんだと言われました。だから私は、教育長とか教育委員会がどうだ、学校がどうだというわけじゃない。親がまずそういうことを発見しなきゃだめだと、そういうことだと私は思うんです。

ですから、立派な学校よりも、立派な設備よりも子どもさんの気持ちというのを大事に考えてほしいと、そういうことで私は申し上げました。

それから、道徳教育、これ教科化の話がありますよね。これ私は大事なことだと思うんです。私も自衛隊に4年間行ってきましたけれども、実は毎朝5分でも10分でもいいんですよ。いじめはだめだ、いじめはだめだと毎日これやりますとね、自然に身体に入ってしまうんですよ。そうすると、ああ、やってだめなんだと。精神教育というわけじゃないんですけど、これは私は賛成ですね。毎日やられるとやはりそうだと思うんです。やってだめだと思うんです。

ですから私はこれから第二小学校つくるときはそういう教科化も必要です。そしてできたら私は教室なんか取っ払っちゃって、見えるようにしてね、時間ごとにみな動けばどうということやっているかわかるから、そういうことも検討していただきたいなど、そう思います。

- 議長 質問をまとめて。
- 渡部憲 わかりました。あとこれでもう一つ、教育長のお考えをお伺いしたいと。
- 議長 教育長、佐藤晃君。
- 教育長 ありがとうございます。まずはじめのいじめの問題、体罰も含めてのお話でございますが、議員おっしゃるとおり、私も答弁の中で申し上げましたけれども、いつでもどこでも起こり得る。ここでは起きないんだなどということはまずあり得ないんだと。そういう認識でこの問題には臨む必要があるというふうに私自身も思っております。学校に対してもそのように求めているところであります。

教師と子どもとの人間関係、学校の教育においては最も基本的に大事なことであります。議員おっしゃるように家庭において親と子の関係、まず教育の原点は家庭にあります。そのことを議員はおっしゃっていただいているわけでありましてまったく同感であります。家に

帰ってお母さん、お父さん、今日学校でこういうことあったと、ぼくはいやだった、私はいやだったと言える関係。学校においても担任と言える関係。あるいは養護教諭と言える関係。あとは教育相談だとかカウンセリングもいますので、何らかの形で自分の本当の気持ちを述べる場があるということが基本であります。そういう環境をつくるために、各学校さんに対してもお願いをしているところであります。

あと大人の目でだけ見てもわからない部分、議員ご指摘のように運動会の場面がございました。これについては昨年から各小中学校ともに今まで学期1回とか、学期に2回とか、子どもに書いていただくアンケートみたいな調査をしていました。簡単な調査です。それを定期的にやっていただくようお願いしております、中学校においては今、月1回やっております。小学校においても来年から月1回ということで、子どもの本当の声を受け止める、そういう体制もつくっていかうということで、いつでもどこでも起こり得るということに対して的確に対応していかうということで取り組みをしているところであります。議員おっしゃるように、まったく同感でございますので、その線に沿って取り組んでまいりたいと思います。

それから、道德のいわゆる教育再生会議の道德の教科化の問題でございますが、まさにそのように提言をされております。安倍総理大臣に対して提言をしたと。そういう意見があったということの内容でございます。

ただ、一方で道德を国語や算数と同じように教科にしていくということは、評価があるわけですね。国語だったら今絶対評価ではありますけども、大変よくできた、よくできた、もっと頑張りなさいよと3段階でやっております。

道德性についてもそういう評価というのはどうなのかと。学者の中では意見がわかれるところございまして、そういうことも含めましてこれからの再生会議の中での議論、検討、法制化に向けた動き、そんなことも推移を見ながら対応していきたいなど、こんなふうに思っているところであります。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 町の除雪、排雪、融雪のことで答弁いただきましたが、床上、床下浸水で畳とかなんか汚れました。そして今、課長の答弁ではそういう条例はないんだと。だからどうしようもないんだと、そういう機能を果たせなかったような言い方じゃなくてね、やはり町民のために建設水道課はあるんだから、見舞金とか、畳み汚れてしまったら方法ないわけですよ。でも、一人暮らしの人の家に水が入ったわけですから、もう少し丁寧、親切な、なら条例なくてもそれはそれなりに対応して、少しは補償金というわけじゃないんですけどね、やっぱり畳み替えまではいかなくても、少し補償費みたいな形で出せないかということなんですよ。

そして、この大雪で方法なくなってしまって、あそこの4町内から5町内を通過、あの川口呉服屋さんに行く10町内、あの通りわかりますよね、あの流雪溝流れているの。今年あそこものすごい大川みたいになってしまったんですよ。野沢印刷所さん前からずうっと向こうまで。それでみな水入ったんです。ですからどこが一番悪かったと言ったらあのちょうど駅前通りにぶつかるところに雪が固まってしまった。だからあれどうしたらいいかと、朝の8時から4時までかかりましたよ。中に雪詰まってしまった。直角ですよ、

まるつきり。どんどんと。

ですからあれどうしたかという、水止めて人がね、笠間さんの息子さんがロープで縛って、中に潜って行って、雪取って、それで通水したんです。やっと通水したんですよ。ですからあの上にグレーチングがあって、取り出して、それから雪を排雪できれば人なんかもう入ることもないし、朝から夕方の方の4時までかかっていることもなかったわけです。

そういうところをすぐにでも直していただきたい。特にこれから雪解けて4月、5月になれば克雪委員会と一緒にになってその不備なところと一緒にになって見て歩いて、悪いところは早急に、補正でも何でも組んでやっていくんだという考えを持っていただきたい。いろんなところいっぱいあります。直さないところ。それは予算の関係もあるから無理だということもあるでしょうが、できるところからやっていく。

今年は何、去年ですか、本町のずうっと下の

○議長 質問は一問一答だから整理しながら一つずつ整理して行ってください。いっぺんに全部言わないで。

○渡部憲 そこも去年やってもらったのはありがたかった。今年もやってもらいたい。それで山口電気のところに頭首口をつくる考えはないか。それをひとつ。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず流雪溝の水あふれによって床下浸水、床上浸水があった箇所の補償についてのご質問にお答えいたします。まず、流雪溝につきましては、自然災害と違いましてかなり人為的なことにより被害があるというようなこととございますので、今現在、町であります条例の中では災害により家が倒壊したとか、半壊したという方にはお見舞金を出すという制度がございますが、今回流雪溝につきましては自然災害ではないというようなことでなかなかその補償の対象になるのは難しいのかなと、そのように考えます。

あと、野沢町内の流雪溝の不備についてでございますが、今後これから克雪活動実行委員会の総会がございますので、その中でまた克雪活動実行委員会の中でその流雪溝の不備等がまたご指摘になるかと思っておりますので、その辺をまとめまして、現地を確認し、早急に対応していきたいと、そのように考えております。

あと山口の取水のごことでございますが、山口の頭首口につきましては、県の一級河川につくってあります頭首口でございますが、その頭首口を嵩上げしたり新規につくり直すというようなことは県との協議がございまして、現在の高さより頭首口の高さを上げるというのは県の河川の通水ダムをおかすというようなこととございますので、なかなか困難であるということとございますので、現在は山口の取水部に土を盛りまして、あの川のだいたい3分の1くらいの水はすべて山口の取水堰に流れ込むような作業をして水の確保に努めておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 最後に質問なんですけど、これゼロライトです。今町長からご返事ももらいました。本当の地場産業製品ですからね、それで放射能の低減にも役立っているんですからね、不動川にも私はやってもらいたいなと思うんです。ただ、ダストセンターから流れてくる川ですから、誰か偉い大臣がいますぐはないけれどと言ったけど、いますぐはなくても8,000ベクレル以下の放射性物質は確実に埋められているんですから、それがいつになっ

て出てくるか。どのような災害で抜けてくるか。そのときはちゃんとした対応をしてもらわないと、責任の明確化ですよ、これ。県、それから町もちゃんとした対応していただかないと、ですから私はこういうことを言ったわけです。よろしくお願いします。課長、もうひとつ。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。不動川、ダストセンターの下流域につきましては、昨年から毎月、冬の間も毎月水質検査を実施しております。それにつきましては、今後も継続して水質検査を行いまして、安全・安心を確認してまいる考えでありますのでご理解をいただきたいと思えます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 これでだいたい私の質問は終わります。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休議にします。(14時52分)

○議長 再開します。(15時20分)

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 2番、長谷川義雄です。私は新年度の予算編成を見て、かつ伊藤町長の提案理由の説明を聞いて、平成25年度は当初予算も昨年より大型で、多くの事業の説明を受けました。その中で特に町民の関心が特に高いと思われる三つの事業についてお伺いします。

まず最初に給食センターの民間委託についてですが、なぜ500万円近くの増額をしてまで民間に委託するのか。一般的に公から民間に移す理由は現在の状態を維持しつつ、かつ民間のノウハウを有効に活用してコストを抑えることだと思います。ですが、まだそれについては詳細な説明がなされていません。町民として理解するには増額される部分がまず子どもの給食内容の充実に充てられるべきであり、その上で給食調理員の待遇改善に使われるべきだと思います。

以上のことから、私は一つ目として給食センターの民間委託についてはまず調理業務を民間に委託するメリットはどのようなものであり、また、デメリットはないのかお聞きします。

二つ目として、業者の選定はどのようになされたのか。それに伴い現在働いている人の雇用、待遇についてはどのように考えているのかお聞きします。

三つ目として、民間委託に当たり、業者への指導監督及び地元納入業者との関係についてはどのようになるのかお聞きします。

二つ目の項目で、地域密着型サービス等の施設についてですが、わが西会津町においては元気な高齢者もたくさんいますが、通所介護や施設介護を希望している方々も大勢いると思います。このような状況において、西会津町に民間の事業者が参入することは喜ばしいと思いますが、現在町において介護サービスを行っている事業者との間では問題が発生しないのか心配される点があります。

例えば一つの例として、にしあいづ福祉会で働いている人が民間事業者へ変った場合、現在の福祉会を利用している人たちに影響がでないのか、いろいろなことが考えられます。不幸にして問題が発生した場合、解決の窓口、方法、その他の対応について町当局の考え

をお聞きしたいと思います。

一つ目としては、町内において何名ぐらいの利用希望者がおりますか。また、利用料はどの程度なのかそれぞれお聞きします。

二つ目として、にしあいづ福祉会との競合についてはどのようにとらえているのか。及び地元の雇用、待遇についての考えについてもお聞きします。

次に三つ目の項目として、西会津小学校新築工事についてですが、現在において敷地造成は昨年12月25日に終了しており、また、実施設計業務は3月中旬完了との説明を受けましたが、町民の一部の方々は本当に平成27年度春に小学校の新校舎が完成するのか、あるいは総工事費はどのくらいで、資金計画の目処は大丈夫なのかなどいろんな心配している人がおります。

また、現在地元でも仕事が少ない状況なので、小学校建設に際して仕事の意欲を持っている人も多数います。私は、町当局が小学校新築工事の進め方を町民にわかりやすく、かつ工事関係者に対して地元業者への発注、雇用面等に最大限の配慮をしていることなどを説明していただきたいので質問いたします。

まず、学校建設についてですが、建設に当たり業者選定、請負契約、着工から竣工、開校までの工程を具体的に聞きたい。また、総工事費予算関係はどのくらいになるのかお聞きします。

二つ目として、地元業者への発注、雇用についてはどのように考えているかお尋ねします。

以上の3項目を私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、私からは西会津小学校新築工事についてお答えをいたします。

西会津小学校新校舎整備事業につきましては、本年度において造成工事と実施設計業務が完了しましたことから、新年度からいよいよ新築工事に着手してまいります。

西会津小学校は、本町の将来を担う人材を育成する場であり、本町唯一の小学校であることから、町は、子どもたちが楽しく、充実した学校生活を送り、確かな学力と豊かな社会性や人間性を育む施設整備を図るとした目標を定めたところであります。整備基本方針には、安全・安心な学校、小中連携教育を推進できる学校、環境との調和が図られた学校の3点を掲げ、設計作業を進めてまいりました。

また、本校舎の設計にあたりましては、ワークショップや統合推進委員会により、児童や保護者、教職員をはじめ町民の皆さんにご意見いただいていたところでもあります。

具体的には、冬期間でも安全に正面から出入りできるよう配慮したほか、エレベーターや多目的トイレ設置などバリアフリー化にも配慮したところであります。また、小中連携教育を推進するため、小中学校を結ぶ渡り廊下は1階、2階とも設置し、西会津中学校や周辺環境に調和したデザインといたしました。さらには、太陽光発電設備やバイオマスボイラー設備など、再生可能エネルギーの導入を図ったほか、地元産材を活用した内装木質化などにも取り組む考えでありまして、新築延床面積は4,720平方メートルとなったところであります。

また、工事費についてであります。本事業は事業規模が大きく、単年度での工期設定が困難なことから、25年度から26年度までの2カ年事業として、当初予算書に債務負担行為を設定したところであり、新築工事にかかる事業費については、12億3,600万円程度を見込んでいます。このほか新校舎には、太陽光発電設備の設置事業を25年度の単年度で計画しており、本工事には2,400万円の事業費を見込んでおります。

次に本事業の工程であります。ご承知のとおり学校の整備事業は、文部科学省からの補助を受けて実施することになります。新年度になり事務手続きを行い、国の指令を待ってから工事の発注手続きとなりますことから、工事発注時期を現時点で明言することはできません。できるだけ早い機会に発注してまいりたいと考えております。なお、本工事の完成工期については、当初計画どおり平成27年の年度当初から新校舎での授業開始ができるよう、平成26年12月とする計画であります。

次に、地元業者への発注についてのおたしであります。小学校新築工事をどのような形で発注するかについては、まだ具体的な作業を行なっておらず、現時点で説明できる状況にありませんが、工事費の規模から見て、町内業者が単独で入札に参加することは困難であると考えております。

町といたしましては、何らかの形で地元業者の皆さんにあっても本工事に関わることができるよう検討してまいりたいと考えております。

西会津小学校は、本町唯一の小学校であります。子どもたちがいきいきと学び、健やかに成長できる学校、町民の皆さんが誇りに思える学校を整備してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他の質問については、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 2番長谷川義雄議員のご質問のうち、給食センターの民間委託についてお答えいたします。

本町における学校給食は、町が責任をもって実施し、米、野菜等地元産の食材を多く用いて調理し、児童生徒においしく安全で安心な給食を提供するよう努めてまいりました。このことから児童生徒はもとより、保護者の皆さまにも喜んでいただいているところであります。

しかしながら、近年、学校給食におきましては、食アレルギーを持つ児童生徒への対応や衛生管理等、より高いレベルの安全性の確保が求められてきていることから、従来どおり、運営全体は町教育委員会が責任を持って行い、調理の業務のみを民間の専門業者に、調理員の地元雇用を条件に委託することといたしました。

民間業者は、給食の提供に係る優れたノウハウを有し、人材育成等にも高い能力を持っておりますので、本町の将来を担うかけがえのない児童・生徒に対して、より安全で安心な給食を提供できるものと期待しております。雇用された調理員は、雇用保険や社会保険により身分が安定することから、待遇面でもこれまでより優遇されるものと考えております。

業者の選定は公募とし、業務概要の説明会、プロポーザル、提案説明会等を実施し、選定委員会において優先交渉権者及び次点の候補者を決定したところであり、民間委託

は、新年度からの実施としたいことから、途中までですが、以上の事務的作業を進めさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

委託する業者への指導監督についてであります。町が管理者として日常的に実施し、食材の調達については、これまで同様、町教育委員会が責任を持って、地元業者からの受注に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 2番、長谷川義雄議員のご質問のうち、地域密着型サービス等施設についてお答えいたします。

第5期介護保険事業計画で整備する施設につきましては、グループホーム2ユニット、18床、小規模多機能型入居者生活介護施設は登録定員25名、デイサービス15名で、ショートステイ7床、及び介護付き有料老人ホーム20床であります。

小規模多機能型居宅介護施設や介護付き有料老人ホームは、本町では初めてできる施設であり、利用希望者については、現時点で把握できませんが、介護施設への入所を希望している待機者の状況から需要を見込んでおります。

本町には、平成24年11月1日現在、特別養護老人ホームさゆりの園に133名、老人保健施設憩の森に72名、グループホームのぞみに15名の入所を希望している待機者がおりますが、この人数は、重複して入所申請をしている方や、軽度の介護認定者、他市町村の施設に入所している方などもあり、施設入所が必要な方は、一般的にはおおむね30パーセント、実質60名程度の待機者と見込んでおります。今回の施設整備により、おおむね待機者解消が図られるものと考えております。

次に、利用料であります。公募申請資料によりますと、要介護3の方が利用した場合、グループホームでは基本利用料、食費、その他の料金などで、月額10万円程度、介護付き有料老人ホームでは、家賃や管理運営費、食費、その他で月額14万円程度となり、他に理美容代等の実費用が加算されます。

また、小規模多機能型居宅介護では、週にデイサービス3回、ショートステイ1回の利用の場合、食費宿泊費等で月額4万円程度のほか理美容代等の実費用が加算されます。

次に、第5期介護保険事業計画に基づき整備するサービスであります。グループホームを除き、町では初めての事業所となりますので、にしあいつ福祉会と競合するものではなく、介護認定者にとりましては介護サービスの選択肢が増えるものと考えております。

次に、雇用についてであります。公募申請資料によりますと、今回整備する施設すべてが満床の場合、グループホーム2ユニットで14名、小規模多機能居宅介護施設で11名、介護付き有料老人ホームで15名、合計40名程度の雇用が必要との試算であります。

事業所ヒアリングの際には、地元の雇用を優先し、既存事業所からの引き抜きは行わない。また、待遇面でも、既存事業所を参考にするとの説明を受けております。

今後、町は保険者として、各事業所を指導・監督してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは再質問に移りますが、一応確認と町民にお知らせも含めてお聞きします。

まず給食センターの民間委託についてですが、調理業務の民間について保護者説明会を1月17と18日開催して理解をしてもらったと提案理由の中でもありました。ですが私の聞き取りの範囲ではちょっと理解ができないところがあったのでお聞きします。

それはなぜかという、説明会の対象となる保護者の総数は何名ですか。2日間で何名が来て、何をもちって理解したと判断しましたか。それはいつでしたか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 保護者、小学校、中学校別の人数につきましてはちょっと資料を持ってないので正確ではないんですが、小学校児童数が272名でございます。したがって、保護者さんは200名以上はいらっしゃると思います。中学校については195名の生徒がおりますので、140、50の保護者さんだと思います。その辺はちょっとはっきりしない数字で申し訳ないんですが、その保護者説明会開かせていただいたことについては先ほどの会議の中でも申し上げましたが、参加者は第1日目は6名でございました。第2日目、中学校においては17名でございました。

私ども保護者説明会の御案内の文書を差し上げるときに、このようなことから民間委託にしたいと考えておりますということをお記いたしまして、つきましては説明会を開催いたしますのでご多忙中のところご迷惑をおかけしますが、ご参集賜りたいと思います、そういう案内で申し上げたところであります。

1日目、2日目通しまして概要につきましては、先ほど申し上げたとおりでございまして、食物アレルギーの子どもがいるわけですのでその対応をこの民間委託を契機にしてより万全を期してもらいたいというお話等のご要望をお聞きしました。私ども、もっとたくさんおいでいただけるのかなと思ってご期待申し上げて、椅子もたっぷり用意していたんですが、残念ながらそのような数字でございました。

ご出席いただかない方々からも電話等で教育委員会に対してお問い合わせ、ご質問等もございましたので、私どもといたしましては私どもの申し上げた御案内の文書でおわかりいただいたのかなど。それで出席の方がこのような少ない数だったのかなというふうな反省もしたところではありますが、そういう状況を総合的に判断しまして、おおむねご理解はいただいているものと、こういうふうな判断をさせていただいたところでもあります。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が人数に聞いたというのはもうちょっと保護者に丁寧に説明したいという理由をもってどのくらい、保護者の数が何名で、だいたいどのくらいの人に周知できたかということ聞いたかったです。というのは、これからいろんな事業するにしても、学校がいろんなことをするにしても、来た人だけでそれを判断基準にしてほしくないと思ったわけです。例えばその後電話をすとか、地域の主だった人に聞くとか、今後そういう考えありませんか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 その説明会の後、こういう結果でしたというふうにお知らせするのも一方法かと思いますが、民間委託につきましては、最終的に決定して、始める前にはきちっとした文書ですべての保護者の皆さまに御案内を申し上げたと同じように周知を図りたいと思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それではその件はわかりました。それで今回の委託に当たり、12月の全員協議会の説明では社会保険料の手当もあるので、むしろ増額になるという話がありました。今回委託になった場合、調理員一人当たりの負担はどのくらいになるんですか。確かに社会保険料の手当が増額という説明受ければ私も含めて一般社会では国保から社会保険になるというといわゆる厚生年金にも加入されるのかなと理解するのが一般的です。その後私も町のホームページを見てみました。その中では人材引き受けによる給与情報見ますと、個人と年額で委託契約により雇用し、町規定の基本給14万4千円に年金、保険料の一部及び通勤費とありますが、その辺も含めて説明してください。働く調理員は原則地元ということですので、不安を抱かないような説明をお聞きます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいま議員がおっしゃったとおりホームページにはそのようにおわかりいただけるかと思えます。したがって、雇用保険、社会保険等々につきましては、議員おっしゃるとおり厚生年金まで影響してまいります。現在は国民健康保険で委託申し上げているわけでありまして、それだけ見ただけでも非常に優遇だと、こういうことは間違いなく言えるかと思えます。

また、現在の月額の基本給14万なにかのそれにつきましても、当然こちらとして委託する業者に対して金額等についてお示ししているわけでありまして、それを下回らないような対応していただくというふうなことも条件の中で申し上げてございますので、まったく現在の調理員の皆さんに対する待遇よりも上回るということは間違いなくございまして、この民間委託の方向性については現在の調理員の皆さまにも何回となくご説明を申し上げてきているところでございましてご理解を賜りたいと思えます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 待遇の面でもうちょっとお聞きしたいんですけども、一般的に個人の会社がやる場合だと、今までは国保と年金と通勤費ということで手当されていると私は現在は理解していますが、現在の働いている職員。それで民間に委託すれば500万円近く増額になるわけですけども、私が自分が社長だったら少ない人数でやらないと利益は出ないわけですから、調理員の人数は民間だから何名でやれということは委託する場合にそんな条件はないと思えますけども、その辺は、調理員の人数の変更はどのようになるんでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 説明会の中で、現在西会津町の給食センターにおいては7人の体制で、このような流れで作業をしていただいていますということをご説明申し上げました。この間事務的な会議の中で業者の2社でございましてけれども、西会津の規模でこれだけの施設でということであれば7名は必要ですということをご回答いただいております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 同じ人数でやっていくと思われるという答えでいいのでしょうか。と推測します。

それとさっきの全協とも重複しますが、町民にお知らせする意味も含めてもう一度

お聞きしますけれども、給食は子どもの大切なものだと思います。また、楽しいものでもなければなりません。さっきの説明でアレルギーの子どもがいると。その対応もきちんとやると。その言葉を町民にお伝えしてもらえればありがたいです。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 現在までも町が直営として学校給食の業務を責任をもってさせていただいたところではありますが、保護者さんからの、うちの子どもについてはこのようなアレルギーがあります。卵だとかチーズだとかそばだとか、いろいろございます。そういうことについてご配慮いただきたいというふうなご要望はじめ調査をさせていただきますので、それに基づいて除去食を作りまして、そのお子さん特有の給食を日替わりで提供して、安全に実施をしているという状況でございます。先ほども申し上げましたが、小学校、中学校あわせて8名ほど今対応しております。

まだまだアレルギーをお持ちのお子さんいらっしゃるんですが、現在の調理、献立の中でそのものは使っていないという部分については省いておりますので、そんな形で対応させていただいておりますが、これからさらに増えるような、全国的な傾向もみられますので、その対応についても民間委託を契機としてさらに万全を期してまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

補足させていただきます。先ほど保護者の数でございますが、小学校は保護者さんは204名でございます。中学校は171名でございます。遅くなりました。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは地域密着型サービス等についてですが、地元での新規雇用計画もあると。その中で募集時期もまだ決まってないということですが、人数や待遇等について話し合いましたか。なぜかといえば、例えば西会津高校を卒業して、就職も考えている子どもたちに情報が早くほしいわけですよ。まだなければ早めに人数とか待遇とか情報発信を早くするのがさっきの教育長の答弁にあるように、高校の存続という言葉失礼ですけど、高校生を地元置くためにも必要と思いますが、いかが考えてますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 地元の雇用に関する募集、待遇面でのお話はされたのかということでございますが、現段階では公募していただきまして、プレゼンテーション、さらにヒアリング等を実施しまして1月初旬に決定をさせていただきました。その中で現段階では具体的な募集、待遇面でのお話はしておりませんが、募集なり待遇面についてはそれぞれの事業者さんがある程度なされる。それに対する指導助言という形で保険者である町が関与していくということで考えてございます。

時期的なものでございますが、実際には先ほどスケジュールのお話を申し上げますと、25年度の県の予算、町の予算が議決されまして、その後に県の補助内示を受けてからのスタートということになりますので、事前に準備することも可能ではございますが、一番確かなのは県の内示を受けた後に工事に着手する前の段階でのさまざまな詰めの作業ということで現在考えておりますし、またサービス開始についてでございますが、26年の4月、又は3月ということでサービス開始を予定してございますので、その期間も含めて今後事業者側と協議、話し合いをしていきたいと考えております。

- 議長 2番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 今の課長の答弁だと、基本的には西高の卒業して26年に働ける人に対してもまったく募集開始時期も業者まかせというのわかりますけども、なるべく早く示すべきではないでしょうか。例えば就職が解禁になるでは遅いですよ。その2、3カ月前にまず高校を回るなり、地元の定住を図るためにも必要と思いますけど、今の答弁を聞いてみますと、県とか指定を受けなければできないとか、業者に相談してみないとわからないとか、まったく町が機能していないというふうにとられますよ。そのような子どもだったら早く就職したいとか、勉強したいとか、必ずいるはずですよ。その辺のところを聞きます。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。保険者として、また介護事業所がサービスを開始する25年に施設を整備して26年からサービスを開始するということについてはホームページ等で公表をしているわけですが、実際の雇用なりサービス開始に向けての準備作業というのは、早い時期に情報提供して、求人をしてくださいということまではなかなか保険者として言えない部分もございますので、開設準備の県からの助成もまいますが、それは1年分ということではございませんので、それらも踏まえた上で事業者とは詰めてまいりたいと思います。
- 議長 2番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 同じ質問何回もしてもいたし方ないのですが、せめて1人でも西高生の卒業する方が1人でも地元就職して定住できるような方策を、早くお知らせするなり、学校を訪問するなりはやってほしいと思ってその質問はやめます。
- それでは今の関連の質問ですが、町が公募し選定してそれで県の指定がおりて事業が始まった場合、もし苦情とかトラブル、事故が発生した場合の責任の所在はどのようにになりますか。仮に町にないとしても、町が関与しているわけですので、その辺のところも併せてお聞きします。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 お答えいたします。地域密着型のサービスにつきましては、町が指定をすることになります。その後指導監督についても町が行うことになりますので、適正な介護サービス又は公平な介護サービスが受けられるような指導はしてまいらなければなりません。仮に苦情、トラブル等があった場合ということですが、これにつきましては第一次的には事業者である方々が内部で協議をし、保険者である町に報告をして対応策を求めるといったことになりますので、そのようなスケジュールでできるだけ早めに対応できるような仕組みづくりも考えてまいりたいと思います。
- 議長 2番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 それではその関連は最後の質問ですけども、前みたいに途中で事業者の都合でとりやめとか、撤退のおそれはないのか。また、その撤退とか中止があった場合の、契約を結んだかどうか私把握していませんけど、その辺の、普通一般社会では契約が伴えば違約金とか、その辺はどうなっていますか。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えいたします。途中で撤退のおそれがないのかというご質問でございますが、町はこれまで第5期の計画、介護保険事業計画の中で整備をする予定のすべてのものについて公募をして、公正かつ適正な形での選考委員会での選定作業を進めてまいりました。その選定結果につきましては、二つの事業者でございますが、そちらの二つの事業者には選考された旨、私が直接まいりましてその旨をお話をして今後の対応策については町と十分協議をしながらお願いする旨を伝えてまいりました。現段階で撤退のおそれというのは想定はしておりません。

○議長　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　その説明もそれでいいでしょう。私が心配するのは町民が待ち望んでいる人もいますけども、できませんでしたというときに、協議の結果だめでしたで済みますかということです。だったらほどの程度までできるかわかりませんが、書面できちんと交わすべきだと思いますが、協議だけでは説明がつかないんじゃないですか。協議したかしないか誰もわかりませんから。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　ご質問にお答えいたします。書面によって双方確認するような契約行為ということでございますが、現段階では指定申請が上がってきて、それに対する選考したということで書面ではございませんが、双方の意向がそこで書面による契約ではございませんが、双方の契約行為的なものはあったということで町は考えておりますし、申し込みに対する指定に関する選定の通知も出しておりますので、そこで双方書面による了解が得られたということで改めて契約書によって取り交わすということは現時点では考えておりませんのでご理解いただきたいと思っております。

○議長　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　それはよく協議してもらえば私はいいと思っております。

それでは学校の新築工事についてですが、今度の新年度の6月議会ではもうすでに工事契約の仮契約が終わっていて、締結について審議されると思っておりますが、工事金額から見て、工事についてはもちろん地元業者の配慮も含めてですが、一括発注なのか、分離発注なのかそこからお聞きします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　発注の方法であります。町長の答弁の中で申し上げましたように、今後その発注のあり方につきましても検討していくということで、まだそういった一括発注なのか、分割してやっていくのか、その辺は町として検討に入っていないということであります。

それからその発注時期、6月の議会というようなこともおっしゃられましたが、国会の当初予算がいつ通過するのか、そういったことによって内示時期も変わってまいりますので、必ずしも6月議会に間に合うかどうか、その辺は現時点では確定しておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　その答弁だと、私なりに理解すれば、一括発注か分離発注かまだ未定は理解しますが、いきなり議会を開いて入札が終わってますので、承認してくださいと言われて

れば私はちょっと納得できません。というのは一般的に入札は町執行部がやって、その後に議会が承認するかしないかです。それでは町の小さな零細業者はまったく下請けにもならない。それを恐れるからです。

例えば地元の業者というとなんنانに大きな会社はありません。でも、一般的に私の試算だとこのぐらいになれば本体工事は地元には受注できる業者はいないのかと思います。無理かなと、それはわかって言ってるわけです。ただし、電気とか給排水とか、2,000万円以上だと条件付き一般入札になると思いますが、その場合地元で1社でもだめならば町外の業者と組ませて、地元の業者に競争力をさせて、レベルを上げて育てるという町の考えを聞きたいんですよ。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町長の答弁の中で申し上げましたように、町としても町内業者にも小学校整備事業に参加していただけるようにいろいろ工夫をしていきたいということで申し上げたと思いますが、そういったことにつきまして今ほど議員からお話あったようなことも含めまして検討していきたいということでございます。これはこれからの作業です。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ではその答弁を素直に理解すれば地元の業者もある程度深くかかわれるようにJV、いわゆる共同企業体なり組ませて、指導監督して進めると私理解していますが、それでいいでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 これからの検討作業の中で検討していくということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 明快な答えを出せないのはわかりますけども、最大限の配慮を地元に行ってもらうことを私は、やると思っています。というのはなぜかということ、町内の業者が設備関係を特にやった場合、それはかまいませんよ。例えば若松とか郡山の業者がやった場合、例えば水が吹き出してるとか、電気がなくて授業が困っているときに、いくら電話しても1時間はかかりますよ、急いでも。でも地元だったらある程度図面なり仕事にかかわればメンテナンス、あと解決とかスムーズにいくと思います。

それと働く人が地元にかかわったという、開かれた学校にもなると思うんですよ。それだから言ってるわけです。その辺の考えをお聞きします。

あくまでも検討しますばかりでなくその辺をちょっとお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 本事業というのは先ほど申し上げましたように12億3,600万円程度、それに太陽光が2,400万円と、非常に大きい事業であります。したがって、地元企業で単独で取れるということは非常に難しいということでもありますから、本体工事、それからいわゆる議員が今質問されているように設備工事、こういったことはこれまで西会津全般にも大きな事業を行ってきている事例もありますので、十分これまでの事業内容等については参考にさせていただきたいし、もちろん地元業者が参入してやれる工夫というのは当然町は行っていかなければならない。そういう指導を私はしていきたいなというふうに思っております。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 町長の答弁を聞いて安心しました。

それと質問がちょっと変わりますが、最近新聞などで人手不足、生コン不足、資材不足で価格が上がってます。入札が不成立な問題がないのか、そういうチェックもお願いします。

わが町でも去年でしたか、あくまでも設計書が砕骨骨材で積算してあるが震災の影響でなかったのでやむなく増額で補正予算をした覚えがあります。その点について大丈夫でしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 公共事業は県の基準、歩がかり、単価、当然示されてそれに則って設計させていただきます。そういったことで今、資材なんかも高騰しておりますし、賃金なんかも上がっているというのが実態でございますが、それに応じた形で当初設計書を調製して入札に挑むということでございます。そんな形でありますので入札、結果はどうなるかわかりませんが、そういった形で進めていく考えでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最後になります。学校つくるには大変な苦労があると思いますが、今までの工事でいろんな反省点も多々あると思います。それで今度はいろんな事業が目白押しにあるわけです。そういった不備とか不満がないために管理体制はどのように考えていますか。ありきたりの答弁でなく、町民が納得できるような説明をお聞きしたいんですけす。副町長をお願いします。

○議長 言ってみようがないでしょう。まだ、検討も何もないから、そこまでは言えないでしょう。質問を変えてください。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私が最後の質問というのは、町長はいろいろ忙しいでしょうから、副町長がその細部を細かくチェックして管理してやってほしいという決意です。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 それでは、長谷川義雄議員の再質問にお答えいたします。町長がこの西会津小学校の新築工事にみなみならぬ決意をもってこの西会津町の教育というものをさらに伸展させるべくいい小学校をつくるという決意で今臨んでおるわけでございます。その思いを実現させるためにはやはり事務的にもきちっとした対応、今までお答え申し上げました発注から完成まで、一貫して町は責任を持って対応していかなければならないというふうに思っております。

そういった中において、これから造成工事は終わったわけですので、いよいよもって本体の工事が始まるという中であって、先程来町長も申しておりますが、地元業者の皆さんを大切にしようというやり方、そういったものを、思いをわれわれ事務方一同重く受け止めてこれから着工、そして完成にいたるまで一貫してわれわれも尽力してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 ただいまの決意、ありがたく思いました。これで私の一般質問終わります。

どうもありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時17分)

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

平成25年3月12日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第2回議会定例会議事日程（第5号）

平成25年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 鈴木 満子 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 長谷沼清吉 | | |

○議長 おはようございます。

平成 25 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さんおはようございます。7 番、多賀剛でございます。今定例会に 3 件の一般質問通告をしておりますので、順次質問をさせていただきます。

質問に入ります前に今定例会初日の町長による施政方針並びに提案理由の説明におかれましては 1 時間 38 分もの時間をかけ、最近にはないような熱のこもった内容でありました。その中ではわれわれが今まで一般質問や質疑の中で提言、提案してきた内容が政策としていくつか取り入れられ、具現化し、条例案としてご提案されております。このことは執行部の皆さんはわれわれ議会の声、しいては町民の皆さんの声を真摯に受け止め、ご検討いただけた賜物かと受け止めております。

われわれは町民の皆さんの声をしっかりと聞く。そして執行部に提言し届ける。執行部の皆さんはしっかりと検討し、政策として条例化していく。このことが一つのまちづくり基本条例に則った町民が主役の町民、行政、議会による協働のまちづくりの一つの姿であり、少しずつではありますが、協働のまちづくりが進んできているのかなと感じてきております。

現在、われわれが議会基本条例を制定し、議会改革に取り組んでいる中で、一番力を入れなければならないのは町民の皆さんともっとしっかりと話をし、町民の皆さんの意見や要望を的確にとらえ、行政にしっかりと提言、提案をし、政策として条例化していく。われわれが今まで取り組んできた、またこれから取り組んでいかなければならない方向に間違いはなかったかと再確認できましたし、今後もさらなる議会改革、議会活性化に努め、町民の皆さんの負託に応えるべく努力していかなければと思った次第であります。

それでは質問に入らせていただきます。

まずはじめに伊藤町政の総括についてお尋ねをいたします。総括をするにはまだ少し早いのではという声もあるかもしれませんが、今年は町長選挙あり、1 期目の総括は当然必要であろうという思いでお尋ねをするものであります。

早いもので町長にご就任されて 4 年がたとうとしております。昨日町長ご就任後初の議会、平成 21 年 9 月定例会においての町長の所信表明並びにその後の一般質問でのやりとりの会議録を見てまいりました。

所信表明では、私が選ばれたのは町政を大きく変えるというその期待感の現れであり、数々の公約実現のために思い切った町政の転換を図り、強いリーダーシップを発揮し、本町を活性化していくと力強い決意を表明されておりました。また、町長という職は私個人のものではなく、町政を担う役割を町民の皆さまから 4 年間負託されたにしか過ぎません。人は往々にしてある地位につくとまるでその地位があたかも自分の権利、自分の力である

と過信してしまいがちですと申しておりました。

おそらくその後続く言葉としては、そうであってはならないと続くものと私はよく解釈したわけではありますが、その言葉がなかったがゆえにその後の一般質問ではその点を指摘されておりました。

もう一つ印象的でありましたのが、事務事業についてはすべてを一旦リセットし、必要な事業は継続、不要な事業を廃止し、行財政改革を進めていくと申しております。また、その後の一般質問では、町長は丑年生まれではあるけれども、角を出して他人を威嚇するような態度は慎んでもらいたいとか、町長として謙虚に他人の意見に耳を傾けて議会に臨んでもらいたいなどと言われながらも、われわれ12人の議員に町長自らすべてご答弁されておりました。

私の個人的な感想ではありますが、伊藤町政の船出はおだやかな順風満帆の船出というよりは嵐とまではいかないまでも、厚く重い雲が立ち込めた海への船出だったような印象を持ったものであります。

あれから4年がたとうとしております。これまでを振り返って、現在までの成果と課題、反省点についてお伺いするものであります。昨日の同僚議員への答弁で、これまでの成果についてはある程度理解できましたので、私からは特に課題と反省点についてお尋ねをいたします。また、マニフェストに対する達成率はどれほどと考えているものかお伺いをいたします。

次に、新年度予算の特徴についてお尋ねをいたします。毎年この3月定例会は予算議会ということで新年度当初予算について、新年度は何が変わったのか、何か特徴的なものがあるのかお尋ねをしております。

今年は特に昨年の暮れに政権交代があり、3年ぶりに自民党政権が誕生いたしました。安倍政権の進めるアベノミクスと言われる経済政策の効果か、円安が進み、株価も昨日は1万2,300円台とリーマンショック後の最高値を更新し、また、今春闘ではベースアップはもとより一時金の満額回答をする業界があるなど、経済状況も一部では明るい兆しが見えるようであります。

しかし実体経済が回復しているのかということ、はなはだ疑問が残るところではあります。仮に今後も経済状況が好転し、デフレ脱却、ゆるやかなインフレ状況に転換していくにしても、本町のような山間、過疎地においては体感できるまで相当なタイムラグがあるでしょうし、物価の上昇は早く訪れるにしても個人所得が上昇するまでにはまだ相当な時間がかかるものと感じております。

その間、今以上に経済状況、雇用環境が停滞する懸念も十分にあります。また、交付税等においても政府は地方公務員の給与カットを前提に、2013年度の地方交付税削減の方針を示すなど例年にも増して不透明な状況であります。歳入に当たっては例年と比べどのような変化が予想されますでしょうか。また、町税、交付税等の動向はどうとらえているのでしょうか、お尋ねをいたします。

また、自主財源である使用料、手数料についても今後見直しも必要との見解でありましたので、現在、見直し作業は進められているのでしょうか。どのような状況なのかお尋ねをいたします。

歳出では今定例会においていくつかの新しい政策、条例案が提案されております。毎年事務事業を評価検証し、無駄な事業は縮小、廃止し、必要な優先度合いの高い事業には積極投入をしてメリハリのきいた予算配分で事業を進めると説明されております。具体的にはどのようなものなのか、特徴をお伺いするものであります。

次に教育行政の課題についてお尋ねをいたします。

まず1点目は西会津高校活性化対策についてお尋ねをいたします。ここ何回か続けてお伺いをしてはいるわけではありますが、2年連続定員の半数に満たない入学者となっている西会津高校では、25年度の入学者が半数に満たなければ分校化の対象になるとされておりました。今年は大変憂慮をしておりました。

1期選抜で8人、2期選抜で28人ということで、受験者数が28人ということで全員が合格したとしても過半数には5人足りない状況であります。会津方部の高校活性化入学者確保対策では西会津高校と川口高校がよく対比され、対で報道される機会が多かったわけではあります。25年度の受験者数では大きく水を空けられた状況であります。昨年12月定例会で示されました新しい支援策は大変に思い切った効果的な対策だと感じておりましたが、受験者数増加には残念ながら反映されていないように感じます。

新たな支援策の効果をどのようにとらえているのか、今までどのような周知方法をとってきたのか、また今後の3期選抜に向けての対応をお伺いするものであります。

2点目は、小学校の道徳教育についてお尋ねをいたします。今年には福島復興、疲弊した会津の観光振興のためお正月から八重の桜が放送されております。放送の中では会津藩校日新館の什の掟が取り上げられ、会津武士道精神の原点として改めて注目をされております。この什の掟の精神は現代社会の中で忘れかけた人間が成長していく上での一つの大きな指針であり、後世に引き継がなければならない大切なものを数多く記されております。

什の掟に記されているような当たり前のことができない。当たり前のことが守られないがゆえにいじめや体罰など現在のさまざまな教育問題が起きております。会津若松市ではあいづっこ宣言として什の掟の精神を受け継ぎ、学習しております。また、全国においても会津の子どもたちにだけこの精神を伝承、学習させていたのではもったいない。ぜひ自分たちの学校でもこの精神を学びたいという問い合わせも数多くあるようでございます。

本町の小学校でも道徳教育、倫理教育の中で、この什の掟の精神を取り入れて学習し、身につける教育が必要ではないかお尋ねをするものであります。

以上の3点を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 おはようございます。7番、多賀剛議員の質問のうち、私からは町政の総括についてと、新年度予算の特徴について答弁をさせていただきたいと思っております。

町長に就任して3年8カ月がたちました。ただいま多賀議員からこれまでの私の姿勢について総括的にご意見をいただきました。私はこのことはある意味では叱咤激励と受け止めながら今後一層謙虚に、そしてしっかり対応してまいりたいと思っておりますので今後ともご指導のほどよろしくお願ひしたいと思います。

私はこれまでの町政については一貫して町民との対話、地域経済の均衡ある町づくり、みんなの声を聞く町政を基本理念としながら、全力で町政に挑んでまいりました。このう

ち、町政運営については、総合計画の実施計画に基づき着実に事務執行が図られたと考えており、国県の動向を適確に把握しながら、有利な補助事業や起債事業を取り入れ、町の活性化が図られたことが最大の成果と言えると思っております。

財政運営においても、最小の経費で最大の効果を発揮することを基本に、事業の見直しと効率化を図り健全財政を維持しながら、重点施策を確実に形にしているところであります。

具体的な成果として主なものを挙げますと、一つとしては、長年の懸案であった橋屋橋の架替えが県代行事業として決定したことであります。これは、議員各位にもご協力を頂いた要望活動が実ったと考えております。二つ目としては、教育行政においては、西会津小学校が開校し、校舎新築事業への目途が立てられたことであります。三つ目としては、民間事業の活用により福祉施設の整備の目途が立ったことであります。これにより多くの入所待機者の解消が図られることとなります。四つ目は西会津診療所の医師4名体制が実現したことです。これも長年の懸案事項でありました。五つ目としては、グリーンツーリズム事業、活力ある地域づくり支援事業や加工支援事業などの導入であります。これらにより、町民の皆さんの自主的な取り組みに動きを感じているところであります。六つ目はイメージキャラクターこゆりちゃんの導入です。これにより町の大きなイメージアップにつながったと考えております。

次に課題についてであります。本町の最大の課題は何といても高齢化と人口の減少であります。人口の減少に歯止めをかけて、町の活性化を図っていくことに重点的に取り組んでいく必要があると考えております。そのためには、まず、健康がいちばんをキャッチフレーズに、健康づくりを町民が一体となって進め、元気で長生きのできる社会を目指していかなければなりません。

また、働く場の確保も重要な課題であり、若い人が住み、子育てのしやすい環境を創ることが、いま町政に求められていると認識しているところであり、今後も、これらの課題の解決に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次に、町長選挙に出馬する際に掲げた私のマニフェストについてのおたがごさいました。

私は、町長選挙に出馬するにあたり、自分の町政への思いをマニフェストとして作成したところであります。町民の皆さんのご支援をいただいたと認識しておりますが、マニフェストの実現にはこれまで全力で取り組んでまいりました。

その中には、短期的には達成できない事柄もありますが、町長報酬の50パーセントカット、黒塗り公用車の廃止、町長交際費の公開、町政懇談会・町民提案制度の創設、診療所の医師の確保、小学校の統合、結婚祝金制度の創設、保育料の2人目無料化、農林産物加工場の設置など多くの事業については、議員各位のご理解とご協力により実現したところであります。

なお、達成率としてこれら数字で表すことは、私は非常に困難でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、新年度予算についてのご質問に、お答えいたします。

先の衆議院議員総選挙における政権交代により、国では、平成24年度補正予算と平成

25年度当初予算を一体的に編成する、いわゆる15カ月予算として編成作業を進めております。このため、本町の予算編成にあたっては、例年以上に国県の予算編成の動向や税制改正等の情報収集を積極的に行ない、財源の確保に努めてきたところであります。

ご質問の歳入の状況であります。町税では法人税や固定資産税で減額となりますが、個人町民税においては農業所得の向上などによる増と、たばこ税では税率の改正による増が見込まれることから、3.0パーセントの増額となったところであります。

また、歳入の多くを占める地方交付税では、平成25年度地方財政計画において、地方公共団体に交付される額、いわゆる出口ベースが対前年度比較して2.2パーセントの減となっていること、また地方公務員給与の削減に伴う影響額など、新年度における特殊事情等を見極めながら、安易に前年度からの増減率で算出するのではなく、本町の実態に合わせた見積もりを行った結果、2.8パーセントの減額としたところであります。

また、国県支出金については、西会津小学校校舎新築事業や再生可能エネルギー等導入事業などの実施により、それぞれ約50パーセントの増となったほか、財政調整基金や東日本大震災復興基金からの繰入や地方債などでも増額計上しておりますが、いずれも過大な見積りとならないよう、現時点において可能な額を計上したところであります。

次に、使用料及び手数料等の見直しにつきましては、その時勢にあった適正な負担額へと見直す必要があることから、近隣市町村の状況を調査したなかで、適正で不公平感のない額となるよう、現在、その見直し作業を行なっているところであります。

今後は、減免規定の見直しなど総括的に検討すべき点と、個別に掘り下げて検討すべき点があることから、平成25年度中には一定の方向性を打ち出していきたいと考えております。

次に、歳出についてのご質問にお答えいたします。

歳出につきましては、復興・再生に向けた各種事業はもとより、西会津小学校の新校舎建築が本格化することなどにより、例年以上に限られた財源を効率的・効果的に活用するため、事業の必要性や優先度を十分に検討し、住民生活に密着した事業に対し、重点的な配分を行なうことといたしました。

具体的には、重点目標の一つである地域経済の活性化では、活力ある地域づくり支援事業や集落支援員配置事業などを継続して実施し、地域の活性化に取り組むとともに、さらに地域おこし協力隊や定住・交流促進に関する事業などを新規に計上することで、新たな活力による地域活性化を図ってまいります。また、園芸・菌床栽培ハウス整備などにより、農林業基盤の安定と農業所得の向上を図るとともに、新たにそばコンバインの購入や加工品開発への補助金を計上し、産地化や特産品開発を支援してまいります。

次に、2点目の教育の振興、人材の育成では、西会津小学校の新校舎建築工事費や給食センター備品購入費、中学校施設改修費などを計上したほか、西会津高校活性化支援のため、通学費や進路支援補助金、修学資金貸付金を新規に計上して、地元県立高校の存続・発展を図ってまいります。

次に、3点目の健康づくりと安心・安全の推進では、健康がいちばんをキャッチフレーズに、住民参加型事業の充実を図るとともに、今まで支援が行き届かなかった乳幼児家庭への子育て応援金や、新たな保育施設整備基本構想の策定委託料、明神橋耐震補強工事な

どを新規に計上したほか、町民バス運行体系の見直しに係る経費などを計上したところ
あります。

また、過去に借入れた地方債のうち、借入利率の高いものについて繰上償還を行ない、
後年度負担を抑制することにより、財政の健全化にも配慮したところでありませ

このように、町民の皆さんの暮らしに密着して、町民生活を積極的に支援する予算案と
して編成いたしましたので、ご理解をいただきたいと思

なお、個々の内容、事業等につきましては所管課長より答弁をいたさせます。その他
のご質問等については、教育長より答弁いたさせます。

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行を許します。13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 答弁漏れがあります。多賀議員は成果については昨日の答弁でわかっ
たので質問はしませんとことわって、それを答弁なさいましたが、それはそれでいい
でしょうが、反省点について伺っておりますが、反省点については一言もおふれに
なっておりませ

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(10時29分)

○議長 再開します。(10時31分)

教育長、佐藤晃君。

○教育長 7番、多賀剛議員のご質問のうち、西会津高校活性化対策についてお答
えいた

西会津高校の存続に向けましては、町の新たな支援策と西会津高校の実績をPRしな
がら、町を挙げて取り組んでいるところでござ

その結果、効果として保護者の皆さまに大変好意的に受け止めていただき、第Ⅱ
期の選抜における志願者が昨年よりも12名増という結果をもたらしております、大
変ありがた

しかしながら、議員ご指摘のとおりⅠ期選抜で8人、Ⅱ期選抜の志願者が28人
という定員の半数に満たない厳しい状況となっております。

新たな支援策の周知につきましては、12月定例会後の12月14日及び17日の両日、
地元の西会津中学校をはじめ近隣の中学校を訪問いたしましてご説明を申し上げ、
理解を深めていただきました。また、ケーブルテレビ、報道機関で周知するととも
に、西会津中学校第3学年保護者には、第3学期の始業式に当たる1月8日付で文書、
支援策、国立福島大学、県立会津大学合格者のコメントを一つづりといたしまし
てお届けをしたところでありませ

次に、道徳教育についてのご質問にお答えいたします。

什の掟の精神は、小学校学習指導要領道徳編に十分に盛り込まれているところ
でございます。これからも、週1時間の道徳の授業の時間はもとより、小学校の全
教育活動を通じて、児童一人ひとりの道徳性の育成を図っていかねばならないと
考えておりませ

の際には、議員ご指摘のとおり八重の桜の放送により注目度が高まっており、また、児童が社会科見学等で訪れております日新館の仕の掟を適宜引用しながら指導し、その効果をもり高めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは再質問を順番にさせていただきますが、先ほど議事進行入りましたけれども、私もその点はお尋ねしなければならないと思っておりました。反省点というとなんか気まずいような気がしますけれども、私は決して反省するということが恥ずかしいことでもないし、反省するということが多ければ多いほど人間としては成長できるし、いいものができると思っておりますので、今ほどのご答弁でなかった反省点について、できれば今まで町長が3年8カ月やられた中で町民との関係、あるいは職員との関係、われわれ議会との関係、それぞれもったこうすればよかったのではないかと、もったこんな方法があったのではないかと、そういうことがあればお聞かせいただきたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いろんな事業を通し、3年8カ月の過程の中では成果とか、課題とかあるいは反省とかということはあるあります。これまで行ってきた成果、あるいは今後どうすべきかということについては、私はただいまの答弁の中で、この原稿を書くにあたって十分検討し、その課題の中にこれまでの反省というものを含めて提起をしたということでありますので、それは一つひとつ、今ほど議員から指摘のありました職員との関係とか、議員に対する関係とか、あるいは町政全般にわたる反省とかということと非常に膨大に私はなると思っています。

一つのことに対してやっぱり必ず反省をして次に進むというのは、私は当然のことだと思いますけれども、総合的に反省点だけを拾いだすということはやっぱり課題と同じような見方をさせていただいて、今後その課題がある意味では反省も含めた内容だにご理解をしていただければありがたいというふうに思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 町長おっしゃることはわからないでもありませんが、われわれ反省というと、ああ、こういうことを失敗したなど、もったこうすればよかったなど具体的にこうすることが反省なのかなど、私自身は認識しております。その中で個々の具体的なことは課題の中で申し上げたということでありますが、私、一つの例としまして、いろいろ町政というのは町長お一人で全部できるものではないと。それは十分承知しております。

私、一昨年12月の定例会、23年の12月の定例会で、なんで町長の部屋、町長のブログというのがホームページのトップメニューにあるのに、なんで更新しないんですかというお尋ねをしました。今回の重点目標の中でも、行ってみたい、住んでみたい町にしたいんだと、こうおっしゃってる中で、やっぱり外に向けていろんな情報を発信するというの大変大切なことだと思うんです。

その中で私一昨年12月に、なんで更新しないんだというおただしをしたら、町長は、この町長ブログというのは一つの広報手段として町のイベントやあるいはこの事業の紹介など、本町の魅力を私自身が言葉で町内外の皆さんにPRし、そして地域の活性化につながることが目的に取り組んでいるところであり、最近ご指摘ありましたが、更新できな

い状況でありまして、なかなか私自身も努力不足の面がありましたと。その後の再質問の中で、今後は努力して更新していくというご答弁をいただいております。

残念ながら昨年の更新状況を見ますと4月、5月、8件の更新で終わってしまっております。これは町長ブログ、たかが町長ブログでありましようけれども、これは町長お一人の努力でできることなんです。職員の皆さん、あるいはいろんなところに迷惑をかけるものではないと。町長ご自身の努力でできることをできなかったと。今交流人口の増加、あるいはIターン、Uターン、定住促進を図りたいというときに大変有効なツールだと私はそのときも申し上げました。

一つの例であります、こういうところは真摯に反省すべきことではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほど申し上げましたように、個々にわたる事例というのはいくつも私はあると思うんです。例えばと言われればそれについてお答えをすれば非常にこれは私の努力不足でもありました。ですから、やっぱりこれから今後努力をする。そしてまたもう一回このブログ等について見直しをしていきたいというふうな、そういうことで、個別に言われれば反省点や、その内容等については十分に自ら思いを持って、今後見直していかなければならない点は多々あるかもしれません。

ですから、事例においてご質問いただければそれに的確にお答えをするということでもありますので、その一つ一つがすべてにわたってこれもあるんじゃないか、これもあるんじゃないかと。私は非常にそういった欠点の多い人間でありますから、いろいろあるかもしれません。しかし、その個々の内容等についてこの3年8カ月の中ですべてにわたってどれが反省なんだと、こう言われてもなかなか、私は一つの事業については一つの反省点は必ずあると思うんです。すべて成功しているなんていうことではないと思うんです。

ですから、そういう意味においては、総括的に、そしてその総括的問題についての課題というところにくるめて今ほど私のほうから発言をさせていただいたということでもありますので、そういう個別な対応については十分反省するところはたくさんあるというふうには思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そういうことでありましよう。この総括と言えは町長がやる仕事というのはいっぱいあるでしょうけれども、町長でしかできない仕事というのはそうはないんですね。要は基本構想、基本計画、実施計画がしっかりしていれば副町長先頭に事務方がしっかり事業を進められるような体制になっております。

やっぱり町長は、町長でしかできない仕事、それにしっかりと取り組んでいただいて町の方向性をいい方向性に向かしていただきたいという思いでありますので、個別の一つの例を言いましたけども、町民との関係でもこういうことがもっとやっておけばよかったとか、あとはわれわれ議会との関係の中でもっとこんな方法があったんでないかなという思いで私はお尋ねしたわけではありますが、それを個別ととられるのであればしょうがありませんが、その辺をもう一度ご答弁いただけますでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いろいろな形の中で町政運営についてはその姿勢が問われるというところもありましょうけれども、また、町長でしかできないこともこれはございます。しかし、限られた時間の範囲の中でいろいろこれやらなければならない課題もありますので、すべてが満足して、あるいは自分の思いどおりになるという時間もなかなかあるわけでもありませんので、その具体的な事例の中であればお答えをしようというふうに思いますけれども、総合的に見てやっぱりそれは一つ一つ毎日が反省の過程の中にあるということでご理解をいただければいいんじゃないかと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そのとおりなんです。私は朝の連続ドラマで、世の中には不完全な男と不完全な女しかいないんだというような話ありましたけども、それ言わせれば私なんか不完全な人間の筆頭格でありますから、本当に日々毎日反省をしながら、ああすればよかった、こうすればよかった、なんであんなことやっちゃったんだろうと。本当に悔やむような毎日が続いております。

でも、そういう反省を率直に吐露していくのがやっぱり人間味あふれる町長ではないのかなと思います。それを内に秘めておくのも一つの方法かもしれません。そういう意味で率直に反省点を出していただいて反省していただければわれわれは素直にもっといい方向があるんじゃないかなあ。いろんな方向性を見いだせるのかなと思ったところでお尋ねをいたしました。

この伊藤町政の総括につきましてしは、後に続く先輩議員のほうからも同趣旨の通告出ておりますので、私のほうからはこの程度にしておきたいと思っております。

質問を変えまして教育長にお尋ねいたします。

西会津高校の活性化対策につきましてこれは私ここ何回か続けてお尋ねしているのは先ほど申しあげましたように、25年度入学者が定員の半数に満たなければ分校化の対象になるということで今年1年大変憂慮していたわけなんです。それで12月に新しい支援策を出されて、われわれ議員が全員でよかろうとゴーサインを出して今にいたっているわけでありまして、大変私は期待しておったわけです。

結果は先ほど話したとおりでありまして、まだ定員に5人程度足りない、全員合格しても。これね、周知の方法、今までやってきたこと、教育長一生懸命やってこられたんでありましょう。説明いただきましたけれども、その中で私ね、12月に申しあげましたけども、この支援策というのは受験者本人よりも保護者にインパクトのある、効果のある支援策だと。ですから、親の目に届く方法、しっかりとっていただきたいと申しあげました。

すべてではないでしょうが、今の中学3年生、自分の興味のないもの、学校からこういうプリントをいただいて家に持って行って見せてくださいよと言われても全部が全部親の目に届いたか、はなはだ疑問なんです。ですからあるとき極端な例でありますけども、管内の中学校3年生、すべてにDMを出すぐらいなことを考えないと、これは保護者の目に届かないよというようなことを申しあげたわけでありまして、私はそんな思い、ちょっと行き過ぎだったでしょうか、教育長、いかがでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 12月議会におきまして、多賀議員から確かにそのようなお話を賜りました。そ

の内容も踏まえまして新たな支援策についてコンパクトにまとめ、そして西会津高校から本年度の高い実績、それも合わせまして各学校にお持ちをいたしました。ちょうど当日、PTAの集まりがある。期末懇談会があるというふうな学校もございましたので、そこでは全部コピーをしていただいて直接校長先生、進路担当等から説明をしていただくようお願いを申し上げた次第であります。

各学校にすべてそのような方向でお進めをいただいたわけでありまして。その結果、大変好評いただいたという2回目に訪問したときの校長先生からのご報告を賜りまして、大いに感謝をしてきたところであります。

残念ながら第Ⅱ期で、Ⅰ期と合わせて41名を超える数字には達しなかったわけですが、本当に受け止めていただいて効果も見られているなど。数字的には本当に残念で、不満でありますけれども、これから私ども14日に発表となりますので、その発表を受けて各学校に、議会中ではございますけれども、電話等でお話を申し上げ、最終的にまたお願いをしたい。

で、西会津高校同窓会、PTAの皆さん、考える会、関係の皆さま全力をあげて取り組んでいただいているところでありますが、さらに最後の働きかけとして西会津町内はもとよりであります。坂下、喜多方、若松のお知り合いの方、保護者がおられましたら西会津の支援策と西会津の実績を大におすすめていただいて、一人でも多く生徒の確保につなげていただければありがたいなど、こんなふうに思っておるところでございますので、よろしくをお願いを申し上げたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。今回は全員が合格しても5人足りないわけですね、過半数に。だからこのⅢ期選抜は何が何でも41人クリアしていただきたい。それは必ずややっていただけるものと思っておりますけれども、もう一つ言いたいのは、実は前回の分校化危機の際も、会津坂下からバス、通学用のバスを出して生徒が大勢集まった。ああよかったわいということで安心してしまったのか、その後の対策が積極的でなかったのか、だんだんまたじり貧になってきて現状にいたっているわけですね。

だから、今年仮に半数以上の入学者だしたとしても、また来年以降しっかりとした対応をとっていかなければならないと思うんです。そのためにはただお金を出して支援をするというばかりでなくて、昨日、一昨日の全協の中で教育長の私見として申し上げましたけれども、やっぱり県の教育委員会に対する要望活動、こういう過疎地の自治体には学校は必要なんだと。かならず一自治体に一つの高校は残すと。いっぱいあるところはそこは統合して一つ、あるいは一つ減らすというような方向性をだしてもらって要望活動も絶対必要ですし、そういう方向で安心せずに25年度以降もこの活性化対策に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 多賀議員おっしゃるとおりでございます。昨日も議会の中で申し上げましたが、昨年末に町の支援策をお持ちして、町長に随行いたしまして県教委に訪問させていただきました。県の教育長に対しまして、西会津町はこうやって支援をしていきますよということで申し上げたところでございますが、県の教育長からも本当に感謝の言葉をいただ

くとともに西会津高校でこれだけ会津大学、福島大学に合格しているわけですから、実績が上がってきてますね、これからは喜多方、若松までわざわざ行かなくても西会津高校でどんどん自己実現が図られるようになっていくといいですね、というお言葉をいただいたところでございます。

そういうことで、昨日も申し上げましたが、会津地区のある私立高校のそういう動きもございますけれども、何としても今年は41名以上をクリアして、新たな出発をして実績をつくり、特色ある高校、魅力ある高校と並行して、来年度におきましても年度当初からどんだん各学校をおじゃましてPRを続けて、例えば本当にありがたいことですが、クリアできたからといって安心なんかしてはもういられる時代じゃありません。少子化がどんどん進んでいきますので。

そういうことで頑張っていきたいなど、こんなふうに思っております。私の私見のお話もございましたが、本当に県の教育委員会に対しましては、ある私立高校の動きを止めてもらうという指導を徹底していただきたいということと、それから中山間地の高校をなくするのではなくて、新たな改革計画をつくっていただいて、西会津町、あるいは中山間地の町村から高校引き上げるなんていうことのないような改革計画を早めにつくっていただきたい。この2点を強く要望したところでございまして、また、来年もそのような形で強く要望していきたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそうしていただきたい。先ほど私付け加えるの忘れましたが、国公立に4人も合格してるということですよ。だから率にしたら今年の3年生何人いらっしゃるんでしたっけ。だから、率にしたらば相当な割合ですよ。よその学校に比べれば相当な高い確立で国公立大学にいける学校だということのを最大のアピールポイントですので、その辺は積極的に併せてPRしていただきたいと思います。

質問変えまして小学校の道徳教育につきましてお尋ねしますが、これも先輩議員の同趣旨の通告ありますので私は深くは言いませんけども、昨日の同僚議員の一般質問の中でも、毎朝あること唱和させるようなことにすれば自然と身についてそれができるようになるんだというような話ありましたけども、会津若松市のような、あいづっこ宣言のようなそういうのをつくって西会津小学校でも毎朝唱和させると。それを身につけさせると、そういうようなお考えはございませんでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 日新館の仕の掟を参考にし、そして私今手元に持っておりますが小学校学習指導要領の道徳編でございます。これが先ほどご答弁申し上げました仕の掟の内容全部含まれていますよというものでございます。会津若松市におきましては、仕の掟とそれからこちらの学習指導要領を参考にして、あいづっこ宣言をつくったわけでございます。

学校によっては正面に掲げて毎朝唱和しているというふうなお話もお聞きしておりますが、全校で徹底されているわけではございませんで、一つ参考として考えさせていただきたいとは思いますが、道徳の教育というのは道徳の時間、毎週1時間やっています。その時間だけで道徳性が身につくわけではございませんで、すべての教育活動、学校ににおける教育活動の中で身につけるものでございます。

国語の授業、算数の授業、すべての教科の授業においても道徳性として育てる場面が必ず出てくるんですね。いい意見を言ったにもかかわらずあなたの意見は全然だめだなんて阻害するような子どもも中には出てきます。そのときに教師が一言、道徳性を育てるために、ならぬことはならぬだよと、友だちがいやがることをしちゃいけないんだよと、指導する場面はいっぱいあるわけですね。

幸いなことに今年は八重の桜によって日新館がクローズアップされておりますので、さらに効果的に指導していくように、まずとりあえずはそういう方向で取り組んでいきたいなど、そんなふうに思っているところでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひそのように、教育長、お願いします。この八重の桜やっているからということではないですけども、これはやっぱり一時のブームにしてしまっただけでは本当にもったいないことですよ。この仕の掟というこういう精神が会津にあるということは、それを身につけるということは、会津人としての誇りを持つ。しいては郷土愛を育て、将来は西会津に戻ってきて何か役に立ちたいと、そういう子どもが一人でも多く増えることが最終目的でありますので、ぜひそのようなことをご検討いただきたいながら進めていただきたいと思います。

ちょうど時間になりましたので私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 6番、日本共産党の鈴木満子です。今議会に3点ほど通告いたしましたので随時質問いたします。

本町は保健、医療、福祉との連携したトータルケアのまちづくりに力を入れ、町民の健康づくりに努めてきました。しかし、高齢化が40パーセントになってくると、現在、後期高齢者の割合が増えていく中で、要介護者の増加が見込まれます。また、特に4、5年前から認知症が増え始めている状況が明らかになっております。地域においては高齢化や核家族化、過疎化が進み家庭での介護力が低下している現象が現れております。そこで質問いたします。

1番目には、施設に入りたくても空きがなくて入れない。その人数はどのくらいですか。

2番目には、現在認知症と診断されている人数はどれくらいですか。

3番目には、死因の死亡率状況、三つあげられております。それを上げてください。以上3点から見てもトータルケアの取り組みにはもう限界が見えてきているような気がしません。見直しが必要ではないかと私は思います。トータルケアの最終目的は、やはり地元に入院できる病院をつくり、連携して取り組むことが今山形県ではやられております。わが本町もその方法をとるべきだと私は思います。これは大きな事業でありますので、すぐとは言いません。計画的に取り組むべきと思うがいかがですか。

大きい2番目には、福祉灯油の実施について。例年になく雪が降り、寒い日が続いています。独り暮らしの高齢者の皆さんは毎日寒い思いをして、節約しながら炬燵にあたっている姿を見て大変だなこれとは思いました。3月の議会の町長の提案理由の説明の中には必ず私は上げてあるとばかり思っていました、とても上がってなくて残念です。

これはやはり町独自の施策でありますので、ピカッと光るものがあると思います。そこで質問いたします。2月、3月にかけての灯油の値段を把握していますか。4年前、5年前に独り暮らしの高齢者、障がい者、独り親世帯に500円の券を10枚渡した記憶があります。これは灯油の値段が上がったからです。国の補助があったかもしれませんが、なぜ、今年灯油政策を考えなかったのか町長に伺いたい。独自の施策をとにかくやることによって住民は期待しているんです。今からでもいいので、取り組んでみませんか。

大きい3番目には、空き家問題についてです。放置された空き家が近隣の住民は防災、防犯、衛生の悪化などから不安な日々を送っています。野沢町あたりほど真ん中に1軒ありますね。ああいうことから町は崩壊の恐れのある空き家の通報を受けても、国の考えである私有財産だからと、住民の安全策を応じにくい状況が続いています。質問に入ります。

管理が不十分な空き家は何軒くらいありますか。その中で危険と認められる件数は何件ですか。所有者に適切な措置をとるように勧告や命令をした件数は何件ですか。空き家対策への三つ目、国の支援制度はどのようなものがありますか。

以上、3点を質問いたします。わかりやすく答弁していただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、施設入所待機者などについてお答えいたします。

町内の入所できる施設は、介護老人保健施設憩の森や特別養護老人ホームさゆりの園、グループホームのぞみなどがあります。町内に居住している方で、これらの施設へ入所を希望している待機者につきましては、平成24年11月1日現在で、特別養護老人ホームさゆりの園133名、老人保健施設憩の森72名、グループホームのぞみ15名で、この人数は、重複して入所申請をしている方や、軽度の介護認定者及び他市町村の施設に入所している方なども含まれているため、施設入所が必要な方は、一般的に概ね30パーセント、実質60名程度と見込んでおります。

次に認知症の人数についてお答えいたします。平成24年11月1日現在で、介護認定され認知症状を有している方は302名となっております。

次に死因の状況については、平成22年福島県保健衛生統計での本町の状況は、第1位は胃がんなどの悪性新生物で53名、第2位は脳卒中などの脳血管疾患で26名、第3位は心筋梗塞などの心疾患で24名となっております。

次に町立総合病院建設についてであります。総合病院の定義では、病床数が100床以上で、主要な診療科目が最低でも五つの診療科が必要であり、さらに救急医療提供体制を必要とします。

総合病院を建設するには、多くの財政負担が必要となり、運営にも多くの医師や看護師等の人材を確保しなければなりません。これまでも設置の方針は示されておらず、入院できる病院は近隣の市などに設置させており、本町といたしましては多くの財政負担と人材確保が困難であることから、現在のところ建設する計画はありません。

今後、在宅医療サービス提供体制の強化や、本年5月に開院する会津医療センターとの地域医療連携を図り、高齢化社会に向けた医療サービス体制を構築してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、福祉灯油についてのご質問にお答えいたします。

はじめに2月から3月にかけての灯油の価格であります。円安の影響により配達価格で1月に入り98円、1月15日に101円、1月21日には103円となり現在に至っております。

平成19年度から平成20年度にかけての福祉灯油補助は、急激な灯油価格高騰、平成19年8月段階で85円から平成20年9月段階で128円、この時点で上昇価格が43円となったことから、から国の緊急原油高対策の一環として行なったものでございまして、県及び町は、豪雪地帯において灯油価格の高騰により十分な準備がなされないと思われる高齢者等の低所得者世帯を支援するため、灯油購入費の緊急助成措置を行なったものであります。

その年度に限り実施要綱を制定し高齢者等低所得者世帯の灯油価格高騰分の負担軽減を図るため、灯油購入費助成として一世帯5,000円の灯油券を給付して支援をおこなったものであります。平成19年度は674世帯337万円、平成20年度は682世帯で340万8千円実績となっており、県補助2分の1の事業で実施したものであります。

この度の灯油価格につきましては、緊急的措置を行なうまでの上昇率には至っておらず、県としましても福祉灯油緊急補助事業は現在のところ考えていないようであります。町といたしましても、単独でこの事業を行なうことは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 6番、鈴木満子議員のご質問のうち、空き家問題についてのご質問にお答えいたします。

老朽化した空き家につきましては、防災、防犯、景観、衛生などの面や、周辺住民に倒壊の不安を与えるなど、本町にとどまらず、全国的な問題となっております。

はじめに、町内の住宅で空き家となっている軒数であります。昨年、町独自で行った調査では、約200戸で、このうち老朽化が著しく、倒壊により道路や通行者、周囲の家屋に損害を及ぼす恐れのある建物は、約10棟であります。

次に、町が所有者に対し、適切な措置をとるよう勧告や命令を行った件数についてのおただしであります。近年においては、空き家の隣人からの連絡により、空き家の所有者に対して屋根の雪下しをお願いした事例が数件あったところであります。

なお、空き家につきましては、原則として所有者が管理すべきものでありますので、4月の固定資産税の納付書発送の際に、空き家の所有者に対しまして、文書を同封し、適正な管理をお願いする考えであります。

次に、空き家対策への国の支援制度についてであります。空き家を取り壊し跡地を活用する場合の補助制度はありますが、単に取り壊すだけの補助制度は、現在のところありません。

空き家につきましては、今後増加が予想されますことから、現在、町では、勧告や命令、代執行、さらには取り壊しに対する補助制度などを網羅した条例の制定について、国県の動向を踏まえながら、検討作業を進めているところでありますのでご理解願います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 山形県の最上町ですか、この前民生員で研修に行ったところですね。ちょう

ど私もあそこ前に行ったことあるんです。本当に施設が大きいです。でもやっぱり病院と提携するというのが最終的な目的だと、こういうことをおっしゃってました。

病院は考えていません。こういうふうなことを言うておられますが、これは今私たちのトータルケアも見直しの時期だと思いますよ。それで、今多機能老人ホームつくっておりますが、あそこいっぱいになったらどうなるんですか。そこをお聞きしたいです。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。病院建設に関するご質問で、山形県の最上町の説明があったわけですが、本町でこれまで行ってきた医療体制につきましては、健診も含めて診療所等で早期に疾病を見つけ、早期に治療し、また町の診療所で難しい治療については町外の病院等に、専門の病院等に紹介をして、その上で治療していただいて、また退院されましたら町の診療所で手厚く治療を行うというようなことで、そういう対応をこれまでも行ってまいりました。

病院につきましては、先ほども申し上げましたように、相当数の財政負担と相当の医療スタッフが必要でございます。また、西会津町にそのような病院が現在のところは考えておりません。

また、先ほど地域密着型の介護施設等が今後できる。それに対するそこが満床になった場合はどうするのかというようなご質問もございましたが、現在国が進めております介護の考え方につきましては、地域包括ケアシステムということで医療と介護と保健と、また施設とさまざまな要素を連携いたしましてできるだけ地元において安心して暮らせるような体制をつくるというのが現在の国の介護保険の考え方でございます。

それをバックアップするためにも地域医療は重要でございますが、病院という考え方ではなくて、これまでも申し上げておりました在宅医療体制を強化することで、また自宅にしながら、地元でしながら適切な医療、それから適切な介護を受けられるような体制づくりということが求められておりますし、本町といたしましてもそういう方向性を模索しているということでご理解をちょうだいしたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 先ほど死因の死亡状況というのをお聞きしました。がん、心疾患、脳疾患と、そういうような状況でありましたが、私の知ってる坂下の方が西会津に母親がいて、坂下に息子のところに行っていたと。そのときに倒れちゃった。そういうことで、いや、私これでは西会津にいたら死んでしまう。そういうことを言われたんですよ。そういう状況はいっぱいあります。独り暮らしの人が在宅介護を受けていても、そこをきちんと見ている人がいて、介護ができないでお医者さん来るの待ってさいなら。そのときに死んでしまったという現象も起きますよね。

こういうのを聞いてやっぱりこれでは仕方がない。早く脳疾患も心臓疾患も、処置が早くなければ助かる命も助からない、そういう恐れがあると。そういうことが考えられます。それからもう一つはがんで手術した。それで点数が少なくなって大きい病院出されますから、次の病院を、先生どこかありませんかというのが3件ほどあったんですよ。喜多方しかないから、じゃ喜多方のここかあそこかってみつけてやって行きましたが、喜多方、坂下、若松方面で実際に入院している人数が150名くらいですね。課長さんに聞きました。

150 名の人が近くに病院があったらここまで来なくてもいい。そういう判断をしていますよ。

そういう点でやはり今こそ、すぐとは言いません。今こそやっぱりそういうのを大きい事業、町長、考えなくちゃなんない時期でございます。やっぱりトータルケアの見直しということも今後の町政の課題になると思いますよ。その辺、町長さんいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今議員おただしの町立病院とこれからの介護施設の関係でありますけれども、西会津町はこれまで他に比べて非常に高齢化率が進行しておりますから、早い段階で特老や老健施設等々について対応してきたわけでありまして。それと連携をしながら医師体制というものも、これ当然この施設には医師が関わり合いを持つということで現在の診療所の医師体制の中においていろいろ対応してきているわけでありまして。

それが満床になったり、あるいはそこから本当の意味での病院に入院しなければならないという段階もこれはケースの場合といろんなケースであるかと思うんであります。ただ残念ながら西会津町の現在の財政規模やあるいは現在の状況から考えて、それをすべて受け入れるだけの入院施設をこれから持つという、あるいは町立病院、総合病院を持つということは非常に財政的な負担との関係でなかなか難しいということでありまして。

ですからこれまでずっと長い西会津町の町政の中で、町立病院構想というのはまったくなかったわけです。ですから、やはりこういったことは現在の財政構造上一つの町村が町立病院を運営するというのは非常に困難性があるということでありまして、そこはやはり広域的に、そして会津全体の中で病院構想というのは会津医療センターという一つの病院がこれから開設されますので、これからそこの連携を図っていきましょうというのが西会津町のこれからの介護計画の中でもあるし、あるいは今後医療との関係で診療とのつながりも持っていこうということで、やはりお互い分担をしながら対応するというのがどうしても必要になってきておりますので、現在のところ、将来的な構想として町立病院どうだといわれると非常に私は難しいと言わざるを得ないということでありまして、現在のところはなかなかそこまで到達するような状況ではないということでありまして。

○議長 6 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 もう一つの例をあげますと、透析患者と話が、会う機会がありましたので聞いてみましたら一日おきです。だから旦那が送って行って、また連れてこなければならぬ。一日おきですから、旦那働いているひまがないわけです。それがやはり大変だなと思っていたんですが、人に頼めばお金を出すと。そういうふうな頼み方もあるし、透析患者さんは病院が近くにあればデマンドバスで通院できる、こう言ってるんですよ。

だから町は高い交通費なんか払うことない。そこまで言ってます。何人かでといったら町の中の人には交通費はかからないと思いますが、雪降っても透析に行ってちょっと無理だなと思ったら入院すると。こういうようなもの、大きな、大々的というふうなわけじゃないんですがね。ベッド数は 30 から 50、いわゆる最上町、人口 8,000 人。そこにうちのほうと同じくらいです。

だから、これはちょっと高いですが、どうも考えていませんじゃなくて、そのような要求が町民からうんと出ています。今度こういうふうな病院関係の問題は誰かしら言っても

らわないと、こういうような状態ですよ、今。だから、デマンドバスで利用すれば皆さんに迷惑かけたくないと。そういうふうにしてデマンドバスが利用状態になったわけです。

みんなが、病院があれば本当いい、こういうことですので、いいといたってお金がないとできませんからね。これは時間かかりますよと私のほうは言っておきました。そういうふうな気持ちをやっぱり汲み入れてください。できるようになればやっていただく。この問題は私何回か質問しますから、これから。そんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問に移ります。今、灯油の値段をちゃんと行ってくれましたが、やっぱり1ポリだと1,806円。それが1カ月、2カ月、3カ月とかかるわけです。一つで間に合わないわけですから。こういうことでこんなときこそやはり単独で、町長、専決処分を取り組んでいるところもあるんですよ。だから、これは駄目ですねというようなことでなく考えていただきたい。本町はやっぱり年寄りを大事にする町ですのでね、そのことを心に入れてほしいと思ひます。何とかして、これから払ってもいいですよ。実施して、そういう気はありますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 福祉灯油に関するご質問でございますが、今後単独事業として実施する考えはということでございますが、先ほどもご答弁申し上げましたとおりでございますが、平成19年、平成20年、原油高による灯油価格高騰がございました。その際の状況とは、現在の状況はそままでいたっていないということで、町としても判断しておりますし、県も判断しておりますことから、現段階では福祉灯油は考えておりませんのでご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 課長さんはまじめですから、石橋をたたいて、たたいて、たたき過ぎて実施できないというような感じがいたします。やっぱりそれは町長の決断だと思いますので、なるべく実施できるようにお願いいたして次の質問に移ります。

空き家の問題、やっぱり国の支援がないと自治体ではやはり取り組みは苦しいというような実態でございます。一貫して自己責任とされているわけですね。だから、あそこの家はあの人がいるから駄目だと。でも、もう危険な状態であります。こういうようなときは、先ほど課長が条例をつくらと言いましたよね。やはり国が法整備しないとなかなかできないと思ひますが、やっぱり国はいつまでたってもやってくれない。こういうことですので、法の整備を国に要請しながら条例をつくらって当たってほしいなと思ひます。

10年もたてば空き家だらけになってしまいます。そのときに間に合わせるようにやはりきちんと国の支援制度の中にも定住促進に空き家活用事業というのあるわけですね。それがあります。やっぱり古い家でも再生、それから修理していくと使われます。それがやっぱりこれから西会津は空き家を修理していくということやってませんよね。そままでいてないと思ひますので、どんどんと空き家をやっぱり交渉してぜひ取り組んでほしいなと、こう思ひますがいかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。今鈴木議員おっしゃるとおり、空き家は町にとって

大きな問題であると認識してございます。先ほど答弁でもお答えしましたとおり、現在、空き家条例について町で検討作業進めてございます。ただし、条例は早急に検討を進めるということで作業してございますけども、万が一本当に危険、倒壊の恐れのある空き家につきましては、国の補助制度うんぬんという部分とは別に町でしっかりと対処して、近隣住民の、近隣の方の家の損害ですとか、道路の通行者の危険防止ですとか、そういった部分できちんと対応してまいる考えでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 あそこの保育所の駐車場ありましたよね。あそこはどのような方法であそこをお借りしたり、それから空き家をどのようなことになったんですか。教えてください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ただいまの空き家としての今後の対応ということで、現段階で計画しております 25 年度の野沢保育所の駐車場にございます空き家の対応ということでご答弁を申し上げたいと思いますが、現在あります空き家につきましては、千葉県に在住の方の所有でございますが、土地は原町の方の所有でございます、借地に建っている空き家でございます。

その建物につきましては土地所有者と建物所有者との話し合いが整いまして、土地所有者が取り壊すということで話し合いが整っているということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私の知ってるところでは、地主がやっぱりきちんと弁護士を立てて、それから地代も払ってないので強制的にここのところ引っ越してもらいたいと、こういうふうなことで地主がやっぱり骨折ったみたいですね。こんな形でそのときにはやっぱり役場の人もちょっと中に入ってそこについてくれればうんとよかったんですが、というようなことですね。それから地主は解体する料金もみな払うようです。

そんなふうな形なんです。だから、なるべく役場がそれになってきれいになったところで、それじゃ借りましようという、そういう冷たい対応では本当にこれから進むのも進まないと思います。したがってやはり空き家に対するいろんなこと、やはり自治体が話聞くだけでもいいんです。そういうふうに今後してほしいなということを要望して私の質問を終わります。

○議長 暫時休議します。(11時39分)

○議長 再開します。(13時00分)

8番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さんこんにちは。8番、青木照夫でございます。今次の定例会においては2項目を提出しております。

はじめの項目であります、緊急時のガソリン対策についてと、緊急時の建設業者や重機などの協力について。この質問は一昨年3月11日の東日本大災害の1週間前、一般質問を提出しました。まさに現実に想定外のことが起こった質問事項であります。私は議員にならせていただいて10年間、緊急時の災害などに対する質問は今次で6回を数えます。

なぜなら、安心・安全のないところに人は集まらないからであります。西会津町の住民

として、町民として、安心・安全な町を宣言していただきたいからであります。それでは質問に入らせていただきます。

ここ数年間の間に自動車用燃料の需要動向に厳しい変化が起こっております。低燃費のエンジンの開発競争、ハイブリッド車の普及、さらに電気自動車の開発などからの時代の流れもあり、避けられない社会現象と言えます。ガソリンスタンドの減少要因はこうした中で起こり、さらに消防法の改正による規制が加わり、ガソリンスタンドの経営を困難にし、その結果として廃業に至るケースが増加する要因になっております。

住民の生活や災害時の緊急需要に大きな支障を来す恐れがあるのは、山間地におけるガソリンスタンドの減少であります。また、同時にいつ発生するかわからない地震、風水害など緊急時の対策などについてお伺いいたします。

一つ、一昨年の3月議会において、山間地におけるガソリンスタンドの現状と将来の見通しについての質問をいたしました。答弁は、本町のガソリンスタンドを取り巻く情勢は厳しく、今後の対策について業者などと十分に協議しながら進めていくということでありました。その後の協議、あるいは業者側から要望など、この2年間でどのような検討をなされたのかお伺いします。

二つ目、いつ発生するかわからない地震、風水害などに対応するためとして同じく質問しております。ご答弁は町地域防災計画のもとでライフライン、物資、重機、マンパワーにおける応援体制について万全を尽くしているとのことでありました。緊急時に対応するためとして、まず地区住民の自助努力ができる環境づくりが重要であります。緊急時に対する問題は、崖崩れや大水など想定外のことが発生することから、万が一災害に遭遇した場合、道路などの崩壊により輸送ルートが途絶され陸の孤島になり、取り残された住民は大きな不安を抱え、消防や警察、自衛隊などがくるまでまち続けなければなりません。このことは一昨年の東日本大災害にも顕著に現れたことは周知のとおりであります。

当町は広範囲な地区集落で形成されていることから、一方向で抜け道のない山間地の集落が多くあります。その理由から、重要なのは一朝有事の際、地区住民の初動の行動を担保するため住民自らが行動できる体制づくりであります。災害時は一刻を有する時間との戦いです。具体的には地域の建設業者や重機保有者の方々の協力が不可欠であります。

他の自治体では日頃から建設業者や工場、農業従事者の保有する各種重機を把握し、緊急時の相互協力など結んでいるようであります。安心で安全なまちづくりを目指す当町の緊急時に対する整備と対応について再度質問いたします。

次の大項目であります。役場の移転問題についてお尋ねいたします。統合西会津小学校が平成27年度に小中連携校としての開校が予定されております。廃校後の学校施設の利活用について議論されております。その一つに役場庁舎の移転であります。昨年9月の全員協議会において現在の西会津小学校に移転されることの説明があり、その後に発表された町の広報紙では決定と記されております。公民館や他の施設に関しては移転や変更されることはおおむね理解できるところであります。

が、町のシンボルである役場庁舎の移転となりますと慎重かつ十分な検討と多くの町民の合意が必要となると思われまます。このプロセスの重要性は昨年町の広報紙10月号にも記載されているとおりであります。決定された経緯などいくつかの点についてお伺いいたし

ます。

一つ、小学校校舎は教育の場として設計し、建設されたものであります。役場庁舎として利用するにはさらなる整備と改築が必要となります。耐震構造はクリアされておるものの、もともとは昭和41年ごろの建築物であり、約50年近くなんなんとしている建物であります。使用されることとなると、今後の耐用年数などが気になるところであります。また、整備費、移転費、維持管理費など、以上のことから総合してどのくらいの予算を考えておられるのか。今後の耐用年数はどのくらいを予測されておられるのか、今後のランニングコストを考えれば費用対効果があるのか不安を抱くのは私一人でありましようか、お伺いいたします。

二つ目、役場庁舎は何といっても町の顔であり、町のシンボルです。緊急時の重要な司令塔であります。町の広報紙では庁舎移転が決定とありますが、いつ、どこで決定されたのでしょうか。決定された経緯などについてお伺いします。

統合小学校校舎の移転は確かに当面の費用は軽負担で済むかもしれませんが、また、箱もの行政は厳に慎むことは当然であります。しかし、この町には無駄な箱ものはありません。役場庁舎は住民サービスはもちろんのこと、何よりもそこで働いておられる職員の方々のモラル、労働意欲の向上という観点もあります。また、役場庁舎として利用するには、建物以外にアクセス道路にも問題があり、交通の安全性から判断しても立地条件の検討も必要と思います。

であるとするならば、行政機能を総合的に集中させることも重要課題であります。例えばさゆり公園の町有地とか、また現役場庁舎を拡張させるとか、長期計画があってもよいと思います。1期工事、2期工事、3期工事と完成するまでの間、小学校校舎を利用するものであれば大賛成であります。数年かけても自立した町として新庁舎の建設という選択肢はないのでしょうか。

高齢化率40パーセントを超える当町にとって、住民の利便性を考えてあげることも重要であります。町長がご提案されているとおり、みんなの音が響くまち、地域住民の声を十分に聞きながら決定のご判断をなさるべきと思います。

西会津町に住んでみたい、孫の代まで誇れるまちづくりは町民の願いでもあります。まちのシンボルとして町民が自慢できる新庁舎の建設は有形無形の財産として意義あるものと信じます。当面の経済的合理性だけで判断されるべきではないと思います。いかがでしょうかお伺いいたします。

以上の2項目について私の質問であります。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 8番、青木照夫議員の役場移転問題について私からお答えをしたいと思います。

現在の役場庁舎は、昭和38年に完成し、築50年の公共施設の中でも最も古い建物であり、耐震補強も困難な状況となっております。

ご承知のように、役場庁舎は町行政機能の中核であり、災害時においてはその対策本部にもなることから、町の地域防災計画においても耐震化された建物に設置することが定められております。

このような状況を踏まえ、町としては、昨年10月の町広報紙でもお知らせしましたよう

に、現在の西会津小学校が平成 27 年 4 月に新校舎へ移転することから、耐震化されたこの本施設を活用して、役場機能を移すことといたしました。

おただしのありました役場庁舎として利用するための改修や移転費用につきましては、現在のところ正式な見積りは行なっておりませんが、今次定例会へ提出しております平成 24 年度一般会計補正予算により庁舎整備基金へ 1 億円、同じく平成 25 年度当初予算で 5,000 万円の積立金を計上しており、その後、財政状況を見ながら、さらに 5,000 万円程度の積立を行ない、合計 2 億円を庁舎整備基金に積立して、庁舎移転に備えてまいりたいと考えております。

また、校舎の耐用年数につきましては、現小学校校舎は昭和 41 年の建築物ではありますが、平成 21 年度に耐震補強工事が済んでいることから、今後の活用にあたって也十分に対応できると考えております。また、維持費につきましては、施設内設備の構成状況によって大きく変わることから、現時点では試算できませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、役場庁舎の移転に伴う町民の利便性につきましては、町民の皆様が役場庁舎を利用する際に、不便をきたさないよう、十分な配慮をまいりたいと考えております。

次に、職員のモラル向上についてであります。町職員は、常日頃から全体の奉仕者であることを自覚し、法令遵守はもちろんのこと、町民に信頼される職員、町民の要請に全力で応える職員であることが必要であると考えております。

この考えを実行するための取り組みとして、職員行動基準を策定し、現在、この行動基準に基づき職務を遂行しているところであります。

今後も職員研修等により、公務員としての高い倫理観や責任感を持ち、広い視野と柔軟な発想を持ち合わせる職員、また、自らが果たすべき役割を自覚し、率先して行動に移すことのできる職員の育成に努めて参りたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 商工観光課長、大竹亨君。

○商工観光課長 8 番、青木照夫議員のご質問のうち、中山間地のガソリンスタンドの現状等のご質問にお答えいたします。

中山間地のガソリンスタンドにつきましては、住民の日常生活や地域経済活動、さらには防災面といったさまざまな分野で重要な役割を果たしておりますが、近年、過疎化、高齢化による人口の減少や自動車の低燃費化などによる燃料需要が減少している中、加えて平成 23 年 2 月に消防法が改正され、設置から 40 年経過した地下タンクの改修等が義務化されたことにより、ガソリンスタンドを取り巻く環境は厳しさを増しております。

本町には、現在五つのガソリンスタンドが営業しておりますが、いくつかのスタンドにおいては、数年のうちに地下タンクの改修が必要とされております。

町としましては、国の支援の情報があつたことから、国の動向を注視しておりましたが、本年度国では支援策として、中山間地でのガソリンスタンドの重要性を考慮し、スタンドの少ない地域や中小企業者を対象に改修費用や利子補給に係る補助事業を、業界全体を通じて実施しているところであります。

また、業界団体では、補助事業等が今後も継続的に実施されるよう国に強く要望しているとのことでありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 8番、青木照夫議員のご質問のうち、建設業者等が保有する重機に係る緊急時の相互協力についてのご質問にお答えいたします。

町では、町民の生命、身体、財産を保護し、災害が発生した場合においては、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共福祉の確保を図ることを目的として西会津町地域防災計画を策定しております。

この地域防災計画につきましては、全員協議会でご説明申し上げましたとおり、一昨年に発生しました東日本大震災や新潟・福島豪雨災害を教訓とした初動体制と情報収集の迅速化など、本年度一部見直しを行ったところであります。

また、この計画の中には、友好都市等との災害時応援協定の推進をはじめ、食糧・燃料等の調達確保に係る町内事業所等との災害時応援協定についても位置付けられております。

このことから、議員おただしの重機に係る協定の締結につきましても、今後、建設業者等と十分に協議しながら進めてまいる考えでありますのでご理解願ひます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 2項目にわたってご説明いただきました。まずはじめに役場移転の問題について町長からのご答弁をいただきました。が、はじめの読み下りの中で昭和38年に完成し、築50年の公共施設の中でも最も古い建物であり、耐震補強も困難な状況となっております、という下りがありますが、その中でも移転して今後使用されるということの意味合いが私にはよくわかりません。

であるならば、私はそういう不安のものであるならば、一番大事なのは何年そこで使用されるのかということをおただしているのとあります。その点をもう一度聞かせていただけますか。

○議長 勘違いはないですか、今の質問ですが。

町長、伊藤勝君。

○町長 ただいまの内容であります、この役場庁舎は昭和38年以降50年が経過をしているということから私の答弁が出発をしたわけでありまして、野沢小学校ではございません。今現在あるこの庁舎が50年を経過しておるということでありますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 私の視点が間違っていたお詫び申し上げます。

今、私の最初に申し上げた野沢小学校を利用されるには何年これから使用が可能なのかということと、これから利用されるとするならば、いろんな経費の面では数字の推定ができないということですが、私の利用しようとする、もし野沢小学校が利用されるとしたら、現在の小学校の見た感じは住民からすれば、まず入ると町民の皆さんはカウンターにまず出ているような行政サービスを受けると思ひます。

現在の小学校は廊下が反対側にあります。そういう改築、修復とかいうことをなされるだろうと思ひますが、今までの耐震構造クリアされておりますが、いろんな面で耐震構造

に対する現在の小学校がどうなのかということでそういう具体的な建物の設計とか中身とか、利用する内容とかはご説明は今いただけますか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは具体的なご質問でございますので、私のほうからお答えをさせていただきますと思います。

まず、建物の耐用年数の関係でございますけれども、これにつきましては減価償却資産の法定の耐用年数としては、鉄筋コンクリート造り 47 年ということでございます。ただ、これにつきましては、法的にはこういう 47 年ということでございますけれども、ご承知のように平成 21 年に耐震補強工事をしておりますので、その後の補強、修繕によりまして施設の改修状況がかなり変わっております。

したがって、建築当初からみれば 47 年ということにはなりますけれども、耐震補強をしておりますので、先ほど町長がお答え申し上げましたように、まだまだ使用に堪え得るということでご理解をいただきたいというふうに思います。

それから改修でございますけれども、これも先ほど申し上げましたように、これから積み立てをいたしまして約 2 億円程度想定して改修をしてみたいというふうに考えております。その改修に当たりましては当然町民の皆さんの利便性を考えまして改修を進めていきたいというふうに考えておりますけれども、建物の耐震構造はそのままにいたしまして、耐震上問題のないように改修はしていきたいというふうに考えております。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 耐震には影響しないような改修ということの説明であります。私は前に言ったように、住民の皆さんの立場に考えれば、利用しやすい庁舎ということ想定するとやはり全面的な改修が行われなければ無理なのかなと。あくまでも学校は教育の場であります。前に、話はそれですが、町長と話し合ったことがあります。それは今の小学校が空くということで、私は早いころ、あそこを役場庁舎にしたらどうですかと言ったことがあります。

町長はその時点で、あれは学校であり役場庁舎としての建物ではないということ、私は伺っております。その時点から経過はしておりますが、私も同感であります。あくまでも教育の場であって、ここに述べられておりますように、私も新しい役場であれば職員の方々の意欲、やはりそういう面が違うのではないかと思います。

自ら果たすべき役割、自覚、率先して行うんですと、町長は言われましたが、私はやはりいい環境で、いいところで仕事をしていただくというのが私は一番のベストと感じております。

今まで 10 年間議員させていただいて、毎年各管外調査で訪れさせていただくのは庁舎であります。そこで感じるのはすばらしいな、こういうところで行政、また議会と、町民の方と色々なことで決定される。うらやましいなということを感じております。自立した町としてあるならば、私は環境づくりが大切であると思います。

今言ったことを町長、もう一度お考えをお示ししていただきたいと思っております。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員のお考えというのは私はもっともだというふうに思います。それはやはりそ

の職やあるいは事業を行うには最もふさわしい間取りやあるいは住民の方々が利用しやすい、利便性のある建物というのは設計の段階からやはりちゃんと組み立てて行うというのは、これは理想とするところだというふうに思います。築50年のこの庁舎も当時はそういう設計の段階で組まれたのかなというふうに思いますけれども、しかしその後、いろいろ小学校の統合問題から始まり、そして空き校舎の利活用という問題がいろいろ皆さんからも意見として出てまいりました。

あるいは多くの町民の皆さんから今後学校が小学校統合によって空いた学校のこれからのあり方について町は十分検討しなさいと、こういう議会からのご指摘もあつたわけがあります。そのことを十分に町としても踏まえながら、利用のできる場所は利用していきうと。これがやっぱり今西会津町にとって一番大事なことなんだと。財政もそうでありますし、そしてこれからのいろんな建物の利活用においても現在の西会津町には一番ふさわしい対応をどうとるのかということでも検討してまいりました。

その一つが耐震補強をしっかりとしているあの野沢小学校に役場機能を移転したらどうかという案が出てまいりまして、私は本来的にはやっぱり理想とするならばきちっとしたコミュニティーがきちっと図れるような、計画段階から建物を建てていくということは理想でありますけれども、しかし西会津町のこれからの現状を考えたときに、そういう方針の転換というのもやっぱり必要でないのかなということで、この野沢小学校のこれからのあり方の計画の中で役場庁舎の移転というところにシフトをしてきたというのが現在の考え方です。

したがって、これから、本当は教室であるけれども、今後内部の改修を含めながら、町民の皆さまの利便性のいい、あるいは働く職員の皆さんも働きやすいような、そんなレイアウトを行っていくとか、あるいは体育館施設をもっと利活用できるような対応をどうとるかということをお互いに一体的に考えていって、そして立派に役場機能が果たされるような、そんな構造をつくっていけば十分にその内容に堪えられるんじゃないのかなというふうに思っているところでありますので、そうした方向性に進んでまいりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明の中でも、これからやろうとする中でも、これは決定というような受け取りに聞こえます。その中で、質問の中にも、じゃ、決定という判断された基準というのはいつ、どこでされたのでしょうか。それを伺います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 私のほうからお答えさせていただきます。小学校統合が決まりまして、その空き校舎の利用というようなことで町としてどう活用していくのかというようなことで町民の皆さんのご意見を聞く場を設けたりしながら、その使い道の決定作業をしてきたところであります。

野沢地区にありましては出席者のおおかたの皆さんが、せつかく耐震補強したんだから、公共施設として活用していくべきだろうというようなご意見がありましたので、町としましてもそれならば公共施設というようなことで考えてきたところであります。

話の中でもありましたように、これから町としましては保育所の整備であつたり、商業

施設の整備であったり、大規模な建設事業というのもこれからますます出てくるというようなことでありまして、庁舎については新たに整備していくような状況にはないというような判断もありまして現在の西会津小学校を役場庁舎として活用していこうというようなことで町として方針決定をしたということでございます。

今後、当然役場を移すに当たっては条例の改正とか、そういったことも必要になってくると思いますが、今後そういった作業については順次進めていくというようなことで考えているところでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 いつ、どこで、決定されたのかということは伺いましたが、ヒアリングとか審議会等だとかいう形で進められたのかなと思い、いや、そうでないように思いますが、どういうところで、どういう組織で決められたのかももう一度。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ただいま申し上げましたように、庁舎内部で検討しまして、それが一番のベストだろうというようなことでそういった方針を決定したということでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 町長は多くの町民の方の声を聞いて、十分意見を聞いてことを進めるということをおっしゃっておられます。役場庁舎となれば、他県、近隣市町村でも喧々諤々議論をされて、また公開ということもあるところもあります。今の話の中では内部で、座談会かどうかわかりませんが、その中で決められたということに対しては、私は十分な町民の意見を聞いているとは思われません。

その点、町長、その決定にいたるまでのことを、やはりこれは町長自身が一番知っているわけですから、そのご判断の内容について伺います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も常々大きなプロジェクト、さらには大規模な改修、こういったことが町の行政の中で取り組む場合においては、議会はもちろんある意味では審議会や、審議会はある程度骨子が固まった時点でお諮りをいたしますし、また、そこまでいく段階での考え方ということについては一般の町民も対象にしながら取り組んできた経緯もございます。

もちろん現在のこの小学校の今後のあり方ということについても町民の皆さんから意見を聞く場を設けてございます。その中で野沢小学校のこれからの利活用についてという内容をいろんな意見をいただいております。先ほど担当課長から話があったとおり、野沢小学校の耐震補強というものはこれからの庁舎に移転してはどうかという内容がその中から出されてきたわけでありまして、そしてこれから具体的にどのように進めていくかという一つの課題を、提起をする段階においては、これは町としての考え方をしっかり持っているかなければならないということでもあります。

したがって今回、いろいろと予算の関係、あるいはこれからの工程などについてのある程度の質問に対しては誠意をもってお答えできるような内部の検討ということについてお答えをしたとおりでありますので、これは一方的に町の考え方、町長の考え方をそのままストレートにお話をしている、あるいは説明しているものではけっしてありませんので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

したがって、これから西会津小学校の問題だけではなくて、これから統合された後の小学校のあり方などについても、これは十分いろんなご意見をいただいているわけでありませす。その中の一つとして奥川の閉校となったところについては支所機能を移転していこうと、こういうお話をさせていただいて議会の同意をいただいているわけでありませす。

必要な条例の改正、こういったことについては具体的にこれから提示をしていきたいというふうに思いますけれども、しかしそうしたことはやっぱり地域の皆さんの意見をしっかり聞いた上での作業で進めてきたわけでありませすのでその点も十分ご判断していただければというふうに思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 町長は地域の皆さんの声を十分聞きながら判断されたという答弁でありませす。私は基本的にもう一度聞かせていただきます。普通、億単位にかかる大規模な建物であればやはり審議会というものが当然あるんだらうと信じておりませす。その決定に至るまでの審議会というのは今まで何回されたのですか。メンバーは何人だったんですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今の私の発言の中で何か勘違いなさっているようであればもう一度申し上げたいと思いますけれども、私は審議会というのはある意味で骨子が固まり、そして、これは学校統合の問題と今の小学校のいわゆる移転の問題で審議会うんぬんということではありませせん。

したがって、今の校舎をどう利活用するかということについては審議会は開いておりませせん。ですので、今後こうした方針に基づいてこの予算化を図っていっているところでありませすので、その点のご理解をいただきたいと思ひませす。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 納得しないところでありませすが、やはりそういうヒアリングとか、われわれの知りたいところを、また町民の知りたいところを、やっぱり決定の前に周知していただかないとこれからの予算の中でやらせていただくわけでありませすので、今の質問に対しては答弁はいりませせん。

○議長 8番、町側から発言を求める声がありませすので、次の質問に移る前に。

発言を許ひませす。企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回のこの西会津小学校跡地に役場庁舎を移すという話は今回突然したわけではございませせん、24年。

○議長 跡地でない。

○企画情報課長 校舎に役場を移そうという計画につきましては、昨年の9月議会におきまして、全員協議会におきまして議員の皆さんにも内容説明をさせていただいたという。それから広報で町の計画を発表したということございませすのでご理解いただきたいと思ひませす。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今答弁せっかくいただいたから、付け加えて。全員協議会の中で説明が確かにありませました。全員協議会は本会議に準ずるということになっておりませすが、私はやっぱりパブリックコメント、住民の皆さんに十分にわかるような内容でないと思ひませす。

づくりにはならないと思います。それはそれで今質問は変わります。

ガソリンなどについての再質問いただきます。今る説明いただきました。確かにそうだと思います。しかし、私の前回質問した内容とほとんど変わりません。というのはいざというときに、今の答弁であると他力本願というか。私の申し上げているのは、自分たちで何ができるということが一番大事なんです。自分たちで、地域で何かをしたいというときに、そういう崩壊されて孤立したときに何ができるのかということに対して私は質問したつもりであります。その中で町防災計画の中に、質問しますが、ライフラインというか、そういう燃料に関することの防災計画とか、なんか確保に対しての計画などはございますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 防災計画の中身ということでお答えをいたします。西会津町地域防災計画、先ほど答弁でも申し上げましたが、本年一部改定をしてございます。従来の、以前の防災計画につきましては平成20年1月一部見直しをして、5年ぶりの見直しということで今回見直しをいたしました。

その地域防災計画の第3章には災害応急対策計画ということで位置づけられてございまして、そのうち第9節と10節に食料品、燃料等の物資の調達確保、それから10節にはその他の物資調達ということで明記がされてございます。その中で今回文言の修正はございませんでしたが、その中でそういった物資を調達するために町内の事業者等と災害時応援協定を積極的に推進していくということで位置づけられてございますので、先ほど青木議員がご質問の中で重機等のお話があったんですが、それらについても防災計画見直しをいたしましたので、早急に業者等と協定を結ぶ考えでございましてご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 その説明ではちょっと納得がいきません。具体的な動きということの私は申し上げているつもりであります。いざそういう集落、地区が孤立した場合の、私は言ってるつもりなんです。そういうときに一つの燃料関係など、前は3月の11日のことで一つのガソリンスタンドに何十台も並びましたよね。そのときの学校関係、病院というか介護施設関係とか、そういう緊急の公用車とか、そういうのに対しての燃料の確保はどのようにされましたか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 一昨年の大震災の際に、ガソリン含め灯油、食料品等入ってこなくて大変町民生活に支障を来したということでございます。一番やっぱりガソリンについてはかなり不足したということで、災害時の緊急車両、それから今議員がおっしゃったとおり、例えば病院等の部分とか、そういった弱者、そういった部分には優先的に燃料等を回していただくように事業者等にはお願いをしたところでございます。

そのとおり事業者の方が努力していただいて、かなり確保はできた。ただ、いかにせん入ってこないことには回すこともできませんので、入ってきた分についてはそうやって優先的に対応いただいたということでございます。

その時点ではそういった協定等は結んでございませんでしたので、町として事業者の方

をお願いをして回していただいた。それをよりきちんとするために、協定を結んでいろんな面で確保をしていくということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 確保するには大変難義をされたということでもあります。今、全国でこういう協定案があります。優先供給協定。今言ったようにそういう大事な施設とか、場所とか優先的に配給しますよと。今まではそういう協定の自治体があったそうです。今度は優先的じゃなくてその自治体で各そこにあるガソリンスタンドに確保していただいて、お客様がきたから優先じゃなくて、はじめから緊急時に対するそういう確保、燃料、もちろんガソリン、石油、重油、軽油、それも含めた緊急時に対する契約と、いざというときはそれは優先よりももっと上のそういう契約というようなことが、この東日本を境にしている自治体もあります。

これは最初に述べましたように、西会津町はとにかく広範囲な集落でありますから、やはりその地区にあるそういうスタンドとか何かに、これはそういうときは行政問題でありますので、個人の業者を支援という問題ではありませんので、そういう今動きがあるということでもありますので、優先的じゃなくて、はじめから緊急時用のそういうタンクとあれを確保しているという今流れがございますので、その辺の情報とか何かご存じであればご答弁お願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 今議員がおっしゃった情報については大変勉強不足で情報は把握してございません。ただ、西会津にあるスタンド等のキャパと申しますか、備蓄するにしても容量がございますのでそれが可能かどうかという部分もございまして、まして施設を整備するということですと多額の経費もかかりますので、そこら辺含めて総合的に検討しないと何とも今の時点ではお答えはできないと思います。

ただ、一応防災計画の中で、備蓄品という項目がございます。一応基本的に備蓄は3日間、食事ですと9食ですか、1日3食ですから。食事、それから飲料水等については基本的に3日分はまず確保という考えでございます。3日間のしげば4日目には救助と申しますか、応援がくるというような考えでございますので、そういった面で燃料についてもどのくらい必要なのかという部分もございまして、そこら辺は総合的に今後検討していくべき課題であると認識してございます。

○議長 最後の質問になります。8番、青木照夫君。

○青木照夫 今大事なときは3日間、72時間、これが普通の備蓄だと言われております。今課長が言われたように、新たにタンクとかじゃなくて、そういうなった場合にその3日間の分はその緊急時用に確保してくださいよということの内容であれば新たにタンクを設けるとか、という内容では、じゃなくても私は十分可能かなと思います。その点。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 その3日間がいいのか5日がいいのかという部分含めましてこれから、先ほど申し上げましたおとり、民間事業者等と進めてまいります災害時応援協定の中で協議してまいりたいと思います。

○青木照夫 これで終わります。ありがとうございました。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さんこんにちは、9番、荒海清隆でございます。このたび私は2項目にわたって一般質問をさせていただきます。

それではまず1項目ですが、伊藤町政の4年間を問うということではありますが、先ほど同僚議員が総括的にご質問されましたが、私は個別の案件で質問をさせていただきます。

まず、4年前の一般質問で私はただしたことがあります。それは百歳への挑戦からということでこれをチェンジするんだというようなことでありまして、健康がいちばんというようなことになりました。皆さまご承知のように、わが町は保健・医療・福祉のトータルケアを標榜して福祉のまちづくりを推進してきたところであります。百歳への挑戦のキャッチフレーズは健康がいちばんに変わり、特別敬老祝い金は100万円から30万円に変わりました。

これは4年前のことです。このとき町長のご答弁では、平成21年12月1日現在の百歳以上の方は町内に11人おられる。百寿率ですか、人口10万人に対するというような高齢者の率ですね。これは県内でトップクラスである。したがって、所期の目的は達成されたものと考えているというようなご答弁でありました。

したがって、私も冒頭に申し上げた目的達成後の伊藤町政がどのように変わり、町民の反応はどうだったのかをお伺いするものであります。

次に2項目ですが、新年度の農業政策についてお伺いいたします。この件は先日の全員協議会においても説明がありましたが、より議論を深め、町民の皆さまにも周知していただくためにお伺いするものであります。

まず、人・農地プランについてお尋ねをいたします。農林省が平成24年度予算に盛り込んだ人・農地プラン、地域農業マスタープランとありますが、これはどのような事業なのか、農林関係の方ですので、詳しくお伺いをするものであります。

それと新規事業であります。そばコンバイン更新補助の内容についてもお伺いをいたします。

3番目にパイプハウス導入事業の計画についてお伺いするものであります。パイプハウスと菌床ハウス、それぞれ希望があるというようなことで予算にも上がっておりますが、この件についてお伺いをいたします。

それと本年度の新規事業として木材搬出費支援事業という新しい事業が出ております。これについての森林整備と間伐材の有効利用を図るためだというような町長の提案理由にありました。このことについてもお伺いをいたします。

それと西会津再生可能エネルギー設備等設置事業における農業施設への補助の詳細についてお伺いをいたします。

以上、私の一般質問の2項目にわたって一般質問とさせていただきます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 9番、荒海清隆議員のご質問のうち、私からは健康がいちばんについてお答えをいたします。

これまでも申し上げておりますように、私が考える健康がいちばんとは、町民全体が健康であること。そのためには、将来的にも町民の皆様の健康を守っていくことが、

町政の重要課題であると認識しております。

人間は健康で稔り豊かで満足できる人生を全うすることが一番であり、それが究極の幸せであると考えております。

百歳への挑戦から健康がいちばんへと変わった内容につきましては、これまでの保健・医療・福祉の連携を強化した健康のまちづくりをさらに推進するという基本的な姿勢は同じであります。高齢期になり百歳を目指すということではなく、幼少期、働き盛りの成人期、そして充実した高齢期、それぞれのライフステージに合わせた健康に対する取り組み、また移行する過程で切れ目なく継続することが大切であると考えております。

健康でいきいきと生活することができる長寿社会を目指すために、町民全体がわかりやすく、みんなで取り組めるテーマとして健康がいちばんをキャッチフレーズといたしました。

食と運動は疾病予防、重症化予防に大きな役割を果たし、高血圧、高血糖、脂質異常などの生活習慣の改善やその治療にも欠かすことの出来ないものであります。

また、検診による体のチェックは疾病の早期発見、早期治療に繋がるものとなります。

これら食と運動と検診を連携することによって健康寿命の延伸を図ることが、健康がいちばんの根幹となるものであります。

昨年 11 月 23 日に開催した町民参加型健康まつり、健康がいちばん！2012 in にしあいづに参加された町民の皆さま、また、ケーブルテレビの特集をご覧になった皆さまには、自らの健康管理に関心をもってもらうことや、食、運動、検診を連携した施策の重要性や方向性をご理解いただき、多くの方々が健康管理に関心を示していただいたものと認識しております。

この町民参加型の健康まつりは、平成 25 年度におきましては食にスポットをあて、今まで取り組んできた食生活改善のさらなる推進や、本町の豊かな農林産物を使った郷土食の普及等、町民の皆様が食についての意識を高め、健全な食生活を実践していただけるよう、引き続き開催をいたします。

また、本町の検診受診率は、例年 65 パーセントで推移しており、県内でも上位に位置しておりますが、さらなる受診率向上を図るため、平成 25 年度から新たに健康手帳、がん手帳を配布し、ご自身の健康意識の向上につなげていただきたいと思います。

さらに、人工透析患者を増やさない、そして医療費の削減につなげるため、検診時、新たに血清クレアチニン検査を追加し、人工透析予備群を早期に発見して、指導助言できる体制を構築したいと考えております。

現在、福島県では、県民健康調査を実施しておりますが、その中で、16 歳から 39 歳までの検診の受診機会のない方々を対象として、市町村と連携して基本健診を実施しております。

本町においても、この制度を積極的に活用し、若い方々から高齢者まで、多くの町民の皆様にご受診勧奨をまいります。

今後とも、健康がいちばんのさらなる普及啓発活動を展開し、町民の皆さんの健康

づくり施策を町民の皆さんとともに推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 9番、荒海清隆議員のご質問のうち、農業政策についてのご質問にお答えいたします。

はじめに人・農地プランについては、本年度から国の新たな事業として始まったものです。

事業の目的は、全国的に農業従事者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの問題があり、将来展望が描けない地域が増えていることから、地域での話し合いにより農地を守り、地域農業を維持していくための計画を作成し、実行していくことで問題を解決していくものです。

このプランに位置付けされる担い手農家等には、各種補助事業や給付金・協力金などを受け取れるメリットがあります。現在、町内では四つの自治区で計画づくりに取り組んでいます。

次に、そばコンバイン更新補助についてのご質問にお答えいたします。

本町では、以前からそばを栽培していますが、平成22年度からは、農業者戸別所得補償制度の支援対象作物となったことから、平成22年度は町内全体で約16ヘクタールの作付け面積だったものが、平成24年度は、田と畑の合計で約80ヘクタールと取り組み面積が大きく拡大しています。特に、尾野本地区では団地化の取り組みが広がり、地区全体で36ヘクタールと町内の耕作面積の約2分の1を占めています。

しかし、市場でのそばの取引価格は前年産から低迷が続いており、経営は大変厳しい状況にあり、さらには収穫機械の維持経費の増加や効率的な運用が課題となっていました。

本事業は、このような状況下でも、積極的にそば生産振興に取り組んでいる二つの生産組織が所有するそばコンバインが、更新の時期となっていることから、この更新事業費の2分の1を補助し、経費の削減による農業経営の安定と耕作放棄地の発生防止につなげるものであります。

次に、パイプハウス導入事業についてのご質問であります。町は、ミネラル栽培の生産拡大と通年栽培による農家所得の向上を目的に、平成16年度より耐雪型パイプハウスリース事業を開始しました。今年度までの9年間で115棟を整備し、平成25年度は5棟の整備を計画しております。

また、菌床栽培用ハウスリース事業については、菌床シイタケの産地化を目指すため、新規参入や規模拡大時の負担軽減を図るため、平成21年度より事業を実施し、今年度まで17棟が整備されました。この事業をきっかけに生産者が新たに農事組合法人を立ち上げ、生産から販売までに取り組んでおり、菌床の仕込みやパック詰め作業時には町内より7名を雇用しており、各個人ごとの収穫時の雇用を合わせると約20名を臨時雇用しており、新たな雇用の場となっています。

次に木材搬出費補助事業についてであります。国では国内の森林・林業を早急に再生するため、国内の木材の自給率を平成32年までに50パーセントまでに向上させるとの目

標を提示しました。これにより補助事業で行う間伐対策事業は、基本的に1ヘクタール当たり10m³以上の間伐材の搬出が義務付けられています。

また、昨年会津若松市に間伐材を燃料とするバイオマス発電所が稼働したことから、会津管内の市町村が加盟している会津材供給倍増協議会でも、間伐材の搬出に積極的に支援をしていくことが採択されております。

さらには現在、間伐事業を実施している町内の山林は、作業道もなく急峻な悪条件での作業となり標準経費での搬出が厳しく、所有者への還元までには至っていない状況です。このこめ、町では新年度の新たな取り組みとして、町独自に搬出経費の一部を森林事業者に補助することで森林の所有者にも売り上げの一部が還元され、森林の整備と間伐材の利活用がさらに推進するものと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、荒海清隆議員の新年度の農業政策の質問の内、再生可能エネルギー施設等設置事業に関するご質問にお答えします。

町では、再生可能エネルギーの普及拡大を目的に、平成25年度から西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業補助金を創設し、一般住宅や事業所、農業施設への再生可能エネルギー設備等の設置を支援していくことといたしました。

本事業の内容ですが、農業用施設に限定しお答えさせていただきます。

まず、太陽光発電事業ですが、補助金額を発電量1キロワットあたり3万円とし、補助上限額は12万円といたしました。風力発電、小水力発電に関しましては、工事費の10パーセント、補助上限額は10万円といたしました。次に、バイオマス燃料ストーブ設置に関しては、1台5万円以上のものを補助対象といたしまして、工事費用の20パーセントを補助するものとし、補助上限額は5万円といたしました。次に、雪氷熱利用施設については工事費の10パーセントを補助するものとし、補助上限額を10万円といたしましたところであり、ます。

再生可能エネルギーへの普及拡大を目的とした、補助制度については、既に多くの自治体でも取り組んでいるところではありますが、ほとんどが住宅に限定した補助制度になっています。本町にあっては、耐雪型ハウス活用による、通年栽培の支援なども兼ねまして農業用施設への設置も補助対象としたところであり、ます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは再質問をさせていただきます。

まず、トータルケアのまちづくりについてでございますが、現在、本町において百歳以上の方は何人おられるのでしょうか。まず1点お伺いをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ついこの間百歳になられた方がございまして、現在12人でございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 12人の百歳以上の方がおられるということは大変素晴らしいことであると思っております。それで、本年度240万円を予算化しておられますが、この内容はどのようなものなのか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

- 健康福祉課長 平成 25 年度の予算ということでお答えしたいと思いますが、平成 25 年度中に百歳の誕生日をお迎えになる方は 6 名でございます。以上です。
- 議長 9 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 240 万円は 6 名ですか。それは 30 万円に年間 16 万円を支給されて 240 万円にということでしょうか。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 お答えいたします。百歳の誕生日に 30 万円、その後 6 カ月、さらにはその 6 カ月、1 年後の誕生日に医療及び生活支援として 8 万円ずつということで年間 16 万円を支給することになってございますが、この部分につきましては平成 22 年からの施行でございますので、22 年以降に百歳になられて現在もお元気な百歳以上の方にはこの 16 万円は支給するというので、百歳に到達される方 6 名と、平成 22 年 4 月以降に百歳になられて元気におられる方に対する 16 万円、それを含めた形での積算でございます。
- 議長 9 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 そうすると、現在 12 人おられるわけですし、今年中に 6 名の方が百歳以上になられるということで、結構 18 人ですか、このままの状態であれば 18 人の百歳以上の方がおられるということなんですか。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 平成 25 年度に百歳になられる方が 6 名、現在百歳を過ぎておられる方が 12 名でございますので、来年の 3 月まででございますが、6 名の方が百歳になられます。来年の 3 月時点で 18 名ということになりますのでご理解いただきたいと思います。
- 議長 9 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 そうすると 18 名になるわけですね。現在 30 万円、6 名の方にお渡しする。そうすると年間 16 万円ですか、今 12 人の人にも毎年支給されるわけですね。そういうことですね。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 お答えをいたします。平成 22 年の 4 月以降の条例の一部改正がございましたので、22 年 4 月以降に百歳になられた方に対しましては誕生日に 30 万円、それ以降医療及び生活支援ということで 16 万円ということでございまして、平成 22 年 4 月以前に百歳になられた方も現在健在でおりますが、それらの方々につきましては誕生日 100 万円を支給してございますので、生活費というのはないということになります。
- 大変失礼しました。平成 22 年以降につきましては、現在 7 名でございまして来年 6 名ということで 13 名でございます。
- 議長 9 番、荒海清隆君。
- 荒海清隆 現在 7 名という方には年間 16 万円は支給されるわけですね。そうするとちょっと予算として少くないですか。
- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 来年百歳になられる方が 6 名でございますが、誕生日の一番遅い方で平成 26 年の 3 月でございますので、30 万円は誕生日の日に支給いたしますが、その後 6 カ月後ということになりますので、16 万円につきましては来年の 3 月に誕生日を迎えられた

方については翌年度の支給ということでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 わかりました。納得しました。本題に戻りたいと思ひます。

伊藤町長が今までの政策をチェンジするんだというようなことでやってこられたのが健康がいちばんというようなことで今の政策になったわけでありすが、本来チェンジということはまったく別なものに変えるというようなことだと私は思っているんですが、その辺は伊藤町長、チェンジしたというようなつもりでこの施策をやっておられるんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 言葉でいわゆる誤解を招くような内容でありますならば改めて申し上げたいと思ひますけれども、政策全体的な見直しの中でその姿勢を問われた段階でチェンジという話をしてまいりました。すべてがすべて最初から見直すということではありません。私の方針の中においては継続すべきもの、改革すべきもの、こういっためりはりを持ちながら対応していこうという姿勢を表した中でのチェンジという内容であったわけでありすが。

しかしながら、今回のこのいわゆる今までの福祉・医療・保健、こういった取り組みについては継続をしていこうということで、はじめからその方針については披瀝しているように、継続の事業として現在まで取り組んでいるところであります。

しかし、これなかなか百歳に挑戦から健康がいちばん、そういったチェンジの仕方についていろいろまだご議論があるところでありましようけれども、私はトータル的には、目指す目標というのは同じだというふうに思ひます。西会津町の高齢化社会を迎えている人口の減少を迎えている一番大切なところは長寿社会を目指すということで、いかに人口の減少を少なくするかというところに一番大きな課題があるわけでありすが、やっぱりここはしっかり堅持をしていかなければならない。

そしてもう一つは、これはみんながみんな百歳まで生きれるという保証はないわけでありすが。現在飽食の社会と言われている今日において食の問題というのが一番いろんなところで指摘をされておりますので、まずはこういった食、そして運動、さらには早期発見、早期治療というその根幹をなす健診という問題を一つの課題として、みんなが取り組めるような内容にするためにこの健康がいちばんという新しいキャッチフレーズのもとに取り組んでいこうとするものでありすが、そうした取り組みというのはこれからもずっと取り組んでいかなければならない大きな課題であるというふうに思ひているところであります。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 健康に関することでありすが、まず、健康が第一であるということはもちろんであります。そのために本町においては健康な身体は健康な野菜から、健康な野菜は健康な土からつくるんだというようなことでミネラル栽培の普及を目指してきたわけなんですすが、それもやっぱり健康を大きなテーマとして考えているわけだと思ひます。そういう意味で本当に町長が健康がいちばんというんだしたら、特別敬老祝い金は、私は百万以上にしたほうがよかったんじゃないか、そんなふうに考えております。これは終わったことでありすが、残念なことにトータルケアを標榜してきたわが町に、以前は視察の市町

村、各種団体が訪れておりました。昨今は激減しているというようなことでありますが、ということは、あそこはもうトータルケアのまちづくりは終わったんだというようなことにも思います。その点町長はどのようにお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津町の町の特徴の一つに今まで健康づくり、健康である、長寿社会を目指すという一つの方針のもとに町の一番最重点な課題として取り組んでこられた。そしていろんな施策を取り入れてきたわけでありまして。そのことが高く全国的に評価をされ、先進地といわれて今日に多くの方々が見察に訪れたということでありまして。

今は、やっぱりそれぞれのモチーフによって、それぞれの自治体が独自でいろんな対応をとってこられるわけでありまして、一定程度の西会津町の役割というもの果たしてきたんじゃないかなというふうに思います。

ですから、これから西会津町を一つの研修、あるいは研究のテーマとして来る自治体の方もおられましようけれども、それぞれの自治体ごとにいろんな課題を背負ってレベルアップしてきているということにもつながってくるのかなというふうに思いますので、いちがいに研修する団体が来なくなったから西会津町は健康づくりが低下したということでは私はないんじゃないかというふうに思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それぞれの考え方あると思うんですが、私はやはり魅力がなくなったからあそこには研修に行っても何もならないんじゃないかというようなことで研修に来る団体が少なくなったんじゃないかなというふうに思っております。

私、基本的にいつも思っているんですが、やっぱり金をかけるときは金をかけなくちゃなんないんだというような基本的な考えを持っております。やるときはやるんだというような意気込みがないとこのような小さな自治体は力が出せないんじゃないか。それは協働のまちづくりにもつながることではないかなというふうに考えておりますので、ぜひやるときは小さなことを考えないで大きなことをやってみようというような気持ちで当たられたらよろしいんじゃないかと、私はこんなふうに考えております。

続いて新年度の農業政策についてお伺いをいたしますが、人・農地プラン、これ私今回町長の提案理由の説明の中ではじめて聞いたんですが、この人・農地プランということは言葉はわかっていたんですが、内容的なことはまださっぱりわからなくて、このたびちょっといろいろ調べてみたんですが、これはTPPと、環太平洋経済連携協定ですか、これの参加するためのこの人・農地プランを策定したんだというようなことも言われておりますが、課長、その辺はどうなんでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。人・農地プランの作成の目的ということで先ほど答弁させていただきましたが、まず日本の農業の現状は、現在全国で186万人の農業従事者がおりますが、そのうち65歳以上が60パーセントを占めておまして、40歳未満については5パーセントということで農業従事者の高齢化が大きな課題となっております。

また、それに伴いまして40歳未満が5パーセントということで若手の新規の就農者を育成しなければならないということの喫緊の課題であります。それらが今後の農業を維持し

ていくこと、さらには耕作放棄地を発生させないこと、さらには食糧自給率を低下させないことということで、議員おただしのようにT P Pに直接ということではなくて、日本の農業を守るための基本的な課題を解決するためにこの制度が今年度から事業展開されたものです。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま課長のご答弁でありますと、直接的にはT P Pに関係ないんだというようなご答弁であります。確かにT P Pに参加すれば日本の農業はアメリカとか、そういう諸国に押されて壊滅的な打撃を受けるんじゃないかと言われております。その下地のために人・農地プランをつくっておいて地域の農業を強化する。平場で20から30ヘクタールの経営規模の団体というか、法人をつくる。あるいは中山間地であれば10町から20町の一つの経営体をつくるというようなことが目的、主な事業のようであります。

そういう団体をつくることによって、日本の農業を守れるんじゃないかなというように思うんですが、これにもメリット、デメリットがあると思うんですが、課長、どのようにお考えですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。ご質問の中に大型農家を育成するためだけというようにお話が一部ありましたが、けっしてそういうことだけではなく、こういう中山間地域の小規模な農業経営、農地を守るために地域でどうしていったらいいかというのを話し合うのが、人・農地プランの考え方です。その辺のところは私の個人的な考えではなくて事業の目的そのものがそうであるということでご理解をいただきたいと思っております。

それで、メリット、デメリットのお話ですが、基本的にデメリットはない事業であります。これは将来の設計図でありますので、今の状況で自分の集落の農業をこういうふうにして守っていこうということで皆さんの意見を集約して今後の設計図をつくるものであって、今後その担い手の位置づけが変わったり、自分の経営が農業規模拡大を目指していたけれども、縮小せざるを得ないというようなその時期の状況の変化に応じて計画は変更されるものでありますので、直接的に今事業計画のデメリットはありません。

そして診断されたように、差別、区別をするものではなく、それぞれの経営体を、今守っている経営体をきちっと位置づけて今後とも守っていくということでありますので、集落においても個人経営においてもデメリットはないものと、担当課としては感じております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今ほど課長のご答弁でありますとデメリットはないんだというご答弁でありましたが、私がちょっと調べた範囲で、メリットは何かというと新規に青年就農者給付金というものがありまして、この人が経営主体とする農業に参加すると年間150万円が支給されるというようなことあります。

あと農地集積協力金、この辺がちょっとそぐわないというんですか、これは以前は離農奨励交付金といわれたそうであります。結局農家をやめなさい。小さい農家はやめていいんですよ。そのためにお金をやります。出した人にも、提供した人にも金が入る。受ける

人にも金が入る。そういう有利なことだというようなことであります。

メリットがあればデメリットもあるということで、離農奨励交付金ですか、農地集積協力金と現在は言われておりますが、これは農家を減らす政策であってメリットではない。デメリットでないのかというように思われます。

また、農地を集積する、1集落、例えば10町でも20町でもいいんですけど、1集落でまとめる。そうした場合、稲作としては平場では20町くらいまでは、30町くらいまでできると思うんですが、中山間地においてはせいぜい10町なんてはできないではないかなと思います。例えばそういうことをやったとしても、それらの農地を提供した人は仕事がないんじゃないか。その人たちの雇用をどうするのかというようなことが問題だというようなことが言われております。

いかに高齢者としても仕事がなければ何をしたいかわからないというようなことで、それはやがて集落の崩壊につながっていくんじゃないか。そういうことが危惧されております。

課長、その辺、もう一度デメリットがないんだというようなことを言われておりますが、本当はないのか再度お尋ねしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。デメリットはないかのご質問ですが、この事業を進める上で、集落に大きなデメリットがあるような事業であれば、町として推進することはできないことでもあります。

まず、先ほどもお話をしましたように、この計画は選別をしたり廃止をしたり区別をしたり差別をしたりすることではなくて、ここで今農業を守っている人たちが今後ともこの地域の農業を守っていくために、高齢化になったときにどうしても農地を手放さなければならぬというような状況が出たときは、私は担い手となる人に農地をお願いしますということを位置づけるだけありますので、それが必ずそうしなければならないということではありません。

その土地をそのままにしておけば、誰がそれを担っていくのかがないままに耕作放棄地が増え、地域の農業が維持されない状況が目当たりに、西会津町内にも出ておりますので、この計画は喫緊の課題として取り組んでいかなければならないということを感じてます。

また、デメリットのお話がありますが、メリットの話させていただきますと、この話し合いによってこの集落、今後5年後、10年後、今農家をやっている人がどんなふうを考えているかというのをアンケートを取らせていただいておりますので、それによってその集落の5年後、10年後の農業の姿が見えてきます。

それによって対策を早めに立てておくということが実施できるわけです。あとは今まで認定農業者に対していろんな農業経費の削減を図るために農業機械の購入費の補助がされております。その事業については農業経営体育成事業ということで一般会計を通じて事業実施がなされるわけではないですけれども、町の再生協議会の事業として今年度も7名の方が利用して事業費は2,200万円ほどの事業があります。

これらについても今までは認定農業者であれば補助対象となっていたわけですが、25年

度からは人・農地に位置づけられた人でなければ補助対象にならないということで条件が変わってきております。つまり、この地域が5年、10年しっかり農業を守っていくよという意思表示をしないとそういう有利な補助は受けられないというふうに制度が変わってきているということでもあります。

あとは青年給付金のお話もありましたが、今後農業を担っていく人にとっては、農業に取り組むことは5年後、すぐに利益が出るような事業ではありませんので、国の制度を使いながら担い手を育てていけるというような大きなメリットもありますし、規模拡大を目指す方については今後自分が農業を拡大していくんだということを意思表示をして、中心担い手として位置づけておけば、規模拡大加算や新たな支援が受けられるということで、今後の農業を守っていくためにはぜひ今積極的に取り組んでいただきたいということで考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまの課長のご答弁、大変よくわかりました。この人・農地プランについてはまだまだ地域で話し合っていかなければならないというようなことであると思えます。それで、現在これ、尾野本地区で今年度始まっているというようなことではありますが、これはやっぱり中山間のほうからも早急にやっていくべきではないかなというふうに考えておりますが、どうでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。ただいま荒海議員のご質問にありましたように、中山間地域が直近の課題として迫っている問題でありますので、そのご質問の内容はまさにそのとおりだと思います。ただ、それを考えていくに当たって、今平場を中心にやっているわけですが、アンケートを取ってみますと、平場の農地条件のよいところでも今後農業をやめる、縮小していくということで、それに対する規模拡大をする、担っていくという方が少ない状況であります。

この条件のよい地域でこういう状況でありますので、これから、今回の農協との集落座談会に歩いてる中でも農業を維持していくために何か請け負ってくれる組織はないかというようなご提言もありまして、この計画を進めるための条件として、それらを担っていく組織の育成だったり、検討だったりも併せて行っていけないとできない事業なのかなということで考えてますので、それらを検討しながら、議員ご質問にありましたように、喫緊に迫っている地区には25年度取り組みを進めていきたいと思えます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 時間も迫っておりますので、このことについてはやっぱり今後集落において十分な話し合いをして、地域の農村を守っていくというような気持ちでやっていかなければならないと思えますので、これは行政と一緒にやっていかなければ、地域の農業は守れないと思えますので、このことについては今後ともまた一般質問等でお尋ねすることもあると思えます。

それで、次に移ります。そばコンバイン更新補助の件ですが、私もちょっとわからなかったんですが、現在80ヘクタールものそばが作付けされているというようなことで、驚いたわけなんです、去年はそばが暴落したとかという話も聞いておりましたんで、80ヘク

タールのそばには機械がなければ対処できないんじゃないかと思っております。こういう事業というものは進めていっていただきたいと思えます。

次にパイプハウス導入の計画についてでございますが、これも現在まで115棟、菌床のハウスで17棟、年々導入数も増えておるのは大変いい結果だと思えますが、ここ数年、豪雪が続いております。耐雪ハウスでありながらハウスの稼働率が低くなっているんじゃないかなというふうな懸念があります。

ということは除雪が大変だから今年はちょっとつくらないでビニールをはがしておくんだというような方が多くなっておるようでございます。耐雪ハウスでありますから、雪に対して強度なものであれば十分つくれる可能性もあると思えますが、なぜかつくることができないと、こういう残念なことが今見えるんじゃないかというふうに思っております。

それで、私前にも申し上げたことあるんですが、パイプハウスの形状なんです。現在のパイプハウス、同じメーカーのものを使っているようなんですが、これをもう少し、50センチくらいなんです、高いものにして屋根の勾配を急にするというようなことでかなりの雪が自然に落ちやすいというようなことを前に申し上げたことあるんです。

この辺でそういう苦労しないためにも形状、形を変えるというようなことの考えがありましたらお願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。ここ3年豪雪が続きまして、パイプハウスの倒壊等がありましたので、基本的な設計の仕様の中で今までとってきた対策として、強度を強めるために支柱の設置や筋交いの設置ということで補強対策はとってきておりますが、年々雪が多くなりまして、さらにそういう対策も必要なのかなということで考えてはおりますが、今年度、新年度、5棟の要望がありますので、その際には参考にさせていただきたいと思えます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ぜひこういうことも考えていただければよりパイプハウスの導入に結びつくんじゃないかなと考えておりますので、本年度そういうことについてちょっと研究していただければとお願いであります。よろしくお願ひいたします。

続きまして、本年度の新規事業として木材搬出支援事業というものがありますが、これは森林が間伐材の搬出に補助を出して、間伐材の有効利用を図るというようなことの目的があります。前から私も申し上げておりました。とにかく山が荒れてる。そのために災害等も発生する。このままでいくと山の荒廃が進んで、まず個人的に境もわからなくなってしまふんじゃないかと危惧されておりますので、ぜひこういうことも前向きに進めていただきたいと思えます。

それで、次に再生可能エネルギーの設備等設置事業であります。先ほどこういう豪雪の中で再生可能エネルギーの設置に補助を出していただければある程度倒壊するというようなことも抑えられるんじゃないのかなというようなことに考えております。これも可能なエネルギーを供給することによって、森林の整備がなされる。また雇用も生まれるというようなことで考えております。ぜひ町内の山林が整備されるようにもう少し補助金を上げていただければなおやりやすいんじゃないかなと考えておりますが、課長お願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。今回新しくこの補助制度を立ち上げたということでございます。この補助金につきましては、先ほど答弁でも申し上げましたように、太陽光はこの町村でも取り組んでいるわけでありますが、それ以外のところは住宅のみの太陽光のみの補助金というような制度が多いというようなことであります。うちのほうは農業用施設まで対応していきたいということであります。

今回、よその町村の事例だとかいろいろなことを調査しながら今回西会津町としましてはこのくらいが適正だろうということで補助制度つくったということでありますので、当分の間こういった形で状況を見ていきたいというふうに考えているところでありますのでご了承くださいたいと思います。

○議長 最後の質問になります。9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 再生可能エネルギーについては別な面でもいろいろ私お話、またお聞きしたいことがあります。今回は農業施設への補助というようなことでお願いできればというようなことで出ておりますので、ぜひこれ施策を進めていただけたらなというふうに思っております。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(15時00分)

○議長 再開します。(15時20分)

11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 皆さんこんにちは。11番、五十嵐忠比古でございます。今定例会におきまして2項目ほど質問いたします。また、同僚議員と重複になるかと思いますが、私なりに質問をいたします。今日最後の質問者でありますので、お手柔らかに、また明快な答弁をお願いいたします。それでは質問に入ります。

倫理教育について。昨今、全国の学校教育現場、スポーツ業界ではいじめや指導の行き過ぎによる体罰から悲しい事件、事故が多発している現状にあります。原因には指導者も教えられる側も何らかの原因があるのではないかとわれ、倫理教育が重要視されております。現在、NHK大河ドラマでは幕末の会津を取り上げた八重の桜が放映されていますが、その中でも知られる日新館の什の掟は会津若松市を中心にあいづっこ宣言として教育現場の指導に取り上げられてます。

什の掟にされているような当たり前のことが守られていないために、教育現場での事件が発生してると考えられます。その事件を踏まえ、さらなる倫理教育の充実に向けて町の小中学校教育現場での倫理教育の現状と今後什の掟を取り入れる等の倫理教育実施の考えはないかについてお伺いします。

次、森林資源の利活用について。日本は島国であり、エネルギー資源に乏しい国です。その大半を輸入に依存をしています。エネルギーを安定的に確保することが直近の課題だと思います。また、本町では面積の85パーセントが森林であり、その中には手入れの遅れている人工林も見受けられます。未活用資源の利活用を図ることが本町のみならず全国的な課題となっている現状にあります。

昨今、地球温暖化防止が叫ばれる中、森林の適切な維持管理及び保全が重要視されています。このことを踏まえ、人工林の間伐材の利活用と環境型社会構築へ向けた木質系バイ

オマスエネルギー事業化について、今後の取り組み及び計画はないか、町の考えをお伺いする次第であります。

以上で私の一般質問といたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 11番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、倫理教育についてお答えします。

現在、西会津小学校、西会津中学校におきましては、それぞれの学習指導要領に基づきまして、倫理（道徳）教育を行っております。

議員ご指摘の日新館什の掟、会津若松市のあいづっこ宣言に書かれている内容につきましては、学習指導要領道徳編に十分に盛り込まれているところでございます。

これからも、週1時間の道徳の授業の時間はもとより、小中学校の全教育活動を通じて、児童生徒一人ひとりの道徳性の育成を図っていかねばならないと考えているところでございます。その際には、八重の桜の放送により注目度が高まっております。また、児童生徒が社会科見学等で訪れております日新館の什の掟を適宜引用しながら指導し、より効果を高めていくように努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 11番、五十嵐忠比古議員の森林資源利活用についてのご質問にお答えします。

議員が申されたとおり、本町は1万9,493ヘクタールと広大な民有林を有しているところでありますが、多くの森林が、木材価格の低迷等の要因から何十年もの間管理がされておらず、荒廃が進んでいるのが実態であります。

国では、これら森林・林業を早急に再生するための指針としまして、平成21年に森林・林業再生プランを策定し、国内の木材の自給率を平成32年までに50パーセントまで向上させるとの目標を設定し、各自治体に取り組みを促しているところであり、本町におきましても、町森林組合等と連携しながら間伐対策事業を積極的に取り組んでいるところでございます。

この間伐対策事業については、1ヘクタール当たり10立方メートルの間伐材搬出が義務付けられているところでありますが、本町の森林は地形が急峻であることなどから、搬出経費が高額となり所有者に販売費を還元できない状況にありました。

そうしたことから、新年度から木材搬出費補助事業を創設し、搬出経費の一部を補助し、間伐事業の促進、間伐材の有効活用を図っていくことといたしました。

次に、木質バイオマスの利用についてであります。町では、再生可能エネルギーの推進を目的に、昨年8月に西会津町再生可能エネルギー導入推進計画を策定しました。

本計画には、木質バイオマス燃料活用を積極的に進めるため、公共施設へのバイオマス燃料ボイラーの積極的導入の方針を盛り込んだところであり、この度新築されます西会津小学校にもバイオマス燃料ボイラーの導入を計画したところであります。

また、個人住宅や事業所、農業用施設での活用を目的に、新年度から創設する西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業補助金にも、バイオマス燃料ストーブの補助事業を盛り込んでいるところであります。

このほか、民間業者により、本町内にバイオマス発電所を設置しようとする計画が持ち上がっています。本事業は、正に森林資源の有効活用につながる事業でありますことから、本町内での事業実施が図られるよう、町としましても積極的に支援していくこととしていきますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それぞれ答弁いただきましたが、倫理教育からお伺いをいたします。

まず日新館の仕の掟なんですけども、その中で全国的に今、NHKで大河ドラマ始まっておりますが、西会津も地元なので、その仕の掟を児童生徒に何らかの形で取り入れたらどうか、その考えを教育長、お願いします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答えいたします。今までも、本年度大河ドラマで八重の桜が放映されているわけですが、それによって全国的に高まりを見せている部分はおっしゃるとおりでございます。会津におきましては、若松のみならず、福島県全体といってもいいかもしれませんが、適宜教育活動の中で、例えば日新館の仕の掟のうちならぬことはならぬもの、そんなことも引用したりして、子どもたちに日々の教育活動の中で指導してきたところがあります。

今回、八重の桜の効果で高まりを見せているわけですが、ご答弁で申し上げましたように、今後とも今まで以上に適宜その場その場で、日新館の仕の掟のこの部分だよというふうな形で引用しながら、子どもたちに身につくように、より効果的に指導を展開してまいりたいなど、こんなふうに思っておるところでありますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁で理解できました。それで、今会津地区の小中学校で取り入れているところは何校くらいありますか。その辺お聞きします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ご質問の中で議員がおっしゃられましたように、会津若松市はこの日新館の仕の掟、それから先ほど多賀議員のご質問にお答えいたしましたときにも引用させていただきましたが、この国の学習指導要領、双方を十分に吟味いたしまして、あいづっこ宣言をつくったところがございます。そこで会津の若松市内におきましては各学校にまとめたものを、これを配布したり、あるいは市内の要所、要所に看板を立てたりしまして、子どもから大人までということ想定して、啓蒙、啓発に努めているというのが一番取り上げられている例かと思えます。

その他市町村でございますが、適宜、私が申し上げましたように引用したりして指導の効果を高めるために活用している、そういう実態であろうと考えております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 ただいまの答弁で、わかりましたけど、ただ、わが西会津の児童生徒のために取り入れる考えはあるか、その辺を教育長のごつくばらんなあれでお聞きします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 結論的に申し上げますと、今までも適宜引用しながら、仕の掟を必要に応じて

引用しながら道徳教育、教育活動を展開してきておりますので、今後はさらに有効に授業、あるいは教育活動の中で取り入れて、効果を上げていきたいと、そういうふうに考えておるところであります。根本的に申し上げますと、今、日々全国的にいろんな犯罪が発生しております。生まれたばかりの赤ちゃんを親が殺害してしまったとか、あるいは夫婦の間でもどちらかがどちらかを殺害したとか、人間の道から大きくかけ離れたような犯罪があるわけですね。

まずそもそも大人社会から、議員も感じていらっしゃるかもしれませんが、車社会でコンビニあたりから買った、それを車内で食べて、袋の中に殻がいっぱいはいったのを運転しながらポイと捨ててしまうような、たばこの吸殻なんかもあります。あれも子どもが同乗しているそういう中で親がやって見せている。そもそもここに私は問題があると思います。親がまず自分のお子さんに対して模範を示すべきだと。それが広がって社会全体、大人社会がよくならなければ子どもは絶対よくなないと。これは間違いなくどなたでも言えることじゃないかと思うんです。

そういう意味で、会津若松市は重きを置いてやっていますが、会津若松市の教育委員長さんあたりもあいづっこ宣言でやってるけども、若松市内にもいじめはいっぱいあんだと、そういうふうには言っていないような実態です。

そういう意味で、西会津においてはおかげさまで悪質ないじめ等はございませんが、なおさらいじめの防止にも役立てていきたいなど、こんなふうには思っているところでもありますから、ご理解を賜りたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 前向きな姿勢なことは理解できました。なお、採用に当たっては会津日新館などのアドバイスとか、あと若松市のアドバイス受ける、そこへ行って研修とかいろんな勉強して、そういうことはやるつもりはありますか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 日新館の仕の掟だとか、あとあいづっこ宣言だとか、経緯もうちの委員長もあいづっこ宣言の立ち上げにかかわった方でございますので、いろいろお聞きもしておりますが、あいづっこ宣言のように取り入れて看板つくって、そこまでは今のところ考えておりません。今まで継続して指導してきましたので、それをさらに強化して効果を高めたいと、こういうことでご理解を賜りたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 教育長から委員長もかかわった一人だとお聞きしましたので、なお前向きな姿勢で教育委員会の中で、会議の中で諮ってもらって、前向きな検討をよろしく願います。

それでは次の質問に変えます。

まず森林資源の利活用についてであります。先ほど課長の答弁の中で町もそういう前向きな姿勢でやってることですので、そのバイオマスエネルギーの件ですけども、それどこまで進んでいるか、ちょっとお聞きしたいんですけども。東北電力との間で。

○議長 ただいまの質問ですが、民間事業ということであって、町は共同経営でもあれでもないわけですから、その辺はちょっとご理解していただき、質問を変えていただきたい

と思います。

11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　ただ、この答弁の中で民間業者による町内バイオマス発電所でありすから、課長の説明の中で、ただ私はその辺ちょっと、まだ進展してなければ、そういう話が、説明できる状態でなければ私は質問しませんけども、その件に関しては。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　町内で進められているバイオマス発電所の事業につきまして、ちょっと簡単に説明させていただきます。これ、町内に本社を有する企業が計画しているところがありますが、前回 13 番議員のご質問でありましたように、売電の関係でちょっと東北電力への売電が、売電といたしますか、系統連携が容量オーバーというようなことで接続できないというような状況があったわけでありましたが、その後町でも要望活動して、連携が図られるような状況まで至ったというようなことでありまして、今、場所の選定だとか、どこでそういった事業をやるかといった場所の選定作業を行っているといった状況でございます。

○議長　11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　ぜひ今の問題を町では 85 パーセントの森林がありますので、これを有効利用するというので、間伐材を利用し、ぜひ進めてください。また、町ではその木質バイオマスとあと薪ストーブは何件くらい使っている方ありますか。まだ間伐材を利用して使っている方おりますか。その辺をお聞きします。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　町内でどの程度薪ストーブを使っているかという実態はちょっと町のほうでつかんでないというような状況でございますが、ご承知のとおり農林振興課の事務室で薪ストーブ、試行的に導入したというようなことでありまして、今度新しく整備します奥川の小学校跡地に支所を移すというような計画であります。その中にもバイオマスストーブを導入いたしました。これは薪ストーブでございます。

そのほか、やっぱり森林環境交付金を使いまして、今ハウス 2 棟にやはり試行的に薪ストーブを、町のその補助事業活用して導入してるということで、その補助事業を活用した事業は 4 台でございます。

今回、町の補助事業の対象としたのは薪ストーブも当然該当しますが、5 万円以上のやはりしっかりした薪ストーブというようなこと、さらにはペレットストーブ、そういったものも想定してバイオマスエネルギーストーブというようなことで考えているところでございます。

○議長　11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古　間伐材の有効利用の一環として、全町内アンケートとかそういうほしい、そういう薪ストーブほしい人もいますので、また、PR なりするならどう考えているのか。その辺。

○議長　企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長　今回新しく立ち上げます再生可能エネルギーの補助事業につきましては、今議会終わりましたら、新年度、4 月 1 日からの活用できるということになりますので、

3月中に全戸の皆さんに、町民の皆さんに周知していきたいというふうに考えております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今回の答弁でわかりました。よろしくお願いします。それでは質問変えまして、また、倫理教育でございますけども、これだけの委員長かかわったということですので、何回も言うようですけども、いじめのなくなるような学校にしてもらって、それを取り入れてもらうようによろしくをお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時47分)

平成25年3月13日(水)

開 議 13時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第2回議会定例会議事日程（第6号）

平成25年3月13日 午後1時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

1. 清野 佐一
2. 長谷沼清吉

（各常任委員会）

○議長 平成 25 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。昨日に引き続き順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

10 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さんこんにちは。10 番、清野佐一でございます。私は今定例会に 3 項目について通告をしておりますので、順次質問をいたします。まず質問に入る前に一昨日の 3 月 11 日であるいまわしい東日本大震災からまる 2 年が経過いたしました。

いまだに避難されている皆さんや行方不明の方々が多くいらっしゃいます。ふるさとへ帰る見通しの立たない中で苦しみに耐えながらも頑張っておられる人たちのことを思うと一日も早い復旧、復興、そして早く再生をすることを願わずにはられません。改めてここよりお見舞いを申し上げます。

それでは町政への取り組みについて質問をいたします。この質問の前段で偶然にも 7 番、多賀議員と同じ文言と申しますか、部分で引用しているのありますのでご了承いただきたいと思っております。それでは質問いたします。

町長は就任直後の 9 月議会定例会において所信を述べられました。そして得票数にも言及され、選ばれたのは町政を大きく変えるという期待感であると改めて私に課せられた使命と責任の重大さを痛感していると言われております。さらに町政は常に変化する時代と向き合い、前に進まなければなりません。過去のやり方を踏襲するだけではこれからの新しい時代に立ち向かうことや町が抱える課題を解決することはできません、ということで断言されております。

三つの基本姿勢のうち、行政改革を進めることについては、事務事業を一旦リセットし、必要な事業は継続、不要な事業は廃止するとのことでした。そこでその結果としてどのくらいできたのか、またできなかったものは何か、そしてその理由もお伺いをいたします。

次に、この 3 月定例議会は平成 25 年度の事業並びに予算を決める大事な議会です。平成 25 年度から西会津小学校の建設工事が始まるということで予算規模が大きくなったことはうなずけるところですが、その他編成に当たり留意されたことは何か。また、生活環境づくり支援事業の継続は考えなかったのかお伺いをいたします。

次に、町防災計画の見直しについてお伺いします。一昨年、町長は新聞のインタビュー記事の中で東日本大震災において町の対応の検証の必要性や、町消防検閲や町総合防災訓練などを経て災害マニュアルを見直したいと答えておられます。それを受けてのことと思われませんが、町防災計画の見直しがなされました。この見直しをするに当たり、新たに加えたものやさらに強化したものなど、特徴的なものは何かをお伺いをいたします。

次に、福祉政策についてお伺いいたします。私はこのことについて以前にも質問をしてきたところでありますが、憩の森やさゆりの園等の施設周辺には以前購入した用地が未利用の状態が残っています。今後の利用計画があるか否か、再度お伺いをするものであります。

また、施設には多くの職員の方々が勤務されています。駐車場が少なく、施設敷地内で

ありますが、路上駐車も見受けられます。職員の安全確保の面からも駐車場を整備すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

次に農政についてお伺いいたします。町の基幹産業は農業ですが、高齢化や担い手不足など厳しい状況に直面をしております。この現状を踏まえ、町では持続可能な農業を実現するために農林水産省の事業である人・農地プランへの取り組みを推進していますがその進捗状況と課題についてお伺いをするものであります。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 10番、清野佐一議員の町政の取り組みについてのご質問に、お答えをいたします。

私が、町長に就任した直後の平成21年9月議会定例会において、町政運営に対する所信の一端を述べさせていただきましたが、その中で議員がおただしの事務事業について述べさせていただいたところであります。

私は、町政を担うにあたり、町の厳しい財政状況や、当時、世界的な経済不況下において、町政は常に変化する時代と向き合い、前進しなくてはならないと考えておりました。

過去のやり方を踏襲するだけではなく、これからの新しい時代に立ち向かうことや、町が抱える課題は解決できないという思いを持って申し上げたところであります。

その思いを実現するために、西会津町行財政改革大綱第15次を策定し、これに基づき、限られた財源の中で、町民満足度の高い行政サービスを提供するために、すべての事務事業について見直し作業を進めてきたところであります。

その結果につきましては、それぞれ継続、改善、縮小、廃止、拡大に分類いたしたところではありますが、どの事業も現在進行中の中で、町民生活に密着したサービスや事業であることから、直ちにその結果を反映することは困難なところではありますが、町民の皆さんとのコンセンサスを得ながら、これまでの習慣にとらわれることなく、町民のニーズに応じて、より良い町政を運営するため、引き続きスクラップアンドビルドの方針をもって、見直しを行ってまいりたいと考えております。

なお、おただしの中で事業ができなかったものは、あるいはその理由はということではありますが、先日多賀議員にもご答弁申し上げましたように、個々の事業を検証する中においてはそれぞれになし得なかったことはいくつかございますが、それらを含めて課題と反省点を踏まえて次のステップアップにつなげてまいりたいというお話をさせていただいたところですのでご理解をいただきたいと思っております。

次に、町地域防災計画の見直しについての、ご質問にお答えいたします。

今次の町地域防災計画の見直しは、国の災害対策基本法や防災基本計画などの改正、さらには県の地域防災計画の見直しを踏まえたものであり、震災対策編などを加えた、平成20年1月以来の見直しであります。

また、この見直しにつきましては、一昨年に発生いたしました、東日本大震災及び新潟・福島豪雨災害の体験から学んだ教訓を、今後の防災対策に反映させるため、必要な事項を加えたところあります。

はじめに、町地域防災計画に新たに加えたものは何か、とのおただしではありますが、一つ目としては、町独自の見直しとなります災害発生時の初動体制と情報収集の迅速化であ

ります。

災害発生時の初動体制と迅速な情報収集につきましては、人命救助や応急対策、応急支援を実施する上で大変重要なことでもありますことから、町と自治区との連携について、新たに規定いたしましたところでもあります。

また、これに合わせての独自の防災対策の初動体制と情報収集マニュアルを作成したところでもあります。

二つ目としては、友好都市等との災害時応援協定の推進や、複合災害を想定した広域避難の受入れなどを、新たに追加したところでもあります。

次に、強化した事項についてのおただしであります。防災情報通信網の整備では、防災行政無線のデジタル化の推進や、弾道ミサイル発射等の情報を瞬時に住民に伝達できるシステム、ジェイアラートについて、また、災害時要援護者対策では、現在、町が整備を進めております要援護者支援システムの適切な運営について明記したところでもあります。

また、ハザードマップ講習会の開催による自主防災意識の醸成、災害対策本部となる町役場庁舎など重要拠点施設の耐震化、災害に即応できる町職員の人材育成などについて見直しを図ったところでもあります。

町といたしましては、今後、災害対策基本法の改正や、防災基本計画の修正、県地域防災計画の見直しなどを踏まえ、町地域防災計画の見直しを随時進めるとともに、防災体制の充実・強化を図り、安全・安心な町づくりを推進してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、平成25年度予算についてのご質問にお答えいたします。

まず、平成25年度の予算編成にあたっては、国県の予算編成の動向や税制改正等の情報収集を積極的に行い、財源の確保に努めながら、西会津町総合計画に基づき、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安全安心を重点目標として、とくに平成25年度は、事業推進の基本的な考え方として、住んでみたい、行ってみたい町へを掲げ、定住促進と交流人口の拡大を総合的かつ強力に推進していくことといたしました。

平成25年度予算に計上しております主な内容であります。地域経済の活性化については、全国的にも知名度がアップしてまいりましたこゆりちゃんを活用し、町や町内製品のイメージアップを図るためのこゆりちゃん活用による町のイメージアップ事業、町商工会のまちなかの拠点整備を支援するふるさと自慢館整備事業、定住促進を目的に町に住む若者や移住者の住宅整備費用や住宅団地購入費用の一部を補助する定住促進助成事業、新たな視点で定住・交流促進を図る地域おこし協力隊2名の配置、そばコンバイン購入費や加工場整備のための補助事業などあります。

次に教育の振興と人材育成であります。新年度より建築工事に着手する西会津小学校校舎新築事業、新たな保育施設のあり方を検討する保育施設整備基本構想の策定、乳幼児の家庭保育を支援する乳幼児家庭子育て応援金事業、西会津高校活性化のため通学費や修学資金等を支援する西会津高校活性化支援事業などを計上しております。

次に健康づくりと安全安心の分野においては、町民の健康づくりを進める健康がいちばん！推進事業、西会津町縦貫道路整備事業の推進のほか、水道施設のない甲石地区に安定した水道水を供給可能にする青坂地区飲料水供給施設の拡張事業、野沢まちなかに交流の場や憩いの場を整備する原町ポケットパーク整備事業、個人住宅や事業所、農業用施設への再生可能エネルギーの導入を支援する再生可能エネルギー設備等設置事業などの新規事業を計画したところでありますのでご理解願いたいと思います。

次に生活環境づくり支援事業についてのおただしにお答えします。

本事業は、地元経済の活性化と住環境整備を目的に、平成23年度と24年度の2カ年の事業として実施したところであります。

本事業については、これまで539件の事業が取り組まれ、補助金総額は約7,000万円、事業費の総額は約3億3,000万円となったところであり、町といたしましても、地元商工業の活性化と住環境整備に大きな効果をもたらしたものと認識しているところであります。

新年度につきましては、町内の若者及び移住者の住宅整備や住宅団地購入費を支援する定住促進助成事業や、個人住宅、事業所などへの再生可能エネルギーの普及を図る再生可能エネルギー設備等設置事業を新たに展開し、町民の住宅改修を支援して、地元経済の活性化を図ってまいることといたしましたのでご理解願いたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 10番、清野佐一議員のご質問のうち、憩の森やさゆりの園などの周辺用地の利用計画についてお答えいたします。

ご質問の土地につきましては、平成13年当時、デイサービスセンターや痴呆性老人グループホーム、障がい者養護施設等の社会福祉施設建設のため必要な土地として1万5,821平方メートルを下小島地区の皆さんのご協力をいただき、町が購入したものであります。

現在は、デイサービスセンターや認知症高齢者グループホーム等のほか、道路整備や医師住宅を設置しておりますが、約5,000平方メートルの土地が未利用となっている状況であります。

今後、この未利用地の活用につきましては、総合的に検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、駐車場増設についてであります。西会津診療所に勤務している町職員とさゆりの園などの介護施設等に勤務しているにしあいづ福祉会の職員のほとんどは、自家用車で通勤しており、施設周辺の駐車場や空き地等に駐車しており、駐車スペースが不足している状況であります。

そのため、診療所職員の駐車スペースを確保するため、平成25年度国民健康保険特別会計当初予算の施設勘定に駐車場整備費として302万7千円を計上いたしました。

候補地といたしましては、グループホームのぞみの西側の未利用地の一面に整備する計画としております。

また、にしあいづ福祉会職員の駐車場につきましては、今後、にしあいづ福祉会と協議を行い、診療所職員の駐車場と一体的に整備できるよう検討してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 農業振興課長、佐藤美恵子君。

○農業振興課長 10 番、清野佐一議員のご質問のうち、人・農地プランについてのご質問にお答えいたします。

人・農地プランは、今年度国が人と農地の問題を解決し、持続可能な農業を実現するため地域ごとのプラン作成を推進しているものです。

本町ではこの事業に取り組むため昨年4月の自治区長会議の際に全自治区長さんを対象にして事業の概要を説明したところです。8期月上旬より牛尾自治区をはじめ縄沢、上小島、下小島、野沢の本町、原町地区の5カ所において説明会を開催し、作成に向け皆さんの意向を確認するためのアンケートを実施したところです。

うち、4集落についてはアンケート結果についての説明会を終了し、今後町が作成したプランの原案について再度集落で話し合いをお願いし、年度内のプラン認定に向けて作業を進めているところです。

また、3月10日には松尾自治区で説明会を開催し、プラン作成に向けアンケート調査を行っているところです。

事業を推進するに当たっての課題はとのご質問ですが、説明会では将来の農業についてのプランづくりという新たな事業であることから、負担感を感じている方もいらっしゃいましたが、集落の方にお問い合わせするのは一つはアンケートにより将来の自分の農業の取り組み予定を回答していただくことと、二つ目は回答をもとに町が作成する計画案について意見をいただくことです。その後皆さんの意見を計画に反映しながら計画をまとめていくもので、個人や集落には事務的な負担はありません。

この計画を作成することで中心となる担い手に位置づけられた方には補助事業の活用が可能となることや、今後農地を手放したいと考えている方には、協力金などの支援を受けられるなどのメリットがあります。

今後は上野尻地区において説明会を開催する予定です。他の自治区においても集落の農業を将来も守っていくためにも今後積極的にプラン作成に取り組んでいただきたいと考えております。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは再質問させていただきます。質問する前に、一言申し上げたいと思いますが、私が12月定例会で一般質問で点滅信号等の改善ということでご要望申し上げたところです。それについてはいち早く調査をしていただき、次の準備にかかっているというようなことでありますので、本当に町長の言うスピード感というのがこんなものかと思ったわけですが、今後につきましてもスピード感をもってやっていただければというふうに思っています。そして早めにその対応というものをしていただければというふうに思いますので、これは要望しておきたいと思えます。

町長が25年度いろいろ施策を講じていく上で、協働のまちづくりというようなことを言われておりますが、協働のまちづくりについての基本的な考え方がいいますか、私、去年の9月に町民、行政、議会が相互の信頼関係がなければ協働のまちづくりはあり得ないというようなことを申し上げました。それらについての町長のまず考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津町にはまちづくり基本条例が定められているわけでありまして。なんびとたりともやはりこの基本条例に沿ってこれを執行していく。あるいは全体でこれをみんなで守っていこうというのが基本条例の一番大切なことだと思います。

したがって、今議員からご指摘ありましたように、まず行政、議会、そして町民、この一体感をもってどんなところにも立ち向かって、そしてしいては町民生活の向上にこれを寄与しなければならないというふうに思っているところでもあります。私は一貫してその姿勢は崩していないというつもりで町政を運営しているところでもあります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 それでそれらの姿勢を貫いていかれるには、あらゆるもので真実を語っていかなければならないんじゃないかというふうに思います。そこでお尋ねするわけですが、町長の後援会の会報ですか、そこに町長の公約における実績といいますか、そういうのが報じられておりました。書いてあったわけですが、やはり本当のことを伝えるということでは保育所の児童2人目から無料という記述だけで、そこに同時入所という記述がないんですね。ということは真実というか、本当のことは伝わっていないというふうにも思われます。それらについてまず、そういうことに対してのお考え、いかが感じておられますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 真実を伝えるということはまさに私はそのとおりだと思います。議員ご指摘のとおり、例えばということでのこの対応が2人同時の場合1人目はいただくけれども、2人目は無料と、こういうことをまずはっきりとさせて、例えば年がかけ離れちゃって、こっちが保育所を出ていってしまったときに、こっちの下のほうの子どもさんが追っかけ入っていったときには、この人はゼロという意味合いに取れるということなんでしょう。ですから、そういうことについては該当する方に対して十分私はそれは説明しているんじゃないかなというふうに思っているところでもあります。

ですから、この該当するという方はいわゆるお子さんをお持ちの方が該当するわけありますので、そうしたバランスがものすごくかけ離れてしまった場合どうするんだということも以前この種の質問で多賀議員だったか、同じことが言われたわけあります。そのときも議会の中で十分その辺は説明しているはずなんでありまして、ですからこれは全体的に理解をしているものだというふうに思っていることであります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 ちょっと私の説明が悪かった。もう一度お話申し上げます。

記載をされている中に、2人目無料となっているんですね。ということは、2人目というのは同じ、同時時期にというか、一つ違い、二つ違いとかって、同じく保育所に入っている方のときの児童の2番目が無料だという意味ですよね。その記載がないんです。ただ2人目無料ということは2人目の無料だと。2人目無料だというふうにとられる。だからその辺は同時入所でないと2人目は無料にならないよということ、ただし書きが必要ではないのかなと、誤解を招く恐れがあるということなんです。

それと、これは細かくいいますと3年8カ月前ということなんでしょうけども、そのとき町長は公約の中で福祉タクシーを運行するというようなことを申されました。町長の描いている福祉タクシーというのはどういうものだったんですか、まずそれをお聞かせくだ

さい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、西会津の自治区で言えば90集落、いわゆる自治区長がいるわけでありまして。そこには点在をしている集落というのはものすごく西会津は多い。しかし当時は循環型で限られて範囲の人しか公共的ないわゆるその整理をなされていなかった。交通体系しかなかったということでもあります。

私はやっぱりそうしたところに、いろんなところにおいてもバスが行って、そしてお年寄りの皆さんとか、そうした方々も対象にしながら、乗れるような体系というものを考えていくべきだろうと。それがじゃ福祉と言えるのか、あるいはどうなんだ。名称は違っても思いとするならばどんな地域においてもバスが行けるような体制でこれから高齢化社会に向けた一つの新しい交通網の大綱をつくっていかねなければならない。そんな思いで福祉バスというような考え方を持ったわけでもあります。

したがって、そういうことが現実的に、じゃ、どうなのかということであれば、今は集落ごとに予約をすればデマンドバスという形をとりながらやはりそのものずばりではなくても、形を変えて実現しているところもたくさんあるんじゃないのかなというふうに思っているところです。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 今町長のご説明だと、それはバス行かないところまで、すみずみまでそういう福祉サービスをしたいというような思いからだと思いますが、実際福祉タクシーという言葉があり、そういうタクシーがあるんですね。それは身体に障害のある方や介護の必要な高齢者の移動のために車椅子やベッドのまま乗れる装備のあるタクシーのことですよ。

ということは、町長がそのときそれを福祉タクシーと言われたことは、これを本当に思っていて期待をされた方もいたんじゃないかと思うんですよ。だからその辺についてはやはりちゃんとした認識でもってお話をさせていただかなければいけないんじゃないのかなと。

そしてこれは公約の分ですけど、福祉タクシーの創設についてというかね、それは公約で、片方はバスにしたということにはなっていますが、その辺でやはり言葉と内容が食い違っているということはやはり町民に迷惑をかけたという部分があるんじゃないかと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はいろんな課題があるかと思えます。当時、私の思いというものを公約、あるいはマニフェストという形で掲げて、そして町民の皆さんにご理解願うようにいろいろと対応してきたわけでありまして。しかし、一旦行政に入ればやっぱりそういうことが実現的に可能かどうかということも十分検証しなければなりませんし、あるいは形を変えてならばそのことがある意味ではいわゆる同じような内容等に変化していくことであればそれはそれで私は一つの問題の解決になっているんじゃないかなというふうに思っています。

ですから当時掲げた内容が、名前が違う、あるいはこれだ。そういうことが今一つひとつ出されたことに対して、私は当時思うことに対して、思いというものを伝えたということでもありますから、それが情勢が変化をしながらやっぱりやっていくということは、どんな場合においても必要なことではないのかなというふうには思っています。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それは思いはいいですよ。本当に福祉タクシーというものをやろうとされたんであれば、やはり議会に、こうこうこういうタクシーを2台ぐらい購入して、タクシー会社に業務委託をして、そういうサービスをしたい。福祉サービスをしたいということでもあればまたですけど、そういう話は全然なかったわけですよ。

だから、本当の町長の思いが町民の皆さんに伝わっていないということですから、その辺は今後ひとつ参考にしていただいて町政に当たっていただければと思います。

次に、これは前に私が一般質問でお話したときに町長が検討するというか、前向きの話であったんですが、ごみのポイ捨て、町内あちこち、あの当ても3月ころだったですか、冬期間やっぱり雪の中にポイポイポイポイごみが捨てられて、春になるとそのごみが出てきて非常に汚くなってしまう。汚されているというようなことで町をきれいにすることで特徴的なまちづくりもあるんじゃないですかということで、その条例制定ということもしてはどうですかということを話をしました。

その後そういう前向きの姿勢、言葉ありましたけど、その後ずっと何事もないわけですが、今どのようなお考えですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ごみのポイ捨て条例のご質問にお答えいたします。今ほどご質問あった件につきましては、町長のほうから会津坂下町で条例制定ということで取り寄せまして、検討作業を現在進めてございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 防災計画の見直しのことでお伺いしたいと思います。初動体制の整備、確立といえますか、そういう体制づくりをするということでもあります。それで、それに加えて、町長昔よく言われたこの際ということだと思いますが、やはり防災ということについては消防団、女性消防隊、そして支援隊というような組織があつて、皆さんそれぞれ活動してもらっていますが、さらに自主防災組織というのがまだまだ各集落といえますか、地域に確立されてないわけです。それらについての考え方というか、そうすれば今の初動体制でも何でも、区長さんだけでなく幅広い方々が一緒に行動に移していただけるということになるとと思いますが、それらについてのお考えは。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 自主防災組織のご質問にお答えします。現在、町では消防支援隊、女性消防隊、それから各自治区の自主防災組織、合わせまして16の組織がございます。ただ、まだまだ今議員がおっしゃるとおり数が少ないということにして、町としましても消防署等と連携を図りながらもっともっと自主防災組織の育成を図ってまいりたいと考えております。

自分たちの地域は自分たちで守るのが基本だと思いますので、そういった組織がどんどんどんどん増えるように町としても努力してまいる考えでございます。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 それで今、消防支援隊の話もしましたが、町長にお伺いしますが、聞くところによりますと支援隊について定年制うんぬんとかというような話を、これは公式か非公

式かわかりません。ことを言われたということをやっと聞いたんですが、それらに対する根拠といますか、考え方というか、もし差し支えなかったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お答えをいたします。これまで消防支援隊の総会とか、あるいは全体的な人数の把握、さらにはこれから本当に必要な支援隊の活動内容というものについてまだ全体的に総会らしきものを行っていなかったわけでありまして。そこで、これまで何名ぐらい今、248名ですか、248名ぐらいの方がいるわけです。確かに当時は年齢制限も何もなかった。そして消防隊に入って、そしてお亡くなりになる、高齢になってお亡くなりになる方も実際に現実的に出てきているわけでありまして。

ですからその時点で消防支援隊をおやめになるというようなことではなくて、もう少し活動的な内容というものを整理しながら見直しをしたらどうかということで、担当課のほうにある程度、一定程度の年齢になれば、今度は元消防団員の方々も退団されている方もおもしろし、そういうところの見直しを図りながら、やっぱりそれをローリングするような形をとって対応していったほうが実際的にその組織として活動しやすくなるのではないかというようなことから、一定程度の年齢に達したときのいわゆる年齢制限というものも踏まえて全体的な消防支援隊のあり方も検討しなさいということで担当のほうにその旨私のほうから指示をしたことでもあります。

現在見直しを行っておりますし、総会も4月にですか、行うことになっておりますので、そこで明らかにしていきたいというふうに思っております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 質問を変えます。先ほどの予算の関係で、生活環境づくりの事業が今回ないというような、別の変ったといたしますか、住宅の支援のほうに振り向けられるといたしますか、そんなふうなことに受けたわけですが、この生活環境づくり事業というのは先ほど説明ありましたように、7,000万円か3億3,000万円の大きな成果が上がったというように私も見えます。まだまだ話聞きますとやらないのかというような声があるんですね。

ですから、補助額6,000万円にしなくても3,000万円か2,000万円でも継続ということもあってもよかったのではないかとこのように思うわけですが、その辺はいかがお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 生活環境づくり事業というのは議員おただしのとおり、非常に経済効果が上がったところでありまして。その取り入れる要因となったのは議員もご承知のとおり当時は世界的な経済不況といわれる中で相当地域経済が疲弊していたわけでありまして。いろんな自治体の中では地域券の発行とか、あるいは商工会がもっと活発になるようないろんな取り組みも実はいろんな各町村でも行われておりました。

じゃ、町で具体的に今のいわゆるこの経済を活性化をさせるということの意味合いで最も大きい効果は何なのかということから、いわゆる生活環境づくり事業ということで職人さん、そしてまた自らもお金を出す、行政からも出すと、そういう総合的な枠組みの中で経済を活性化していこうとする取り組みの一つとがこういう形であったわけでありまして。

確かに7,000万円、当初よりもまた補正をして7,000万円、そして全体的な効果が3億3,000万余の大きな経済効果を上げたということで非常に町民の方々からの評価も高かったわけであります。しかしこれは2年間、私は1年でやる計画ということで単年度事業であったわけですから、しかし議会の皆さんのほうから、これは単年度じゃなくて2年間に、そして抱える業者はすべて仕事を抱えるというようなことではないように、平等にそれはやるべきだというご意見をいただいて、私は2年間継続の事業として取り組んできたのはご承知のとおりであります。

そこで、ある一定程度の評価、あるいは効果が上がったということであれば、これ、ずうっといつまでも引っ張っていくわけにもいかないと。これからはやっぱり2年間やったら次のステップについては何が必要なのかということで政策調整会議等々に経済効果をもっと高めるための対応も考えなさいということで町全体で行ってきた結果、若い人を対象にして新しいこれからの西会津町の住んでみたい、そして行ってみたいまちづくりの総合的な対応の中で必要なものは何なのかということで、やはり事業もシフトしていかなければならないということで今回ご提示いたしました若い人の定住促進という意味合いにこれを若干シフトしていったということでありますので、今後やはりこうした対応が必要だということであれば十分これはこれからの事業の中でも町として検討していく必要の価値がある事業なんだなということでありますので、まったくこれが半永久的に取り上げて、あとすべてやらないとかということではありません。

やっぱりいろんな事業を見直した中での新しいものを取り入れるということも必要なんだなというふうに思って今回この事業については別な意味での事業に変えていったということでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 今言われましたけど、やはり事業が変れば対象者が変わるということもあるわけですから、その辺はやっぱり今後も考えておいていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。駐車場のことなんですが、それについては今回整備されることによって、ある程度余裕も含めて、面積的には余裕を見て、面積的な確保されるんではないかとということをお聞きしたいんですが、台数。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。診療所の職員の駐車場として予算計上しております額でございますが、この整備費は約15台程度は駐車できるスペースということで計上してございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 15台で間に合いますかということ聞いたんです。台数はともかく。余裕もみてありますか、間に合いますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 15台で間に合いますかというご質問でございますが、診療所の職員の駐車場としては15台で間に合うこととなります。ただ、先ほどもご答弁申し上げましたが、憩の森ですとか、さゆりの園の職員の方々も駐車場が不足しているということで、今後にしあいつ福祉会と協議をいたしまして、一体的に整備することでより安くできるというこ

ともありますので、それら協議をして検討してまいりたいと考えています。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 次の質問に移ります。人・農地プランについてであります。本町においては今課長からの説明によりますと、4集落、またさらに広がっているというようなことであります。会津若松市でありますけども、200集落のうちまだ7集落ぐらいしか取り組めないというか、そういうまとまっていないという話であります。

なかなかこれ、そういう集落あるいはちょっと近隣の地域といいますか、幅広く広げた場合も担い手というある程度の一つの絶対条件といいますか、そういうのが整わないとなかなか難しいのかなという部分もありますけども、規模が小さければそれなりに担い手も少なくとも間に合うのかなという気もしますが、とにかく本町においては基幹産業、農業ですので、ぜひとも今のいろんな農業を取り巻く問題の解決のためにはこれは積極的に進めていただきたいというふうに思います。

集落に入っているいろんなことを話を聞くということが本当のこと、現状をつぶさに見ることが一番中身を知ることであって、またそれに合ったいろんな方策ができるんじゃないかなというふうに思います。

これは、24年と25年と2年だったですよ。町内まだまだ広げていくのに、2年間で、25年度でどの程度やりたいというか、そういうことがありましたら、目標がありましたらお聞かせいただきたい。

○議長 農業振興課長、佐藤美恵子君。

○農業振興課長 ご質問にお答えいたします。現在取り組んでいる集落、それから今後取り組まなければならない集落、残っているほうが多いわけですが、昨日の荒海議員のご質問にもありましたように、大変たぶんアンケートを取れば受け手より、規模拡大をしたいという方よりも、規模縮小又は農地を誰かに貸したいということで、受け手と出し手のバランスが大変な状況になるんじゃないかということで考えてます。

そのためには一つの集落ではまかなえない集落がたくさんあると思いますので、例えば大きな新郷地区とか奥川地区とか、そういう地域をまとめた形でのプランづくりが今後は必要になってくるのかなということで考えてますので、その辺の課題を解決しながら取り組みを進めていきたいということで考えてます。

また、今後計画をしております上野尻地区については、地域としてライスセンターを建てたいというような目標がありますので、それに向けて上野尻だけでいいのか、もっと周辺の地域を取り込んだ計画にしたほうがいいのかというのを地域の皆さんとこれから話し合いを進めていきたいということで考えてます。

○議長 10番、清野佐一君、最後の質問になります。

○清野佐一 今言われたとおり、それをやるにはある程度地域、広くやるにはやっぱり拠点となる場所、施設が本当に必要だと思います。それについてはこの制度でできる分はいいですけど、それ以上にやはり町の支援が必要な場合にはそれも考えていかなければならないんじゃないかと思いますが、町長いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員、改めて申し上げるまでもなく西会津町の規模というのはそんなに大きな規

模であるところばかりではありません。非常に点在している集落の中でもだんだんと高齢化してきているところもありますし、今課長が言ったように、これから手放す農業ということについても十分に町として配慮しなければならないところでもあります。

したがってこの大きなところについてはやっぱり国の示す人・農地プランを策定をして、そしていわゆるこれをつくらないと今後の農政は補助事業にも影響してくるということを一方では言われているわけでありますので、そういうところについてはしっかりと人・農地プランを策定をし、そしてそれがいわゆるこれからの小さい農家の皆さんとのいろんな話し合いの中での受け皿となるとか、あるいはそういう対応というのは町としてもしっかり対応していくことが必要だというふうに思っておりますので、大きいからいいとか、小さいからというところではけっしてありません。

そうしたところも含めながら今後耕作放棄地のないような農政を目指してしっかり対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 大変懇切丁寧な答弁ありがとうございました。これで私の一般質問を終わります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 13番、長谷沼であります。一般質問をしてまいりますが、午前中は中学校の卒業式に参列してまいりました。76名の皆さん方が新しい門出でありました。お祝いを申し上げてきました。その中で2名が原発の被害があった地域から西会津に住んで、西会津中学校卒業ということでありました。西会津の経験を生かして大いに羽ばたいていってほしいなという思いで参列をしてまいりました。

今議会も8日から始まりました。8日には町長の提案理由の説明がありました。また、11日から一般質問がなされて、いろんな議論がなされてきておるわけであります。その説明や議論を通じて感じたことではありますが、言葉の重み、言葉の使い方、発言の重み、気になりました。言葉のマジックであってはならない。そういう思うところがありますので、一般質問、あるいは議案審議を通してこの言葉の重み、使い方を問いただしてもいきたいなという思いであります。

また、4番議員とのやりとりの中で町長は厳しい意見を求めておられましたし、7番議員の答弁には叱咤激励と受け止めてしっかりと対応していくのでご指導をという発言がありましたので、私も安心して素直に自分の思うことを質問してまいりますのでよろしくお願いを申し上げますし、これがまた今回成立した議会基本条例で言っている監視機能を高めていくということでもありますので、よろしくお願いを申し上げておきたいと思えます。

伊藤町政の4年間についてであります。マニフェストの達成割合であります。できなかったことがあればその原因、要因ということではありますが、どう実践をして、どう反省しているかということでもあります。これはいつの議会かはっきりは言えませんが、1回取り上げた記憶があります。

いわゆる民主党がマニフェストを掲げて戦って政権を得た。ところがマニフェストどおりになかなかない、やってない。ですから伊藤町長もそれは掲げたマニフェスト全部できればいいでしょうが、できないのあっても仕方がないのだから、そこら辺は素直に認

めたほうがいいでないのかという意味で私は質問をしておりましたが、そのときにはそういうことではないというような答弁であったと思います。

このマニフェストの達成割合はどうか、そのことについてお尋ねをしたいわけでありませぬ。多賀議員おっしゃっておられました。反省があるから前進できるんだと。ドラマを見ていて人間とは不完全なんだよと。

そこで思い出しましたが、私は池波正太郎です。この人は、人はいいこともわるいこともする。いいことばかりで一生終わらないし、悪いことばかりする人間ではない。行政もやはりいいこともあるし、批判されることもあるでしょう。それを素直に認めることによって私は前進するんだと。同じ過ちを繰り返さないんだと。そのために反省をして前進をしていくべきだということでもあります。

協働のまちづくりであります、協働のまちづくりに取り組んできたとおっしゃっておりますが、私はいささかの疑問があります。大いにあると言ってもいいです。人の話に耳を傾けたかということでもあります。その人の言うとおりになかなか行政がこなえてやれないとするならばなおさらその人のお話を聞かなくてはならない。難しければ難しいだけなおさら対話をして話を聞かなければならないと思っておりますが、そういう心がけでおやりになってきたかどうかということでもあります。

再生可能のエネルギーの導入についてであります、設置事業については全員協議会、一般質問でありましたのでわかりました。ただ、200 万円で住宅にかかる事業費で 150 万円、残りの 50 万円が農業用施設ということではありますが、それではここでうたっている事業所に関しては予算はどうなっておるのか。この限度額が 12 万円、5 万円、10 万円ということですが、私にとってはちょっと低すぎるのではないかなという気がしています。

それは一般住宅で太陽光発電を取り入れた場合にはどの程度かかるとっておられるのか。例えば小型水力発電、これもどの程度かかって、10 万円で小型水力発電で電気を起そうかという気になるかならないか、そこら辺が心配でありますのでその点についてお答えをいただきたいわけであります。東北電力への売電についてであります、新しい局面を迎えたと聞いております。このことについては新しい局面についてご答弁をいただきたいと思っております。

人・農地プランであります、何を指すのかというのはわかりましたので答弁はいりませぬ。ただ、目まぐるしく農政は動いている。民主党政権から自民政権になった。来年度は中山間地は継続するがその次の年からは見直しだとも言われております。あるいは今日の新聞によりますと T P P に交渉参加を 15 日に表明すると。あるいは転作の割合が増えて 40 パーセントだと。そういう中で本当に農地を守ることができるのか。農業を維持していけるのか。これは集落、個人、集落といえども私は限界があるのではないかなと。

そういう中で農地の適正管理と有効活用ということで耕作放棄地の調査をしてきておられますので、これとの関わり合いや担い手、集落で農業が維持できなくなると予想されるならば、団体あるいは公社を、あるいは株式会社と申しますか、法人と申しますか、の参入も現に下郷町でやっておられますので、そういうようなことも検討すべきではないのかなと思っておりますが、そのことについてご答弁をお願い申し上げまして私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13番、長谷沼議員の私への町政への取り組みについてのご質問にお答えをしたいと思います。

はじめに、マニフェストについてのおただしであります。このことにつきましては、7番議員の答弁でも申し上げましたように、短期的に達成が可能な事柄や、中長期的なスパンの中で達成できるものが含まれております。数値で表すことは困難であるということで考えているところでありますが、このマニフェストは、私が町長選挙に出馬する際の町民の皆さまとの約束でありますことから、これまで全力を挙げてその実現に向け努力をしてきたところであります。

その結果であります。具体例を申し上げますと、町長報酬の50パーセントカット、あるいは黒塗り公用車の廃止、町長交際費の公開、町政懇談会・町民提案制度などの創設、診療所の医師の確保、小学校の統合、あるいは結婚祝金制度の創設、保育料の2人目の無料化、農林産物加工場の設置など多くの事業が実現できたと考えているところであります。福祉施設の待機者解消、野沢地区商店街の活性化のための事業導入なども、本年度において、事業の筋道ができあがったところであります。大部分においては約束が果たされたのではないかと考えているところであります。

マニフェストの中で今後の課題あるいは反省とこういうこともあわせて捉えていただいで結構であります。例えば街並み景観条例の制定でありますけれども、これはまだ達成されているとは言い難いところであります。来年度から、野沢地区都市再生整備計画事業を導入し、これについても、マニフェストの中で掲げている野沢地区商店街の活性化のための事業に着手をしたいと思っております。それらの事業の実施に併せて、本条例の制定についても今後検討していくこととしております。

そのほか、交流人口による地域経済の活性化、地域ごとの特産品の開発などは、まだまだスタートしたばかりであります。これらについては、1、2年といったスパンの中で大きな成果を挙げることは困難だというふうに考えております。25年度は、こうした事業には特に力を入れながら地域活性化を図る考えであります。

次に、協働のまちづくりについて申し上げます。私は、協働のまちづくりとは、町民・議会・行政の三者が連携して各種事業に取り組んで、町民生活の向上を目指していくことであると考えているところであります。町総合計画の基本的な考えに掲げております、みんなの声が響くまちにしたいを念頭に、町政懇談会・町民提案制度などを通じて町民の声に積極的に耳を傾け、それを町政に生かすよう努力してきたところであります。今後ともそうした姿勢をもって取り組んでまいりたいと思っております。また、活力ある地域づくり支援事業の創設や、加工研修会の開催・加工施設整備支援なども、町民が自ら取り組みようとする活動を支援する取り組みであります。協働の町づくりを推進するための事業と捉え、実施してきたところであります。

本町は、近年になって年間150人ほどの人口減少が続いております。これらに立ち向かおうと平成25年度の事業推進の基本的な考え方としては住んでみたい、行ってみたい町へを掲げたところであります。定住促進と交流人口の拡大を総合的かつ強力に推進するための方針を立てたところであります。

これは、子育て支援の充実、教育の充実、住宅整備の支援、働く場の紹介などに町を挙げて取り組んで、魅力ある町を創り定住の促進を図るとともに、また、グリーンツーリズム等の交流事業を推進して、交流人口拡大によって町の活性化を図って、こうした中から定住の拡大につなげようとするものであります。こうした取り組みについてもこれからも着実にこれらを取り組みながら、若者が誇りをもって定住をして、子どもから高齢者まで笑顔で暮らせるような、元気のある西会津町を創っていきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきまして、答弁させていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 13番、長谷沼清吉議員の再生可能エネルギー事業に関するご質問にお答えします。

一昨年の福島第一原子力発電所の事故を契機として、国県ともに原発に依存しない社会づくりを提唱し、再生可能エネルギーの普及拡大を積極的に進めています。そうした状況を踏まえ、本町においても、西会津町再生可能エネルギー導入推進計画を昨年の8月に策定し、事業の推進を図っていくことといたしました。

本計画では、個人住宅や事業所、農業用施設での普及拡大を図るための取り組み、町公共施設への導入の取り組み、事業者が取り組む再生可能エネルギー事業に対する町の取り組み方針などを定めており、新年度からの導入を検討しております西会津町再生可能エネルギー設備等設置事業補助金も、本推進計画に基づき創設するものでありまして、個人住宅と事業所、農業用施設に設置する太陽光発電、太陽熱利用、風力発電、小水力発電、バイオマス燃料ストーブ、雪氷熱利用などの事業に補助金の交付をしていくことといたしました。

次に、町公共施設においては、国県補助金の有効活用を図りながら、積極的に取り組む方針でありまして、災害時に町の防災拠点として利用される西会津診療所、ケーブルテレビ放送センター、さゆり公園体育館、新築西会津小学校校舎、現西会津小学校の5施設に太陽光発電設備と蓄電設備の設置を図ることとし、新西会津小学校校舎には、バイオマス燃料ボイラーの導入を図る計画でございます。

次に、メガソーラーや風力発電、バイオマス発電、小水力発電等の事業については、投資額が大きく、事業リスクも高いことから、町直営での事業は行わず、事業参入を希望する企業を積極的に支援し、誘致の促進を図ってまいることといたしました。

次に、再生可能エネルギーの売電に関する質問にお答えします。このことに関しましては、昨年12月議会定例会の一般質問において、東北電力株式会社の本町内の送電線には空き容量がなく、メガワット級の発電事業を実施した場合には、系統連系が困難な状況にある実態と、当面計画されている事業が実施できるよう、電気事業者及び国県に要望を行うとの町の取り組み方針について説明させていただきました。

その後の経過であります。去る1月18日に町長が出向き、県企画調整部長には、町の取り組みに対する支援を要望するとともに、東北電力株式会社福島支店長に対しては、系統連系許可の弾力的な運用や、送電線の増強事業の事業化を要望して来たところであります。

その回答は、2月28日に福島支店副支店長が来町されまして会ったところでありまして、阿賀西線、上野尻発電所と阿賀町を結ぶ送電線でございます。であれば、条件付きで系統連携可能との回答があったところでもあります。これにより事業者は、事業実施箇所の見直しなどの作業が必要となりますが、本町内での事業実施が可能となったところであり、事業化に向けて一步前進したところでもあります。

本事業は、多くの雇用を生む事業であり、本町森林資源の有効活用が図られる事業でもありますことから、町としましても事業化が図られるよう積極的に事業者を支援していく考えでありますのでご理解願いたいと思います。

○議長 農業振興課長、佐藤美恵子君。

○農業振興課長 13番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、人・農地プランについてのご質問にお答えいたします。

はじめに取り組みの経緯ではありますが、現在農業従事者は全国で186万人ですが、そのうち65歳以上が約60パーセントであり、40歳未満は約5パーセントとなっています。国では、持続的で力強い農業の実現のために将来、農地の利用集積と収量の向上を進めても、全国で90万人の基幹的農業従事者が必要であると試算しています。このため今後、年平均2万人の青年層が継続して新規就農する必要があり、担い手の育成と新規就農者の確保が喫緊の課題となっています。

また、農地の効率的利用を進めるためには、地域の中心となる農業者へ農地を集積することが重要となっています。

このような現状を解決して、将来にわたって地域農業を守り発展していくことを目指すため、地域での話し合いを持ち、農地を守っていくために人がどのように関わっていくのかを考え実行していただくのが人・農地プランです。

また、今後、国や県の農業関係の補助事業を受ける際は、このプラン作成が必須条件であり、地域としてしっかりと農業を守っていくという意思表示が求められております。

次に、農地の適正管理と有効活用との連動についてのご質問にお答えします。

本町では全ての集落で農地・水保全管理支払交付金事業に参加しており、さらには中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落も多く、集落で守るべき農地は適正に管理されていると考えております。

これらの取り組みのうち、農地と中心となる担い手を人・農地プランに位置づけておくことにより、現在管理している農地を今後も適正に管理していくことで、耕作放棄地の防止につながるものと考えております。

また、現在までの集落の話し合いの中でも、農地の有効活用の具体的な提案が出されている集落もあり、将来にわたって西会津町の農業を守っていくために、今しっかりと取り組んでいくべき重要な事業であると考えています。

また、ご質問にもありました農業委員会が現在行っている耕作放棄地調査も、昨年から具体的に現地に入り調査を行っております。町内を39の字区分に分け、農業委員の皆さんが3人体制で調査計画を立てており、雪解け後には調査を実施する予定であります。この調査が終了すれば、守るべき農地とそうでない農地が確定するものと考えています。

また、農業公社等のご提言がありましたが、人・農地プラン終了後には課題解決に向け

た具体的な政策の検討が必要であると考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

また、国の政党が変わったことによって農政の動きに不安を感じている農家の皆さんもいらっしゃると思いますが、これまで行政が国県からの事業説明の中では、政党が変わっても農地を守り農業を守っていくという農林水産省の基本姿勢は変わらないという力強い説明をいただいておりますので、行政もそれに沿った対応をしてみたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今議会で町長、あるいは課長から4年間の実績等詳しく詳細に具体的に説明はされておりますが、多賀議員の質問に対して反省点は課題の中に加わっていると。反省は当然といいながら具体的にその反省という答弁がなされていないわけであります。自分のいいことはこと細かく説明をして、反省は課題の中に含まれている。そういうことでは私は答弁にならないと思います。

マニフェストですが、すべて達成してくださいとも言いませんし、できないというのわかっているんですよ。やっぱり4年間の間には変わって当たり前のこともあるわけです。だからそれは素直に認めたほうがいいだろうと。

今清野議員おっしゃいましたが、子育て支援として保育料は2人目から無料化。2人目という言葉は中学生、小学生に聞いても兄弟3人こう、真ん中の人2人目ですよ。2人同時に入所したら無料なんては一言も言ってなかったんですよ。今でもご答弁は2人目は無料です。そういうマジックのような言葉を使わないで、2人目は誤解を与えた。2人同時ですよと、そうはっきりと言ったほうが町民も好感を持てるし、伊藤町長も度量が広いんだと、こうなると思いますよ。いかがですか、この2人目に対しては。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それは文章に書かれている中で誤解を与えたということであれば、それは率直に訂正をしたいと思います。同時に2人目、2人が入り、3人ということになってもその3人が同時、4人が同時にいっても2人目からは無料といたしますということでありますので、この点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そう言われとなるほどなど、財政的に考えればやはり上から2人目は無理なんだと。一緒に入所すれば負担がかかるから、なるほどなど。正しく町民に理解してもらえるわけですから。

福祉タクシーも清野議員取り上げました。町長、おっしゃるように今までバスの入らない集落にバスが行って便利になったわけですから、これもそれはそのとおりであります。デマンドバスはまだ評価がわかるところであります。これは今次改正して25年度でどのような評価を受けるかということになるわけでありますが、しかし、タクシーとバスは違うんですよ、これは。町長、タクシーとバスの違いわからないで言ってるのかなと思う町民もおられるんですよ。

やはりこれは福祉タクシー、そう言ったけれども、時期尚早であったと。バスの体系でまずはというふうに、福祉タクシーを創設したなどとおっしゃるから言いたくなるわけがありますから、その点についてもご答弁ください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 先ほど清野議員にもお答えいたしましたとおり、当時はそうした思いというものについて町民の皆さんにこうしたらすべての集落においてもお年寄りの足がない、こういった方に対していい制度なんではないかということで思いをマニフェストという形をとって公約をさせていただきました。実際にそれが具体的なものにならなかったというその過程の中においては、やっぱり町としてタクシーだけにこだわることなく、やはり集落ごとにその高齢者の皆さん、お年寄りの皆さんが公共交通に対応できる、こういった制度というものに切り替えてきたわけでありますので、今福祉タクシーというタクシーという名称がそのまま温存して残っているということにあれば、私はこれからですよ、まったくこれが必要ないというようなことではけっしてないと思います。

そういった時代にこれからなるということもあろうかと思っておりますので、まったくそれは悪いとかいいとかという評価の受け方ではなくて、それに若干変るような形をとってきたということでご理解をいただければいいんじゃないかというふうに思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 十分に理解はしてんです。バスは本当によかったなと思ってんですよ。私も常々言ってるんです。伊藤町長になって身近なことを取り上げて本当に町政というのは身近になったなと。そういうことの中にタクシーとバスの違いってあるでしょう、これ。だから私は言葉というものは大切に使わなくちゃならないなと。小学生にバスとタクシーの違いどこだと聞けば答えると思いますよ。ですから、こういうようなことはきちっとなされたほうがいいと。

もう一つ、これ、私も取り上げてきました。権限の分散化。町長は振興公社は赤字であるから解消するまでは社長を務めますということではありますが、それならば町長に就任なされるとき、マニフェストをつくる時、町長に就任なされたとき、振興公社赤字であったんですよ。なのに、社長には就きません。そういうことで選挙を戦って、勝って、質問しても社長はやめません、続けます。

ならば、公社が赤字であるというのわかっていて、わかっておられるわけですから、こういうことを言うのは私はあるべきでないなと。正しく伝えてない。こういうことだと思いますよ、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私の思いというのは、いわゆるマニフェストに掲げたということは、そういう思いであったわけです。ですからその思いに対してただ単なる思いではなくて、実現的に努力をするということはこの3年余の中で行ってまいりました。これまでも、例えばの話で今議員から言われましたが、振興公社の社長は、あなたはやめるべきだと、こういうことがこれまで何回か質問がございました。

私はその当時の話としては、一旦町長になって、そしてその経営に携わったときに、実際にその公約どおりいくのかどうなのかということについては、何が何でも私の思いというのはつなぎ通してやるということは、それは常道だとかうおっしゃいますけれども、しかし私は柔軟な姿勢というものもその中であってしかるべきだということでもあります。

当時2,300万円余の累積赤字を抱えておりましたし、それは資本金を上回るような債務

超過の状態だったわけでありまして。これを何とか解決をしなければならないという思いを持ちながら、そして役員会とか、あるいはそういったところにお諮りをしながら、その経営状況というものを立て直す、こういうことで取り組んできたわけでありまして、その過程の中で私は何度か言いましたけれども、それは今すぐできる問題ではありません。

今ここで改めて言うことではなくて、その努力の結果によって私はその累積赤字を解消するという一つの大きな課題を担って継続してまいりますので、ということをお願いしてきたわけでありまして、確かにこういった実現できないことを掲げてはなんだと、こう言われますけれども、しかし経過を私は大事にしなければならないかなというふうに思っていて、責任ということもあるわけでありまして、そうした意味で今日継続しているということでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 社長に就任してやめないからどうのこうのと、それは町長の思いわかります。ただ、だから私は前にマニフェスト掲げても実現不可能なこともあるんだから、例えば今の振興公社社長だって、最初から赤字とわかっていて、赤字を解消するために社長をすとなったら、じゃ、ここに掲げたマニフェストはここで取り消す。終わりにしますと、そう明言をされないでここまできたわけですから、こういうまた問題が出てくるわけですよ。

何でも社長やめろと言ってるんじゃない。そういう約束をできなくなった場合には素直に認めて、これはできないから取り消しますと言えよ、よし、それじゃ赤字解消まで頑張ってくださいと、こういうふうになるわけですよ。

それともう一つ権限の分散化ではにしあいづ福祉会ですね。これは町長はなりたくてもできないと。前の町長は無理してそこに押し込んでやっていたという話でありまして、それは変った段階では上部のあれは認めないということですから、就かなかったというの何も自慢げにというところちょっとおかしいですか、それを実績の一つに加えること自体おかしいのではないかと。

それよりも私は質問したことありますね。私は西会津の医療と介護は町が責任を持ってやるんだから、診療所、あのさゆりの施設は前の町長と同じように、伊藤町長は私はあそこの理事長に就任してやっていただきたい、そうすべきだ。ところが答弁はやはりいくらそういうことをお話申し上げてもそれは駄目だということでありましたので、やはり実績の一つに、にしあいづ福祉会の理事に就任しなかったというのは、それは言わないほうが私はいいと思っております。

協働のまちづくりであります。町長をしておられますが、果たしてそのとおりに実践をしてこられたか。今の答弁でもありました。黒塗り公用車の廃止、これはうたててあれだけの差をもって当選をされたわけでありまして、黒塗り公用車廃止するの当たり前です。だれも議員が認めないという人はいなかったですよ。

ただ、やり方がまずかった。町長に就任したその日に議会の議決も経ないで公用車を廃止したから12人の議員がみんな言ったんでしょ。私はそれはある意味ではしょうがないなど。ここで反省をして町長をやっていただきたいなど、やっていけるもんだなど思ってきましたが、そうではない。具体的にここで言いませんが、私はそうでないというのを聞

いてますし、見てますし、そういう点では本当に基本条例に、まちづくり基本条例ですか、それに基づいた協働のまちづくりを、町民の意見をびしっと聞いたか、議会の議員のわれわれと本当に対話をしたか。そういう点では私は反省点があると思いますが、その点についてはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私も就任時にいろいろな誤解を与えることや、あるいは個々の性格上、さらには姿勢、そういったことでいろいろご指摘をいただきました。私はそういった面では十分に反省すべき余地があるということを思っているところであります。

ただ、これまで私がいろんな事業に対して反省という言葉の中で具体的に言っていないんじゃないかということは、町長としてのいわゆる職務、職責をもって事業を進めてきた中において一つの手法が私は持っていました。それはまず計画をつくるプランであります。次に実行するドゥーであります。そしてそれからはいわゆる評価をするためのチェック、シー、そしてさらにはアクション、つまり改善というそのサイクルをもっていくところに私はどこでそういった具体的な反省なのかということであれば、そのチェックというところにおいていろんな事業の中身というものを精査をしながら、事業を行ってきたということであります。

ですから、そういう中で個々にわたる事業の中ですべて反省点をあげなさいといわれてもなかなかそれはできない。しかし今、議員が私の姿勢や個々の人間性を迫りながら言われれば私は人一倍欠点の多い人間でありますから、言われればそのとおりのほどなどというふうに思っているところでありますので、どうぞそうした点については遠慮なくこれからもご指摘をし、ご指導をいただきたいというふうに思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長は絶対的に権限があるわけですね。個人じゃなくて町長という職責に対して。ですから、私はワンマンのほうが事業は進みやすいかもしれないと思っておりますよ。そのためにも町長としての考えを町民に理解をしていただかなくちゃならない。議会の議員のわれわれにも理解をしていただかなくちゃならない。

黒塗りのこと言いましたが、その後、これだけ言っておきますから。執行権使ってどこ悪い。こんなことをわれわれ議員の前で言われたら、私らが反論するの当たり前ですからね。これはこれで時間がありませんからやめておきます。

次はエネルギーですか。最初に東北電力への売電は可能になったということで大変うれしいことだなど、町長先頭にされた努力が実ったということですから、それは評価をしますが、ただ、地域が限定されてんじゃないのかなと。西会津町内全部がこの恩恵に浴さないのではないのかな。

というのは、いつの議会でしたか、議会か全員協議会で企画調整課長は新郷地区に太陽発電ソーラーですか、あるいは弥平四郎の砂防ダムを使って水力なんていう、あるいは12月の私の質問に対して副町長も企業から申し入れがあるという答弁をなされておりますので、今回は木質バイオマス発電はクリアできたでしょうが、そのほかに水力発電、風力発電等はクリアできるのかできないのか、そこをお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 再生可能エネルギーの質問にお答えしたいと思います。まず、今回東北電力から了解をいただいたというのは、先ほど答弁で申し上げましたように、阿賀西線ということでありまして、上野尻の発電所から鹿瀬のほうに延びていく。当初は阿賀東線ということで上野尻発電所から山郷を通過して会津若松のほうにいく線に接続したいということで考えていたわけでありまして、そちらは容量がいっぱいということなので阿賀西線についてであれば、条件付きと先ほど申し上げましたが、その条件というのは上野尻発電所が阿賀東線のほうは何らかの工事で、そちらが通せない場合は上野尻発電所で発電した電気については阿賀西線で送るというようなことでありまして、それをやるときには容量がオーバーしてしまうので、そのときには止めていただきますよというようなことです。

そういった条件付きで阿賀西線に接続は可能だというようなことで今回了解いただいたということでありまして。今回東北電力の要望書につきましては、弾力的な運用で、今計画されている事業については何とか実施できるようにということ。

それからもう一つは、送電線をもう少し、西会津町どこでも再生可能エネルギーに取り組めるようにもっと増強してほしいというような要望でございますが、それにつきましてもこの間回答あったわけでありまして、それについては今すぐに取り組める状況にはないという、これから東北電力の将来的な計画の中で考えていきますというような答弁だったということでありまして。

ご質問にもありましたように、今あちこちで、西会津町にも風力発電であったり、メガソーラーというようなことでいろんな業者から立地についての打診があります。それでその接続の関係であります。おっしゃるとおりこちら側といいますか、阿賀東線に接続するような箇所での立地はなかなか難しいという状況にあります。それは何ら変わりはないということでありまして。

小型水力の話もありましたが、小型水力発電についてはメガワット級のものはないということでありまして、現行の高圧線に接続できるというようなことでもあります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 丁寧過ぎてわからなくなってしまうんですが、具体的に可能になったわけですから、それは上野尻発電所から阿賀町のほうだけであって、尾野本や野沢のほうは該当になっているのかいないのか、それだけ聞きます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。現状では1,000キロを超えるようなメガワット級の発電は接続が困難だということでもあります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 バイオによる発電だと雇用の関係で風力や太陽光と違って雇用が期待されるということでもあります。そのような発電所が柴崎の発電所から西側だけじゃなくて、引き続き尾野本地区でもできるように、国県、東北電力に町長先頭にして、あるいは議会もまざってやりますので、改めて関係機関に強力に働きかける決意を副町長あたりから聞かせてもらえれば大変いいです。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 再質問にお答えいたします。議員おっしゃるとおり、今回のここの系統連携に

つきましては町長を先頭に県当局、事業者に切なる要望を出してまいりまして、ある一定の打開策が見えたところでございます。しかしながら、本県は一昨年の大震災以来、エネルギー事情というのは大きく転換期を迎えました。県全体として再生可能エネルギーを大々的に推進していくというような方向転換をしたわけですから、ここ西会津においてもそういった取り組みをとれないという地域であってはならないというふうに強く思っております。

それには今ほど担当課長も申し上げましたように、中長期的には事業者における送電網の増強、こういったものが欠かせないものとなっておりますので、それらについては今後も引き続き町長先頭に議会議員のご支援もいただきながら強力に要望活動を進めてまいりたいと思っておりますのでご支援よろしくお願いいたします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 再生可能エネルギーの導入についての設備設置事業ですか、これ要綱が示されておりませんかなかなかわからないのですが、予算書を見ると200万円。そのうち住宅にかかる事業費として150万円、そうすると後の50万円は農業用施設だということですが、そうすると補助金額、対象とした補助金額には事業所ともあるわけですが、事業所の予算が出てきていないのではないかなということをお先ほど聞いたわけですが、答弁がなかったのでご答弁をお願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ご質問にお答えします。全体事業費200万円、150万円はおおむね住宅等に使用されるのかなということで、残り50万円というのは農業用施設と事業所と、その二つを含めまして50万円程度と推定したということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 太陽熱利用だけが一般住宅で、事業所、農業施設が入っていませんが、これはちょっと理解しづらいのでお答えいただきたいということと、太陽光発電で12万円上限、太陽熱利用で5万円、風力、水力10万円、バイオマス5万円、雪氷熱利用で10万円、上限が10万円、この金額で本当に設置しようとする気になるのかなと私疑問に思ったんです。というのはこれらを設置するにどの程度の事業費がかかるかわからないからこういう疑問を持つわけでありまして、どの程度の、ここらに設置すれば事業費がかかると想定の中でこういう金額を出されたのかそれをお尋ねいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。今回の補助制度であります。まず、太陽光がどうしてもやっぱり今の現状からすれば一番のメインになるのかなというふうに思うわけですが、太陽光発電はだいたい1キロワット当たり55万円から60万円くらいかかるだろうというようなことでありまして、だいたい4キロくらいが一般家庭で取り組むということになりますとだいたい220万円くらいかかるのかなということでもあります。

太陽光につきましては、町の上限が12万円ですが、そのほか国の補助金も12万円というのがございます。そのほか県の補助金20万円というようなことでありまして、合計で44万円くらい補助金の対象になると。4キロワットでやった場合でございますが、そういったことがあるということでありまして、ほとんどいろんな、昨年あたりも西会津町

では補助制度やってませんかと問い合わせるのは太陽光だったということでもあります。

そんなことで太陽光をメインに今回考えさせていただいたわけではありますが、農業用施設でバイオマスのボイラーを導入しようとか、そういった動きもあるだろうということで今回いろんなメニューを加えさせていただいたということでもあります。

さらに事業所ではありますが、想定しているのは事業所の、やっぱり事務所の屋根に太陽光を上げてうちのほうでもやれないかと、そういったときにはやっぱり一般住宅と同じような補助制度を適用できるようにして、町内全域に太陽光普及させていきたいという考え方から事業所なども入れたということでもあります。

それからそのほかの風力発電だとかいろんな事業ありますが、これらにつきましては取り組みによってはピンからキリまでいろんな事業が出てくるということでありまして、上限を定めて、これはよその町村で先行してやっている自治体の動向などを踏まえて補助金の額を決めたということでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君、最後の質問になります。

○長谷沼清吉 今の件や農業問題等については予算の中で議論できますので、私の一般質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。この後各常任委員会を開催し、請願の審査等を行ってください。委員会会場を申し上げます。

総務常任委員会、議員控室、第一会議室。経済常任委員会、議会委員会室であります。

本日はこれで散会いたします。(15時01分)

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

平成25年3月14日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第2回議会定例会議事日程（第7号）

平成25年3月14日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第1号 | 西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例 |
| 日程第2 | 議案第2号 | 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 日程第3 | 議案第3号 | 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 |
| 日程第4 | 議案第4号 | 西会津町下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例 |
| 日程第5 | 議案第5号 | 西会津町営住宅等の整備基準を定める条例 |
| 日程第6 | 議案第6号 | 西会津町町道の構造の技術的基準を定める条例 |
| 日程第7 | 議案第7号 | 西会津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例 |
| 日程第8 | 議案第8号 | 西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例 |
| 日程第9 | 議案第9号 | 西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例 |
| 日程第13 | 議案第13号 | 西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第14 | 議案第14号 | 西会津町営住宅条例の一部を改正する条例 |
| 日程第15 | 議案第15号 | 西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例 |

- 日程第16 議案第16号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第8次）
- 日程第17 議案第17号 平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第18 議案第18号 平成24年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第19 議案第19号 平成24年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第20 議案第20号 平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第21 議案第21号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 日程第22 議案第22号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第23 議案第23号 平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第24 議案第24号 平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）

散 会

○議長 平成 25 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 1 号、西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 1 号、西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおりでございますが、本年度から子育て支援策の一環として新規施策に取り組むものであります。

本条例の概要について申し上げます。

生まれた子を愛おしく思い、愛情を持って育てることが母子相互作用を生み、生後 1、2 年の良好な母子関係が人格形成や精神衛生の基盤になると言われておりますことから、その期間、乳幼児の心身の健やかな成長を願い、母と子の心の絆や身体的な関わりを大切にしたいと考える父母、祖父母を支援するため、2 歳に達するまで保育所を利用しないで家庭で育児を行なう保護者で、育児休業給付金等を受けることができない方に乳幼児家庭子育て応援金、月額 1 万円を支給して、子どもを安心して生み育てる環境づくりに寄与することを目的とするものでございます。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思えます。

西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例。

第 1 条は、目的であります。家庭における子育てを応援するとともに、乳幼児の心身の健やかな成長を願い、家庭において、出生から 2 歳に達するまでの間、育児を行なった養育者に対し乳幼児家庭子育て応援金を支給し、子どもを安心して生み育てる環境づくりに寄与することを目的とするものであります。

第 2 条でございますが、第 2 条は支給対象児を定めてございます。支給対象児は町内に住所を有し、2 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間、保育所を利用せずに家庭において養育を受けているものであることとございます。

第 3 条は、支給資格でございます。第 1 号は、支給対象児を養育している者であること。第 2 号は、育児休業基本給付金等を受けられない世帯であること。第 3 号は支給時まで引き続き 1 カ年以上町内に住所を有することとございます。

第 4 条は、応援金の支給についての規定でございますが、支給対象児 1 人について当該児が誕生した日より 57 日目の日の属する月から保育所に入所した日、又は他法の適用を受けた日の前月分まで、月額 1 万円を支給するものでございます。

第 5 条は、支給申請についての規定でございます。応援金を受けようとする者は、町長に申請書を提出しなければならないとするものでございます。

第 6 条は、規則への委任でございます。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるものでございます。

附則につきましては、施行期日でございます。この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、本条例施行による対象養育者は約 57 人で、予算額は、740 万円を予定しており、平成 25 年度一般会計当初予算にその所要額を計上したところであります。

また、応援金の支給月は 4 月、8 月、12 月とし、児童手当の支給月 6 月、10 月、2 月の 2 カ月後とすることとしております。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 暫時休議します。(10時06分)

○議長 再開します。(10時07分)

これから質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 この議案に関しましては全員協議会でも詳細にわたってご説明いただきましたのである程度は理解しました。ただ、時間があまりなかったので何点かお尋ねしたいところがあります。

この条例、本当に文字どおり今ご説明のとおりであれば大変いいものでありますし、そうあってほしい。一つお尋ねしたいのは、今保育所の入所要件が緩和されて、保育に欠ける要件がなくても入所させたいというような希望があれば入所できるような状況であります。今野沢保育所で受け入れしている 0～2 歳児保育、今野沢保育所は定員いっぱいであって、なかなかこれからそう受け入れすることができないと、そんな状況であるから、これから入所を考えている方も 0～2 歳児をお持ちの方で入所を考えている方もできるなら家庭で保育をしてほしい。

また、今野沢保育所に 0 歳児保育として出している方でも、家庭で保育ができるような状況であれば家庭で保育してほしいと。この全員協議会の効果の 4 番目にある保育所の適正な利用の確保、これが一番の狙いなのかなと私思ったんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。全員協議会の中でこの条例の内容についてご説明申し上げました。その中で一番は 1 歳、2 歳に達するまで、母子が良好な母子の関係が人間形成や精神面の基礎になるということをございまして、家庭におけるそういう環境づくりのためのものが第一でございます。

また、効果としましては、乳幼児の野沢保育所における定員が現在のところほぼ満杯でございますので、それらに対する家庭で養育をしたいと願っている方についての支援ということで効果的には考えてございます。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛 今のおっしゃるとおりであって、当然そうなんでしょうけども、本来ならばなかなか家庭で保育ができない。保育所で保育をしていかなければ子どもがなかなか成長できないというような状況でも、この応援金がもらえるならば何とか家庭で保育を試みようというような方が出てきはしまいか。実際はお父さんもお母さんも共働きで、仮におじ

いちゃん、おばあちゃんがいたとしてもなかなか足が痛い、腰が痛い、思うように子守、子育てができないというようなケースは想定できないか。

これ私心配するのは、先日教育長のご答弁でもありましたけども、自分の子どもを殺してまで何年も児童手当をもらっていると。本当に人間の所業ではないようなことが現実に起きているというようなこともありますので、この応援金をもらいたいがために、いわゆる児童虐待のきっかけづくりになっては困ると。本当に家庭で保育ができるのか、そういうケア、そういうチェックを必要なのではないかと。このお金をもらえるというのは大変ある意味危険なことでもありますので、その点をご検討されましたでしょうか。お尋ねします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。家庭における乳児の子育てに関してでございますが、母子の保健指導ということで保健師が生まれてから1年、2年未満くらいまでは定期的に家庭を訪問し、さまざまな状況を調査しながら指導をしているところでございます。

そのような中で、先ほど議員が申されました虐待等もチェックする項目もございまして、そのようなことはないような形での指導をして、保健師がしているところでございます。定期的に家庭をまわり、また子どもの成長状態を見ながら家庭環境も見て、良好な家庭での子育てができるような指導を今後とも続けてまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 そう、ぜひしてください。今までは保育に欠ける要件、保育所に入る場合はいろいろチェックはなされてたんでしょうけれども、これからはこういうことやるのであれば、本当に家庭で保育できるような状況なのか、その辺をしっかりとチェックをしてこの事業を進めていただきたいなど、これは要望であります。以上です。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 この条例はすばらしい条例だと思うんですけど、被災などでこっちに疎開された子と申しますかね、これからそういうことが被災された子どもさんたちへも適用になるんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。仮に災害等で避難された方が対象になるかということでございますが、先ほども申し上げましたが、支給時まで引き続き1年以上町内に住所を有しておられる方、また、育児休業基本給付金を受けられない世帯、また、支給対象児を養育している者である方という要件を満たせば対象なるということでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、これは適用になるということですね、課長。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。引き続き1年以上を町内に住所を有するというのでございますので、仮に住民票を移動して1年後に出生されて2カ月後、産休明けですので、早くて、出生が1年後で、その後産休明け2カ月、1年2カ月たてば対象になるとい

うことでございます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、住民票を移動しなければ駄目だということなんでしょうか。ただ震災にあわれて実家のほうにきているという場合は該当しないんだと。あくまでも郡山なら郡山に住所がある場合はだめだということですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。基本は本町に住所を有していることということでご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 0歳保育は今現在で何歳から請け負っているんですか。何カ月くらいからですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。0歳児が野沢保育所に乳幼児保育として入所する場合でございますが、生まれてから6カ月を経過した後ということでございます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そうすると、0歳児保育をおそらく少なくするというお考えのもとに支援金というのは出すんじゃないですか。その辺はどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回のこの提案の趣旨というのは、先ほど課長が言いましたように、0歳から2歳までの本当に大事なときに、本来であれば育児休業で対応している方でおやすみになってもある程度給料を保障されている方もおられますし、そうでない方も職場によってはいるわけです。産休終わればすぐに働かざるを得ないという場合において、本当にその6カ月から2歳までの間、その方々が西会津町の今の現状に入れてくださいと言ってもなかなか今の設備、いわゆる保育所の段階においては受け入れできないというのが実は現状なわけです。

野沢保育所でなければなかなか受けることができないということでもありますので、やっぱりこれから新しい保育所計画というのはそういうところからしっかり対応していかなければならないということで今年からそういう考え方のもとにそうした要望のある方も含めながら西会津の新しい計画をつくっていかうという考え方が根底に実はあります。

じゃ、野沢保育所だけではなくて、芝草保育所とかそういったところに0歳児を預けることができる対応がとれるのかというと、実はいろいろ内部で試算しました。しかし非常に難しいと。あの建物の中では、いわゆるひだまりの子どもさんたちも実は芝草保育所で預かってはおりますから、スペースがありませんという状態であったわけです。

そしてそこにやはり保育に携わる方も0歳から2歳までの間では設備的にもこれから非常に大変ですと。今の現状ではスペースがありませんということに実はなりました。やはりそうした不公平感ということではなくて、本当にそういった方が入りたくても入れない状況だったならば、うちで見るしかないわけです。そういう方々に対しても今度は勤めて行ってしまえば、それはおじいちゃんが見たり、おばあちゃんが見たりせざるを得ないわけです。

ですから、そういった不公平感をやっぱり0歳から2歳児までの本当に手のかかるところについては町ですべて受け入れる体制がとれていればいいわけですが、そうした場面でなければこういった手当の方法しながら平等感に対応しながら子育てにさせていただこうという根底がそこにあるわけでありますから、これは何も0歳児を預かりたくなくてこういうことをやっているわけでは決してありません。

本来ならばちゃんとした設備があれば、西会津町のこうしたところでは受け入れ可能であればやっぱりやっていく必要があるだろうというふうに考えておりますのでその点は誤解なさないでいただきたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 お話よくわかりましたが、結局は施設が足りないから入れられないということでしょう。そのことで1万円くらいやっても足りないですよ、一般家庭は。そういうような状態であるならば、やはりもう少しいっぱいお金をやったほうがいいと思うんです。けれども、働いている人はおじいちゃん、おばあちゃんよりも預けて、それで私は働いていきますよという人のほうが非常に、そういう考えの人が多いわけです。

専業主婦でお金があってね、家で見られる、こういう段階の人たちももらうわけでしょう、1万円。それはないですか。そんなふうな形であったとするならば、これ、所得に応じてですか。その辺があやふやですね、ちょっと説明してください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 所得制限についてのご質問でございますが、本条例による需給資格の中には所得制限はございません。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そうすると、本当に働いている人のためにこれ応援したいなど。それで子どもたちが親のそばでしっかりと育てるのが一番ではないかと。格好のいいこと言いますが、子どもというのは集団の中で育てるのが一番いい。これは私やってみてわかりますが、集団の中でいろいろと小さい子どもも面倒見ながら育てるということが非常にいいことなんです。だからそういうふうなことも考えられてこれやったんだか、目の先のお金を出すというところ、どうしても私はそう考えてしまうんですよね。

もっと別なところに使ったほうがいいじゃないかなというのも考えてみました。その辺でやはり何人が2歳児まで本当に自分の家で育てられるかと。おそらく少ないと思いますよ。そういうことを考えながらもう少し保育所を利用せずに家庭において教育を受ける支給対象とこういうふうになっておりますが、この辺がどうもまだ納得いかないですので、説明してください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それではお答えいたします。まずはじめに集団の中で育てられたほうがより成長するのではないかとというお話でございましたが、それも一つの論理とも考えておりますが、0歳から1歳のまだ、はいはいしてようやく歩く子どもさんがた、まだ考え方、それらも、お話も十分できないような乳幼児でございますので、それは家庭でお母さんなり、おじいちゃん、おばあちゃんに育てていただいたほうがより健やかな成長ができるのではないかとということで考えたところでございます。

なお、先日全員協議会の中でもお話申し上げましたが、現在、野沢保育所の0、1歳児でございますが22名おります。今回のこの家庭子育て応援金の支給対象者でございますが、約57人ということでございまして、約80人程度が0、1歳児におられるということで、年間40名弱の出生数でございますので、野沢保育所の22人以上に57の方が現在0、1歳児の乳幼児を家庭で育てておられるということで、それに対する家庭での子育て応援金ということでの考え方でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 1万円ですらないかということ。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 月額1万円ということで額が少ないのではないかとというようなご指摘もございました。1万円でございますが、3歳未満児ですと児童手当が月額1万5千円支給されることになります。その児童手当より上回ることはちょっと考えておりませんでした。また、仮に第1子として野沢保育所に入所させた場合でございますが、第4階層、一番多い階層ですが、第4階層で町民税の課税が4万円未満が第4階層ですが、その町民税でございます。4万円未満の第4階層が一番多いわけですが、3歳未満児の1カ月当たりが2万2,500円でございます。約2万3千円ということで、仮に保育所に第1子として出した場合には2万3千円かかるということがございましたので、それに見合う分ということで児童手当を含めて2万5千円ということで想定したものでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 条例の説明の前に課長がおっしゃられたことが母と子どもの関係で一番望ましいことだというのはやはり0歳、1歳児は本来ならば母親、親と一緒に暮らすのが、一番健やかな成長になると私は思っています。しかし、現実的にはそうはいかない。ですから0歳の保育が生まれてくるわけですが、私は一緒に生活することが一番母子の関係、親子の関係が望ましいと思っておりますが、何せ経済的なこともあってできないということですが、やはり多賀議員も心配しておられましたが、これを支給することによって保育所をやめてやはり家庭で保育に戻るといいますか、私はそういう人が出てほしいなど期待をしておりますが、町のお考えはいかがでしょう。

それと育児休業基本給付金の人には出さないということですが、現にこれを受けておられる人を把握しておられるか。受けられる権利といいますが、があっても受けないで保育所に子どもさんを出しているケースがあるのかなのか。そういう育児休業の利用状況というあたりも把握しておられるかどうか。

1万円の根拠はわかりましたが、今の説明でだいたいわかりました。第4階層なそうですが、野沢保育所での保育の平均、これは今言ったように町民税の納めるあれによって違ってまいりますので、野沢保育所、へき地保育所では保育料の平均といいますが、平均は出てなければ、今野沢保育所の第4階層はわかりましたが、へき地保育所ではどうなっているか。どの程度差があるのか。

それと町では約1億円前後の収入未済があるわけでありまして、保育料にも収入未済がたしかあるはずであります。国の児童手当であります、この前の改正で児童手当を支給するときに保育料を徴収することができる。保育料納めない人には児童手当から保育料もらってもいいですよというふうになりましたが、町ではそこら辺はどうお考えであります

か。

で、規則ができておりませんが、詳しくはわかりませんが、規則を定める予定として支給決定の取り消し、又は返還を求める。その場合は返還金に利息をつけて返還をしていたかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それではお答えいたします。はじめに1点目の家庭で子育てする数が増えるのではないかと。それに対する町の考えはというようなご質問でございましたが、現在の野沢保育所の乳幼児保育の状況から見て、なかなか今後増えることは厳しいということもございまして、健やかな成長を家庭においてしていただくということで家庭での乳幼児の保育は増えることは期待してございます。

2点目の育児休業基本給付金等についてでございますが、その利用状況やどの程度人数を把握してるかということでございますが、現在、育児休業をとられるかどうか、それについては明確な把握はしてございません。例えば出産の際に産前産後8週間、産休があるわけですが、その後に2カ月後から育児休業ということで休みをとられる方がいるわけですが、その場合、正規な職員の方、もしくは公務員である方の場合には一定程度5割なり6割ということで手当が出ますので、その際には、そういう方については育児休業をある程度とられているということは承知しておりますが、それ以外の例えばパートさんですとか、臨時職員さんですとか、そういう方がどの程度育児休業をとられているかについては、その人数は把握してございません。

次に、へき地保育所の第4階層の保育料でございますが、へき地保育所の第4階層、同じく町民税4万円未満の方につきましては、1万3,500円でございます。第4点目でございますが、収入未済についてのご質問でございますが、児童手当の支給の際に、昨年でしたか、手法として出ましたのは児童手当から天引きしてしまうことができるかどうかというようなことで議論をされたところもございましたが、そこまでは現在ではできませんので、滞納されている方については児童手当の支給日にこちらのほうからご相談をいたしまして、直接窓口に来ていただいた上で相談の上、保育料も納入していただくというような話し合いでの徴収の手続きをとらせていただいております。

滞納者でございますが、滞納者につきましては23年度以前のものでございますが、5件で5人、61万890円が現在の保育料の滞納額でございます。これは野沢保育所、へき地保育所含めたものでございます。

第5点目でございますが、返還の場合の利息ということでございますが、条例がご議決いただいた後にこれから規則を定めることにしておりますが、その中で支給決定の取り消し又は返還ということで現在予定しております。その内容につきましては通常の返還と同様でございますが、虚偽の申請、その他不正の手段で応援金の支給を受けようとし、又は受けた者があると認めるときは、支給の決定を取り消し、又はすでに支給した応援金の返還を命ずることができるということで、これにつきましては、すでに支給してしまった応援金の返還ということでそれに対する利息の規定は設けない予定であるということで考えてございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 保護者が望むような保育をすべて町で受け入れることができるならば、私はこの手当はいらなくてもいいではないかなという気もしています。現実そうはいかないでしょうからあとと言いませんが、本来ならば6番、鈴木議員は過去何回となく保育所の充実うったえてきましたが、遅々として進まなかったという現実があるわけです。これから力を入れておやりになることですからご期待申し上げますが、本来ならば望む人が全員保育所に入ってください。自分の希望することですから、というような気もします。

現実の話に戻りますが、児童手当法にはこう書かれていますよ。受給資格者が保育料を支払うときに扶養義務者である場合には、政令で定めるところにより、当該扶養義務者に児童手当の支払いをする際に保育料を徴収することができる。徴収できるんですよ。児童手当法で。

だから徴収しなさいということでも、私も言いませんが、児童手当のほかにこれの育児手当を出すわけですから、保育料の徴収にはやはり意を用いて収入未済がなるべく出ないように、また、努力する必要があるのではないのかな。なんでかんで天引きしろなんて私は言いません。できるわけでありますが、そこまでは言いませんが、できるということはやっぱりきちっとつかんでやっていただきたいと思います。どうですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 保育料の滞納分についてのご質問でございますが、先ほどもご答弁申し上げたとおりでございますが、保育料を滞納されている方につきましては児童手当支給の際に、通常であれば送金払いをするわけでございますが、現金払いということで役場のほうにきていただいた上で、相談の上徴収をしておりますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから、今回給付するこの保育料の乳幼児子育て応援金もそのようにすべきでないのか。児童手当、これには関係ないわけですから。1万円支給するそれも児童手当がそういうふうになってるから、給付金からそのように取り扱ってもいいではないのかなと言ってるわけです。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問でございますが、0歳から1歳で保育所に入らないで家庭で育児をするということが前提でございますので、この対象となる児童に対しては保育料は発生してきませんので、ただ、別に上の子どもさんがいる場合などについては相談をさせていただきたいと考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大変失礼しました。私の思い込みで。課長、後で最後に言ったことなんです。これは入所してませんから発生しませんが、その子どもにやんじゃなくて保護者にやるわけですから、その家庭が、あんちゃん、ねえちゃんの保育料が滞っている場合には児童手当法に照らしてもなんら請求しても、徴収してもおかしくないのではないかなということでしたのでもう1回お願いします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 乳幼児の家庭子育て応援金の支給でございますが、これに該当する対象

児は保育所に入所しないので保育料は発生いたしません、仮に対象児のおにいさん、おねえさんが保育所に入所している場合、滞納があった場合などにつきましては、児童手当、さらには応援金の支給日に保護者と相談をした上で滞納のないような形で徴収の相談をさせていただきますと考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第1号、西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町乳幼児家庭子育て応援金支給条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　議案第2号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により、介護サービスの基盤強化のための関係法律の整備に関する法律が制定され、これまで介護保険法や厚生労働省令によって全国一律に定められていた指定地域密着型サービスの設備基準や運営基準等について、市町村の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとされたことから本条例を制定するものであります。

地域密着型サービスは、要介護1から5までの介護認定を受けている高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスでありまして、利用者は西会津町の町民の方に限られ、町が事業者の指定や監督を行なうものでございます。

地域主権改革を所管する内閣府では、地域主権改革は、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることのできる活気に満ちた地域社会をつくっていくことを目指し、国と地方の上下関係から対等なパートナーシップの関係へと転換するとともに、中央集権体質からの脱却と国の在り方を大きく転換していくものとしております。

それでは、議案書をご覧くださいと思います。

西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

本条例は、第1章総則から第10章雑則まで203条にも及ぶものでありますことから、

議案第2、第3号関係資料と目次によりその概要を説明させていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでははじめに本日配付をさせていただきました議案第2、第3号関係資料をご覧くださいと思っております。

関係資料でございますが、指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例の制定についてでございます。

1番は条例を制定する背景でございますが、これにつきましては、今ほど説明を申し上げたとおりでございます。地域主権一括法により市町村が地域の実情に応じて自らの判断と責任により条例を定めることとされております。平成24年4月1日から1年を超えない範囲内で条例が制定、施行されるまでの間は厚生労働省令で定める基準を当該条例で定める基準とみなす経過措置があるため、制定するものであります。

指定地域密着型サービスでございますが、これにつきましては、高齢者は中高度の介護状態となっても可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活が継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービスでありまして、その地域での生活を支えるためのものであります。

2は、条例制定の方向性でございますが、これまで介護保険法や厚生労働省令で定められていた基準は、条例を定めるに当たって基準に従い定めるもの。基準を標準として定めるもの、基準を参酌するものの3種類に分類されております。本町では基準に従い定めるもの、基準を標準として定めるものにつきましては、介護保険法や厚生労働省令のとおり条例に盛り込むものとし、基準を参酌するものについては、原則として国の基準のとおりといたしますが、一部の基準につきましては利用者等の保護、事業者におけるサービスの質の確保、向上、利用者の負担軽減、県条例との整合性を図り、本町独自の基準を条例に盛り込むことといたしました。

次に2ページをご覧くださいと思っております。

3でございますが、制定する条例でございます。

(1)が議案第2号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。

これにつきましては指定地域密着型サービスについて定めた条例でございます。介護保険法第78条の2、同じく78条の4によって市町村の条例で定めることとされた基準について定めるものでございます。

具体的には指定地域密着型サービスについての人員基準、設備基準、運営基準を定めたもので、現行の指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準、厚生労働省令でございますが、それに対応する条例でございます。

この条例の適用を受けるサービスでございますが、記載のとおりでございます。なお、※印が本町にあるサービスでございます。認知症対応型共同生活介護、グループホームでございます。

次に3ページでございますが、3ページは条例に西会津町が独自に盛り込む基準でございます。内容につきましては、県や他の市町村と同様のものでございます。

一つ目としまして、記録の整備、文書の保存期間を2年から一部5年に延長する規定を

盛り込んでおります。町の考え方でございますが、指定地域密着型サービス事業者が不適切な請求に基づく介護報酬を受け取った場合、町は保険者として返還を請求しなければなりません。このとき町の返還請求権は地方自治法により5年間で時効となりますが、省令では記録の保存期間を2年間としており、町が返還を請求しようとしたときに検証すべき提供の記録が存在しない恐れがあります。そのため、条例を制定するに当たっては介護報酬の請求にかかる記録の保存期間を5年間と規定し、町の返還請求権の期間と整合性を図るものであります。

対象となる条文でございますが、42条第2項以下記載のとおりでございます。

次に(2)でございますが、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護の一居室の定員でございますが、これは省令、国の基準では1人とする。ただし、利用者への介護提供上必要と認められる場合は2人とするができるということでございますが、町の基準につきましてはさらに付け加えまして、またプライバシーは十分配慮された室内の場合は4人以下とすることができるということにするものでございます。

町の考え方でございますが、国では特別養護老人ホームでの生活を居宅での生活に近いものとする観点から、居室定員を4人以下から1人に改正をされました。しかし、本町においては多くの待機者がおりますことから、要介護者の利用の状況に応じて利用料が高額となるユニット型施設だけでなく、プライバシーを確保した上で多床室の設置が可能となる基準を設けるものであります。

対象となる条文につきましては、第152条の第1項第1号でございます。

4ページをご覧いただきたいと思っております。4ページは議案第2号の西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例でございます。一番上段でございますが、地域密着型サービス、条例対応条項、サービス介護の給付、要介護1から5の方でございます。これにつきましては、ちょうど条例対応条項でございますが、第2章から第9章まででございますが、第2章は定期巡回・随時対応型訪問介護について条例で定めておまして、第2章の第4条から第44条まででございます。

第3章につきましては、夜間対応型訪問介護でございまして、第45条から第59条まで定めております。

第4章につきましては、認知症対応型通所介護でございまして、第60条から第80条まで定めております。

第5章につきましては、小規模多機能型居宅介護についての基準でございまして、第81条から第108条まで規定してございます。

第6章が認知症対応型共同生活介護でございまして第109条から第128条まで基準を定めております。

第7章は、地域密着型特定施設入居者生活介護でございまして、第129条から第149条まで基準を定めております。

第8章は、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護についてでございまして、第150条から第189条まで基準を定めるものでございます。

第9章は、複合型サービスについてでございまして、第190条から第202条までそれぞれ基準を定めるものでございます。

それではまた議案書に戻っていただきまして、議案書の目次をご覧いただきたいと思っております。

今ほど章立てについてご説明を申し上げましたが、第1章は、総則であります。本条例の趣旨、定義、一般原則及び指定に関する基準を定めたものでございます。

第2章、定期巡回・随時対応型訪問介護から第9章、複合型サービスまでは、それぞれ介護サービスにおける基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準などをそれぞれ定めております。

第10章は、雑則であります。委任に関する規定であり、法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める規定であります。

附則であります。第1項は、施行期日でありまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

第2項は、経過措置でありまして、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に事業を開始した各種事業所に関する規定であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　これからいくつか続く議案に共通することですけれども、これは上位法、あるいは地域主権一括法の改正により各自治体で条例を制定して進めていかなければならないと、その中には町の考え方を盛り込みながらつくったということで、それは理解できました。

平たくいうとこれは自治体の裁量権が拡大されたものなのかなと私は思いましたけれども、今よりもサービスがよくなるような気がしますけれども、この条例によって今後どのような効果が期待できるのか、説明していただきたいと思っております。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。この条例による本町への効果というご質問でございますが、先ほどもご説明申し上げましたとおりでございますが、これまで国の基準、国の法律又は厚生労働省令で定められた基準が地域主権改革一括法によって町に独自の、町に合った特色あるという独自の条例が制定できるものでございますが、今般の条例制定につきましては、おおむね県や他市町村と同様のものということで、制定をさせていただきました。

今後の効果ということにつきましては、これから地域密着型サービスについて新たな事業者が西会津町に入ってくる場合に、これまで同様に指定又は指導監督は町が行うわけですが、町の条例に基づいた指導監督ということで、より公平で適切な指導監督ができるのではないかと期待をしております。

○議長　7番、多賀剛君。

○多賀剛　先ほど言ったように平たく言えば、今までよりもサービスがよくなって、町民

の皆さんにとっては使い勝手のいいというか、いいサービスを受けられるという状況に、町の実情に合った方向にできるということで理解してよろしいでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。議員おっしゃるとおりでございます、介護サービスの質的な向上が図られるということで考えております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町独自の考えがこの条例にどう生かされているのかなと思って注目しておりましたが、町独自で町に合った条例だということで評価をしたいと思います。それで、参酌するという区分だけで町独自の基準を盛り込んだわけですが、その基準に従い定めるもの、照準として定めるものは今まで国ですか、国の法律、指導のそのままということですが、実際問題として、国から示された法や省令のとおりでなくちゃならないのか、町独自にここに入り込む余地があるのかないのかなという気もしましたが、そこら辺はどう、やはり基準となるのは国の指針だからそれに従ってやっていくのが無難とか何とか、あるいは国の基準とかけ離れたような、例えば条例になった場合は国等がその条例を是正だとか何とかと、いわゆるこの条例に国や県の関与がどうあるのか変わるのか、そこをお尋ねしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 国の法令、さらには省令とのかかわりについてのご質問でございますが、本条例案の上位法につきましては、介護保険法でございます。介護保険法が上位法でございますので、法の趣旨又は介護保険法によって定められた厚生労働省令から逸脱することはできませんので、法令又は省令からその範囲内において町の裁量が発揮できるものについては参酌するというので、この範囲内で町独自の項目を盛り込んだものでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 地方分権という言葉はいいわけですが、ただ、それだけであって実質、実際問題としてこの条例を制定しても町独自の基準で盛り込むというのが制限されているような気がしたので、お尋ねしたわけですが、そうすると基準に従い定める上位法であってもコチコチではなくて、ある程度の幅があって、その中で町独自でも参酌でない部分も制定するつもりであるならば町独自でもできるのかなと気もしましたが、そこだけお尋ねしておきます。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 町独自の基準を盛り込む、その内容についてでございますが、国や県のほうから通知がありますのは、基準に従い定めるもの、又は基準を標準として定めるもの。また、基準を参酌して独自の条項や基準を盛り込むものということになってございまして、基準に従い定めるものにつきましては、法や省令に拘束されることとなります。基準を標準として定めるものについては、本条例では上位法に準拠した形になってございまして、これにつきましては町の裁量である程度は基準を盛り込むことは可能だと考えております。以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第2号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第3号西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、議案第2号の説明の中で申し上げましたとおり、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法により、介護サービスの基盤強化のための関係法律の整備に関する法律が制定され、これまで介護保険法や厚生労働省令によって全国一律に定められていた指定地域密着型介護予防サービスの設備基準や運営基準等について、市町村の実情に応じて自らの判断と責任により条例で定めることとされたことから本条例を制定するものであります。

地域密着型介護予防サービスは、要支援1、2の比較的軽度の介護認定を受けている高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるように地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスで、利用者は西会津町の住民の方に限られ、町が事業者の指定や監督を行なうものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

本条例は、第1章総則から第5章雑則まで91条にも及ぶものでありますことから、関係資料と目次によりその概要を説明させていただきたいと思いますので、ご了承いただきたいと思います。

はじめに、議案第2号、3号関係資料をご覧いただきたいと思います。

条例を制定する背景及び条例制定の方向性につきましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。

2 ページでございますが、制定する条例の（2）でございますが、（2）議案第3号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございます。

この条例でございますが、介護保険法 115 条の 12、同じく 115 条の 14 によって市町村の条例で定めることとされた基準で定めるものであります。

具体的には指定地域密着型介護予防サービスについての人員基準、設備基準、運営基準を定めたもので、現行の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に対応する条例でございます。

このサービスの適用を受けるサービスでございますが、記載のとおりでございます。なお、※印は本町におけるサービスでございますが、介護予防、認知症対応型共同生活介護、グループホームでございます。

3 ページをご覧いただきたいと思えます。4 が条例に西会津町が独自に盛り込む基準でございますが、ちょうど中段ほどでございますが、黒丸の二つ目でございますが、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例でございますが、対象となる条文は、これにつきましては、書類、記録の整備、文書の保存期間を2年から5年にするものでございます。対象条例は第40条第2項以降記載のとおりでございます。

続きまして5ページをご覧いただきたいと思えます。5 ページでございますが、地域密着型のサービスと条例対応条項、サービスの給付の内容が書いてございます。介護予防でございますので要支援1、2の方のサービスでございます。

第2章でございますが、介護予防認知症対応型通所介護、第4条から第42条までそれぞれ基準を定めております。

第3章は、介護予防小規模多機能型居宅介護でございますが、第43条から第69条までそれぞれ基準を定めております。

第4章が、介護予防認知症対応型共同生活介護、第70条から第90条までそれぞれの基準を定めているものでございます。

それではまた議案書の目次をご覧いただきたいと思えます。目次でございますが、

第1章は、総則であります。本条例の趣旨、定義、一般原則、指定に関する基準を定めたものであります。

第2章、介護予防認知症対応型通所介護から第4章、介護予防認知症対応型共同生活介護までは、それぞれの介護サービスにおける基本方針、人員に関する基準、設備に関する基準、運営に関する基準、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準などをそれぞれ定めております。

第5章は、雑則であります。委任に関する規定であり、法令及びこの条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める規定であります。

附則であります。第1項は、施行期日でありまして、この条例は、公布の日から施行

であります。

第4条は、公共下水道の排水施設、処理施設及びそれらと有機的に連携し、総体として公共下水道を構成する補完施設について、共通する構造基準を規定するものであります。

第5条は、公共下水道の排水施設に必要とされる構造基準について規定するものであります。

第6条は、公共下水道の終末処理場に必要とされる構造基準について規定するものであります。

第7条は、第4条から第6条までの規定の適用を除外する場合を定めるものであり、一時的に供用されるもので、構造基準をそのまま適用することが不適當な場合について、適用除外としております。

第8条は、終末処理場の維持管理についての基準を定めるものであります。終末処理場は、下水の最終的処理を行うものなので、維持管理に当たって常時慎重な配慮が必要であり、構造の基準のみでは十分ではないので、特に維持管理の方法についても基準を定めております。

次に、附則でありまして施行期日であります但し公布の日から施行するものであります。

なお、現在町下水道施設は国の基準で設置及び維持管理しておりますが、支障が生じていないことから、この条例の基準は国の基準に参酌して規定しております。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　前の条例では町独自の参酌した面があるわけではありますが、今の説明を聞いておりますと、参酌はしてないということにとったわけですが、参酌をしてもいいというのは町独自でもある程度は変えてもいいですよということが参酌だと私思ったわけですが、国の参酌に従ってこの条例をつくったとおっしゃられたので、ちょっとひっかかったわけですが、まったく国が示したとおりの条例だというふうに理解をしいですか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　今回の条例の制定に当たりましては、維持管理とか設置につきましては今のところ全然支障がないというようなことでございますので、国の下水道法をそのまま準用して作成しております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第4号、西会津町下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、西会津町下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、西会津町営住宅等の整備基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第5号、西会津町営住宅等の整備基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、これまで国の法令等で定められていた公営住宅及び共同施設の整備基準が、地域主権一括法により公営住宅法が改正され、国土交通省令で定める基準を準拠して、事業主体が条例で定めることとされたことから、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例の説明をさせていただきます。

まず第1条は趣旨であります。ただいまご説明申し上げました内容を趣旨としております。

第2条は、この条例において使用する用語について定義しております。

第3条は、整備にあたっての地域社会の形成に考慮する事を規定しております。

第4条は、良好な居住環境の確保について規定しております。

第5条は、建設費用について維持管理費を含めた費用の縮減への配慮を規定しております。

第6条は、敷地の選定に当たっての位置の選定、第7条は敷地の安全等について規定しております。

第8条から第13条は共用部分や附帯施設を含めての住棟等の基準について規定しております。

第8条は建築物は、居住環境について、第9条は住宅の防火、避難、防犯のための措置について規定しております。

第10条は住戸の面積や設備等の基準について、第11条は住戸内部についての日常生活に支障のないようにする措置についてそれぞれ規定しております。

第12条は共用部分についての利便性や安全性確保の措置についての規定であります。

第13条は付帯施設の衛生、利便性、及び住環境の確保について規定しております。

第14条から第17条は、児童公園や集会所等の共同施設の基準を規定しております。

次に、附則でありまして施行期日であります但し公布の日から施行するものであります。

なお、現在の町営住宅につきましては、国の基準で建設されており、支障が生じてないこと、また維持管理にも問題がないことから、この条例は国の基準によって規定しております。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第5号、西会津町営住宅等の整備基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、西会津町営住宅等の整備基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、西会津町道の構造の技術的基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第6号、西会津町道の構造の技術的基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、これまで政令で定められておりましたが、第1次地域主権一括法による道路法第30条の改正により、道路管理者である地方公共団体の条例で定められることとなりました。引き続き政令で定められる事項は、通行する自動車の種類に関する事項、建築限界、橋その他政令で定める主要な工作物の自動車の荷重に対して必要な強度とされ、それ以外の事項に係る技術的基準について、必要な事項を条例として定めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

まず第1条は趣旨であります。ただいま申し上げました内容を趣旨としております。

第2条は、この条例において使用する基本的な用語について定義しております。

第3条は、道路の区分が道路構造令で用いられる道路の区分と同じあることを規定しています。

道路の横断面は、大きく分けて、車道、軌道、歩道等、植樹帯の組合せで構成されております。

第4条から第8条までは、このうち、車道に関連する内容を定める規定です。

第4条は、車線について定めております。車道が車線により構成されるものであることを定め、車線の数、車線の幅員を定めております。

第5条では、車線の分離等について定めております。車線の分離については、車線を往復の方向別に分離しなければならない道路がどのような道路かを定めております。

第6条では副道について、副道を設ける場合や副道の幅員について定めております。

第7条では路肩、第8条では停車帯の幅員を定めております。

第9条から第13条までは、自転車道、自転車歩行者道、歩道、歩行者の滞留の用に供される部分、積雪地帯に存する道路の中央帯等の幅員等について定めております。これらについては、道路構造令と同様に、歩行者、自転車等の安全確保の観点から、車道とは別の

体系で定めております。

第9条では、自転車道について定めております。自転車道を設置する場合がどのような場合かを定めており、設置の必要性については、自動車・自転車の交通量から判断されることとなっています。

第10条では、自転車歩行者道について定めております。自転車歩行者道を設置する場合はどのような場合かを定めており、設置の必要性については、自動車の交通量から判断されることとなっております。

第11条では、歩道について定めております。まず、歩道を設置する場合について規定し、次に歩道の幅員について定めております。歩行者の交通量が極めて少ない道路にあっては幅員を1.5メートル以上とすることができるとし、当町の歩行者の交通量を考慮し歩道幅員を規定しております。第12条では必用により歩道等における歩行者の滞留する部分を設けることを規定しております。

第13条では、積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員等について規定しております。

第14条では、道路の構成要因の一つである植樹帯についての規定を定めております。

第15条では、道路区分と並んで、道路構造を決定する上で前提となる要素である設計速度について定めております。

第16条から第24条については、線形について定めております。第16条から第21条までが、平面線形に関する規定であり、第22条から第24条が縦断線形に関する規定であります。

第25条から第28条までは、路面構造に関する内容を定めております。

第25条では舗装、第26条では横断勾配、第27条では、縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した合成勾配の上限について定めております。

第28条では、排水施設の設置について定めております。

第29条から第31条までは、交差構造に関する内容を定めております。第29条では平面交差・接続について規定しており、交差点における交通の安全性・円滑性を確保する観点から必要な基準を定めております。

第30条では立体交差、第31条では、鉄道等との平面交差について規定しております。

第32条から第39条までは、構造物・工作物について定めております。第32条では、待避所について定めています。地形の状況や特別な理由により10メートルとすることができる規定を設けております。

第33条では、交通安全施設について規定しております。交通安全施設は、交通事故を防止し、併せて自動車や歩行者等の安全かつ円滑な通行を確保するために必要な施設とされ、照明施設、視線誘導標等があります。

第34条では凸部、狭窄部等、第35条では乗合自動車の停留所等に設ける交通島、第36条では自動車駐車場等、第37条では防雪施設・防護施設、第38条ではトンネル、第39条では橋、高架の道路等について規定をしております。

第40条から第41条まででは、それ以前の規定で定められている基準について包括的に特例を定める場合について定めております。

第42条は自転車専用道路及び自転車歩行者占用道路の基準を定めております。

第 43 条は歩行者専用道路の基準を定めております。

次に、附則でありまして施行期日であります但公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　この条例を定めることによってどんな変化があるのかなという気がしますのでお尋ねしますが、この条例は町道 1 級、2 級その他の町道とあるわけですが、そのすべてに適用されるのか。その道路はこの条例に定めるような構造でなければ国県の補助だとか、国県のお金を使って道路をつくりますが、それにどういう関わり合いが出て来るのか。

なぜこんなこと聞くかという、確か長野県の栄村でありましたね。こういう国県の補助をもらってやると路線単価高くなってしまいますので、村独自で村道をつくっている。そういうことがありましたのでお尋ねをするわけです。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　お答えいたします。この条例につきましては、1 級、2 級その他の道路に適用するというごさいます。なお、この条例の規格で設計されていない道路については、もちろん国県の補助事業には該当しないということごさいます。

○議長　13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　するとその他の町道でもこの条例に定める構造であるならば補助の対象になるというふうに理解していいわけですね。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　その他の道路につきまして、この規格でつくる道路については国県の補助の対象になるということごさいます。

○議長　9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1 点だけお伺いをいたします。第 38 条なんです、トンネルのことについて記載してあります。トンネルはこの前いろいろ問題になった安全基準ですか、崩落したというようなことありますが、私考えるに、町道には当町ではトンネルはないというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　現在、町の管理する町道につきましては、トンネルはありません。今後、このような大規模な道路をつくるということで、トンネル等がある場合にはこの規定で、工事基準をもって工事を進めていくということごさいますのでご理解願いたいと思ます。

○議長　9 番、荒海清隆君。

○荒海清隆　もう 1 点だけなんですけど、スノーシェッドですか、あれはトンネルには該当しないと思うんですが、それらの耐震とか強度というのは今の基準で、今の事故ですか、その後は何か変わったことなんかありましたか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　スノーシェッド等につきましては、第37条の防雪施設ということでこれに該当するというごさいます。なお、点検等につきましては今後パトロール等行いまして十分確認していきたいと、このように考えております。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから、議案第6号、西会津町町道の構造の技術的基準を定める条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町町道の構造の技術的基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。（11時57分）

○議長　　再開します。（13時00分）

日程第7、議案第7号、西会津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　　議案第7号、西会津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、都道府県道及び市町村道に設ける道路標識の様式は、これまでは区画線及び道路標識に関する命令で定められてきましたが、地域主権一括法により道路法第45条が改正され、同条に第3項が追加されたことにより、当該道路標識のうち、案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法については、条例で定めることになりました。

道路法第45条新第3項で条例に委任される、道路標識の寸法には、道路標識自体の寸法のほか、文字及び記号の寸法並びに縁、縁線及び区分線の太さについて委任されることにより、必要な事項を条例で定めるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思ひます。

まず第1条は趣旨であります。この条例の根拠条文を示し、内容の概要を定めることとしてあります。

第2条は、この条例において用いる基本的な用語である町道、道路標識、案内標識、警戒標識について定義してあります。また道路標識の識別番号は、命令別表第1及び別表第2において用いられる道路標識の識別番号と同じ意味であることの規定であります。

第3条は、案内標識及び警戒標識で、命令別表第2に寸法が図示されているものについては、その寸法を基準とすることを規定してあります。

第4条は、一部の案内標識及び警戒標識の寸法について、第3条の原則の例外を認める

規定であります。

第5条では、案内標識及び警戒標識の文字及び記号の大きさの原則を定める規定です。

第6条では、特定の案内標識及び警戒標識の文字及び記号の大きさの原則を定める規定です。

第7条では、案内標識及び警戒標識の縁、縁線及び区分線の太さの寸法について定める規定です。

第8条では、補助標識の寸法について定める規定です。

次に、附則でありまして施行期日であります但公布の日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　1点だけお尋ねをしておきます。第2条の第4項目でいう命令別表第1及び第2と書かれておりますが、これらはどういうことが書かれておるのでしょうか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　命令によりまして、標識について案内標識、警戒標識についての形とか文字についてその表に載っております、それについてこの表に番号がついておりまして、それを使用するときはその番号を使って使用するというので、絵柄や形とかそういうものは別表で載っておるということでございます。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　聞くの一つ忘れましたが、これは町道であります、林道の相当数の林道はまったく町道と同じ利用とされておりますが、そういう林道、あるいは農道に関しても町ではこの町道と同じような標識等をつけて設置といたしますか、しておられるのかどうか。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　林道や農道につきましても標識等につきましてはこの別表にのっとり標識を設置しておるところであります。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第7号、西会津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町町道に設ける道路標識の寸法を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長 議案第8号、西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由の中で申し上げましたよう、本町の教育、地域の活性化に欠かせない西会津高等学校を存続・発展させるための新たな支援策であり、西会津高校から、大学等に進学する生徒に対し、修学資金を貸与するため、条例を制定するものでございます。

修学資金は、進学する大学、短大、専門学校の修学期間内におきまして、申請に基づき、月額3万6千円を上限に、無利子で貸与をいたします。学部、学科、修学期間には制限を設けず利用しやすいものとししました。

一方、返還につきましても、卒業し半年後から返済していただきます。貸与した金額に応じ、規則で定める期間で返済いただくことにしております。

なお、この条例には、修学支援だけでなく、西会津町への定住対策も盛り込んでございます。卒業後、西会津町の住民となり居住された方は、その期間に返済いただく分について、半額に免除することといたしました。

それでは条文についてご説明申し上げます。

第1条は、目的でございます。西会津高校を卒業し、進学する生徒に修学資金を貸与し修学を支援することを定めてございます。

第2条は、貸与を受ける者の資格を定めております。1号から3号までの条件を満たす方に貸与をいたします。1号は西会津高校を卒業した者であること。2号は、大学、短大、専門学校のいずれかに在学していること。3号は、経済的援助が必要な者であることを定めてございます。

第3条は、修学資金の額及び貸与の方法について定めております。月額は3万6千円以内、学校の修学期間に応じた貸与であり毎月貸与をいたします。なお、申請によりまして、6カ月分を一括で受け取ることができることも盛り込んでございます。

第4条は、保証人を定めております。2人としておりまして、なお、そのうち1人につきましては連帯保証人としてございます。

第5条は、被貸与者の決定、これについて通知書により行うことが記されております。

第6条は、貸与の廃止又は休止等の条件を定めております。休学又は停学となった際には、修学資金は休止又は停止となります。ただし、復学をすれば再び貸与できることとしております。

第7条は、転学の取扱いを定めております。原則といたしまして転学での継続は認めておりませんが、修学期間が同一の学校の場合においては、1回に限りこれを認めることとしております。

第8条は、修学資金の返還を定めておりまして、学校を卒業したなど、返還の事由が生じた月の6カ月後から、規則で定める貸与金額に応じた期間内で全額を返済いただくこととしております。

第9条は、返還債務の免除を定めております。1号では死亡、心身の故障等などにより

返還が困難となった際に免除することができるよう定めてございます。2号は、いわゆる定住対策でございまして、西会津町に住んだ際には、その期間内に償還いただく金額のうち半額は免除できるよう定めたところでございます。

第10条は、返還債務の履行を猶予できることを定めております。1号では災害等による事由の場合は、その事由が継続している期間内において、2号では、修学資金が廃止となった場合において、引き続き学校に在学している場合は、その在学期間内において、3号では、大学院などの上級学校に進んだ際は、その在学期間内において、それぞれ返還を猶予できることを定めてございます。

第11条は、延滞の利息について定めてございます。

第12条は、委任でございまして、この条例に定めるもののほか手続き等につきましては、規則により定めることとしております。

最後に附則でございしますが、施行期日と適用を定めております。施行は平成25年4月1日から、条例の適用は、平成24年度の卒業生からとしたところでございます。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議の上、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　私、一般質問で言ったようにこれは大変思い切ったいい支援策の一つであるなと思いました。詳細はこれ規則で決めるということでありましたので、以前長谷沼議員が言ったように規則が明示されておりませんので細かいところわかりませんが、今お考えのところだけでも結構なんで、何点かお尋ねします。

一つはこれは新年度の入学生から対応するようになるのか。おそらく予算化されてますから現在在校生も対象になるとは思いますが、その点が1点。

あとは国やほかの団体の育英資金、そういうものを抱き合わせて使うこともできるのかどうか。あとは何人ぐらいこの奨学資金を使うと想定しておるのか。その際、成績等は関係なく希望すれば全員使えるということなのか。

あとは、経済的援助を必要としているという条項ありますけども、どういうところでこれは線引きをするようになるのか。

あとは定住対策として返還免除の規定がありますけども、あまり細かいところを語っておりませんので、その辺の詳細がわかればお尋ねをいたします。

○議長　教育課長、成田信幸君。

○教育課長　それではご質問にお答えいたします。

まず1番目の適用の関係でございしますが、今回の就学資金につきましては、新年度、平成25年4月1日からということございまして、その適用につきましては、平成24年度、つまり今回の卒業生から適用させるというように今回定めております。ですので、来年度以降は今の在校生ですか、そちらが適用にどんどんなっていくというような形でございます。

2番目の質問でございしますが、他の就学資金、奨学資金、それとの併用の関係でございしますが、本条例におきます就学資金は他の就学資金、奨学資金と併用は可能でございます。

ただし、その相手方の就学資金、奨学資金で併用はだめだという場合にはこれはだめでございますが、そういう場合でなければ併用することは可能としております。

3番目のご質問でございますが、新年度予算におきまして、予算については措置をさせていただいておりますが、想定といたしましてはだいたい12人ぐらいをできるような形で今回予算措置をさせていただいているところでございます。

なお、成績でございますが、他の就学資金におきましては特に無利子の場合は成績が、例えば3.5とか4とかかなり厳しい基準でやっている就学資金がございますが、本就学資金におきましては特に成績については規定はございません。

次4番目でございますが、経済的援助を必要とする者ということで具体的な線引きはあるのかというようなご質問でございますが、他の就学資金ですと所得制限というようなことで所得で制限している場合でございますが、この就学資金につきましては特に線引きございませんで、基本的には希望する方を対象ということで、経済的にその就学資金が必要だという方というような考えでございます。

最後に定住対策についての詳細というようなご質問ございまして、この就学資金、ご存じのように就学期間が終われば卒業して半年後から返還をいただくという形に規定をしております。その返還につきましては、基本的には借りた期間よりも長い期間で返還いただくというのが一般的な就学資金のやり方でございますので、その際、西会津町にその借りた方が卒業後に西会津町に住所を持ち、かつ住んでいただく方、その期間におきまして、例えば1万円なり毎月お支払いするわけですが、それを半分、半額免除するということで、例えば1万円の場合は5千円というような形で免除をしてしいきたいというふうに考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 おぼろげながらといいますか、おおまかなところはわかりました。ただ、気になったのは24年度の卒業生からこれは対応するというのであれば、もうそういう申し込み、あるいは問い合わせ等は何件かあるんでしょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。この条例並びに予算につきましては、新年度予算のものでございますので、具体的に手続き等、そういうのは全然、4月に入ってから現実的にするものでございますので、ただ、意向でございますね、こういう就学資金があればいいなということで、どのくらいというような需要はある程度調査をした上で今回出させていただきます。

ただ、予算を組んだ時点におきましては、まだ進学等かなり未確定な方、現在もまだちょっと動いている方もいらっしゃいますので、はっきりその人数でいいのかというようなございますが、だいたいということでこういうふうにさせていただいたというところでございます。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 私のほうから2、3点質問させていただきます。第6条の1号の3ですか、学業成績が著しく不良となったときと記載があります。先ほどの説明の中で、成績は不問であるという内容であったので、ケース的には留年とか思い切った、はっきりしたものの

ときに該当するのかなとイメージしたんですが、それでいいのちよっとそれ1点と、同条の2号、文面の中で休学しうんぬん。そして停学処分を受けたうんぬんと出てくるんですが、今事実上高等学校では停学処分というのは、処分的にはあまりないケースなのかなと。実質は謹慎という形がほとんどであろうと思うんですが、形はいずれにしてもそういったたぐいのことがあった場合、資金の貸与を休止、もしくは停止できるというふうに記載がありますが、実際に謹慎を受けたと。そうした場合に想定しているものはそこから思い切って貸与を停止、ばたつとすることも考えているということなのか、その前に休止というのがあるので、また、貸与を受けることが何らかの事態で想定しているのか、この辺がはっきりしなかったので、ちよっと確認したいところです。

あと第7条、転学の取り扱い。これ本文の解釈、ちよっと勉強不足でできないので、これ、事例を出してちよっとはっきり説明していただきたいと思います。以上です。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それではご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず1番目でございますが、第6条の3の学業成績が著しく不良となったときという条項でございますが、実際これをお借りする方は大学、又は短大、専門学校に在学している方でございます。その学業の中で著しく不良となったというのは、普通に考えれば留年、それもかなりひどい成績の中であつた方というような形で考えております。

なお、この就学資金、ほかもそうでありますが、毎年毎年基本的には成績等を報告いただくというような形で、やはり進んでまいりますので、それらを見ながらこちらについては判断をさせていただきたいというふうに考えてございます。

次に2番目の質問でございますが、同じ第6条の2項、ここの中で休学、停学というような条項がございます。例えば大学の方がお借りしていた場合、中にはいろいろな理由によって休学、お休みをしてしまう方、あと中には停学になる方、本人のみならず学校の関係で当然そういうのがありますが、そういうふうになった場合ということでございまして、この場合、休学、停学になれば就学資金については当然休止、停学は停止というふうにいたします。

ただ、復学、もう一回戻るといことは十分大学等考えられますので、その際には就学資金は復学した段階でまた新たにお貸しするというふうに考えております。

次の第7条、転学の取り扱いということでございまして、これは具体的なケースで申し上げたほうがわかるかと思いますが、例えば4年制の大学でございます。何とか大学というところに入って4年間いくのが通常であります。中には3年あたりからほかの大学に編入といいますか、そういうふうにしたいという方がいらっしゃいます。その場合、同じ4年制大学でございますので就学期間が一緒という場合、この場合について1回だけほかの学校に移ってもそれを認めるというふうな条項でございます。以上でございます。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 今、説明の中で十分6条のほうはわかりました。ただ、今説明の中で成績の報告を受けるというお話があつたんですが、私あまりこういう貸与して実際に本人がどういったもの、成績証明として持ってくるのちよっとわからないものですから、具体的なものちよっと教えていただきたいんですけれども。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それではお答えいたします。学校の場合ですと就学をいたしまして、最終的に学年が終わった時点で成績の証明があるわけです。その成績の証明書、それを具体的な添付の書類という形で示していただければ一番はつきりいたしますので、それをつけていただくような形で最終的に報告をいただくように考えております。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 第4条についてお伺いいたします。この保証人2人立てなければならぬということですが、これは西会津町に住所を有する人か、又はこれ条件があるんですか。年齢がいくつからと、その辺をお伺いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。第4条の保証人ということをございまして、ここにございますように保証人は基本的に2人という形で考えてございます。その保証人、どういう方かということをございまして、まず2人のうち1人は連帯保証人、1人は保証人ということをござしております。

その保証人、基本的には成年の方で独立の生計を営むことができる程度の資力を持っている方というふうにござしております。どこに住んでいるか、例えば町にいなきゃいけないのかとか、そういうのございますが、基本的にそれについては町内にいなければいけないというような条件はございませぬ。

なお、お借りする方、未成年の方がお借りすることになりますので、法律的な関係がございますので、保証人のうち1人は、未成年の場合は親権者、親御さん、もしくは後見人の方と一緒に立てていただくことになります。以上ございます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 これ、働きながら夜間大学とか2部に行く方にはこういうことは適用になんないんでしょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 ご質問にお答えいたします。この大学ございますが、昼間の大学、夜の大学ございますが、基本的には大学であればお借りすることができるというふうにしております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 昨日も一般質問のとき申し上げましたが、言葉の使われ方によってイメージが相当変わるわけでありまして、今回も提案理由、あるいは全員協議会で西高の存続の危機ということをおっしゃっておられるわけでありまして、存続が危ぶまれるなんていうことじゃなくて危機だと。もう間もなく学校がなくなってしまうというようなイメージをこれで受けるわけですよ。説明を受けていれば、本校化を守っていくんだと。分校化にならないようにするんだと。

そうならば、やはり目的を西高の本校としての存続を目指すんだと。併せて定住人口を増やすためにこの条例をつくるんだというふうにはっきりと言っていたきたいなど。そうならば、本校になれば、この目的が達成をして、この制度がなくなるのかな。あるいは本校になって一定の年限を貸与して本校化を維持発展させていくんだと。そこら辺もある

わけでありますので、お答えをいただきたい。

長い目で見ると、会津全体では生徒数の、毎年中学校の卒業生が減少でありますから、これらについても対応を考えていかないとこれだけではなかなかまた難しい局面もくるのではないかなという気がしてありますが、そこら辺の考えもあればお聞かせいただきたい。

このお金を重複といいますか、重複というのかな、借りても結構だということですが、ただその場合、返済が可能、これに少し疑問が感ずるわけであります。3万6千円を二つ借りれば7万からなるわけですから、そういう点でその返済との絡み合いで可能ではあるが貸付にはそういう点も考慮すべきだと思いますがいかがでしょうか。

経済的援助ということは、言葉では出していますが、全員だということでありますが、これはやはり希望者来たら全員貸し付けるということでは理解をしていいのか。

それから連帯保証人ですが、保証人2人のうち1人。私はできるならば2人とも連帯保証人が望ましいと思います。普通の保証人ですと最終的には責任がないわけですから。そこら辺はこれから規則のところでお考えをいただきたいなど。私が一番疑問に思っているのは第11条なんです。延滞の利子を14.6パーセントいただくということであります。確かに地方税法を見れば延滞の場合には14.6パーセントを加算して徴収しなければならない。税の場合はそうです。税の延滞利息とまったく同じであります。しかしこれは税ではありません。縛られるのは消費者契約法、これでも14.6とうたってありますが、これは14.6パーセントを超えてはならない。14.6パーセントまでもらっていいですよということではありますが、それがあから14.6パーセントとしたんでしょうが、今の超低金利時代に本当にこれがふさわしい金利か。税のことを言いましたから言いますが、税をたくさんいただいたために還付しなくちゃならないと。還付の金利も14.6なんです。

例えば大手の会社が前納して、ところが精算した結果、何百万も前納したからそれに、あるいは何十万でもいいですが、14.6パーセント加算して返還しなくてはならないと。それで全国の知事会も市長会も町村会も24年にこれを時代に合った金利にしてくださいと国に要望してるんです。それも考慮するならば、私はこの14.6パーセントというのはそぐわない。なぜ14.6パーセントにこだわるのかお聞かせをいただきたいと思います。

今回、西会津高校のために1,000万円ですか、実施計画を見れば3カ年で1,000万円ずつ。生徒100人にすれば1人10万円であります。これは西会津の子どもでなくて、ほかの市町村からおいでになった高校生にも適用される。そうしなければ西会津高校が本校として存続できない瀬戸際だと、私も理解をしますが、しかし、西会津中学校の卒業生のほとんどが西高の進学ならいいでしょうが、西高の進学よりもほかの高校へ行く生徒が多いわけであります。

この生徒をどうするんだ。私ある人に言われたんです。みんな西会津の高校生同じじゃないのか。そういう点では私はその人のためにも町として、そういう声にやっぱしこれから、今はこれでいいですが、これからそういう人に応える政策といいますか、ものを出していかなければならないのじゃないか。

例えば喜多方、若松の高校卒業して西会津にも定住する人おられるわけでありますから、特に今年卒業した人から、もう貸付しますとってる。私は常識的に考えるならば今年入学した生徒さんからでもいいのではないのかなと思ったら、やはり町としてはもう決まった

から今年の卒業生から。それだけしておられるわけでありますから、やはり西高以外の生徒に対してもこれから援助といたしますか、支援というものを考えていかなければならないと思っておりますが、いかがでしょうか。

それと返済の期間は何年でこれを償還、返していただくのか。それをどう考えておられるのか。そして、規則ですか、別に定めるということ、これは3月いっぱい規則が定まるでしょうから、定まったならば速やかにわれわれ議員に、監査委員にもこれを配付していただきたいと思っておりますが、いかがですか。

最後にしますが、私、見た新聞と見ない新聞がありますが、ある新聞には西高支援策として900万円、ある新聞では9,000万円と書かれたと聞いたんですが、その事実は確認をしましたか。以上です。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 それでは本条例案についての内容中、延滞利息と全体的にかかる部分もありますので、ご質問のうち全体的な項目等については私のほうから答弁申し上げたいと思っております。

本条例の11条に規定しております延滞利息につきましては、14.6パーセントの割合でというような内容を盛り込ませていただいたわけですが、この条項につきましてはいわゆる一般金銭消費貸借上に使われている現在の利率、上限値でございます。議員がおっしゃったように消費契約法ですとか、そういった法律に基づく現在のアップの数值というふうに認識しております。

本町の他の条例、そういったものにおいても、現段階ではそういった法令等を考慮いたしましてすべての延滞利息については14.6パーセントを適用させていただいております。先ほどお話の中にもありましたように、現在国におきましては、今国会中においても地方税法の延滞利息、こういった部分の動きも一部あるように認識はしております。引き下げの方向であるというふうに考えております。

しかしながら、繰り返しにはなりますが、町のお他の条例の条項、あとは県の現段階での同様の県条例においても14.6パーセントを準用していると。そういった状況の中におきまして、今後、国県のそういった動き、法令の改正、条例の改正等の動きを注視しながら、必要があればまたその率については改めて町全体としての条例の改正も視野に入れて検討してまいりたいというふうに思っております。

もう1点の新聞報道での総額の記載誤り、これにつきましては、900万円と本来の数值であるべきところがそういった9,000万円という誤記表記がありましたので、それについては速やかに訂正の申し入れといたしますか、該当新聞社についてはしてございまして、謝罪の話をきちんとこちらとしては受けております。

あとほかの内容については担当課のほうからご説明申し上げます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ご質問の中で一番最初の部分でございますが、西会津高校存続の危機という表現についてご指摘を賜ったわけですが、内容的には議員おっしゃるとおりでございます。私どもは西会津高校が本校でなくなることによって、それによってもたらされる過疎化に対する拍車の問題とか、活性化にとって大きなマイナスだということの認識を

しているところがございますので、そのところは誤解を招いたというほどではないかと思えますけれども、お詫びを申し上げたいと思えます。

内容的には西会津高校を西会津町からなくしてはならないと、その願いでございますので、そのところはよろしくご理解をたまりたいと思えます。

また、本条例におきまして就学資金の貸与に関する条例のみをご提案させていただいているところでありますが、ご承知のように西会津高校生徒への支援策としては三本立てで実施をするわけでございますので、その中の一つの奨学金のことについての条例ということでご理解をいただければありがたいなど、こんなふうに思っておるところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

その他のことにつきましては課長より答弁をしてもらいます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それでは私のほうからはまず就学資金、希望者全員なのかというような質問と、重複はオーケーだが返済関係、重複した場合はかなり大変なのかと、併せて答弁申し上げたいと思うんですが、基本的にはこの就学資金、希望者についてはすべてというふうに考えております。

議員からお話ございましたように、この就学資金、重複が可能でございます。したがって、これを借りる方、二つ、三つという形で重複される場合がございますので、なお申請いただくときにほかの就学資金というものを受けているかというような項目も一緒に明記をしていただくことによりまして、極端なことをいいますととんでもないような金額では、1カ月30万円とか40万円とか、そういう場合ですと当然それを見ながらちょっと考えなければならぬわけですが、それ以外、二つくらいですと金額的にはそう大きくございませんので、そういう場合でしたらばということで、なお参考とさせていただくために、そういう形でほかの就学資金ある場合には明記をしていただいてやっていくことによりまして、あまり過度にならないような形でやっていきたいというふうに考えております。

次、保証人ということで2人おるわけでございますけれども、今回1人が連帯保証人、1人が保証人という形でさせていただきました。議員おっしゃるように2人とも連帯保証人ということであればそういう点ではすごく担保されるわけでございますが、ほかの奨学資金、それら等も見てもやはり1人連帯保証人、1人保証人という形でやっておりますので、本町においてもその形でやらせていただいているというふうに考えてございます。

あと返済の期間の関係のご質問がございました。これにつきましては後に規則のほうで期間については明記をしていきたいというふうに考えておりますが、基本的にはやはり返済をしていただくのに無理がないような形で、期間的には長い形で返済いただくようなことで考えております。

したがって、例えば3年なら3年という形で、例えばお借りした場合、少なくともその3倍以上、9年とか10年とか、そういうような形で月々の返済額が少なくなるような形で規定をしていきたいというふうに考えております。

なお、規則につきましては、議員おっしゃいますように3月のうちに制定をしていきたいというふうに考えておりますので、でき次第速やかにお示ししていきたいというふうに考えてございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回のこの就学資金貸与の内容については、あくまでも西会津高校の存続のための一つの対策の対応だということでもありますので、このことは先ほど長谷沼議員からも言われましたが、いわゆる他校との関係においてどうなんだと言われれば、それは非常に一体化されていない、あるいは西会津高校の生徒だけにこういう一面優遇的な制度なのかと、こう見られるかもしれませんが、あくまでもこれは西会津高校のいわゆる存続のための一つの施策だと、こう割り切って考えていただきたいと思います。

これから西会津高校をどう存続させるかというのは三つの柱で取り組んでいるんです。一つは何と言っても魅力ある学校、これは学校でやっぱり魅力ある、西会津高校だからみんなでいこうというそうした運営に対する魅力ある学校づくりをやっていこうと。

二つ目は県教委にも再三にわたって言ってるんです。いわゆるこういった過疎地、そして中山間における高校がもう10年も以前の制度そのものをまだまだ取り込んで、40人でなければならないというところに対しては、もっとこれは改革をすべきじゃないのかということ、県教育長にも申し入れをしているところでもありますし、このことについては十分理解をしているというふうに思っていますけれども、なかなかまだ制度化されていないということでもありますので、これも十分に町としても実現するまで取り組んでいかなければならない。

もう一つは対策です。今日のような、今ご提示した町としての対策、あるいは地域の対策、こういった存続にむけた対策、この三つの柱で取り組んでいるわけでもあります。これはやっぱり達成できるまで、すぐにこれが即効くものかどうかということについても、これから西会津高校は長いスパンで見た場合に、私ははるかにこういったことが功を奏して存続に非常に有利な対応ではないのかなというふうに期待をしているところでもありますので、今後継続して取り組んでいきたいと思います。

さて、西会津町は、私は最大の課題はなんなのかといいましたら、やっぱり人口の減少であり、過疎高齢化であると。こういったところにもっと対応すべきではないかということでこの25年度の大きな目標は、西会津に住んでみたい、そして行ってみたい、あるいは来てみたい、このまちづくりの交流人口の拡大を図って対応していこうということで大きなテーマを掲げているわけでもあります。

そういった場合に、やっぱりUターン、Iターンということも十分に視野に入れて考えていかなければならないと思っております。それには目的は今度はそうした目的であれば、今度は新しい西会津に来てもいいと、あるいは大学を出て西会津に帰ってくる一つの条件であればこういった有利な対応もあるよということで、目的はまた別な意味でそうした対応方法もあるのではないかというふうに思っておりますので、これを一緒に今結びつけるというのは非常に難しい考え方です。今後そうした交流人口の拡大のためにふるさとに帰ってこようというそうした考えのもとに新しい制度が検討していけばいいのかなというふうに思っておりますし、将来ともそういったことを含めながら今後十分検討していく余地はあるなというふうに考えているところでもあります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14.6、私は反対なんだ、はっきり言えば。ただ、これだけの条例でない。

副町長のお話によれば町でいろんな条例が 14.6 だから、その整合も考えなくちゃならないから 14.6。ただし、今後国の動向をつかみながら町が事務改善、機構改革、そういうふうに取り組むときにはこの一連の 14.6 という金利は下げる方向できちっと検討すると、そういうお答えがあれば了としますが、そこら辺をお聞かせをいただきたいということで、町長からいろいろありましたが、基本的に西会津の予算は西会津の住民、西会津のために、ほかの自治体から来た子どもさんにも一人平均 10 万円というお金を町で援助するわけですよ。

他方、同じ高校生、西高よりもよけいほかの高校に行っている方にはこういう恩恵が一つもないと。あればまた西高に来なくなってしまいうから、それもわからないわけじゃありませんが、やはり町の予算は町の住民に、原則。そして同じような援助は喜多方、若松へ行ってる高校生にはできませんが、例えば奥川を例にとつてわるいですが、高校生を送り迎えしている人がいるならば、そういう親に援助するとか、何らかの形で皆さんにも応援してますよというのを出していかないと片手落ちではないかな、そう批判されますよ。

現に私にそういう方がおられたわけです。何だ、平等でないなというわけです。やはりそれは重く受け止めていただいて、これからいろんな施策を考える場合には西高でない子どもさんの、直接できればいいでしょうし、なければ親御さんにも何らかの形で町の温かい手を差し伸べていかないと、かなり不平不満とかそういうものたまる可能性もあるわけですから、そこら辺も、今年はいいいですが、来年度からいろんな政策を考える場合にはそこら辺も考慮して検討していくと、そういうお答えをいただきたいわけです。

今年卒業する人から適用すると言ってるわけですから。それだけ町が手を差し伸べておるわけですから、やはりそこら辺は同じようなふうにさせていただければいい、同じようにできないので何らかの形で応援していくことを検討すべきだと思いますが、その検討する考えはありませんか。

高校存続のために町長からおっしゃられました、私もう一つ欠けてんではないのかなと。これは私いつも言ってることですが、一つの自治体には一つの県立高校を置くべきだと、そういうことは主張していかなければ、県の教育委員会がそういうこと認識しないはずでありますから、そういうこともこれから県との折衝の中で町として強力をお願いをすべきだと思いますがいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回は西会津高校の存続の一つの政策の一つでご提案申し上げているわけでありまして。ですから、それはご意見として十分に拝聴していきたいというふうに思っております。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 先ほどと重複はいたしますけれども、この町の各種条例にもすべからく規定をしております遅延利息の 14.6 パーセントにつきましては、今後、国の法律の改正、又は県の条例改正等の動向を注視しながら、町においても引き下げのそういった考えが必要な時期になれば、そういったことも十分考慮して考えてまいりたいと思います。

また、さまざまな施策が町としては 25 年度も展開していくわけでございますけれども、伊藤町長が先ほども申し上げましたように、いろいろ西会津町としてこれからの定住促進、

そして今ほど町長が申しあげましたようにIターン、Uターン、そして交流人口の拡大を図っていくという中においては、やはり公平、公正な施策、そういったものも十分今後考慮しながら対応してまいりたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、Iターンで思い出しましたが、西高を存続して行ってほしいと。しかも本校で存続して行ってほしいというのはほとんどの町民の願いだと思いますから、それはそれでこの政策は間違っていない、いいことだと思っています。

ただ、くどいようですが、それでない生徒、親に対しても何らかの手を差し伸べる必要があるんじゃないのか。それはこれから検討するということですから了とするわけですが、例えばUターン、じゃ、喜多方、若松の高校出て大学に行った人が育英資金借りてきて、卒業して西会津に住んだとするならば、それじゃこの条例でいうような、半分を町が肩代わりしてやるかというようなことも可能なはずですから、そこら辺はいろんな支援の仕方があるでしょうから、よくお考えをいただいて行ってほしいなど。

教育長、いかがですか、一つの自治体、一つの高校というお考えは。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 先般も申しあげましたが、県の教育委員会、教育長に対しまして、町長に随行させていただいてご要望申し上げたわけでありましたが、念頭にはそのことを踏まえて要望申し上げております。市町村に一つとはっきりその文言を使ったわけではないんですが、中山間地にある今の高等学校をなくすのではなくて、存続できるように改革計画をもっと早めて検討してほしい、決めてほしいと。そのことは一貫して繰り返し、繰り返し要望しているところでございますので、これからまたさらに輪をかけて、要望を強化していきたいと、こう思っておるところでございますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私は最後に言いたいことを言います。西会津高校を魅力ある高校にするということがありましたよね。内容が一つもない。わからない。やっぱり西会津高校の学校からこういうふうなものをというふうなものをぜひね、教育長さん、出してもらうように、こんなにやっている地域はありませんよ、ほかに。ということですので、学校の中身を変えるのは学校ですから、その辺をきちっと話し合っておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 鈴木議員おっしゃられるとおりでございます、お話を承るまでもなく、当然のことでございますので、2年連続して過半数割れを起したということ踏まえて、考える会を立ち上げて、アンケートも実施し、今後西会津高校はどういう魅力ある高校にしていくかということで、これはもうすでに結論も出ているわけでありましたが、進学教養コースと情報ビジネスコースと、普通科2学級でございますけれども、2年からそのコースわけをして、進路実現、自己実現、進学・就職ともに実現できるような高校づくりをしていきたいと思います、ということでございます。

したがって、目標はわざわざ遠方まで通わなくても、地元の高校でしっかりとした社会人、西会津を担える人材というふうに輩出をしていこうと、そういう高校にしてい

ましようということで取り組んでいただいているわけございまして、その結果が今年の福島大学、会津大学と、こういうふうにつながっているところでもありますから、そのところをさらに高校さんには頑張ってもらって、それに対して私どもが今ご提案申し上げているような内容で力強く支援をして、相乗効果を高めて、西会津に西会津高校ありという姿につくっていきたいと、こういうふう強く願っているところございましてご理解を賜りたいと思います。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 私も今要望ということで申し上げたいと思います。長谷沼議員と同じであります。そして今問題になっているのは結局いろんなことで不公平感があるということだと思っております。ですから、今は西会津高校の分校化を防ぐという大きな目的のもとにこの条例を制定しようということでもありますから、その所期の目的が達成されたときには、やっぱり速やかに今までの不公平感をなくすような政策をやはり出してほしいというふうに思います。要望しておきたいと思います。以上です。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号、西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第9号、西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例との整合性を図る必要があることから条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて、条例改正案新旧対照表の1ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を次のように改正する。

第2条、修学資金の貸与契約、第2項の条項中、又は町内の高等学校を卒業した者を削除するものであります。

西会津高等学校生徒支援修学資金貸与条例と重複する部分を削除するものであります。

第7条、返済債務の免除に1号を加えるものであり、第2号、貸与期間終了後に、被貸

与者が西会津町に住所を有し、かつ、町内の事業所などで保健師等業務に従事した場合において、当該業務に従事した期間が第6条、返還に規定する返済期間、13年4カ月の2分の1に達したときは、現に残っている修学資金の返済債務の全部を免除することができるとするものであります。

保健師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、管理栄養士を養成する大学や専門学校を卒業し、それぞれの資格を取得してから、本町に住所を置き、町内の事業所等に就職して、その資格を活かした業務に従事した者が、貸与された修学資金の返還期間13年4カ月の2分の1、6年8カ月を経過した場合にその後の返還債務を免除するものであります。

この趣旨は、若者の定住促進と人材の確保・マンパワーの育成を図るものであり、条件を満たした場合には、返還債務の半額を免除するということとなります。

第9条第1項中、延滞利息の割合14.5パーセントを14.6パーセントに改めるものでありますが、消費者契約法第9条に規定する割合に改めるものであります。

他の条例との整合性を図るものであります。

附則は施行期日でありまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　1点だけ、14.5をなぜ14.5で今までできたのかなど。14.6というのは消費者金融法の根拠とおっしゃられましたので、14.5という数字はどういう根拠といたしますか、どういうことでここまでできてんのかなと思いましたが、お答えをいただきたいと思えます。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。延滞利息の割合、これまで14.5パーセント、その根拠はということですが、これにつきましてはトータルケア修学資金貸与条例を平成17年に制定したわけですが、この平成17年の制定当時、参考とした条例が14.5パーセントであったということからそのまま14.5パーセントで現在まで至っておりますが、他の条例との整合性を図るため、消費者契約法に基づいて14.6パーセントに変更させていただくものでございます。

○議長　9番、荒海清隆君。

○荒海清隆　1点だけお尋ねをいたします。トータルケア修学資金の今までの条例ですが、条例に関してこれまでの実績などわかりましたらお教えいただきたいと思えます。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　これまでの実績というご質問にお答えいたします。現在まで5名の方に就学資金の貸与を行っております。そのうち本年3月、これまで2人の方が卒業され、本年3月にお一人卒業される予定でございます。以上であります。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 こんなことはあるとは思いませんが、返済の時期に入りまして、延滞金ですか、私は14.5パーセントから14.6パーセントになるということは、その返還金は、延滞金ですか、ちょっと滞っているというようなことが理由かなというように受け止めたんですが、どうなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。これまで2人の方が卒業され、現在返済期間に入っておりますが、今のところ延滞なり、そういう事実はございませんので、現時点では延滞利息のことについては、事実が発生しませんので、想定はしておりません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号、西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、西会津町トータルケア修学資金貸与条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例を議題します。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部改正についてご説明いたします。

はじめに改正の概要でございますが、町では、若者の定住促進と町の活性化に資することを目的に新婚夫婦に対し、祝い金として現金10万円あるいは定住促進住宅の家賃6カ月分を支給しているところでありますが、そのうち家賃補助について、定住促進住宅及び町営住宅に限定している要件を民間賃貸住宅まで対象を拡充したいことから、条例の一部を改正するものであります。

それでは、条例の改正内容について申し上げます。議案と一緒に条例改正案新旧対照表の3ページをご覧ください。

議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例。西会津町結婚祝金支給条例の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とするでありますが、新たに、第2条に1条を追加することより、条を繰り下げるものであります。

第3条第2号の改定であります。第3条は祝金の内容を規定しております。

第1号では、10万円の現金支給を規定しております。

第2号では家賃補助の内容を規定しておりますが、これまでの定住促進住宅等と規定していたものを民間賃貸住宅も対象に含めることから、一括して賃貸住宅とし、さらに上限を現行の定住促進住宅の使用料の最高額である3万8千円を上限とするものであります。この第3条についても、1条繰り下げ第4条とします。

第2条は、文言の改正で結婚後を婚姻後に改め、第3条に繰り下げるものであります。

第2条に新たに用語の定義を追加するものであります。

第1号では、賃貸住宅の内容を、第2号では、家賃の内容をそれぞれ規定しております。

次に、附則であります。平成25年4月1日から施行するものであります。

なお、平成24年度のこれまでの支給状況でありますけれども、10万円の現金支給につきましては19件、190万円の支給でございます。それから家賃6カ月分につきましては、3件でありまして、54万7,200円でございます。合わせまして22件の244万7,200円を支給しているところでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　これも私定住促進を図るという意味であれば10万円を支給するよりも住宅に入居してもらえるほうがもっと効果があると常々申しております。今回は公営住宅でなくて民間の家賃補助まで認めてもらえるというようなことで大変いいことだなと思っております。

今までは公営住宅に入りたくても今はいっぱいなかなか入れない。やむなく10万円をもらっていたというケースも結構あったように聞いております。

そんな中で今町内において民間の賃貸アパート、軒数、空き部屋数等はどれほどあるのか、その辺はつかんでおりますでしょうか。

あとこの家賃補助に関しましては3万8千円ということではありますが、3万8千円よりも高い家賃、例えば4万円とか、4万5千円であれば自分で足しまして入るということでありましょうけれども、仮に3万円とか2万5千円の家賃の場合は、少なくとも家賃補助だけで終わってしまうのか、その2点をお尋ねします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　まず1点目の町内の民間アパートの軒数、それから空き家の状況ですけれども、現在のところそれは把握してない状況でございます。後ほど調べましてご報告申し上げたいと思います。

なお、家賃につきまして、当然そういった上限の3万8千円よりも低い場合ですけれども、それは本人がその家賃補助を選択するか、それとも現金を選択するか、それにもよると思うんですけれども、低い場合を選択、家賃を選択した場合は、その家賃の額で支給するような形で事務局としては考えている状況です。

当然家賃については契約書を添付していただいてそれをチェックして支給するような状況にしたいということでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 ちょっとわかりづらいところありましたけども、現金で支給する場合は10万円一括というのは前からのことでありますよね。家賃を、この3万8千円を6カ月現金でいただくという方法もとれるわけですか。今のご説明だと、例えば3万円のアパートを借りるんだけど、現金で3万8千円ずつ家賃補助としてもらうことも可能だということでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 支給の関係ですけども、家賃については当然先ほど言いましたように契約書の写しをいただくわけですので、その家賃分だけを支給するというような形になります。例えば2万5千円でしたら2万5千円の支給するようになります。

すみません。もう一度訂正させていただきますけども、これまでもそうなんですけども、家賃補助につきましては毎月月額分をお支払いするというような形にしていますので、毎月2万5千円をお支払いするというような形になります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号、西会津町結婚祝金支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第11号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおりであります。東日本大震災の被害の甚大さに鑑み、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことにより、災害給付金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡者の配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合、死亡した者の死亡当時同居していた兄弟姉妹を加えることとするもので、平成23年3月11日以降に生じた災害に関して適用されることとなったことに伴い改正するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。あわせて、条例改正案新旧対照表の5ページもご覧いただきたいと思います。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条、災害弔慰金を支給する遺族でございますが、第1項第1号の条項中、維持していた遺族の次に兄弟姉妹を除く。以下この項において同じを加え、同項に1号を加えるものであります。

第3号、死亡者に係る配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存在しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に対して、災害弔慰金を支給するものであります。

附則を附則第1とし、同項に見出しとして施行期日を付し、附則に次の見出し及び2項を加えるものでございます。

東日本大震災の特別法に基づく特例。

第2項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令第14条第1項に定める東日本大震災により著しい被害を受けた者であることの証明を市町村長その他相当の機関から受けた者に対する災害援護資金の貸付けに係る本条例第13条第2項及び第14条の適用については、第13条第2項中の災害援助資金の償還期間、10年とあるのは13年と、据置期間、3年とあるのは6年と、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令第7条第2項括弧書きの厚生労働大臣が被害の程度その他の事情を勘案した場合にあっては5年とあるのを8年と、第14条災害援護資金の利率中、年3パーセントを年1.5パーセント、保証人を立てる場合にあっては無利子とするものであります。

第3項、前項の災害援護資金の貸付けに係る償還免除及び保証人については、第15条第3項の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項は、市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護金を償還することができなくなったと認めるときは、当該災害援助金の償還未済額の全部又は一部を免除することができること及び平成23年東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令、第14条第8項、これは災害弔慰金令第8条の災害援護資金の貸付を受けようとする者は、保証人を立てなければならないの規定によるものとする。

附則は施行適用期日でありまして、この条例は、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用するものであります。

なお、本町におきましては、東日本大震災により亡くなられた方あるいは著しい被害を受けた方はおりませんでしたので、本条例改正による該当者はおりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 12 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　議案 12 号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例改正案の概要・経緯につきましては、町長が提案理由の説明の中でご説明申し上げたとおりであります。国民健康保険給付費支払準備基金の保有額の条項を改めるものであります。

同基金は、医療費の値上げ、又は流行病の発生等により保険給付に要する費用に不足を生じた場合に対処するために積立てるものであります。国の指針、他市町村の状況、用途目的が現状にそぐわなくなっていることなどを総合的に判断し、最低保有額を保険給付に要した費用の前 3 カ年の平均年額、4 分の 1 相当額以上を 100 分の 10 相当額以上に改めるものであります。

平成 22 年度を初年度とし国保給付費支払準備基金から毎年度 2 千万円を繰入れ、国保財政の安定化と減税財源に充当してまいりました第 4 期国保財政 3 カ年計画は平成 24 年度をもって終了すること、また、基金残高が最低保有額を下回っていることなどから国保運営協議会において、同基金のあり方や方向性などについて昨年 6 月から 11 月までに 4 回にわたり調査検討をしていただきました。

その調査検討経過につきましては、9 月 7 日開催の全員協議会においてご説明申し上げたところであります。

また、11 月開催の国保運営協議会で取りまとめられ、町にいただきました意見書につきましても 12 月 7 日開催の全員協議会においてご説明申し上げたところであります。

国保運営協議会からいただきました意見書につきましては、医療費の動向、国保税の重税感、同基金が用途目的どおりに取り崩された例がないこと、社会保障制度改革国民会議や国保の広域化の動向が不透明であること、他市町村の基金保有額は条例上の最低保有額を下回っている状況であることなどを総合的に判断され、国保財政計画は今後も継続すべ

きものと思料される。また、国保給付費支払準備基金の最低保有額条項は国の指針や他市町村の状況を踏まえ改正すべきものと思料されるとの内容でありました。

これを受け町内部でも調査検討を重ねた結果、今議会に条例改正案を提案することとしたものでありますので、ご理解いただきたいと思料します。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思料します。あわせて、条例改正案新旧対照表7ページもご覧いただきたいと思料します。

西会津町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第13条、積立ての条項を改めるものであります。

第13条 基金は保険給付に要した費用の前3カ年の平均年額の100分の10相当額以上に達するまで、毎年度の決算剰余金から積立てるものとする。とするものであります。

附則は施行期日でありまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、本案につきましては、去る3月1日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、西会津町国民健康保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第13号、西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、観交地や公園等の生活環境及び衛生の向上を図るため、西会津町個別排水処理施設条例第5条第1項の個別排水処理施設の設置を申請できる家屋の規定に

公衆便所を追加するものです。

それでは、条例の説明をさせていただきます。あわせて議案書と一緒に条例改正案新旧対照表の 8 ページをご覧くださいと思います。

西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例、西会津町個別排水処理施設条例の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中、賃貸住宅の次に公衆便所を加える。

次に、附則でありまして施行期日でありますがこの条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号、西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号、西会津町個別排水処理施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第 14 号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。はじめに条例改正の概要について申し上げます。

今回の条例改正の主な内容は、これまで国の法令等で定められていた町営住宅の入居収入基準が、地域主権一括法により公営住宅法が改正され、事業主体が条例で定めることとされたことから、必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例の説明をさせていただきます。あわせて議案と一緒に条例改正案新旧対照表の 9 ページをご覧くださいと思います。

西会津町営住宅条例の一部を改正する条例。

西会津町営住宅条例の一部を次のように改正する。

第 6 条は入居者の資格について規定しているものであり、その入居収入基準について、高齢者や障がい者等の裁量階層世帯は 21 万 4 千円、災害公営住宅は 21 万 4 千円で当該災害発生の日から 3 年を経過した後は 15 万 8 千円に、一般世帯は 15 万 8 千円とするもので

あります。第2項は裁量階層世帯を規定するものであります

第12条は同居の承認について規定しているものであり、その承認に当たっても入居収入基準を明確にし、あわせて暴力団員の同居は承認してはならないとするものであります。

次に附則であります。施行期日の規定です。本条例は公布の日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第14号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、西会津町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第15号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明をまとめます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　議案第15号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。はじめに条例改正の概要について申し上げます。

今回の条例改正の主な内容は、旧教職員宿舍の1棟を新たに定住促進住宅として管理する事による改正です。

それでは、条例の説明をさせていただきます。あわせて議案と一緒に条例改正案新旧対照表の12ページをご覧いただきたいと思います。

西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例。

西会津町定住促進住宅条例の一部を次のように改正する。

別表第1は、住宅の名称及び位置について規定しているものであり、西会津町定住促進住宅とあるものを第1定住促進住宅と名称を変更し、あわせて旧教職員宿舍を第2定住促進住宅として追加するものであります。その位置は西会津町登世島字西林乙5208番地、戸数は12戸であります。

次に別表第2は、住宅の家賃を規定するものであります。まず西会津町定住促進住宅を第1定住促進住宅と変更し、あわせて第2定住促進住宅を追加し、その2Kの部屋の家賃を3万3千円、3Kの部屋の家賃を4万2千円とするものであります。

次に別表第3は、駐車場の使用料を規定するものであります。まず西会津町定住促進住宅を第1定住促進住宅と名称を変更し、あわせて第2定住促進住宅を追加し、その使用料を2,500円とするものであります。

次に附則であります。施行期日の規定です。本条例は平成25年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　1点だけ、この家賃に関してですけれども、先ほど商工観光課長は結婚祝金の中で3万8千円上限というのは今の定住促進住宅の最高額が3万8千円だということでありましたけれども、これ見ると4万2千円と金額が出ております。ということは結婚祝金の一部として入ろうとする人も入れないと私は認識してるんですが、この4万2千円となったのはどういうことなんでしょうか、その1点お尋ねします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　家賃であります。定住促進住宅につきましては、46.9平方メートルでございまして、今回3Kの部屋につきましては、59.3平方メートルと広がっておりますので、その分家賃が高いということでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第15号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第15号、西会津町定住促進住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(14時53分)

○議長　再開します。(15時15分)

日程第16、議案第16号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第8次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第16号、平成24年度西会津町一般会計補正予算(第8次)の調整について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、各種事務事業費の精査を行うほか、国の補正予算事業として、震災対策農業水利施設事業

及び防火水槽新設事業等を追加、また役場庁舎移転のための準備経費として庁舎整備基金への積立金を計上したことなどであります。この他、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度へ繰越して実施できるよう繰越明許費の設定をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成24年度西会津町の一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,378万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億4,854万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

地方債の補正。第3条、地方債の補正は、第3表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。10ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入であります。1款町税、1項2目法人町民税176万円の減は、実績見込みによるものであります。

11款分担金及び負担金、2項1目総務費負担金221万7千円の減は、ケーブルテレビ施設移設負担金の減であります。

次に、12款使用料及び手数料、1項1目総務使用料285万2千円の減は、生活バス使用料の減などあります。

次に、12ページをご覧いただきたいと思います。

13款国庫支出金、1項2目災害復旧費国庫負担金759万3千円の減は、災害査定額の決定によるものであります。2項4目消防費国庫補助金1,309万円の増は、国の予備費充当事業及び補正予算事業として採択が決定した消防防災施設整備費の増であります。

次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金246万9千円の減は、国民健康保険と後期高齢者医療保険に係る保険基盤安定負担金の減などあります。

2項1目総務費県補助金3,560万8千円の減は、携帯電話等エリア整備事業や再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業の確定による減などあります。

2目民生費県補助金2,379万7千円の減は、県南・会津・南会津地域給付金給付事業の確定による減などあります。

5目農林水産業費県補助金3,269万4千円の増は、国の補正予算事業として採択を受けました、ため池の耐震診断等に係る震災対策農業水利施設事業の新規計上などあります。

9目災害復旧費県補助金976万9千円の増は、農地農業用施設災害の増などあります。

次に、16ページをご覧いただきたいと思います。

15款財産収入、2項2目物品売払収入473万5千円の増は、その他の物品売払収入といたしまして、マイクロバス等公用車の売払いによるものであります。

16款寄附金、1項1目一般寄附金及び2目ふるさと応援寄附金は実績による増であります。

次に17款繰入金、1項1目住宅団地造成事業特別会計繰入金406万5千円の減は、住宅

団地の分譲が2区画予定のうち1区画となったことによる減であります。

2項1目、財政調整基金繰入金9,119万4千円の増は、今次補正に係る財源調整の結果、不足分を繰入するものであります。

次に、18ページをご覧ください。

19款諸収入、5項4目雑入686万7千円の増は、自治宝くじ等の収益金を原資とした市町村振興協会市町村交付金の増などであります。

次に20款町債は、それぞれの事業費の確定に伴い調整を行なうものであります。7目一般補助施設整備等事業債は、国の予備費充当事業及び補正予算事業として行います。消防防災施設整備事業に充当するため、新規に計上するものであります。

次に、20ページをご覧ください。と思います。

20ページは歳出でございます。

まず、1款議会費、1項1目議会費は、高速道路使用料の組替えであります。

次に、2款総務費、1項5目財産管理費9,971万8千円の追加は、役場庁舎移転に要する準備経費の積立といたしまして、庁舎整備基金へ1億円を新たに積立するほか、携帯電話等鉄塔施設整備工事の確定による減などあります。

11目ケーブルテレビ運営事業費1,140万7千円の減は、太陽光発電施設等設置工事費の見込みによる減などあります。

次に3項戸籍住民登録費、4項選挙費、5項統計調査費につきましては、それぞれ事業費の確定等による減であります。

次に、25ページをご覧ください。と思います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費1,824万6千円の減は、国民健康保険特別会計への繰出金の減などあります。

次に、26ページの6目県南・会津・南会津地域給付金給付事業2,431万4千円の減は、同給付金事業の確定によるものであります。

次に、28ページの4款衛生費はそれぞれ事業費の確定等による減、5款労働費は緊急雇用創出基金事業にかかる不用減であります。

次に、30ページをご覧ください。と思います。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費682万3千円の減は、各種事務事業の確定等による減、5目農地費3,720万円の追加は、国の補正予算事業で実施する、ため池の耐震診断委託料と防災ハザードマップ作成業務に係る新規計上などあります。

次に、33ページをご覧ください。

7款商工費につきましても、各種事務事業の確定等による減であります。

次に8款土木費、1項2目道路維持費2,924万4千円の追加は、今冬に係る除雪委託料の追加であります。

次に、35ページをご覧ください。と思います。

9款消防費、1項3目消防施設費3,513万4千円の追加は、国の補正予算事業等で実施する防火水槽新設に係る消防施設工事であります。

次に10款教育費につきましては、各種事務事業の精査による調整、39ページの11款災害復旧費につきましては、事業費の確定による減であります。

次に、40 ページの 12 款公債費につきましては、精査による調整であります。

次に、6 ページにお戻りをいただきたいと思えます。

6 ページでございますが、第 2 表繰越明許費であります。

今次の補正は、今冬の豪雪の影響や国の補助事業の交付決定の遅れ、また年度末に国の補正予算事業が決定したことなどによりまして、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費の旧奥川小学校改修事業 5,260 万円につきましては、国庫補助事業の交付決定の遅れによるもの、太陽光発電施設等設置事業 3,243 万 4 千円につきましては、東日本大震災の影響によりまして建設資材調達の遅れによるもの、ケーブルテレビ伝送路移設事業 56 万 3 千円につきましては、町道野沢柴崎線改良事業の繰越しに伴うものであります。

次に 3 款民生費、1 項社会福祉費の国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金 4,701 万 3 千円は、西会津診療所で実施しております太陽光発電施設等設置事業の繰越しに伴うものであります。

次に 6 款農林水産業費、1 項農業費の震災対策農業水利施設事業 3,720 万円と 2 項林業費の林道補修事業 299 万 2 千円は、本年 2 月 25 日に成立をいたしました平成 24 年度国の補正予算事業採択に伴うものであります。

次に 8 款土木費、1 項道路橋りょう費の町道改良舗装事業 3,652 万 3 千円は、町道野沢柴崎線において県代行工事との調整、また町道漆窪線において砂防指定地内の施工方法の調整に、それぞれ不測の日数を要したものであります。

次に 9 款消防費、1 項消防費の防火水槽新設事業 3,840 万円は、平成 24 年度国の補正予算事業等採択に伴うものであります。

次に 11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業、726 万 7 千円は、災害査定が降雪前であったことから、発注が降雪時期になったことによるものであります。以上 9 事業につきまして年度内完成が見込めないことから、繰越しをお願いするものであります。

次に、第 3 表地方債補正であります。まず (1) は追加であります。一般補助施設整備等事業費でございますが、平成 24 年度国の補正予算事業等で実施をいたします防火水槽新設事業に充当するものでありまして、限度額を 1,120 万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

次に (2) は変更であります。それぞれ辺地対策事業費、過疎対策事業費、学校教育施設等整備事業費、災害復旧事業費につきまして、事業費の決定等により、限度額を調整するものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これより質疑を行います。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 補正予算の中で、説明の中で庁舎の準備資金ということの内容で質問したい

と思います。財政調整基金と一般財源の中で説明あった約2億円ということを伺っておりますが、その中で今伺ってみますと、役場の一番頭脳に当たるのかなと思います。電算管理費、これは3,848万5千円と上がっておりますが、そのほかの準備資金としてはどんな内容の準備資金がありますか、その点について伺いたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 庁舎整備基金の積み立ての関係についてお答えを申し上げたいと思いますが、これは先般町長が一般質問の答弁でお答えを申し上げましたように、今次の補正におきまして1億円、それから当初予算で5,000万円を現在計上をさせていただいております。最終的にはこの後財政状況を見ながらさらに5,000万円程度を積み増しをお認めをいただいた上で、合計2億円程度をその移転費用として準備したいというふうに考えてございます。

今ほどご質問の中にありました電算の管理費の関係でございますが、これは今回の移転の関係にはまったく関係ない経費でございまして、いわゆる役場の中で使っておりますコンピュータのシステム、その保守管理に係る経費の不用減を今回計上させていただいたということでございます。

したがって移転に係る具体的な経費は現在のところはまだ予算には計上されておりませんのでご了解をいただきたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 電算管理システムというのは入っていないということなんですけども、当然これから移転となると一番大事なのはこういう機能なのかなと。今のうちに準備が必要なのかなとは思っています。一般質問になるかもわかりませんが、やはりこれから今の統合小学校の中ではエレベータとかいろんな空調設備とか、いろいろあるんだろうと思いますが、私はこれからの本当に確定、決定なのかよくわかりませんが、町長がおっしゃっておられる町民の声をよく聞いて進めていきますということを私は尊重しております。

今の進行状態を見ると、なぜ私が質問させていただいているのかというと、町民の方が主役であるという言葉をしゅっちゅうしておりますが、町民の出る出番がない中で決定されているところが私は一番気になっているところであります。

今後、私も一般質問の中で申し上げましたが、これから27年までの間あるわけですから、長いスパンで見れば、私は今後は我慢に我慢して今の庁舎があるわけです。公民館も同時に我慢、我慢して今の状態であるわけですから、その長いスパンの中でもう一度計画を検討されたらいかかと、そういう選択肢はないのかなと、前に話させていただきましたが、これは重要な、大切なことではありますが、町長、その辺の方向性をもう一度伺いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 青木議員のいわゆるこれから目指す庁舎のイメージというのは十分わかりました。これからそういう新しいものが本当に長いスパンの中で西会津のシンボルとして本当に必要かということはこれから十分に検討する余地はあると私は思っています。

ただ、今回こうした1億円、あるいは最終的に2億円を積み立ててこの役場庁舎というのはこの前も言いましたけれども、非常に耐震に耐えられない危険度の高いところである

ということでありますので、いわゆる西会津小学校のほうにこの業務を移転すると、こういう対応を今回とりたいということでありますから、その点については十分ご理解をいただきたいというふうに思います。

ですからその全体的なレイアウトの問題とか、あるいはどういう機能が必要なのかということについては、これはしかるべきときに十分町民の皆さんの意見を聞く場が私はあるというふうに思いますので、そういう考えのもとに進めていきたいというふうに思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今補正予算の内容の中での質問でありますので、一般質問的なことは別としましても、やはりこれから十分なるそういう選択、検討をしていただいてよりよい予算を組んでいただきたいと思います。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私2点ほどお尋ねしますが、歳出の中で民生費、県南・会津・南会津地域給付金、これが事業確定で2,000万円以上減額になっているということでありますが、これは本人の強い意思でこの給付金はいただかないという方も確かにいるやに聞いておりますが、裏を返せば2,000万円以上の金額が本町に落ちなかったということは大変もったいないことでもありますので、これどのような要因でこれだけの金額給付できなかったのか、何人ぐらいの人が給付を受けなかったのか、その点をわかればお示しいただきたい。

あともう1点は、除雪費に関しまして、1月の臨時会で補正がありまして、1月の補正では前年の決算並みの除雪費が補正額になるんだということでありましたけども、今次補正でも2,900万円ほど補正しております。除雪費、今冬は総額でどのぐらいになったのか合計額をお示しいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ご質問のうち、給付金事業のご質問にお答えいたします。まず今次補正で交付金2,080万円減額いたしました。これにつきましては、補正予算で計上した際に概算金額で計上してございます。交付対象となる方すべてが交付された場合ですと4億8,860万円ということで実質1,020万円、その分が交付されなかったということでございます。

なお、金額ベースでいきますと97.9パーセントの給付になってございます。世帯ベースでいくと97.6パーセント、69世帯が申請しなかったということでございます。

主な申請されない理由につきましては、私はいらないという方もございますし、あと、海外に転出されている方が結構おりまして、その方の所在がつかめず申請もされなかったと、そういうケースが多うございました。

あと町といたしましては、一度申請書を皆さんに配布しまして、申請が出てこないという方につきましては2度ほど再度ご連絡をしたところでございますので、申請されなかった方というのは今ほど申し上げた海外転出、あとは私はいらないという方が世帯数合計で69世帯あったということでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪費の質問にお答えいたします。1月の臨時会で除雪費について補正

予算をお願いいたしまして除雪に取り組んだわけなんです、補正予算を組む時点におきまして今後約3メートルの降雪量ということで予想をいたしまして除雪費の補正を組んだわけなんです、その後1月の末や2月にかけて再度大雪に見舞われまして、その後の降雪量が5メートル20ということで、当時の予想をはるかに上回ったということで今、2,900万円ほどの補正をお願いするものであります。

除雪費全体の予算ということで、現時点で2億1,023万6千円でございます、そこに2,900万円を足しますと約2,430万円程度ということになります。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 最終的に2億4,020万円程度ということでございます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 除雪費はわかりました。この給付金事業に関しましては69世帯、その世帯数把握してるということは、すべてその所在不明のところ以外は確認をとれていると理解しておりますが、心配するのは独り暮らし等で申請自体ができない、やり方がわからない、そんなことがあっては大変もったいないことであると思いますので、そんなことはなかったと認識してよろしいですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。せっきくの給付金ですので、皆さまにいただいていたのが町としての務めということで、独り暮らしの老人の方で申請がない方につきましては町外の家族とかそういった方に連絡を取りながらおすすめて出していただいたケースもございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 歳入からまずお尋ねをいたしますが、雪室の貯蔵施設の使用料であります、予算額3万2千円のところに20倍もの66万4千円ということでありますが、この要因、例年と比較して利用が増えたのか、あるいは見積もりが過少に見積もってこういう結果になったのか。利用が増えたとするならばどういう品目が増えたのかということをお答えをいただきたいと思っております。

今も質問ありましたいわゆる地域給付金ですか、歳入歳出わかりましたが、この差額がだいたい350万円ほどですが、これは事務費と見ていいのでしょうか。2,400万円減って、歳出で2,080万円、350万円がここで差が出てくるわけですから、その差はどういうことなのか。私は事務費かなと思ったが、そこをお答えをいただきたいと思っております。

除雪費であります、今般の大雪で町長、議長が国や県に行つて要望活動をなされたということですが、その結果はどうこの予算に反映しておるか。いるならばお答えをしていただきたいと思っております。今の多賀君の質問でわかりましたが、降雪量が5メートル20センチだと。これはどこの観測点でかなということでもあります。なぜこういうことを聞くかということ、本当今年例年になく降雪多かつたなと実感してあります。そして寒かつたということで排雪した雪が山となって道路わきにあるわけですね。それは例年後始末をなさってくださいっておりますし、今回もやっておられますが、例年以上になくちやならないところが出てきてると私見てるんです。

例えば、何年前か、5月の連休までにも雪あつたというところがあるんです。そこへ行

ってみたらその年よりも雪が多い。そこは今まで1回も、例年ですと除排雪しませんので、今回はぜひお願いしなくちゃならないなと思っているんですが、そういうふうなところがそれ以外にあるはずでありますから、よく巡回をして、把握をして苦情のないような後始末といたしますか、していただきたいということと、おおよそ、これは難しい話ですからわかればいいですが、わかればお答えしていただきたいと思いますが、その雪をダンプで運んだり、ブルもってならしたりしたそういう場所がおおよそいつころまで消える目安でやっていますか。わからなければいいですが、もし、というのは本当今年大雪で例年より私は消えるの遅いなと思って、そこら辺農作業に影響しなければいいなと思っておりますのでお答えをお願いしたいわけであります。

あと除雪に関しては生活弱者といたしますか、8,000円支給するということになりましたが、その現時点での申請といたしますか、予算と比較してどうなっているかお答えをいただきたいと思います。

繰越明許費であります。奥川小学校、国の補助金交付決定が11月にずれ込んだためだとおっしゃっているわけですが、それは間違いないところでしょうが、気になるのは町長が奥川の敬老会で4月から使用できますよと、皆さんにお話をしたということでありまして、やはりこれは町民との約束になるわけですね。奥川の人もそれ喜んだはずであります。

で、なぜじゃあ、11月までにずれ込んだのか。そういう国県とのやりとりは1回で終わるのか、あるいは申請とか打ち合わせが、それが何回かして最終的に整ってなるのか、なぜ、11月にずれ込んだのか、じゃあ、ずれ込んだと言っているわけですから、町の予測ではいつ交付決定がなされると思っていたのか。奥川小学校以外は、繰越明許、これは当然といたしますかね。でも、これは最初の見込どおり、雪のために、それこそ交付決定が遅れたということですから、奥川小学校だけは事故繰越にも値するような繰越ではないのかなと。そういう気もしますのでなぜずれ込んでしまったのか、そこら辺をお答えいただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 雪室使用料のご質問にお答えいたします。当初予算3万2千円はここ数年の平均的な雪室の使用料の実態で当初予算を編成したわけですが、昨年山都のそばを取り扱っている業者さんから、5月の中旬から約1,600袋のそばの持ち込みがありまして、それによって年間で69万6千円の使用料になったということであります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この冬の豪雪に対しての要望活動の結果についての特殊財政事情についてお答えをしたいと思います。町長が主要事項報告でも申し上げましたように、本年の2月の14、15そして26日と国県のほうに要望活動をやってまいりました。その結果、国のほうでも今年の冬の特別な豪雪の状況をかんがみまして、特別枠ではございませんけれども、3月の特別交付税の交付分を一部前倒しをしまして、本町にとっては7,000万円ほど3月交付分が前倒しで支給されてございます。

今後の見込でございますけれども、これからの特別交付税の3月交付分が決定されますけれども、まだその情報がまったく入ってきておりません。どのくらい特別交付税として豪雪分が見えていただけるかどうか、その辺は不透明でございますけれども、できれば昨年

並程度きていただければという期待は持っています。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 県南・会津・南会津地域給付金事業の歳入の補助金 2,431 万 1 千円の減対しまして歳出の給付金 2,080 万円の減と、約 350 万円合わないのは何かというご質問でございますけども、基本的に給付金事業は 10 分の 10 の補助事業でございます。予算の事項別明細の 26 ページの下の段をちょっと見ていただきたいと思います。26 ページの下でありますけども、給付金事業、補正額、マイナス 2,431 万 4 千円ということで、給付金プラス事務費の部分で補正してございますので、ほぼ同じということでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪費のご質問にお答えいたします。まず観測所ではありますが、これは野沢の原町でございまして、野沢保育所の付近の民間の方に委託しております。それと今冬につきましては降雪も多かったことと、気温が低かったということで非常に雪の消えが遅いということでございます。除雪によりまして押し込んだ雪が山となっていていまだなかなか消えない状況であります。町ではそういうところにつきましては、ブルドーザで敷きならして早く消えるような作業、残雪作業と申しますが、それをただいま行っております。今冬は大変箇所が多いということで自治区長さんとも協議をいたしまして、とりこぼしのないようなことで十分調査を行ってやりたいと考えております。

あと、この雪がどのくらいで消えるのかというご質問でございますが、天候によりましてずいぶん変わってくるとは思いますが、うちのほうで考えたのは4月中頃まで消えてほしいというような願望を含めてそのくらいで考えております。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 豪雪対策本部設置に伴います高齢者等の除雪経費助成の現在の状況でございますが、この調査取りまとめにつきましては各地区の民生員さん方に調査取りまとめをお願いしております。現在、3月末に民生員全体会が開かれますので、その際に最終的な申請件数を確定をさせまして、3月下旬までには支払いをしたいという考えでございます。現在のところ詳細な件数は把握しておりませんが、そのような手続きを現在とっております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 奥川支所、旧奥川小学校の改修事業につきましてのご質問にお答えします。奥川支所の改修事業につきましては、6月27日に国から文書が流れてきてまして、改修工事に使えるというような提案、提案型の応募事業であったわけです。それでこれに当てはめれば奥川支所の改修ができるだろうということで7月11日に町のほうで応募したということでもあります。

8月になりまして口頭といいますか、内定が決定されましたと、西会津町に交付しますというような話があったわけでありまして。それで9月定例会におきまして予算を確保して、事業を進めようというような形になったわけでありまして。そのときに内定になってきました文書を見ますと、8月下旬ごろに交付申請を出せば9月上旬まで交付決定がされますよというような形でのスケジュールが示されていたということでございます。

それが結果としまして10月15日に内定が入ってきたということでもあります。それで町

では10月19日付けで補助金交付申請を提出したということでありまして、それから11月21日によろやく補助金の交付決定が入ってきたということで当初予定、9月ごろから11月の21日までずれ込んでしまったというようなことでもあります。そんなことで当初予定どおり事業実施ができなかったというようなことでもあります。

このことに関しましては、今月はじめに奥川の自治区長連絡協議会の会議がございました。その場で区長さん方に事情を説明してご理解をいただいたところでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 除雪であります。まず4月中頃、私のお尋ねしたかったのは、後始末をしてそこはだいたい普通の降雪したところと同じくらいに消えるような見込でやっておられるのか、いっぱいだからそれは1週間、10日遅れても仕方がないのかと。それはやはり普通のところはいいわけですが、中には苗代の予定のところもあるでしょうし、その雪の下に現に作物が栽培されているのもあるわけですから、そこら辺はやはり区長からの申し出だけじゃなくて、実際回ってみていただいて判断をしてやっていただきたいと。やるべきだということでもあります。

奥川小学校です。今議会の一般質問でも長谷川議員から西会津小学校の見通しをお尋ねになったならば、それは現にはっきりしないうちは言えないという町長の答弁であったわけですから、慎重にお話をさせていただければ、やっぱり町長の発言は重たいわけですから、それを後で課長が訂正しなくちゃならないなどというのは厳にないように、私はお願いをしておきます。建設課長だけ答弁してください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ご指摘のございました残雪につきましては、ブルドーザでならしますので、ほかとはそんなにちががなく作業をして消えるように努めてまいりたいと思います。箇所につきましては、オペレータとは地元と密着もしてございますので、地元さんの捨てたところ、個人のお話を聞いたり、パトロール等行いまして十分その辺は調査して取り落ちのないようにやりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ブルドーザとおっしゃいましたが、ブルドーザだけじゃなくてコンボで、ダンプでやってるところもありますので、私のさっき心配した5月までというのはそういうことしていただかないと、今年は5月の中旬ころまで雪があるんじゃないかなと心配される箇所ですので、ということでもあります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 26ページの民生費の5目の中で補助金、金額的には少ないわけですが、身体障がい者就業育成事業補助金、これの内容についてお伺いをしたいと思います。

それからもう一つは31ページで、繰越明許の中にも入ってました農地費の中でため池の耐震診断委託料となっています。これについては以前議運の中で説明も受けましたが、地域のその場所の名前でどこどこため池ということでありまして、それではちょっとわかりにくいから、それと併せてその集落、該当する集落名とかそういうのも含めた文書といたしますか、それをお願いしたいということをつぶし申し入れされてると思うんですが、とりあえず今日説明だけ受けたいと思いますが、よろしくお願ひします。

- 議長 健康福祉課長、高橋謙一君。
- 健康福祉課長 身体障がい者就業育成事業補助金の内容についてお答えいたします。この内容でございますが、西会津町授産場が運営しておりますグループホーム西原寮でございますが、その運営助成ということでこのたび64万5千円を計上させていただいたものでございます。
- 議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。
- 農林振興課長 ご質問にお答えいたします。今回、震災対策農業水利施設整備事業ということで国の10分の10の事業で町内12カ所のため池の耐震診断を行いたいということで予算を計上させていただきました。町内には57のため池がありまして、建造年につきましては江戸後期から昭和初期ということで大変古いものが多く、それからその中でも貯水量とかそれから堤の高さとか、下に人家があるということで、10カ所が警戒ため池ということで指定をされてます。
- それらの10カ所と、あと地域の中でちょっと今後の管理上不安だというような声が上がっているところがありますので、それらについて12カ所今回耐震性の調査と簡易的なハザードマップの作成を予算計上をしたものであります。
- 場所ですが、現行ちょっと警戒ため池ではないけれども、地域の人からの要望が上がっているのが大沼堤と福田堤、松尾です。それから警戒ため池といわれるものが10カ所ありまして、ちょっと集落名まではあれなんですけれども、尾野本、群岡、それから奥川、全地区に点在しているものです。後ほど詳細はお知らせしたいと思います。
- 議長 11番、五十嵐忠比古君。
- 五十嵐忠比古 1点ほどお伺いいたします。まず6ページの第2表の繰越明許費の11款であります。11款の農地農業施設災害復旧事業ですけども、この中で726万7千円ですけども、まず農道とか林道とか、田んぼなんかあるんですか。そして何カ所くらいありますか。その辺をお伺いします。
- 議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長 繰越明許費のご質問にお答えいたします。これにつきましては、農地等災害復旧事業の繰り越しでございます。これが農地災害で松峯、宮野、三河で3カ所でございます。
- 議長 11番、五十嵐忠比古君。
- 五十嵐忠比古 3カ所ということわかりましたけども、雪のために何かできなかったとお話ありましたけども、早急にやるようによろしくお願ひします。
- 議長 建設水道課長、酒井誠明君。
- 建設水道課長 これは24年の豪雨災でございまして、査定を受けまして、査定が遅れたものでなかなか事業に着手できなかったというようなことでございますので、春先早々に工事を進めてまいりたいと考えております。
- 議長 これで質疑を終わります。
- これから討論を行います。
- (「討論なし」の声あり)
- 議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 8 次）は、原案のとおり可決されました。

会議の時間を延長します。

日程第 17、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 17 号、平成 24 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）の調製についてご説明いたします。

商業団地につきましては、町経済の活性化はもとより地元商店街の活性化に資するため、現在 A 区画に商業施設を整備すべく作業を進めているところであります。

平成 24 年度は、商業団地 A 区画活用方針検討委員会で決定された整備方針・活用方針を踏まえ、施設整備に向けて、専門業者に依頼し、施設のコンセプトやレイアウト、概算事業費の算定などを盛り込んだ商業団地 A 区画施設整備基本計画を策定しているところであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 24 年度西会津町の商業団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、310 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,692 万 5 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

4 ページをご覧願います。

まず、歳入であります。2 款繰越金、1 項 1 目繰越金 310 万円の増額であります。前年度繰越金であります。

次に歳出であります。

1 款事務費、1 項 1 目事務費 153 万 5 千円の減額であります。

これは、商業団地基本計画策定委託料の確定による減額であります。

2 款予備費、1 項 1 目予備費 463 万 5 千円の増額であります。繰越金の増、委託料の減額分を予備費に充当いたしました。

以上、歳出合計で 310 万円を増額し、1,692 万 5 千円とするものであります。

以上のとおりであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜

りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

8番、青木照夫君。

○青木照夫　今の予算編成の中で、先日全員協議会の中で3番議員がレイアウトのことで町独自のものかどうかということで、まったくそのとおりであると課長の答弁がありましたが、今の話ですとレイアウト、またそういう専門の人に頼んで進めているという説明でしたが、前の話であるとまだレイアウトが可能なのかなという受け取りもありますが、今の予算の中ではこれ以上は変更はないという意味の予算額ですか。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　お答えいたします。今年度の予算の中で基本計画の策定委託料というようなことで340万円ほどかけて現在専門業者に依頼しながら、またあと検討委員会の皆さんにワークショップというようなことですね、勉強会、検討会を行いつつ今基本計画を策定してるわけですが、その中の主な内容としましては、施設のコンセプト、それからレイアウト、それから建物の外観、そういったものをそういったワークショップで皆さんの意見を聞きながら、専門業者の意見も聞きながらまとめているというような状況でございます。

これはあくまでも基本計画書でありますので、これを基にこれから来年度実施設計というものをつくる予定です。これはまた来年度の予算に実施設計委託料というものを計上しておりますので、その中では今度は詳細な建物の構造とか、どういう部屋割りにするとか、どんな事業費になるとか、そういったことを今度はその設計書の中で詳細に詰めていくこととなります。

また、その中で検討委員会をつくりましてまたいろいろと内容等も検討する予定ですので、変更もあり得るというようなことでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長　8番、青木照夫君。

○青木照夫　変更もあり得るということで説明いただきました。この内容はテナント方式ということでもありますので、私が前に申し上げました時間帯を延長したらいいのではないかとということも含めて、テナントに入った方が自由にそこで時間帯を設けて営業できるというような内容のものであれば、この商業団地も生かされるのではないかと思いますので、その点をもう一度お聞きします。

○議長　商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長　お答えいたします。来年の事業の中でも管理運営計画を検討するというような内容になっております。その中でこういった営業時間にしたらいいのかとか、そういったのも検討していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第17号、平成24年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算(第1次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 24 年度西会津町商業団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 18 号、平成 24 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 18 号、平成 24 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)の調製についてご説明いたします。

はじめに、補正の概要についてであります。住宅団地の分譲につきましては、本年度当初 69 区画中、18 の未分譲区画がありましたことから、新聞等への広告やふるさとまつりでの PR、将来、福島県への定住や二地域居住を考えている方が訪れる福島ふるさと暮らし情報センターにおける情報提供、さらには世田谷区や横浜市鶴見区等で開催される物産展でのチラシ配布など、分譲の促進を図ってまいりました。

その結果、平成 24 年度の方譲見込みは 1 区画となり、当初 2 区画の方譲を予定しておりましたことから、歳入では土地売払収入を減額するとともに、歳出では一般会計への繰出金をはじめとした関係する経費を減額するものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思ひます。

平成 24 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、538 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 865 万 4 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げたいと思ひます。

4 ページをご覧願ひます。

まず、歳入であります。2 款財産収入、2 項 1 目不動産売払収入 627 万 4 千円の減額であります。これは、当初 2 区画の方譲収入を見込んでおりましたが、1 区画の方譲見込みとなったことから、減額するものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 71 万 5 千円の増額であります。これは、前年度繰越金であります。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入 17 万 4 千円の増額であります。これは、団地内街路灯電気料の受益者負担分の増と、分譲地の登記を町で行ったため、その手数料を計上するものであります。

以上、歳入合計で 538 万 5 千円を減額し、865 万 4 千円とするものであります。

次に 5 ページをご覧願ひます。

歳出であります。1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費 538 万 5 千円の減額であります。

これは、事業費の確定見込みによる旅費、需用費等の減額及び一般会計繰出金の減額であります。

以上のとおりであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから、議案第 18 号、平成 24 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 18 号、平成 24 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。
日程第 19、議案第 19 号、平成 24 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。
本案についての説明を求めます。
建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 19 号、平成 24 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、年度の終盤を迎えその所要額の調整を図るものであります。それでは予算書をご覧ください。

平成 24 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,375 万 5 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 1,310 万 7 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第 2 条、地方債の補正は第 2 表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。まず歳入です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目未普及解消下水道補助金 530 万円の減と 3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業県補助金 35 万 5 千円の減については事業費が減額になったことによる減

額であります。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 70 万円の減額です。歳入と歳出を調整いたしました、不用となった額を減額させていただきました。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 740 万円の減額です。これも事業費が減額になったことによる減額です。

6 ページをご覧ください。歳出です。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 1,375 万 5 千円の減額です。工事費・補償費等について、精算見込み額に合わせて調整をさせていただきました。

3 ページにお戻りください。

第 2 表地方債の補正について説明させていただきます。変更でございます。

下水道事業費補正前限度額 4,240 万円から 740 万円減額し、3,500 万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。
(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。
これから、議案第 19 号、平成 24 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。
したがって、議案第 19 号、平成 24 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。
日程第 20、議案第 20 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。
本案についての説明を求めます。
建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 20 号、平成 24 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。
今次の補正につきましては、本特別会計につきましても、年度末を迎え所要額の調整を図るものでございます。
それでは予算書をご覧ください。
平成 24 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ344万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,711万4千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にて説明させていただきます。

5ページをご覧ください。まず歳入です。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金22万8千円の減については事業費が減額になったことによる減額であります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金71万3千円の減額です。歳入と歳出を調整いたしまして、不用となった額を減額させていただきました。

7款町債、1項1目下水道事業債250万円の減額です。これも事業費が減額になったことによる減額です。

6ページをご覧ください。歳出です。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費344万1千円の減額です。需用費、工事費等について、精算見込み額に合わせて調整をさせていただきました。

3ページにお戻りください。

第2表地方債の補正について説明させていただきます。変更でございます。

下水道事業費補正前限度額1,120万円から250万円減額し、870万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただき原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号、平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成24年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(16時38分)

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

平成25年3月15日(金)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三 留 正 義	6番	鈴 木 満 子	11番	五十嵐 忠比古
2番	長谷川 義 雄	7番	多 賀 剛	12番	武 藤 道 廣
3番	渡 部 憲	8番	青 木 照 夫	13番	長谷沼 清 吉
4番	伊 藤 一 男	9番	荒 海 清 隆		
5番	猪 俣 常 三	10番	清 野 佐 一		

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊 藤 勝	建設水道課長	酒 井 誠 明
副 町 長	藤 城 良 教	会計管理者兼出納室長	田 崎 宗 作
総 務 課 長	伊 藤 要一郎	教育委員長	井 上 祐 悦
企画情報課長	杉 原 徳 夫	教 育 長	佐 藤 晃
町民税務課長	新 田 新 也	教 育 課 長	成 田 信 幸
健康福祉課長	高 橋 謙 一	代表監査委員	新井田 大
商工観光課長	大 竹 享	農業委員会長	斎 藤 太喜男
農林振興課長	佐 藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐 藤 美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐 藤 健 一	議会事務局主査	薄 清 久
--------	---------	---------	-------

第2回議会定例会議事日程（第8号）

平成25年3月15日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第21号 平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 日程第2 議案第22号 平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第4次）
- 日程第3 議案第23号 平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第4 議案第24号 平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）
- 日程第5 議案第25号 平成25年度西会津町一般会計予算
- 日程第6 議案第26号 平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第7 議案第27号 平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
- 日程第8 議案第28号 平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第9 議案第29号 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
- 日程第10 議案第30号 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第11 議案第31号 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第12 議案第32号 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第13 議案第33号 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第14 議案第34号 平成25年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第15 議案第35号 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
- 日程第16 議案第36号 平成25年度西会津町水道事業会計予算

日程第17 議案第37号 平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算

延 会

○議長 おはようございます。

平成 25 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 21 号、平成 24 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第 21 号、平成 24 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算でありますことから確定額や支出見込額でそれぞれ精査し、所要額を調製したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 24 年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 263 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 361 万 2 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

5 ページをご覧いただきたいと思います。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 111 万 8 千円の減額は、被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収の見込によるものであります。2 目普通徴収保険料 61 万 6 千円の減額は、納入通知書や口座振替による保険料の見込によるものであります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 20 万円の減額は、郵便料等通信運搬費に対する一般会計からの繰入金の減額であります。2 目保険基盤安定繰入金 56 万 3 千円の減額は、7 割、5 割、2 割の保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金で確定によるものであります。3 目健康診査事業繰入金 5 万 7 千円の減額は、見込によるものであります。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 22 万 9 千円の減額は、広域連合からの健診受託収入の見込によるものであります。

6 ページをご覧いただきたいと思います。

4 項 1 目雑入 14 万 7 千円の増額は、広域連合からの過年度にかかる保険料還付金の見込によるものであります。

次に、7 ページの歳出であります。

1 款総務費、2 項 1 目徴収費 20 万円の減額は、通信運搬費であります。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 22 万 9 千円の減額は、健康診査委託料の見込によるものであります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 190 万 7 千

円の減額は、保険料や保険基盤安定負担金等の見込によるものであります。

4款諸支出金、1項1目保険料還付金30万円の減額は、過年度分の過誤納還付金の見込によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第21号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号、平成24年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第22号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第22号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算の概要について申し上げます。事業勘定・診療施設勘定ともに、最終補正予算でありますことから、確定額や支出見込額を精査し、所要額を調製したものであります。

事業勘定では、30万円から80万円までの高額医療費の平準化を図るため、県国保連合会が運営する保険財政共同安定化事業で、暦年抛出・交付のため約900万円が抛出超過となったことから財源不足を補うため、国保給付費支払準備基金から900万円の繰り入れをするものであります。抛出超過分900万円については年度間調整から次年度交付されるものであります。

保険給付費では、一般被保険者療養給付費、医療費負担金が減額となったことから、歳入は、補助割合、ルール分によりそれぞれ調整をいたしました。

診療施設勘定につきましては、歳入では、診療収入の見込み額で調整し、太陽光発電施設等工事費確定による一般会計からの繰入金を減額調整しております。

歳出では、太陽光発電施設等設置工事費確定による減額調整及び、患者減による医薬品費購入費等の減による減額調整、歳入減による歳出の財源調整のため予備費の減額を計上したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 24 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 368 万 2 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 5,043 万 3 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,300 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 7,294 万 7 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

第 2 条、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費は、第 2 表繰越明許費による。

第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

9 ページの事業勘定歳入をご覧いただきたいと思います。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 115 万 8 千円の増額は見込みでございます。2 目退職被保険者等国民健康保険税 147 万 1 千円の増額、これにつきましても徴収見込みによるものでございます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養費等負担金 162 万 1 千円の減額は、歳出の一般被保険者療養給付費、医療費分の減額に伴うルール分の減であります。2 項 1 目財政調整交付金 250 万円の増額は、見込によるものであります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 2,479 万 7 千円の増額は、退職被保険者療養給付費等の増額に伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金、2 目災害臨時特例補助金 57 万 9 千円の減額は、見込によるものであります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 550 万 6 千円の増額は、80 万円以上の高額医療費により国保連合会からの交付金見込によるものであります。2 目保険財政安定化共同事業交付金 3,405 万 5 千円の減額は、30 万円以上 80 万円未満の高額医療費により国保連合会からの交付金見込によるものであります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金、486 万 4 千円の減額で、一般会計からの保険基盤安定繰入金、国保税の 7 割、5 割、2 割軽減分に対する国・県・町からの繰入金などがあります。2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 900 万円は、保険財政共同安定化事業抛出超過などの財源調整であります。これにより、平成 24 年度末基金残高は、1 億 2,295 万 9 千円となる見込であります。

13 ページをご覧いただきたいと思います。

歳出であります。1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 10 万 8 千円の減額は、それぞれ見込による事務費等の調整であります。3 項 1 目運営委員会費 15 万 6 千円の減額は、国保運営協議会委員の報酬と旅費の減であります。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 805 万 5 千円の減額であります。一般被保険者にかかる療養給付費、医療費は、本算定時の月額医療費を 4,450 万円で見込ん

でございましたが、2月末現在で月平均4,340万7千円であることから、減額するものであります。2目退職被保険者等療養給付費は、280万円の追加であり、被保険者数や1人当たりの医療費が増加していることから所要額を追加するものであります。2項1目一般被保険者高額療養費、2目退職被保険者等高額療養費268万円の追加は、それぞれ高額医療費の見込によるものであります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業拠出金、2目保険財政共同安定化事業拠出金698万6千円の追加は、80万円以上の高額医療費及び30万円以上80万円未満の高額医療費の暦年の給付実績見込による拠出金であります。

8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費90万円の減額は、国保被保険者にかかる特定健診委託料の見込によるものであります。

10款諸支出金、2項1目診療施設勘定繰入金25万4千円の追加は、奥川・新郷出張診療にかかる特別調整交付金によるものであります。

次に、23ページの診療施設勘定をご覧くださいと思います。

歳入であります。1款診療収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入430万円の減額、2目社会保険診療報酬収入77万円の減額、4目後期高齢者医療診療収入470万円の減額、5目一部負担金230万円の減額は、それぞれ見込による減であります。6目その他の診療収入81万4千円の増額は、生活保護などの公費負担分に係る見込によるものであります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,358万7千円の減額は、太陽光発電施設等設置工事に係る工事費の確定によるものであります。2項1目事業勘定繰入金25万4千円の増額は、対象事業確定によるものであります。

24ページをご覧くださいと思います。

7款町債、1項1目過疎対策事業債80万円の増額は、医療用機械購入費及び西会津診療所受電設備事業費の確定によるものであります。

25ページをご覧くださいと思います。

歳出であります。1款総務費、1項1目一般管理費1,375万1千円の減額は、医師確保のための広告料148万5千円、太陽光発電施設等設置工事に係る工事請負費1,145万8千円の減額などであります。

2款医業費、1項1目医療用消耗品費181万円の減額は、医療用消耗品費100万円の減額、血液検査等の委託料減額によるものであります。3目医薬品衛生材料費250万円の減額は、点滴などの医薬品購入費減によるものであります。

25ページをご覧くださいと思います。

5款予備費、1項1目予備費は歳入及び歳出を調整した結果、歳出の財源として不足する428万8千円を減額するものであります。

次に6ページに戻っていただきたいと思います。

第2表繰越明許費であります。施設勘定の1款総務費、太陽光発電施設等設置事業に係る繰越額6,848万4千円であります。福島県再生可能エネルギー導入等による防災拠点支援事業の補助金を受け、西会津診療所とケーブルテレビ放送センターに太陽光発電を設置するもので、西会津診療所はほぼ完成しておりますが、ケーブルテレビ放送センターに係る工事が繰越となりますことから、一体的な県補助事業として次年度に繰越されるこ

とから、西会津診療所分についても繰越明許費をお願いするものであります。

第3表地方債補正、変更であります。起債の目的は過疎対策事業費で、限度額4,240万円に80万円を増額し、4,320万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じであります。これは、医療用機械購入費及び西会津診療所受電設備事業費の確定によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る3月1日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　12ページなんですけれども、金額的には大したことはないんですけれども、不当利得による返納金とあるんですけれども、それは、なぜこういうことになったのか。そして、それがどうしてわかり、解決できたのか一連をお聞きします。それはなぜかという、こういうことの文書はあまり出たくないと思うので、お聞きします。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

不当利得による返納金のご質問でございますが、この場合には、これまで国民健康保険に入っていたかたが、ある時点で社会保険、その他の保険に入る場合がございます。その切り替えの時期が、保険証がくるまでちょっと時間差がありまして、国民健康保険証を使って診療を受け、一部負担を払ったという場合がございます。その場合には、社会保険に切り替わった時点以降は、そちらの社会保険のほうから出していただくこととなりますので、それがちょっと時間差がありますので、その時間差によって、町で確認できた段階で、本人から負担をしていただき、社会保険のほうから医療機関のほうに出していただくということでございます。

○議長　2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　中身はわかりましたけれども、例えばその保険証が国保から社会保険とか、移る場合に、窓口で指導とか、メモをわたすとか、今後改善してもらおうと、それ以外に何か方法はないんでしょうかね。同じようなことを二度と起こしてもらいたくないので。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

今後窓口にくられた場合に、指導はさせていただきたいと思いますが、多く場合でございますが、国保から一定の企業に入られて、社会保険に加入されて、期間が経ってから届けにくられるかたが結構多くなってございます。できるだけ切り替わった段階で早くきていただくような形で、今後指導なりをしてまいりたいと思います。

○議長　7番、多賀剛君。

○多賀剛　私も1点だけお尋ねしますが、診療施設勘定の中で、太陽光発電施設等設置工事、これ1,100万円ほどの減額補正になっておりますけれども、これは確定によるというようにも、これは県の10分の10の補助でやっている事業であります

から、なんでこんな1,100万円もの減額補正になったのか、その要因を教えてくださいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

診療所の太陽光発電につきましては、最初は町のほうで、この程度の太陽光発電設置が可能だろうということで、概算で予算要求をして、それから委託をかけて、最終的には実施設計というような形で調整をして入札を行ったわけでありまして。当初想定していたよりも、やはりそれだけの発電設備を設置することができなかつたということでありまして。当初6,000万ほど予定していたわけでありまして、そこまで乗っけるだけの屋根のスペースがなかつたということで、規模をちょっと縮小させていただいたということでございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお伺いをいたします。負担金の件なんです、国庫負担金で高額医療、療養共同事業負担金と、県の負担金で、同様の高額医療共同事業負担金とありますが、これは国と県で同じ金額を出して、高額医療のほうに充てるというようなことで、認識でよろしいですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

高額医療費共同事業負担金、国庫支出金、県支出金ともに1万6千円増額しておりますが、これは30万円以上の額に対する国県のほうからの同じ率の補助でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第22号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号、平成24年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第4次)は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第23号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次を議題とします。本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第23号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)についてご説明申し上げます。

今次の補正予算の概要につきましては、歳入は、介護保険料を本算定から現在までの異動等により調整したほか、歳出は、介護給付費を現在の給付状況から精査し、増額調整したものであります。介護給付費に対する国県負担金等は、11月までの介護サービス分まで

の実績により、その後の3カ月を概算交付するものでありますが、12月以降の介護給付費が増加しており、財源不足となったことから介護給付費準備基金から繰入金を見込んだものであります。介護給付費増加分に対する国県負担金等は、精算により平成25年度に交付されるものでありますので、平成25年度当初予算の歳入に計上し、その金額に相当する金額を介護給付費準備基金に積立てるよう予算措置をしております。

それでは予算書をご覧いただきたいと思っております。

平成24年度西会津町の介護保険特別会計補正予算(第3次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,505万1千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,414万8千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

5ページをご覧いただきたいと思っております。歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料589万8千円の増額は、第1号被保険者の65歳到達による新規賦課や異動などを調整し、増額となったものであります。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金153万3千円の増額は、確定見込によるものであります。2項1目調整交付金441万3千円の減額は、市町村間の財政力格差を調整するための交付金で見込みによるものであります。4目介護保険事業費補助金71万4千円は、住民基本台帳法改正に伴う介護システム改修にかかる事業費補助金を計上するものであります。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金389万4千円の減額は、今年度の介護給付費見込による第2号被保険者、40歳から64歳までにかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金の減額であります。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金225万7千円の増額は、確定見込みによるものであります。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金391万6千円の増額は、今年度の介護給付費増額見込による一般会計からの繰入金12.5パーセントのルール分であります。4目その他一般会計繰入金131万3千円の減額は、介護保険システム改修費等に係る繰入金の減額であります。2項1目介護給付費準備基金繰入金1,989万2千円の増額は、介護給付費増額分と介護給付費に対する国県負担金等概算交付との差額に対する財源調整による繰入金の増額であります。

これにより平成24年度末残高は、1,948万6千円となる見込みであります。平成25年度当初予算で精算による国県負担金等により1,369万4千円の基金積立を計上しているところであります。3目財政安定化特例基金繰入金46万1千円は、9月議会定例会においてご議決をいただきました介護保険財政安定化特例基金条例並びに補正予算により積立てた基金からの繰入金であり、第5期介護保険事業計画期間中の3カ年間に保険料率の増加抑制に充てるもので346万1千円の造成基金からのものであります。

これにより平成24年度末基金残高は、300万円となる見込みであります。

次に、7ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費は財源の移動であります。3項2目認定調査等費59万9千円の減額は、認定調査委託料等の減額であります。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費1,550万円の追加は、これまでの月額実績からの見込みであります。要介護1から5までの介護認定者で訪問介護、ホームヘルプサービスや通所介護、デイサービスなどの在宅サービスであります。2目地域密着型介護サービス給付費50万円の追加につきましても、これまでの月額実績からの見込みであります。3目施設介護サービス給付費850万円の追加は、施設介護サービスの給付費の見込みによるものであります。

8ページをご覧くださいと思います。

6目居宅介護サービス計画給付費160万円の追加は、要介護1から5までの介護認定者にかかるケアプラン作成費であり、見込みにより追加するものであります。2項2目地域密着型介護予防サービス給付費50万円の減額は、要支援1・2の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費、訪問介護、デイサービスなどに見込みにより減額するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　数ある特別会計の中で、私はこの会計が一番大変だなと、常に思っております。担当している課長はじめ、職員の皆さんは、本当に大変だなと、その大変さを理解して、皆さんには理解していただきたいために、何点かお尋ねをしますが、例えば、12月の議会で提案されました第2次の補正予算ですか、そのときには県の負担金がマイナスの155万でしたが、今回は225万7千円の追加をしなければならないと、そんなふうに予測が困難といえますか、この会計は生きているという表現はふさわしくないかもしれませんが、本当に変化をしているんだなと、その会計をしておられますので、本当に大変だなと思うわけであります。それで、12月の補正のときにお尋ねしました、その居宅介護サービスが12月の補正では3,070万プラスであります。今回も1,550万の伸びであります。見込みということですが、12月の補正のときには、有料老人ホームの入所者が増えたためだという説明を受けましたが、今回のこの増はどういうことになるのかなと、説明をしていただきたいということ。12月では3,100万、施設介護で減っておりました。お尋ねをしましたならば、月平均77人に見込みで予算を計上していましたが、特養、老健合わせして7人の減であったということですが、今回は850万増えておりますから、この7人の減が、6.5か、6人くらいになったのかなという気もしますが、そこら辺の施設介護の動きといえますか、12月から3月までを説明していただきたいと思います。

第5期の介護計画の初年度でありますので、その初年度の計画の達成の具合といえますか、どのようにお考えでおられますか、お答えをいただきたいと思います。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　お答えいたします。

まず第1点目の居宅介護サービスの伸びについてのご質問でございますが、これは在宅で訪問介護やデイサービス、さらに有料老人ホームなども在宅でということでの施設サービスとは異なるものでございますが、最近の傾向といたしまして、病院で入院される場合がございますが、病院で入院される場合、ある一定の期間治療期間が終わりますと、これまでは患者さんのご希望である程度社会的入院というようなこともあったわけですが、現在は治療が進めば退院ということになっております。その際、病院といろいろ、病院のケアマネージャーなどと調整するわけですが、退院してから介護サービスを使いたい、病院の中で介護認定を受けて、退院をさせて在宅でというような件数が非常に多くなってございます。それらについても居宅介護サービス増の要因かなということで考えております。

次に、施設介護サービスの12月減額し、今回増額したということで、これにつきましても、なかなか予測できないものがございますが、施設入所につきましても、どうしても高齢者のかたで、冬期間になりますと、これまで居宅におられたかたが、空きがあればなるべく冬期間施設に入りたいというかたがおりまして、1人か2人でございますが、増えたのが現状でございます。

3点目でございますが、第5期介護保険事業計画、24年度から始まったわけですが、まだ1年経っておりませんので、明確な評価検証まではすることができません。第5期介護保険事業計画の策定の際、国から示されたワークシートによって3年間の介護給付費の推移をみておりますので、1年ではあります、今後その推計によって3年間が経過されるということを現段階では考えております。

○議長　13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　居宅介護サービスというと、どうしても家庭での介護とこう思いがちであります。今説明あったように、有料老人ホーム、老人ホームも居宅介護になるというふうになれば、ここに載るといふことでもありますから、25年度に西会津にも民間でこういうホームができるわけですから、そうすると、居宅介護サービスはこれからは伸びるといふふうに、こう思っていたほうがいいのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

施設介護の伸びはわかりましたが、それでは、12月で説明をなされた予定といたしますか、見込みよりも、7人減というこの数字は変わっておられないのでしょうか。よくこういう議論をするときに、待機者の話が出るわけでありまして。私も12月でお尋ねしましたが、待機者がいるのに、なぜ減になるのかなとお尋ねを申し上げたら、待機者の優先順位で10人くらいまでは声をかけておるそうでございますが、入所にはいたらなかったというご答弁を聞いておりますので、もう一回この件についてお尋ねをしておきます。

○議長　健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長　再質問にお答えいたします。

居宅介護サービスの今後の動向でございますが、現在、第5期介護保険事業計画、国の方針もそうでございますが、地域包括ケアシステムということで、できるだけ自宅で、自分らしく介護サービスを受けて生活をするというのが包括ケアシステム、国の考え方でございまして、また、それに伴いまして、さまざまな施設は、老人保健施設と特別養護老人

ホーム、あと療養型の施設、その三つだけが施設介護でございますが、それ以外は居宅介護サービスの中に入るわけでございますが、それらのものが今後増えてくるということは考えられますし、また、在宅での介護サービスの需要が増えてくるものと見込んでおります。

次に、待機者と施設の関係でございますが、待機者につきましては、先般お話をさせていただきましたが、大変多くのかたが西会津町の施設に入所を待機されているかたがおります。また、西会津町以外の老人保健施設、又は特別養護老人ホームに入所をされているかたも現在おります。多くのかたは地元の施設、西会津町の施設に入りたいということで申請を出しておられるわけですが、前にも申し上げましたように、いろんな施設に重複申請を出しておられたり、また軽度での申請を出しておられるかた、また、現在、他市町村の介護施設に入っているかたなどもおありまして、実質 60 名程度かなということで見込んでおります。それについては、一般質問等でもお答えをさせていただきましたが、第 5 期介護保険事業計画の中で、グループホーム、小規模多機能型居宅介護、また介護付き有料老人ホームができますことから、おおむね解消できるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 単純に考えれば、実質 60 人の待機者がおられるのに、7 人も予定よりも利用されないと、この現実をどうみたらいいのかなと、それは担当の職員の責任でもなんでもありませんが、待機者が問題だということ、私もそうだと思って強調してきたときもあったと思いますが、現に 60 人、7 人も空きがあるというのは、どう理解したらいいのかなというふうに思っているんです。これは、ご要望申し上げますが、関係者といろいろ相談をしていただいて、すぐに計画通り満床ということにはいかないでしようが、なぜ入っていただけないのか、待機しているのか、そこら辺の問題は皆さんが専門家でありますので、そこら辺を検討して、次年度から取り組んでいただきたいなと思っておりますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

施設介護につきましては、現在、さゆりの園、また憩の森もそうでございますが、西会津町の町民だけではなくて、他の市町村のかたも入所をされておりますので、優先順位として、そちらのかたが、町外のかたが入られた場合には、やはり待機も増えるというのが現状でございます。今後、他市町村にも老人保健施設、特別養護老人ホーム等もございませし、中には入れるところもございませ。それらについても十分申請者、又は相談しながら対応してまいりたいと考えております。

すみません。答弁にちょっと足りない部分がありましたので、申し上げたいと思っております。

現在の施設、西会津町にあります施設、介護老人保健施設、さらには特別養護老人ホーム、いずれも満床でございます。そんな中で、待機者も多いということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 満床であるならば、なぜ 7 人減という数字が出てくるのですかと。そうな

るわけです。特養で3.1人、老健で3.9人、予定よりも少ないと12月の補正のときに課長が答弁されておるわけでありますので、4回目ですから、この件については25年の予算でお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それではお答えいたします。

計画よりも予算で減になったということで、12月でございますが、施設入所者、西会津の町民のかたが施設に入所をされていて、施設で死亡された場合に、そのあとに入ったかたが西会津以外のかたが入った場合でございますが、そういう場合に計画よりも減ということで、12月にご説明したところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお伺いをいたします。2款の保険給付費の中の4目ですか、介護予防住宅改修費とありますが、この内容と今までの実績とをお伺いをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

介護予防住宅改修費についてのご質問でございますが、この内容につきましては、介護予防でございますので、要支援1、2のかたでございますが、自宅で介護サービスを受けておられる場合でございますが、例えば、足が若干不自由な場合、廊下に手すりを付けましたりとか、また、トイレを洋式に変えましてはどうか、また、お風呂場に手すりを付けることと、そういう自宅での介護が受けられやすいような環境づくりのために、認められる範囲で1割負担で住宅の改修ができるという内容でございますが、介護予防については、今回9万円ほど減額でございます。そのような内容でございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1割負担ということは、例えば事業費の10万円かかったら1万円を負担するだけでできるということでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 再質問にお答えいたします。

限度額がございまして、20万円が限度額になってございます。20万円以内で、申請が認められた範囲内の1割負担ということになります。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 私も荒海議員と同じような質問なんですけれども、1割負担でやっていただくと、要支援1、2の人はね。ただ、これ自分で一応立て替えなければならないわけですよ。やってもらうときはね。それであとから役場からその金が返ってくるということだと思んですけれども、ある程度高額になった場合は、なかなか立て替えるのがちょっと難しいという場合は、何かこう役場のほうで補助していただけるということはあるんですかね。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

住宅改修の関係でございますが、多額になった場合の町の負担補助ということでございますが、これについては、町では補助はございません。申請があつて工事に着手し、完了

して、介護サービスを受けているかたが支払をして領収書を添付した上で、最終的な確認、その上での1割ということをございますので、できるだけ早く支払手続きを済ませるようなこととしておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成24年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第24号、平成24年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第24号、平成24年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)の調製についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤を迎え、所要額の調整を図るものでございます。それでは予算書をご覧ください。

第1条、平成24年度西会津町の水道事業会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

第2条、平成24年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。

収入についてはございません。

次に支出です。

第1款水道事業費であります。既決予定額1億4,980万円は変わりありません。その内訳ですが、第1項営業費用について、11万円を増額し1億421万8千円とします。第2項営業外費用について300万円増額し4,300万6千円といたします。第4項予備費311万円減額し、257万5千円といたします。

2ページをご覧ください。

平成24年度水道事業会計補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費11万円の追加です。料金値上げによる、電気料金の追加が主なものでございます。2項2目消費税及び地方消費税300万円の増額です。集中管理システム更新工事について、25年度に繰り越すことにより、消費税還付金の減に

よる、消費税の増額です。4項1目予備費311万円の減額です。収入支出を調整させていただき不足額については、予備費を充当させさせていただきました。

3ページの会計資金計画は、説明を省略させていただきます。

これで、説明を終わりますが、よろしくご審議いただき、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第24号、平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第24号、平成24年度西会津町水道事業会計補正予算（第2次）は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第25号、平成25年度西会津町一般会計予算から、日程第17、議案第37号、平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、佐藤健一君。

（事務局朗読）

○議長　議案第25号の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長　議案第25号、平成25年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

平成25年度当初予算の編成にあたりましては、一昨年3月11日に発生いたしました東日本大震災、及びそれに伴う東京電力・福島第1原子力発電所事故が、未だ収束をみえない状況の中で、国の新年度予算の編成においては、引き続き、震災からの復旧・復興と福島の再生を最優先課題として取り組む一方で、昨年12月の衆議院議員総選挙において、民主党から自由民主党に政権が交代したことにより、日本経済再生に向けた緊急経済対策を重点的に進めるため、平成24年度補正予算と平成25年度当初予算を一体的に編成する、いわゆる15カ月予算として、編成作業が進められてきたところであります。

その結果、政府がまとめた新年度予算案は、景気対策や復興・防災に力を入れつつ、財政規律にも重視する姿勢を明確に示したことから、国債発行額を抑制するため、市町村の

財源の多くを占める地方交付税については、出口ベースで前年度比 2.2 パーセントの減となり、本町にとっては厳しい財源調整を要することとなったところであります。

このような状況を踏まえ、本町の平成 25 年度当初予算の編成にあたりましては、施行 6 年目を迎える町の憲法、まちづくり基本条例に基づき、町民・議会・行政の三者が、それぞれの役割を果たしながら、協力してまちづくりを進めていく協働のまちづくりを、より一層推進するとともに、新年度を西会津町再生の年と位置付け、みんなの声が響くまちにしあいづを基本理念とする総合計画に基づき、地域経済の活性化、教育の振興と人材育成、健康づくりと安全・安心の推進の三つを重点目標として、特に住んでみたい、行ってみたい町へをテーマに、定住促進と交流人口の拡大、また子どもを安心して生み育てられる環境づくりを、総合的かつ強力に推進していくことといたしました。このほか、西会津小学校校舎新築事業や明神橋耐震補強工事など大規模事業を新たに計上するとともに、財政のさらなる健全性を維持するため、地方債の繰上償還費などを見込んだところであります。

これらの財源といたしましては、町税や国・県支出金、町債などを見込みましたが、地方交付税については大幅な減額も想定されることから、財政調整基金より 3 億 7,000 万円を投入し、元気な西会津町を構築するとともに、町民の皆さんの視点に立った予算づくりに努めたところであります。

この結果、平成 25 年度一般会計の総額は 60 億 2,300 万円で、前年度比 6 億 8,300 万円、率にして 12.8 パーセントの増となり、平成 11 年度に次ぐ、60 億円を超える過去 2 番目の大型かつ積極型予算となったところであります。

それでは、平成 25 年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをご覧くださいと思います。

平成 25 年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 60 億 2,300 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

一時借入金。

第 4 条、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15 億円と定める。

歳出予算の流用。

第 5 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くものであります。に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の

間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。事前に予算書と一緒に配りいたしました当初予算資料、平成 25 年度西会津町歳入歳出予算総括表、この資料に基づき説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、資料の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

6 ページでございますが、歳入であります。

その主な内容でございますが、1 款町税、5 億 7,649 万 3 千円、前年比 1,702 万 9 千円の増でございます。個人町民税及びたばこ税の増額によるものでございます。

2 款地方譲与税、9,200 万円。

3 款利子割交付金、100 万円。

4 款配当割交付金、20 万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、11 万 4 千円。

6 款地方消費税交付金、6,600 万円。

7 款自動車取得税交付金、2,300 万円。

8 款地方特例交付金、110 万円。

これらにつきましては、いずれも前年度交付見込額及び国県の予算編成指針等を考慮し、計上をさせていただいたものであります。

次に、9 款地方交付税、26 億 305 万 3 千円。普通交付税でございますが、24 億 1,305 万 3 千円で、前年度と比較いたしまして、7,566 万 4 千円の減で計上をしたところであります。公債費事業費補正の減額見込み、さらに単位費用が多く項目で減額となる見込みでございます。

それから、平成 25 年度の特種要因でございまして、地方公務員の職員給与費の削減の影響額を見込んで、計上をしたところでございます。

特別地方交付税につきましては、1 億 9,000 万円の計上でございます。特別交付税につきましては、その年の特殊財政事情により、交付額が増減いたしますので、当初予算につきましては、前年と同額で計上をさせていただきました。

次に、10 款交通安全対策特別交付金、70 万円。前年度交付見込額並びに国県の予算編成指針等を考慮して計上をさせていただきました。

次に、11 款分担金負担金、2,330 万 6 千円でございます。電気通信格差是正事業分担金で 328 万 2 千円。

次の 7 ページにまいりまして、保育所運営費負担金、1,519 万 8 千円などが主なものであります。

12 款使用料及び手数料、1 億 4,441 万 3 千円でございます。ケーブルテレビ使用料、5,534 万 7 千円。インターネット使用料、2,568 万 3 千円。町営住宅使用料、3,432 万 7 千円などが主なものであります。

13 款国庫支出金、5 億 5,767 万 7 千円でございます。障がい者福祉費負担金、5,247 万 5 千円。児童手当交付金、5,577 万 6 千円。公立学校施設整備事業負担金、西会津小学校の校舎新築事業でございますけれども、1 億 6,381 万 1 千円。社会資本整備総合交付金、町道整備の財源でございます。2 億 4,400 万円などが主なものでございます。

次に、8ページでございますが、14款県支出金、6億2,792万1千円であります。電源立地地域対策交付金、3,950万2千円。再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金、7,650万円。小規模介護施設等緊急整備特別対策事業補助金、9,000万円。下のほうにまいりまして、緊急雇用創出基金事業補助金、震災対応事業分、5,950万円。中山間地域等直接支払交付金、6,083万2千円。林道整備事業補助金、3,500万円などが主なものでございます。

次に、9ページでございますが、15款財産収入、965万9千円。財産貸付収入、土地、建物、その他でございますけれども、776万4千円などが主なものであります。

16款寄付金、30万1千円。ふるさと応援寄付金で30万円などが主なものであります。

17款繰入金、4億5,138万4千円。財政調整基金繰入金で3億7,000万円。東日本大震災復興基金繰入金で6,800万円などが主なものであります。

18款繰越金、6,000万円。前年度からの繰越金で、前年度同額でございます。

次に19款諸収入、4,027万9千円であります。中小企業融資資金貸付金元金収入、2,500万円などが主なものでございます。

20款町債、7億4,440万円であります。辺地対策事業債、3,290万円。過疎対策事業債、4億9,840万円。災害復旧事業債、450万円。臨時財政対策債で2億860万円でございます。

次に11ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

その主な内容でございますが、1款議会費、9,170万5千円であります。議員報酬及び議会運営にかかる経費でございます。

2款総務費、10億6,986万7千円であります。庁舎整備基金への積立金、5,000万円。携帯電話等铁塔施設整備事業、上谷地区でございますが、2,564万4千円。新規事業といたしまして、再生可能エネルギー設備等設置事業補助金、200万円。同じく新規事業、地域おこし協力隊配置事業2名分、476万5千円であります。下にまいりまして、太陽光発電施設等設置事業、さゆり公園体育館、5,200万円。さゆり公園の管理業務委託料、4,507万9千円。

次の12ページにまいりまして、新規事業といたしまして、定住交流促進事業、1,260万円。それからケーブルテレビの運営事業、7,433万4千円。デマンドバス運行事業、8,678万1千円などが主なものであります。

次に3款民生費、10億9,951万9千円あります。前年度と比較いたしまして、1億4,366万7千円の増でございます。主なものといたしまして、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金で6,273万7千円。

次の13ページにまいりまして、後期高齢者医療費療養給付費負担金、1億28万3千円。屋内ゲートボール場の運営費補助金、元利償還分でございますが、2,659万1千円。それから、民間事業所によります地域密着型サービス事業の小規模介護施設等整備補助金、施設整備分で9,000万円。その開設準備経費としまして、1,500万円。下にまいりまして、介護保険特別会計繰出金で1億5,314万2千円。後期高齢者医療特別会計繰出金、3,954万8千円。下のほうにまいりまして、子育て医療費サポート事業助成費、これは0歳から中学卒業までの助成費でございますが、1,536万7千円。新規事業といたしまして、乳幼

児家庭子育て応援金、740万円。保育施設整備基本構想策定委託料で300万円。保育所業務委託料、1億6,699万5千円。保育所駐車場整備工事で330万円。児童手当、8,070万2千円。これらが主なものでございます。

次に4款衛生費、4億2,811万3千円でございます。

14ページにまいりまして、水道事業会計への繰出金、これは元利償還金の80パーセントを繰り出すものでありますが、9,420万円。簡易水道等事業特別会計繰出金、5,205万9千円。各種検診委託料、1,817万1千円。それから、喜多方地方広域市町村圏組合負担金、ごみと屎尿処理の関係でございますが、4,963万7千円。ごみ収集委託料で3,440万円などが主なものであります。

次に5款労働費、7,285万円であります。緊急雇用創出基金事業、震災対応事業で5,950万円などが主なものであります。

次に6款農林水産業費、4億1,067万2千円であります。

15ページにまいりまして、中山間地域等直接支払事業で8,093万8千円。新規事業といたしまして、そば生産振興事業補助金、そばコンバイン2台分の補助金であります。600万円。加工開発活動支援補助金、300万円。農業集落排水処理事業特別会計繰出金、7,407万9千円。菌床栽培ハウス整備工事、1,212万8千円。林道開設舗装事業、岩井沢檜木平線でございますが、5,120万円などが主なものであります。

次に7款商工費、9,258万4千円であります。町内企業への支援補助金100万円。福島復興町内企業支援補助金で200万円。

16ページにまいりまして、中小企業振興資金融資制度貸付金で2,500万円。鳥追観音の公衆便所建築事業、1,300万円などが主なものでございます。

次に8款土木費、7億1,897万円。除雪関係の経費でございますが、町道除雪の賃金、それから除雪機械の修繕料、除雪委託料、除雪機械の購入費、合計いたしますと1億3,540万7千円でございます。町道改良舗装工事で1億3,630万円。橋梁維持で明神橋の耐震補強工事、2億500万円。下水道施設事業特別会計繰出金、1億1,173万5千円などが主なものであります。

9款消防費、2億1,340万7千円あります。喜多方地方広域市町村圏組合への消防費負担金といたしまして、1億2,941万8千円。

17ページにまいりまして、消防ポンプ自動車購入費、1,924万円などが主なものであります。

10款教育費、9億2,213万円あります。西会津高校活性化のための支援策といたしまして、通学費補助金、250万円。進路支援補助金で100万円。生徒活動後援会補助金、100万円。就学資金貸付金で550万円。合計1,000万円でございます。下にまいりまして、学校給食用備品購入費、1,680万円。スクールバス運行費で4,471万2千円。西会津小学校校舎新築事業、平成25年から26年の2カ年事業でございますが、25年度分といたしまして、5億3,290万円。これらが主なものでございます。

次、18ページでございます。

11款災害復旧費、2,495万5千円あります。農林水産施設災害復旧費と、公共土木施設災害復旧費、現年災害分といたしまして計上するものであります。

12 款公債費、8 億 7,322 万 8 千円であります。地方債償還元金、通常分で 6 億 4,836 万 2 千円。繰上償還分といたしまして、1 億 3,100 万円。地方債償還利子、通常分で 9,336 万 6 千円であります。なお、地方債の償還の通常分の元金及び利子につきましては、合計で、昨年度と比較いたしまして、6,048 万 4 千円ほど減額でございます。

以上、歳出歳入予算の総額を歳入歳出それぞれ 60 億 2,300 万円とするものであります。それでは、予算書の 7 ページにお戻りをいただきたいと思ひます。

7 ページでございますが、第 2 表、債務負担行為であります。

平成 25 年度から将来にわたりまして支出の義務を負う行為をする場合、地方自治法第 214 条の規定によりまして、債務負担行為として設定するものであります。設定する事業であります。西会津小学校校舎新築事業で、経費の削減と工事期間の短縮等を図ることを目的として設定するものであります。期間を平成 25 年度から平成 26 年度までの 2 年間、限度額を 8 億 7,708 万 2 千円とするものであります。

次に、第 3 表、地方債であります。平成 25 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。まず、辺地対策事業費であります。限度額 3,290 万円、林道開設事業、除雪機械整備事業、携帯電話等エリア整備事業、町道改良舗装事業にそれぞれ充当するものであります。

次に、過疎対策事業費であります。限度額 4 億 9,840 万円とするものであります。主な事業といたしましては、町道改良舗装事業、菌床栽培ハウス整備事業、小学校新築事業等に充当するものであります。

次に、災害復旧事業費であります。限度額 450 万円。農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債であります。普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を 2 億 860 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で、議案第 25 号、平成 25 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 26 号から議案第 28 号までの説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 26 号、平成 25 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲についてでございますが、町では経済の活性化や雇用の促進を図る上で、当該分譲は重要な課題であると認識しているところであります。現在の景気動向や福島原発の事故による風評被害など、企業誘致を取り巻く環境は、たいへん厳しい状況となっておりますが、県などの関係機関と連携を図りながら、さまざまな情報収集や情報発信を行なっていくとともに、町内既存企業との連携強化を図りながら、早期分譲に向け努力してまいりたいと思ひます。

それでは、予算書の 8 ページをご覧くださいと思ひます。

平成 25 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の130ページをご覧くださいと思います。こちらの厚いほうの予算書でお願いしたいと思います。130ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入であります。1款財産収入、1項1目不動産売払収入、8,867万4千円の計上であります。これは、未分譲地の売払収入であります。

2款繰越金、1項1目繰越金、1千円の計上であります。

3款諸収入、1項1目町預金利子、1千円の計上であります。

131ページをご覧ください。歳出であります。

1款事務費、1項1目事務費、24万1千円の計上であります。これは、企業誘致活動などに係る旅費及び需用費でございます。

2款予備費、1項1目予備費、8,843万5千円の計上でございます。

以上で、議案第26号、平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第27号、平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

商業団地につきましては、町経済の活性化はもとより地元商店街の活性化を図る上で重要な役割を担う施設であると認識しております。平成24年度は、商業団地A区画活用方針検討委員会で決定された整備方針・活用方針を踏まえ、商業団地A区画施設整備基本計画を策定しているところであります。平成25年度は、この基本計画をもとに入居者の募集や運営形態の検討、実施設計書の策定など、施設の早期完成を目指し、作業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、予算書の11ページをご覧くださいと思います。

平成25年度西会津町の商業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,300万5千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の134ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入であります。1款使用料及び手数料、1項1目商業団地使用料、4千円の計上であります。商業団地内の電柱及び支線の使用料でございます。

2款繰越金、1項1目繰越金、1,300万円の計上であります。

3款諸収入、1項1目町預金利子、1千円の計上であります。

135ページをご覧ください。歳出であります。

1款事務費、1項1目事務費、14万2千円の計上であります。先進地視察研修などに係る経費及び実施設計の策定に係る需用費などあります。

2款事業費、1項1目商業団地整備事業費、1,207万5千円の計上であります。これは、商業団地A区画施設整備に係る実施設計書策定経費であります。

3 款予備費、1 項 1 目予備費、78 万 8 千円の計上であります。

以上で、議案第 27 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 28 号、平成 25 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、平成 24 年度 1 区画を分譲したことから、全 69 区画のうち 52 区画が分譲済みとなり、17 区画が未分譲となっております。平成 25 年度におきましては、定住促進に向けた新たな補助事業である住宅団地購入費補助の導入や定住交流専用サイトの設置、また、新聞・雑誌等への広告、首都圏で開催される物産展でのチラシ配布などをおして、広く情報発信を行い、分譲促進を図ってまいる考えであります。

それでは、予算書の 14 ページをご覧くださいと思います。

平成 25 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,406 万 5 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、事項別明細書の 138 ページをご覧くださいと思います。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目住宅団地使用料、1 万 8 千円の計上であります。分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入、1 万 1 千円の計上であります。分譲地の電柱及び支線の土地貸付収入でございます。2 項 1 目不動産売払収入、1,383 万 7 千円の計上であります。2 区画分の分譲収入を見込んだものであります。2 です。2 区画でございます。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、1 千円の計上であります。

139 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項 1 目雑入、19 万 7 千円の計上であります。団地内の街路灯電気代の受益者負担分でございます。2 項 1 目町預金利子、1 千円の計上であります。

140 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費、1,406 万 5 千円の計上であります。これは、分譲促進謝礼 2 区画分 100 万円、旅費、需用費、広告料、及び一般会計への繰出金 1,000 万円などあります。

以上で、議案第 28 号、平成 25 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計の予算を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議します。(11時50分)

○議長 再開します。(13時00分)

議案第 29 号から議案第 31 号までの説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 29 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業概要の説明をさせていただきます。

まず、現在実施中の野沢処理区事業の状況につきましてご説明させていただきます。本事業につきましては、平成5年度より事業を開始し21年目の事業年度となっております。野沢処理区事業の25年度事業につきましては、補助対象事業費を7,000万円で事業を推進してまいる考えであります。本年度予定しております主な事業は、牧地区の管渠設置工事、牧地区内の舗装本復旧工事などです。25年度事業の実施によりまして、事業費累計額は40億3,240万円となり、認可区域の全体事業費47億9,600万円に対しての進捗率は事業費ベースで84.1パーセントとなる見通しです。

次に、公共下水道事業の接続状況についてであります。23年度新たに20件の接続がありまして、12月現在の下水道使用件数は541件となりました。なお、現在の下水道接続率ですが、一般住家に公共施設・事務所などの無人施設を含めた整備総戸数に対して、接続いただいたのが、541戸であることから、接続率は56.4パーセントとなっております。しかしながらこれを人口比率に換算しますと、整備済人口は2,183人となり、加入率は59.9パーセントとなっております。いずれにいたしましても、まだまだ満足のいく数値にはいたっておりませんので、25年度も引き続き加入の促進を図ってまいりたいと思っております。

なお、公共下水道・農業集落排水事業・個別排水処理事業に個人設置の合併処理浄化槽を含めた、汚水処理普及率、全人口のうち何らかの汚水処理施設が使用可能となった人口の占める割合であります。23年度末時点では73.8パーセントであります。これは、22年度と比較いたしまして普及率で2.5パーセント以上上昇いたしました。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。17ページをご覧ください。

平成25年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億1,519万7千円と定める。2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第203条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の143ページをご覧ください。まず歳入であります。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料2,862万1千円の計上です。前年度実績によりに比較し3.5パーセントの増で計上いたしました。1項2目下水道施設使用料2千円の計上です。これは電柱用地貸付金であります。2項1目下水道登録手数料18万5千円の計上です。設計審査及び指定業者標示板交付手数料の総額であります。

2款国庫支出金、1項1目未普及解消下水道補助金3,500万円の計上です。事業費7,000万円の50パーセントが国から補助されます。

3款県支出金、1項1目下水道事業費県補助金155万円の計上です。県補助対象事業費

6,200万円の2.5パーセントが県から補助されます。

144ページをご覧ください。

4款財産収入、1項1目利子及び配当金2千円の計上です。これは、排水設備工事貸付基金の利子でございます。

5款繰入金、1項1目一般会計繰入金1億1,173万5千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源につきましては、一般会計から繰り入れしていただいております。

6款繰越金、1項1目繰越金50万円の計上です。前年度繰越金を50万円と見込みました。

7款諸収入、1項1目町預金利子1千円の計上です。

145ページをご覧ください。

2項1目弁償金300万1千円の計上です。下條線道路改築工事に伴うマンホールポンプ制御盤移設補償費であります。

8款町債、1項1目下水道事業債3,460万円の計上です。これは25年度工事に係る下水道事業債でございます。

146ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費3,602万9千円の計上です。これは、野沢処理区・大久保処理区の各処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でありまして、前年に比較し178万6千円の増額計上となりました。職員1名の人件費のほか、11節では光熱水費、主に電気料金等で731万4千円、ポンプ等の修繕料が358万3千円、12節では汚泥処理手数料333万2千円、13節では浄化センター管理委託料1,056万3千円が主なものでございます。

148ページをご覧ください。

2款施設整備費、1項1目下水道施設費8,885万3千円の計上です。これは、野沢処理区の施設整備にかかる経費ですが、工事費等の減により前年に比較し1,550万5千円の減額計上となりました。本款にも職員1名にかかる人件費を計上したほか、野沢処理区の実施設計と変更認可設計委託料1,200万円、管渠等の工事及び舗装本復旧のための工事請負費6,600万円等が主なものでございます。

149ページをご覧ください。

3款公債費、1項1目元金6,343万5千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年に比較し、201万2千円増額計上のとなりました。1項2目利子2,678万円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子でありまして、前年度比63万2千円の減額計上であります。

4款予備費、1項1目予備費、10万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書20ページに戻らせていただきます。

第2表、債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成25年度から30年度までの6年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象と

なります。

第3表は地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、3,460万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で西会津町下水道施設事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第30号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業の概要を説明させていただきます。まず、農業集落排水施設の管理運営状況につきまして、主な点を説明させていただきます。農業集落排水事業の処理施設につきましては、小島・森野・宝坂・白坂・笹川・野尻の6処理施設を管理運営しております。現在の利用者件数は、12月時点で696件となり、昨年度の同時期に比較し7件の増加となりました。加入率向上を図るため、本年度も野尻地区を中心に積極的な加入促進活動を展開していきたいと思っております。

それでは予算書を説明に入ります。21ページをご覧ください。

平成25年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億565万5千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の160ページをご覧ください。まず歳入であります。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料3,126万6千円の計上です。前年度実績により0.2パーセントの増で計上いたしました。1項2目下水道施設使用料1千円の計上です。財産貸付収入1千円の計上です。2項1目下水道登録手数料7千円の計上です。これは、設計審査手数料であります。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金7,407万9千円の計上です。歳入歳出を調整いたしました不足財源は、一般会計から繰り入れしていただいております。

3款繰越金、1項1目繰越金30万円の計上です。前年度繰越金を30万円と見込みました。

161ページをご覧ください。

4款諸収入、1項1目町預金利子1千円の計上です。2項1目弁償金、1千円の計上です。

162ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費3,061万6千円の計上です。これは、本会計の管理運営にかかる経費でありまして、職員1名の人件費のほか、11節、需用費では光熱水費756万円、修繕料204万2千円、12節、役務費では汚泥処理手数料462万円、13節、委託料では処理施設管理委託料785万7千円が主なものであります。

164 ページをご覧ください。

2 款公債費、1 項 1 目元金 4,849 万 3 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年度に比較し 438 万 8 千円の増額計上です。1 項 2 目利子 2,644 万 6 千円の計上です。同じく過年度事業の地方債償還にかかる利子でありまして、こちらは前年度より 127 万 6 千円の減額計上となっております。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書 24 ページに戻らせていただきます。

第 2 表、債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 25 年度から 30 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

以上で西会津町農業集落排水処理事業特別会計の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第 31 号、平成 25 年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書説明に入る前に事業概要を説明させていただきます。個別排水処理事業につきましては、事業開始から 10 年度目となります。これまで 9 年間で 257 基の施設整備を行い、ご利用いただいているところであります。本事業につきましては、公共下水道区域及び農業集落排水処理区域以外の地区で、浄化槽の設置の希望があれば、住宅の新築を含めて要望に答えて浄化槽を設置するものであります。なお、25 年度の整備計画であります。13 基の整備を行う予定であります。これによりまして、設置基数の累計は 270 基となります。全体計画は 800 基としておりますので、事業進捗率は 33.75 パーセントとなる見込みであります。

それでは予算書の説明に入ります。25 ページをご覧ください。

平成 25 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,644 万 2 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 175 ページをご覧ください。まず歳入であります。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 1,084 万 8 千円の計上です。使用戸数の増加により前年度に比較し 138 万 8 千円の増額で計上しました。2 項 1 目下水道登録手数料

料1万8千円の計上です。これは、設計審査手数料です。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金663万7千円の計上です。浄化槽13基整備にかかる交付金で、補助対象整備事業費1,991万1千円の3分の1が国から交付されます。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金99万3千円の計上です。整備事業費1,324万8千円の7.5パーセントが県から補助されます。

176ページをご覧ください。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金1,876万1千円の計上です。歳入・歳出を調整いたしまして不足財源を一般会計から繰り入れしていただいております。

5款繰越金、1項1目繰越金50万円の計上です。前年度繰越金を50万円と見込みました。

6款諸収入、1項1目町預金利子1千円の計上です。2項1目弁償金、1千円の計上です。2項2目消費税還付金38万3千円の計上です。24年度にかかる消費税還付金であります。

177ページをご覧ください。

7款町債、1項1目下水道事業債1,830万円の計上です。これは25年度工事に係る下水道事業債です。

178ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費2,182万円の計上です。これは、処理施設の管理運営にかかる経費であります。管理する処理施設数が増加したことにより、前年に比較し103万9千円増の予算編成となりました。職員人件費のほか、11節、需用費では光熱水費150万6千円、12節、役務費では、し尿浄化槽法定検査手数料188万1千円、浄化槽保守点検・清掃手数料442万2千円、汚泥処理手数料540万円、19節、負担金補助および交付金では、宅内配管工事費利子補給補助金47万1千円が大きな金額の計上となっております。

179ページをご覧ください。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費2,997万8千円です。これは、処理施設設置事業にかかる経費です。25年度は13基の施設整備を計画しました。補助事業実施に係る必要事務費と工事請負費2,924万8千円が主なものであります。

3款公債費、1項1目元金213万6千円、前年度比24万5千円の増額です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金であります。1項2目利子240万8千円、前年度比12万4千円増の計上であります。

180ページをご覧ください。

4款予備費、1項1目予備費10万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書28ページに戻らせていただきます。

第2表、債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成25年度から30年度までの6年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これも排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象と

なります。

第3表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、1,830万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で個別排水処理事業特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第32号から議案第34号までの説明を求めます。

健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 議案第32号、平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、予算編成にあたっての概要を申し上げます。後期高齢者医療制度については、国が新しい後期高齢者医療制度に向け議論を進めているところでありますが、社会保障制度改革推進法により状況を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ることとしており、依然として先行きが不透明な状況であります。

本会計の予算編成にあたっては、平成25年度は、保険料・率ともに平成24年度と同額であり、低所得者のかたや社会保険の被扶養者だったかたへの保険料軽減措置は変更なく継続されております。

その結果、歳入歳出予算の総額を1億296万円としたところであり、平成24年度当初予算と比較いたしまして、304万9千円、率にして2.9パーセントの減となりました。なお、75歳以上の被保険者数は2,184人を見込んでおります。

それでは、予算書の29ページをご覧いただきたいと思っております。

平成25年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億296万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思っております。

事項別明細書の191ページをご覧いただきたいと思っております。歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料4,774万7千円は、広域連合から示された本町の75歳以上の被保険者にかかる保険料のうち、年金からの特別徴収分であります。2目普通徴収保険料、1,021万1千円は、納入通知書や口座振替による保険料収入であります。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金215万円は、後期高齢者医療システムの保守管理等経費及び保険料徴収にかかる事務費に対する一般会計からの繰入金であります。2目保険基盤安定繰入金3,594万円は、保険料の軽減措置分、7割、5割、2割軽減にかかる繰入れであります。3目健康診査事業繰入金145万8千円は、健康診査にかかる委託料の繰入れであります。

3款繰越金、4款諸収入、1目延滞金、2目過料、2項1目町預金利子は、いずれも1千円の存目であります。3項1目健康診査受託事業収入515万円は、健康診査を広域連合から委託を受け町が実施するための受託事業収入であります。4項1目雑入30万円は、広

域連合からの保険料過年度返納金であります。

次に、193 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 180 万 2 千円は、後期高齢者医療システム保守管理委託料などの事務費であります。2 項 1 目徴収費 57 万 6 千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 512 万 2 千円は、被保険者の健康診査にかかる委託料であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,516 万円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金、健診事務費等負担金であります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 30 万円は、過年度収入分にかかる還付金であります。

以上で議案第 32 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第 33 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本的な考え方を申し上げます。最近の医療保険を取り巻く情勢は、急速な少子高齢化の進展、医療費の増嵩等によりその運営は依然として厳しい状況にあります。とりわけ国民健康保険は国民皆保険を支える制度として、他の制度に加入しない低所得者等を多く抱える構造的な問題がもとよりあることに加え、就業構造の変化、保険税の収納率などから国保事業の運営は極めて厳しい状況となっております。

このような中、国では社会保障制度改革国民会議において国保財政基盤を踏まえた支援、国保運営の広域化等、地域の実情に応じた制度改革も検討されておりますが、現時点では不透明な状況にあります。

本町における近年の医療費の動向としては、被保険者数の減少傾向にもかかわらず保険給付費は横ばい傾向であることから、被保険者 1 人当たりの医療費は高くなる傾向にあります。これらのことから、本町では、昨今の経済状況に配慮し、平成 25 年度から、国保給付費支払準備基金の一部を取り崩し、3 カ年間毎年 2,000 万円を計画的に繰入れる第 5 期国保財政 3 カ年計画を策定し、安定した国保財政の運営と被保険者の負担軽減を図ってまいります。

次に、診療施設勘定におきましては、診療所は本町唯一の医療機関として、医療の安定供給と疾病予防の一体的な運営を図るため、診療所医師 4 名による医療体制の充実・強化に努めてまいります。

これらを踏まえ、平成 25 年度の予算編成を行ったところであります。

事業勘定につきましては、被保険者数は、一般と退職被保険者合計で 2,353 人、1,328 世帯となり、平成 24 年度と比較し、121 人、50 世帯の減となります。療養給付費、医療費につきましては、平成 23 年 11 月診療分から平成 24 年 10 月診療分までの動向を勘案し積算をいたしました。療養給付費等をもとに、歳入では、国・県・支払基金交付金をそれぞれの負担割合、ルール分に応じて計上したほか、平成 25 年度を初年度とした第 5 期国保財

政3カ年計画に基づき、保険給付費支払準備基金から2,000万円を繰り入れて調製したところであります。

診療施設勘定につきましては、歳入では、平成23年10月から平成24年9月までの実績をもとに計上したところでございます。歳出につきましても、実績をもとに施設運営経費や医薬品購入費など医業に係る経費を計上したほか、医師・看護師・技師・事務の person 費所要額を計上しております。

また、平成23年度に県補助金を活用して、地域医療連携ネットワークシステム導入事業により導入した医用画像システムであります。平成25年度は基幹病院等とインターネットで結び、画像提供や診療情報提供など、地域医療連携による医療サービス向上のため、同じ補助金を活用しシステム改修費や必要な機器を購入するための所要額を計上したところであります。

それでは、予算書の32ページをご覧くださいと思います。

平成25年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億3,300万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億9,077万8千円と定める。第2項、事業勘定及び施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

地方債。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書197ページをご覧くださいと思います。事業勘定の歳入であります。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税2億4,352万1千円。医療費の実績をもとに算出したところであります。なお、平成25年度の国保税につきましては、平成24年度の決算状況や医療費の動向を見ながら平成25年度の本算定により決定することになります。2目退職被保険者等国民健康保険税1,552万3千円であります。

198ページをご覧くださいと思います。

3款国庫支出金、1項1目療養給付費等負担金1億6,745万5千円。療養給付費等に係る国の定率負担金32パーセント分であります。2目高額医療費共同事業負担金654万8千円。高額医療費にかかる国の負担分であります。3目特定健康診査等負担金188万9千円でありますが、特定健康診査等にかかる国の負担分であります。2項1目財政調整交付金8,438万8千円は、奥川、新郷出張診療所運営費及び経営合理化のために要した費用、骨

密度測定装置分であります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 5,571 万 3 千円は、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 1 億 9,247 万 3 千円は、各医療保険者の前期高齢者、65 歳から 74 歳までの加入割合に応じて交付されるものであります。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 654 万 8 千円。2 目特定健康診査等負担金、188 万 9 千円は、国庫負担金と同様に県の負担分であります。

200 ページをご覧くださいと思います。

1 目財政調整交付金 4,826 万 2 千円は、医療費や各種事業の県負担分であります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 2,050 万 4 千円は、80 万円以上の医療費に対するもの。2 目保険財政共同安定化事業交付金 9,957 万 4 千円は、30 万円以上、80 万円未満の高額医療費に対する県国保連合会からの交付金であります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 6,867 万円は、人件費等のほか、特定健診に係る費用のうち、被保険者の自己負担分等 557 万 7 千円及び、子育て医療費サポート事業の医療費 593 万 3 千円などであります。また、保険基盤安定繰入金は保険税軽減分などあります。2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金 2,000 万円は、被保険者の負担軽減の財源として充当するために、支払準備基金より繰り入れするもので、第 5 期国保財政 3 カ年計画によるものであります。

次に、203 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2,722 万 7 千円は、職員の人件費及び事務費等であります。

204 ページの 2 項 1 目賦課徴収費 364 万 5 千円は、国保税の徴収に係る経費であります。

206 ページをご覧くださいと思います。

2 款保険給付費、1 項 1 目一般被保険者療養給付費 5 億 2,800 万円は、平成 24 年度の医療費を勘案し、月額 4,400 万円と見込み所要額を計上いたしました。2 目退職被保険者等療養給付費 4,920 万円も平成 24 年度の医療費を勘案し所要額を計上いたしました。2 項 1 目一般被保険者高額療養費 7,320 万円、2 目退職被保険者等高額療養費 624 万円は、平成 24 年度の医療費動向を勘案し計上したところであります。

208 ページをご覧くださいと思います。

4 項 1 目出産育児一時金 336 万 2 千円は、8 件分であります。5 項 1 目葬祭費 100 万円は、20 件分を見込んでおります。

3 款後期高齢者支援金、1 項 1 目後期高齢者支援金 1 億 1,772 万 3 千円は、後期高齢者医療に対する支援金であります。

209 ページの 6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 5,878 万円は、介護保険第 2 号被保険者 40 歳から 64 歳のかたがたの負担分であります。

210 ページをご覧くださいと思います。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業拠出金 2,619 万 4 千円、これは 80 万円以上の高額医療費に係る共同事業の拠出金であります。2 目保険財政共同安定化事業拠出金 1 億 339 万 3 千円は、30 万円から 80 万円未満の高額医療に係る共同事業の拠出金

であり、いずれも県国保連合会への拠出金であります。

8 款保健事業費、1 項 1 目特定健康診査等事業費 935 万 5 千円は、町国保が行なうべき特定健康診査等にかかる経費であります。

211 ページの 2 目疾病予防費、253 万 5 千円は、医療費を抑制するための事業費であります。

212 ページの 10 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金 100 万 2 千円は、過誤納還付金であります。

213 ページの 2 項繰入金、1 目診療施設勘定繰入金 1,636 万円は、奥川、新郷出張診療所に係る運営費及び医療機器更新に係る施設整備並びに診療所のシステム化に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。

以上が、事業勘定でございます。

次に、222 ページをご覧くださいと思います。

診療施設勘定の歳入であります。1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 3,287 万 7 千円。2 目社会保険診療報酬収入 1,782 万 7 千円。4 目後期高齢者医療診療収入 8,631 万円。5 目一部負担金収入 2,673 万円。6 目その他の診療報酬収入 380 万 1 千円は、それぞれ平成 24 年度の収入見込額から積算したものであります。2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入 2,750 万円は、各種検診等収入であります。

223 ページをご覧くださいと思います。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目文書料 180 万円は、診断書料等の収入であります。2 項 1 目診療施設手数料 125 万 5 千円は、旧医師住宅の使用料収入であります。

3 款県支出金、1 項 1 目地域医療連携ネットワークシステム導入事業補助金 2,520 万円は、基幹病院等との接続に必要なシステム改修に係る補助金であります。

224 ページの 6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1,879 万 1 千円は、過疎対策事業債元利償還金及び施設修繕等に係る一般会計からの繰入金であります。2 項 1 目事業勘定繰入金 1,636 万円は、新郷及び奥川出張診療の運営費補助金と、医療機器更新に係る施設整備分などであります。

225 ページの 8 款諸収入、1 項 1 目特別養護老人ホーム診療業務受託収入は 347 万 1 千円の計上であります。2 項雑入、1 目雑入 155 万 1 千円は、医師住宅の電気料や電話料、調剤薬局施設利用負担金などあります。

9 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 2,730 万円であります。地域医療運営分 2,000 万円と、医療機械購入分 730 万円あります。

次に、226 ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 1 億 9,974 万 6 千円ありますが、職員の人件費や看護師等の委託料のほか診療所施設に係る光熱水費などあります。

次に、228 ページの 2 項 1 目研究研修費 101 万 1 千円は、医師等の研修に係る旅費や各医師会への負担金などあります。

229 ページをご覧くださいと思います。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 4,368 万 6 千円は、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、備品購入費などあります。なお、備品購入費は、西会津診療所の骨密度

測定装置を更新するものであります。また、県の地域医療連携ネットワークシステム導入事業補助金を受け、基幹病院等との接続に必要なシステム改修費と機器購入費を計上しております。2目医療用消耗機材費1,699万4千円は、医療用消耗品や各種検査等の委託料であります。

次に、230ページをご覧いただきたいと思います。3目医薬品衛生材料費1,280万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

4款公債費、1項1目元金1,404万5千円、2目利子230万2千円は、地方債償還金であります。

また予算書に戻っていただきたいと思います。40ページをご覧いただきたいと思います。

40ページであります。第2表地方債、地域医療運営に係る地方債であります。起債の目的は、過疎対策事業費、限度額2,730万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第33号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る3月1日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。

次に、議案第34号、平成25年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。平成25年度は、第5期介護保険事業計画の2年目となります。65歳以上の第1号被保険者数は、2,977人となり、平成24年度と比較し、4人の増、また、要介護認定者数の増加や、介護度の重度化が進む傾向が見られ、介護保険給付費は、これまでの動向を勘案し、平成24年度の実績見込みや事業計画に沿って積算し、増加するものと見込んでおります。

この保険給付費等をもとに、歳入では、国・県・支払基金交付金をそれぞれの負担割合、ルール分に応じて計上したほか、第5期介護保険事業計画に基づき、平成25年度も引き続き第1号被保険者の保険料軽減を図るため、介護給付費準備基金から968万7千円及び平成24年度に造成された財政安定化特例基金から100万円を繰り入れて調製したところであります。

その結果、歳入歳出予算の総額は9億9,725万1千円となり、平成24年度当初予算と比較して5,137万円、率にして5.4パーセントの増加になったところであります。

それでは、予算書の41ページをご覧いただきたいと思います。

平成25年度西会津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億9,725万1千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の241ページをご覧くださいと思います。241ページは歳入であります。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料1億3,644万2千円は、65歳以上の第1号被保険者から徴収する保険料であります。

2款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金1億6,484万1千円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2項1目調整交付金9,894万2千円は、介護給付費財政調整交付金であります。2目地域支援事業交付金241万1千円は、介護予防事業に係るもの、3目、地域支援事業交付金712万6千円は、包括的支援事業・任意事業に係る国庫補助金であります。

242ページをご覧くださいと思います。

3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金2億7,477万8千円は、介護給付費に対して40歳から64歳までの第2号被保険者からの保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。2目地域支援事業支援交付金279万7千円は、介護予防事業に対して交付されるものであります。

4款県支出金、1項1目介護給付費負担金1億4,130万3千円は、介護給付費にかかる県の負担分12.5パーセント分であります。2項1目地域支援事業交付金120万5千円は、介護予防事業に係るもの、2目地域支援事業交付金356万4千円は、包括的支援事業・任意事業にかかわる県補助金であります。

243ページをご覧くださいと思います。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金1億1,529万円は、介護給付費に係る町負担分12.5パーセント分であります。2目地域支援事業繰入金120万5千円は、介護予防事業にかかわるもの、3目地域支援事業繰入金は356万4千円、包括的支援事業・任意事業に係る町の負担分であります。4目その他一般会計繰入金3,308万3千円は、職員の給与、事務費等にかかる繰入金であります。

244ページをご覧くださいと思います。

2項1目介護給付費準備基金繰入金968万7千円は、第5期介護保険事業計画期間中の3年間のうちに第1号被保険者保険料軽減のために充当する3,000万円のうち2年目に繰り入れする分であります。2目財政安定化特例基金繰入金100万円は、平成24年度に、第5期の介護保険料率の抑制を図るため交付されました福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を原資とした基金からの繰入れであります。

次に、245ページの歳出をご覧くださいと思います。

1款総務費、1項1目一般管理費1,991万円は、職員の人件費と事務費等であります。

246ページでございますが、3項1目介護認定審査会費432万円は、介護認定審査会に係る広域負担金であります。2目認定調査等費653万円、認定調査等にかかる経費であります。

248ページでございますが、2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費3億851万9千円、2目地域密着型介護サービス給付費3,352万8千円、3目施設介護サービス給付費4億3,811万1千円、4目居宅介護福祉用具購入費60万6千円、5目居宅介護住宅改

修費58万2千円、6目居宅介護サービス計画給付費3,796万6千円であります。これらは、要介護1から5までの介護認定者等にかかる介護サービス給付費であります。2項1目介護予防サービス給付費3,475万6千円。

249ページの2目、地域密着型介護サービス給付費135万円、3目介護予防福祉用具購入費35万円、4目介護予防住宅改修費40万7千円、5目介護予防サービス計画給付費338万5千円は、要支援1・2の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。3項1目審査支払手数料98万9千円は、介護給付等請求の審査手数料であります。

250ページであります。4項1目高額介護サービス1,975万円は、1割自己負担分を所得等に応じて軽減するものであります。5項1目高額医療費合算介護サービス費145万円は、自己負担金が医療と合算して著しく高額となった場合に、所得等に応じて軽減するものであります。6項1目特定入所者介護サービス費4,037万6千円は、低所得利用者の食事・居住費等の軽減分であります。

251ページでございますが、3款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金1,370万4千円は基金への積立金であります。

4款地域支援事業費、1項1目二次予防事業費538万1千円は、介護保険を利用する可能性が高い高齢者の生活機能評価や機能回復訓練等の介護予防事業に係る委託料等であります。

252ページ、2目一次予防事業費432万5千円は、元気な一般高齢者に対する介護予防の普及啓発などに係る経費であります。

253ページであります。2項1目総合相談事業費728万4千円、2目権利擁護事業費480万円、3目包括的・継続的マネジメント事業費278万4千円、4目任意事業費317万5千円は、地域包括支援センターへの委託業務等であります。

254ページであります。5款介護予防支援事業費、1項1目介護予防支援事業費199万4千円は、地域包括支援センター業務委託料等であります。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金45万円は、被保険者死亡・精算等による過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第32号から議案第34号までの説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第35号及び議案第36号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第35号、平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、本事業の概要を説明させていただきます。本特別会計では、簡易水道施設7施設、飲料水供給施設3施設、計10施設の管理運営を行っております。24年12月の給水件数は742件でありまして、1,577人、町民の20.85パーセントのかたに飲料水の供給を行っています。この簡易水道会計にあつては、給水件数・給水人口とも過疎化等の影響から年々減少していることから、使用料等の施設管理運営のための自主財源が年々減少しています。一方施設の老朽化は年々進んでおり、一般会計に依存する率が高くなってきています。

それでは、予算書を説明に入らせていただきます。45ページをご覧ください。

平成 25 年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,796 万 9 千円と定める。第 2 項、
歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、
限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 263 ページをご覧ください。

では、事項別明細書の 263 ページからお願いいたします。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目水道使用料 2,680 万円の計上です。前年度と同額の計上
です。2 項 1 目手数料 8 千円の計上です。これは、消火演習立会手数料・給水工事設計
審査手数料であります。

2 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 5,205 万 9 千円の計上です。歳入歳出を調整いた
しまして不足する財源を一般会計から繰り入れていただいております。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みまし
た。

264 ページをご覧ください。

4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子、1 千円の計上です。2 項 1 目給水装置受託工事収入、
60 万円の計上です。これは、給水工事の受託工事が生じた場合に対処するための計上であ
ります。3 項 1 目弁償金ですが、1 千円の計上です。

5 款町債、1 項 1 目簡易水道事業債 1,800 万円の計上です。青坂飲料水供給施設を拡張
いたしまして、甲石地区へ水道水を供給するための工事に係る簡易水道債です。

265 ページをご覧ください。歳出です。

1 款水道費、1 項 1 目一般管理費 3,484 万 7 千円の計上です。これは、給水施設の管理
運営にかかる経費であります。職員 1 名分の人件費計上のほか、11 節の光熱水費 288 万円、
修繕料 836 万 6 千円、12 節の水質検査手数料 788 万 2 千円が大きな金額の計上となってお
ります。

267 ページをご覧ください。

1 項 2 目簡易水道施設整備費 1,823 万 8 千円の計上です。歳入でも申し上げましたが、
青坂飲料水供給施設を拡張いたしまして、甲石地区への水道水を供給する施設整備費であ
ります。13 節の測量設計委託料 300 万円、15 節の工事費 1,500 万円が主な内容であります。

2 款公債費、1 項 1 目元金 3,297 万 7 千円、これは、過年度事業の地方債償還にかかる
元金であります。1 項 2 目利子 1,180 万 7 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債
償還にかかる利子であります。

3 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう
計上するものであります。

予算書 48 ページに戻らせていただきます。

第 2 表地方債です。起債の目的は簡易水道事業費です。限度額は、1,800 万円です。起

債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第 36 号、平成 25 年度西会津町水道会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の説明に先立ち、水道事業の概要説明をさせていただきます。ご承知のとおり、本事業では、安座・塩喰地区を除く野沢地区全域、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区全域、縄沢・牛尾・山口・出ヶ原地区、上野尻・下野尻・端村地区の 37 自治区に飲料水の供給を行っております。現在の給水件数は 1,683 件でありまして、人口にいたしますと、約 3,919 人、町民の約 55.6 パーセントのかたに飲料水をまかなっていることとなります。給水の動向ですが、下水道の普及等に合わせ、新たに給水を申し込むかたもありますが、一方人口の減少が進んでいることにより給水人口や給水量等については横ばいといった状況にあります。

一方、大久保浄水場や、配水管の老朽化が進行していることに加えて、小島地区浄水場が設置から 13 年が経過し、維持管理費は年々増加している状況にあります。

なお、本町水道会計は小島浄水場の整備や下谷地区拡張工事等大規模な施設整備事業を繰り返し実施してきました。近年にいたり公債費償還額が大きく膨れ上がり、内部留保資金は年々減少しており財政状況が悪化しています。そのことから、元金と利息を含めた企業債償還金の 80 パーセントに相当する額を、一般会計から繰り入れていただき財政の健全化に向けた取り組みをしているところであります。本年度繰入金は、収益的収支予算で 4,662 万 5 千円、資本的収支予算で 4,757 万 5 千円、合計 9,420 万円となります。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。予算書 49 ページをご覧ください。

総則。

第 1 条、平成 25 年度西会津町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第 2 条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水件数は 1,670 件です。

(2) 年間総給水量は 47 万立方メートルです。

(3) 1 日平均給水量は 1,288 立方メートルとなります。

(4) 主要な建設改良事業としては、施設改良事業費 485 万 1 千円、配水管布設事業費 571 万円を予定しました。

収益的収入及び支出。

第 3 条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。まず収入です。

第 1 款水道事業収益 1 億 4,772 万 6 千円の計上です。その内訳ですが、第 1 項、営業収益 1 億 103 万 5 千円、第 2 項、営業外収益 4,669 万 1 千円の計上です。

次に支出です。

第 1 款水道事業費 1 億 4,772 万 6 千円の計上です。その内訳ですが、第 1 項、営業費用 1 億 643 万 7 千円、第 2 項、営業外費用 4,078 万 8 千円、第 3 項、特別損失 1 千円、第 4 項、予備費 50 万円の計上です。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,143万1千円は、当年度分損益勘定留保資金3,841万6千円、及び消費税及び地方消費税資本的収支調整額301万5千円で補てんするものとする。

50ページをご覧ください。まず、収入です。

第1款資本的収入5,078万5千円の計上です。その内訳ですが、第1項、補助金5,078万5千円の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出9,221万6千円の計上です。その内訳ですが、第1項、建設改良費1,269万2千円、第2項、企業債償還金7,952万4千円の計上です。議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費、1,300万2千円であります。

他会計からの補助金。

第6条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は9,420万円とする。

たな卸資産の購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は20万円と定める。

詳細につきましては、平成25年度水道事業会計予算実施計画にて説明させていただきます。事項別明細書の275ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の中の収入です。

1款水道事業収益、1項1目給水収益9,996万6千円の計上です。昨年度と同等額を計上いたしました。2目受託工事収益100万円の計上です。これは給水装置工事受託金の見込み額です。3目その他の営業収益6万9千円の計上です。給水工事設計審査手数料が主なものであります。2項1目受取利息及び配当金3万5千円の計上です。2目他会計補助金4,662万5千円の計上です。これは、一般会計からの補助金です。3目消費税及び地方消費税還付金1千円の計上です。25年度は、24年度繰り越し事業を実施することにより、消費税及び地方消費税が還付になることによる計上です。4目雑収益3万円の計上です。水道施設破損にかかる弁償金の計上です。

276ページをご覧ください。支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費、これは浄水場にて飲料水を作るために要する経費でありまして3,469万9千円の計上です。職員1名の減により前年度比148万2千円減となりました。委託職員を含めた作業賃金614万8千円、浄水施設修繕費929万6千円、電力料金1,104万円、薬品費311万1千円、施設材料費210万円が大きな金額を占めております。2目配水及び給水費、これは浄水場で作った水の送水に要する経費で791万6千円の計上です。24年度に実施した端村配水池の修繕が完了した事などにより前年度比140万3千円の減額となりました。水質検査手数料154万7千円、配水施設修繕費、これは漏水修理等の修理費です。361万1千円等が大きな金額を占めています。3目受託工事費100万円、これは給水装置受託工事に対処するための計上です。4目総係費、これは水

道事業の事務処理に要する費用でありまして1,078万6千円の計上です。職員1名分の人件費を計上したほか、メーター検針委託料95万3千円が主なものであります。

278ページをご覧ください。

5目減価償却費、これは水道事業施設の有形固定資産の減価償却費で5,194万3千円の計上です。建物が1,165万1千円、建築物3,599万1千円等となっています。6目資産減耗費ですが、固定資産除却費として4万3千円の計上であります。7目その他の営業費用につきましては、5万円の計上です。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費ですが、企業債償還利子でありまして、3,823万8千円の計上です。2目消費税及び地方消費税ですが、試算により250万円を計上いたしました。

279ページをご覧ください。

3目雑支出ですが、5万円の計上です。特定収入仮払消費税及び地方消費税に要する費用であります。3項1目未収金不納欠損ですが、1千円の計上です。4項1目予備費、不測の事態に備え50万円を計上いたしました。

280ページをご覧ください。

資本的収入及び支出です。まず収入です。

1款資本的収入、1項1目他会計負担金5,078万5千円の計上です。一般会計からの繰入金4,557万5千円と町道改良工事及び下水道工事实施に伴う水道支障管移設にかかる負担金321万円の計上です。

次に支出です。

1款資本的支出、1項1目固定資産購入費213万1千円の計上です。量水器更新のための量水器購入費用28万4千円と購入より15年経過した車両の更新に要する車両購入費184万7千円の計上です。2目施設改良費485万1千円の計上です。小島浄水場のソーダ灰とパックの注入ポンプの更新費用であります。3目配水管布設費571万円の計上です。これは町道下條線道路改良工事、牧地内下水道工事と合わせて実施する配水管更新にかかる工事請負費です。2項1目企業債償還金7,952万4千円の計上です。これは企業債元金の償還金でございます。

以上で平成25年度西会津町水道事業会計の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第37号の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第37号、平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町財産区が平成22年度より、議会制から管理会制に移行したことにより、平成23年度から町議会にご提案しているものであります。平成25年度予算の主な内容であります。同財産区にかかる管理会経費と除間伐等の財産管理費などあります。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成25年度西会津町の本町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35万1千円と定める。第2項、歳入

歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算案の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

5ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。1款財産収入、1項1目財産貸付収入9万2千円あります。これは、本町財産区民に対する土地貸付収入であります。2項1目不動産売払収入2千円あります。土地及び立木にかかる売払収入について、それぞれ存目を計上するものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目貸地調査手数料2千円あります。これは、財産区の土地について貸付を希望する場合の調査手数料で、1件分あります。

3款繰越金、1項1目繰越金25万3千円あります。前年度からの繰越金であります。

4款諸収入、1項1目区預金利子1千円及び2項1目雑入1千円あります。それぞれ存目あります。

次に、7ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

1款委員会費、1項1目委員会費7万1千円あります。本町財産区管理会にかかる委員報酬と消耗品費、通信運搬費、非常勤職員公務災害の負担金あります。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費4千円あります。交際費と公金事務取扱手数料あります。2目財産管理費6万8千円あります。除間伐等にかかる作業賃金と消耗品費、通信運搬費、町森林組合への賦課金あります。

次に、3款予備費、1項1目は予備費20万8千円あります。

これで、本町財産区特別会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、議案第25号、平成25年度西会津町一般会計予算から、議案第37号、平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算までの全予算について、説明を終了いたしました。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますよう、お願いを申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。18日月曜日は休会となっております。各常任委員会を開催することになっておりますので、時間までにご参集ください。

本日はこれで延会します。(14時33分)

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

平成25年3月19日(火)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教 育 長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教 育 課 長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第2回議会定例会議事日程（第12号）

平成25年3月19日 午前10時開議

開 議

- | | | |
|-------|--------|----------------------------|
| 日程第1 | 議案第25号 | 平成25年度西会津町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第26号 | 平成25年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第27号 | 平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第28号 | 平成25年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第29号 | 平成25年度西会津町下水道施設事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第30号 | 平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第31号 | 平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第32号 | 平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第9 | 議案第33号 | 平成25年度西会津町国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第34号 | 平成25年度西会津町介護保険特別会計予算 |
| 日程第11 | 議案第35号 | 平成25年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算 |
| 日程第12 | 議案第36号 | 平成25年度西会津町水道事業会計予算 |
| 日程第13 | 議案第37号 | 平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算 |

散 会

○議長 平成 25 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

申し上げます。議案第 25 号から議案第 37 号までの説明はすでに終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後款ごとに質疑を行います。特別会計については一議題ごとに行いますので、ご協力をお願いします。

なお、議案の質疑を行います。会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問いただすものでありますので、あらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第 25 号、平成 25 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 今議長から言われたように疑問点とわからないところというところで 4 点ほど質問させていただきます。

まず町長の提案理由の説明の中に、商工業の振興とする項目で事業計画の中から 3 点、はじめに商業団地 A 区画 1, 207 万 5 千円が計上されております。提案理由の説明では財源が国県の補助とあるが、実施計画の中では財源がその他とあります。財源の見込が確定していないからなのか、それは確実に財源は確保されるのか、25 年度で実施設計、施設設備との内容が示されております。全員協議会で配付されたレイアウトなどに変更はあるのか。

2 点目、野沢まちなか再生プロジェクトに自発的発想によるまちなか活性化を支援するとあり、国県支出金として 40 万円、一般財源で 60 万円、計 100 万円が計上されております。まちなか再生プロジェクトは過去 2 年以上チーム編制をし、視察や会議、話し合いなど重ねてきております。今までかかった費用などどのくらいかけられたのか、また、今回 100 万円がどのように使われるのかを伺います。

3 点目、ふるさと自慢館は今まで商工会が推進し、活性化を図ってきておりますが、今年度事業の補助金として国県の支出金 140 万円、一般財源で 210 万円、合計 350 万円の補助が計上されております。その補助金 350 万円の内容についてお伺いします。

もう一つ、地方債充当計画の中で、町道下條線の道路に今年度で 700 万円が計上されております。待ち望んだ道路であります。25 年度で完成の予定であることから、最終的にはどのような路線となるのかをお尋ねいたします。よろしくをお願いします。

○議長 8 番、青木議員に申し上げます。第 1 点目の質問であります。商業関係は一般会計でもいいんですが、商業団地となりますと特別会計になりますのでその辺質問を変えてください。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 第 1 点目のところは後で特会のところで質問するというので訂正させていただきます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町道下條線の道路改良工事についてのご質問にお答えいたします。今回、ここで計画しております路線につきましては、本町、野沢中央線の穴澤建設が昔あったところの向かいの入り口からよりっせの消防屯所のところまで抜けるというようなことで、

路線はそのようになっております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。1点目の商店街活性化事業についての質問でございます。本事業につきましては今年から、25年度から実施を予定しております野沢地区の都市再生整備計画事業の一環として行うものでございます。これにつきましてはハード事業も実施し、その効果をより高めるためのソフト事業も一緒に実施していくと、併せて実施していくという事業の中で取り込まれるわけでございます。

この商店街活性化事業に計上しております100万円でございますが、商工会で取り組んでおりますまちなかを舞台にしてやっております宿場文化まつりに対する補助金、それからまちなか再生プロジェクト、そういった活動を今後より高めていくための事業費ということで50万円、併せて100万円という形で計上しているということでありまして。

これまでのまちなか再生にどれだけ金を使ってきたのかというような話ございました。まちなか再生プロジェクトは1年半近く活動してきたところでありまして、会議についても20回近く開催してきたところであります。これにかかる費用というのは報酬とかそういうのは一切活動に対してございませんので、町としては会議の際に出すお茶とかその程度の費用でございますので、そんな大きな費用をかけてはきていないというのが実態でございます。その金額の集計はできておりませんのでここで申し上げることはできませんが、最小の経費で事業実施をしてきたということでご理解いただきたいと思っております。

それから2点目でありまして、ふるさと自慢館の整備事業でございます。これにつきましても都市再生整備計画事業で実施するというようなことでございます。商工会がすでにふるさと自慢館というように形で営業しているわけでありまして、あの施設をもっとお客さんをお呼びするような施設にして、あの施設を拠点にして野沢地区の活性化を図っていくというふうに考えたところでありまして、今回の事業に盛り込んだということでありまして。

25年度当初予算に盛り込んでおります350万円は、ふるさと自慢館の今後の整備、建物であったり、あの敷地の活用ですね。その実施計画を策定するための費用が350万円ということで町のほうで商工会に補助していききたいということで計画したものでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 まちなか再生プロジェクトの説明をいただきました。課長は最小限で経費を使わせていただきましたということでありまして、今若者まちなか再生プロジェクトとか組まれているそうでありまして。私の申し上げたいのは、100万円では本当のまちなかができるのかということでありまして。本当に何年も何年も会議を重ねて、それから視察をしたり、今まで十分話し合いはアドバイスをいただきながら話し合いをされてきております。

私もそのメンバーとしても参加させていただきましたが、私はまちなか再生というのであれば、もっと一般財源多く確保して、そしてまちなか再生のこの言葉にあります自発的発想によるまちなか活性化を支援する、そういう文言があるわけです。

私はせつかくこの言葉があるならば、自発的発想というならば、私はこれをやりたい、私は手を上げたいという自発的発想であるとしたならば、私はお金に、金額に最初から、はじめから100万円じゃなくて、例えていうならば七日町、若松の通りがありますが、再生のためにやるならば200万円とかそういうものを投資してあげるよ、応援してあげるよ

というようなことで、現在七日町通りは人が往来するようになっておるわけでありまして。

でありますので、私は今後本当にまちなか再生という言葉が発することであるならば、最初から一般財源でいろんな計上されて、まちなか再生に臨んでいただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。会津若松の七日町通りの商店街のソフト事業がどれだけ使っているのかいうのはちょっとわからないわけではあります、いろいろプロジェクトのメンバーの皆さんがプロジェクトでいろいろ検討していただいて、こういったことに取り組めばまちなかが活性化できるんじゃないかと、こういったイベントをやったらどうなんだろうというような取り組みに対してソフト事業を支援するというようなことでございますので、建物を改修しましょうとか、街並みをきれいしましょうというようなハード事業はこの中には含まれておりませんので、そういった視察研修をしたり、さらにはいろいろ会議に使う資料であったり、そういった事務的な経費にかかるものを支援していこうというようなことでございますので、実際その経費ということで50万円程度を見込んだということでもあります。

それが不足するほどいろいろ活動していただくような体制になれば、これからこの事業は4年間続く事業でありますので、事業費の中でいろいろ金額の増を図ることも可能だというふうに考えておりますので、当面はそんな形で実施していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今の説明の中ではソフト面で若松はされたということですがけれども、われわれ常任委員会で石川県の輪島にいきました。そこも同じく震災の後で復興された。それも町で格子戸をつくる、街並みをきれいにするという中でそういう事例もありました。それは今後の課題で4年間という課長の説明でありますので、ぜひ、検討されてよりよいまちなかを再生いただけるような計画をしていただきたいと思います。

ふるさと自慢館であります、今まで商工会が中心に計画をされて今まで携わってこれらしましたが、私は今年度、町が協賛するというので私は大賛成であります。やはり協働の町として商工会が頑張った。これから行政も参画する。それから町民もそこに参画する。それが私は理想の協働のまちづくりであると思います。

現在の状態ではなかなか、よりっせに来られた方がまちなかにという言葉をよく言われますが、今の状態ではやはり1回来たら2度来る内容のまちなか再生ではありませんので、今後に対してやはりそういう取り組みということをいろいろ今回の計画の中にも含まれておりますまちなかに、さらなるやはり自慢館に対しての行政の応援をしていただけるように奮起お願いしたいと思いますが、その点、ひとつお願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ふるさと自慢館についてのおただしにお答えしたいと思います。ふるさと自慢館につきましては、今年25年度実施設計まで完了させまして、それから27年度には施設整備に対する補助金を出していこうというような計画を現在のところ立てているということでもあります。

その活用につきましては、活用のあり方につきましては、議員もおっしゃるとおり、道の駅から野沢のまちなかに入ってきていただいて、そこを拠点にしていろいろまち歩きをしていただくようなことになってくれればいいのかというふうな考えでいるところでありまして、1回だけではなく何回も来ても楽しいというような場所になってくれればいいのかというふうに考えているところでもあります。

商工会にもこういった補助事業を活用して施設整備を図りましょうというようなことで申し入れをしたところでありまして、商工会としてもその活用については今いろいろ検討しておりまして、人を呼び込むためには何をすべきなのかというようなことを検討していると。それに沿って施設整備を図っていくということで、町としてもこういった形でいろいろ支援をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 8番、質問、再質問、再々のまとめでやっていただきたいと思いますので。青木照夫君。

○青木照夫 最後に町道の下條線のことでもう一度伺いたいと思いますが、今まで消防署、救急自動車が入れない状態でいたわけでありまして、今般の整備で待望の道路が完成されて大変地元の周辺の方は喜ばれていると思います。その中で今の課長の説明では、もとの穴澤建設のほうから整備されると。それでよりっせのほうに抜けると。

もう一つ気になるところは、反対側というか、個人の名前でいうと、もと伊藤肉店の裏側通り、あそこも町道であります、舗装がされていません。その辺の今後の整備などについてはどうなのか。やはりあそこで最終的な道路が整備されればあそこに住んでおられる方は生活の安心・安全が確保されるのかなと思いますが、今後に対してのそういう整備の内容が報告していただければお願いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下條線の道路改良工事についてのご質問にお答えいたします。今回計画してます路線から伊藤肉屋さんの裏にいく路線につきまして、本年度測量設計の委託料を計上し、できるなら用地買収までしたいと、そのように考えております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 25年度の一般会計予算の総括で1点ほど伺いをいたします。本町の25年度の一般会計予算は国県の動向等を踏まえて予算の編成に臨んだとのことではありますが、対前年度比で12.8パーセント、金額で6億8,300万円の増額となっております。この増額は小学校新築費で3億3,000万円と、50パーセント近くを占めているところでもあります。その反面町の基幹産業である農林産業費は前年度対比で4.1パーセントの増でしかありません。

町長の概要の中で述べておられます。これは後年度の負担とならないために起債を抑制し、財源の重点的かつ効果的な配分を基本として予算を組まれたということでもあります。それにしても基幹産業が4.1パーセントくらいの増でしかないというようなことは、今後の町の活性化に大変支障があるのではないかなというふうに考えております。その辺、基本的な考え方の違いであろうかと思いますが、小学校の新築費に大きな予算を、借金をしてるんだから、あとは借金できないんだというような考え方のように思われます。

私は小学校、教育費というのは将来の子どもを担うためにいくら金をかけてもいいと思

うんです。それは今3億円かけても、借金ということでなく、将来への投資だというようなことで考えれば3億円ですか、この増はまず考えないで、もっと農林業に予算をかけるべきであるかなと思うところでございますが、町長の考えはいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回は今議員から質問ありましたように12.8パーセントという大変伸び率の高い予算を組んだわけでありまして。もちろんその大きな要因というのは今ほど申されましたように小学校の新しい新築工事と、それから明神橋、これの耐震補強工事も加わっておりますし、あるいはこれから町道の路線も加わっているわけでありまして。

農林業の関係でいいますと、4.なながしぐらいの増としかならないということでありまして、実は昨日、ミネラル栽培の米の総会がございました。約50名くらいの出席をいただいて総会をされまして、そしてその中で25年度産米のいわゆる作付け状況とか、あるいはこれからどういうふうにしたらば元気米をもっともっと波及していかなければならないのかということで、昨日わざわざ東京のほうの穀物の専門で取り扱っているJAの担当者がまいりまして、指導などを行って、学習会、あるいは研修会を行ったところであります。

そこでやっぱり今回のいわゆる会津ブランド米を風評被害に負けないようにするにはどうすべきかということで町も一生懸命これには取り組みますという話をさせていただいたわけでありまして、当然、今年必要な予算は十分確保しているというふうに思っているところであります。

具体的にどういうところにどれくらいの予算かといえ、これは担当課に答弁をさせていただきますけれども、あるいはハウス栽培のハウスの申し込みに対する満額的に応えておりますし、さらにこれから野菜栽培に当たっても指導、あるいは育成、さらには加工品、こういったところまである意味ではできる限り農林産物の消費拡大、そして地元産米、こういったところに十分予算を計上しているというふうに思っておりますので、それは昨年より予算が少なくて削ったとか、あるいは要望に応えていないとかということでは決してないのではないかなというふうには思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今後、統合の保育所とかそういうのもいろいろ考えられるんじゃないかと思いますが、こういうとき、やっぱり教育費にかけられるお金は違うんだというような考え方であったら一番いいのかなというふうに思っております。あくまでも借金じゃなく投資するんだというような、そういう考えでもっとも本来であれば伸び率ですか、12.8パーセントの中のほとんどが小学校新築だから伸びたからいいんじゃないかというようなことでなく、ほかの、農林業も予算を取ってもう少しやっていたらいいかなというふうな考えでありますので、今後、これからもそういう基本的な考え方に立っていただければと考えております。以上です。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今ほどのことでお答えしましたように、農家の皆さんと年間を通じながら営農集落とかそういった中でいろんな要望を聞いておりますし、あるいは中山間、さらにはブランド米に対する対応の仕方、さらにはそばコンバインとかいろいろな取り組める内容については最大限取り組んでいこうという姿勢には変わりはないんです。ですから、具

体的なものでこれは外されてしまった、これはやめてしまった、こういうことはだめだったというようなことが具体例としてあげれば、具体的にお答えをしますけれども、総体的な農業に関する予算規模というのは例年以上に私は確保しているということでもあります。

そして今回、60億2,300万円の大型を組んだわけでありまして。それは学校だけではありません。もっと精査をして見てもわかるとおり、学校の建築が大部分を占めた、占めたというけれども、それだけのやはりウェイトも高いことはそうなんでありましてけれども、やっぱりそれはそれと別個になって話にはならないわけです。やっぱり起債は起債、借金は借金ですから、総体的に見なければなりませんので、当然その要因は出てくると思うわけでありまして。

これは中学校を建てたときもまさに同じだったわけでありましてから、そういう観点で全体的に見なければなりませんので、学校は別枠で見るなんていうわけにはいきませんから、そういうことはご理解をいただきたいと思っております。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 農林水産業費の予算の伸び率の点に関しましてお答えしたいと思います。実質数字の上では4.1パーセントの伸びになってますが、中の事業費の増減を見ていただきますとわかりますが、新たな事業としてそば生産振興の補助金なり、それから農産物加工の具体的な補助事業なり、新規の事業が増えております。

また実際減額になった部分ではハウスの整備事業で農家の皆さんの要望を確認しながら計画的に事業を実施しておりまして、昨年10棟であったものが今年度は5棟の希望でしたので、事業費として3,400万円ほど減額になってます。

あと、農地・水の事業が制度の改正によりましてスーパー重点事業といわれるものが、昨年は当初予算で該当するすべての面積を事業費計上しておりましたが、今年度は実際補正では減額をしております。今年度については具体的に対象になる確実な数字を上げておりますので、それで8,500万円ほどの減額になります。

合わせて事業計画の実施、あと国の補助事業によって1億円の予算減ということで、それを指し引きますと、伸び率としては実質は2割以上の伸び率になっておりますので、他の項目に比較しても決して農林水産業費が伸び率が低いということではないと思っておりますので、その点をご了解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 せっかく農林課長がご答弁いただきましたので質問させていただきます。先ほど8番の青木議員が申されましたが、まちなか再生に100万円ほどではだめなんだというようなことで申し上げられましたが、私もそういう点で農林業に対しても何にしても同じだと思うんですよ。やっぱり金を使うときは使わなくちゃなんないというような考えを持っておりますので、いろいろ新規事業がありますが、新規事業にそれぞれ50万円とか100万円とか、そのくらいなことではなかなか成果が上がらないんじゃないかというような意味もありますので、そういう点で総括として質問させていただきました。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 私はちょっと確認ということも含めましてお聞きしたいと思います。当初プリントしていただいた概要ということでご説明をいただきました。その中の項目と事項別

の中だけではわからなかったものがありましたのでお聞きをしたいと思います。

まず、衛生費のこちら概要のほうなんです、衛生費の食生活改善推進事業、これについては34万2千円ということで132万8千円の減であるというふうになってます。町長のお話の中で健康がいちばんというような中で、食というものを大切にされると。そういうの取り入れてやっていくんだということでもあります。そういう中でその食生活改善の事業について減額だということの内容をお伺いをしたいと思います。

それから、教育費の中で放射線から子どもの健康を守る対策支援事業、これは138万4千円、前年度比同じでこれは新しい事業なのかなというふうに思うわけですが、これらの事業の内容をお伺いしたいと思います。そしてまた、どのくらい続けていくような長期的な事業なのかなということも含めてお聞きしたいと思います。

それから、小学校費、中学校費の中に小学校特別支援教育事業、また中学校においては中学校特別支援教育事業というものでそれぞれ1,500万円からの事業費になっております。これもそれぞれ増額というようなことになっておりますが、これらの内容について、事項別明細ではちょっとわからなかったということでもありますので、ご説明をお願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私から食生活改善についての考え方と減の内容を若干申し上げたいと思います。議員おただしのように健康がいちばんの中での食という観点についてはこれは非常に大事にしていかなければならないということでもありますので、これについては食育の取り組みも合わせて行っております。

それで、食生活改善の活動というのはこれからもやっぱり継続的に行っていただきたいということでもあります。しかし現実にはなかなか若い人が入ってこないということもありますので、今後やっぱり組織にそういった方々が、地域的に若い人が入ってくるような指導も併せて行っていかなければならないという課題もあることは事実であります。そこで今回減額となっている内容は、2年に1回沖縄との交流があるわけです。24年度でいきましたので、25年度はおやすみをし、26年度と、2年に1回ずつということでもありますので、今年はその予算が削られているということでもあります。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 10番、清野議員の特別な支援ですね、特別支援教育事業の内容についてお答えを申し上げます。どちらの学校でも同じなんです、近年発達障害とか、あるいは自閉症、さらにはADHD、LDだとか横文字もありますが、多動性の障害を持つお子さんが見られております。そのお子さんに対する支援ということでございまして、マンツーマンでつけて支援をしていかないと学校生活を送れない子どもさんもおります。

それから発達障害とまでは断定できなくてもその疑いがあると、そのようなお子さんもおられますので、そのようなお子さんを数人めんどろ見るといふような対応も考えているところであります。

小学校につきまして、昨年より多くお願いをしているところでございますが、一つは特別支援学級、昨年は県の教育委員会に認可していただけなかったんですが、今年も2名の在席で申請をいたしまして、ご配慮いただいて特別支援学級として認可をしていただけたことになりました。したがって、当初の予算ではご議決を賜りたいと思いますけれど

も、やがて年度当初でその減についての補正をさせていただけることになり、見直しからいきます。

中学校につきましても同じように障害を持つお子さんがおられますので、その子どもたちが楽しく充実した学校生活を送れる、また、学習も成立する、そのようなことのために支援員を必要とするという状況でございますので、その程度に合わせまして、マンツーマン、あるいは数人対応、あるいは学級の授業におけるT Tの授業だとか、そんなことも視野に入れまして計上させていただいたところでありますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

なお、特別支援学級に在席しておりますも、その中でまた多動性があるということであればマンツーマンでつける必要もございます。その辺のところも町の就学指導審議会、専門家にお入りいただいている会議でございますが、その会議の結論を尊重して対応させていただいているところでありますので、併せてご理解を賜りたいと思います。

さらにこの特別支援教育に対する支援員については、国の財政措置がございまして多少なりかは本町に交付をいただくことができるという性質のものでありますので、併せましてご理解を賜りたいと思います。

放射線関係につきましては、課長に答弁をしてもらいます。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 私からは放射線から子どもの健康を守る対策支援事業、これについて内容についてご説明を申し上げたいと思います。金額的にはここに載ってますように138万4千円でございます、これは放射線、福島県原発事故によりまして放射線が出たということで子どもたちが屋外で思い切り活動ができないということがあったことから、県の委託事業ということでできた事業でございます。

具体的には西会津小学校の冬に行っておりますスキー教室、これについて該当させるところでございます。その主な内容ですが、スキー教室に行く際のバスの借上料、また、スキーの指導のインストラクター代と、こういうものが主でございます、この事業、実は本年度から始まったものでございます。

本年度の当初におきましては、この事業なかったものですから、補正という形でとらせていただきまして、この前実施したところでございます。

新年度におきましても引き続きこの事業があるということで当初から138万4千円を計上したというような状況でございます。以上であります。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 先ほどの食生活関係については沖縄に行くということでもわかりました。今話の中でなかなか食生活改善推進員の増員がなかなか見込めないというようなこともあるわけですから、いろいろな沖縄に行っているいろいろ勉強して、また地域でそれを生かすと、大変いいことでありますから、いろいろな機会をとらえてそういう入ってもらえる環境づくりというのも必要だとは思いますが、沖縄に限らず、そういうことについてのお考えはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 この前の健康寿命が一番高いところというのが最近のデータでは沖縄ではなくな

ってしまったみたいな話出ております。長野県の佐久市、ここは昔からやはり保健・医療・福祉のトータル的な取り組みが進んでいるところでもあります。そういったところも十分に私たちも同じ気候や風土もだいたい似ているんじゃないかなというふうに思ってます。

そういったところで食の文化とか、あるいは生活習慣とかということについてもやっぱりこれから新しい取り組みの一つに入れていく必要があるんじゃないかなというふうに思っておりますので、沖縄に限らずそうしたところに行って研修をしていくということは非常に大事なことかなと。

これは職員のみならず、やっぱり町民の皆さんもそういったグループで、例えば食生活改善推進員の皆さんでもいいし、あるいは食育に関していろいろ研究されているグループでもいいし、こういったところも町と一緒に研修をしていく価値はあるのかなと、そんな取り組みもこれからしていきたいなというふうには思ってます。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括で2点ほどお尋ねしますが、まず、歳入のほうで町税の部分、町税に関しては収納率昨年並、たばこ税の増加が見込まれるということで若干の増加になっておりますけども、この税等の収納対策、いろいろ頭悩ませていらっしゃることでありましょうけども、今は町長先頭に税等徴収対策本部というような形で職員の皆さんが分担して一生懸命徴収に努めているということでもあります。

昨年の決算ですと、特会を含めれば収入未済が1億円、不納欠損1,000万円というような大変な金額があるわけです。この徴収対策、私はもう抜本的な対策が必要ではないのかなと、そういうふうな思いがありましたので、その点はどのようなお考えなのかお尋ねをいたします。

もう一つは、金額は少ないんですが、今年は野沢駅の開業百周年記念事業が20万円で計上されています。この20万円の内訳を見れば記念品5万円、あとは消耗品5万円、賄い5万円、パンフ印刷5万円というような金額である意味ものすごく少ないような気がしてお尋ねするわけですが、この百周年記念事業というのは当然百年に一度の大イベントであると思います。

これ企画するのに例えば商工会、駅前商店街、あるいは観光協会、JR、どういようなお話をされたんでしょうか。町長の今年の重点事業推進の基本的な考え方には、住んでみたい、行ってみたいまち、来てみたい、ということですから、JR野沢駅というのは一つの玄関口であります。この事業がこの程度の予算付けでいいのかどうか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まず1点目の税の収納対策のご質問にお答えいたします。税の収納対策につきましては、町長を本部長とする税等徴収対策本部会議並びに実務者会議をとおして滞納処分の基準の作成ですとか、管理職の協働徴収の実施というような取り組みを行ってございます。

それから徴収率の向上対策の取り組みでございますけども、まず1点目としましては、収納体制の強化ということでございまして、催告書の発送、電話や訪問による納税の指導、差し押さえなどの滞納処分など未納者の方に対して早めの対応ということで今まで取り組

んでございます。

ちなみに差し押さえ等の件数でございますけども、24年度はまだ終わってございませんので、22年度の差し押さえ件数が51件、23年度の差し押さえ件数が110件、24年度、今年度につきましても昨年同様の件数を実施してございます。

そのほかにも調査、差し押さへの調査でありますけども、22年度が72件、23年度が177件、今年度も昨年並の件数の実施となっております。そのほかにも口座振替の推進ということで納税組合、近年解散が増えてございます。数が減ってございますが、解散による収納率低下を防ぐためにも口座振替をお願いしているという状況でございます。

あとそのほかにも分納誓約の徹底とか、あと県との連携による収納の強化などによりまして収納率の向上に努めてございます。なお、23年度の徴収率の実績につきましては、すべてにおいて22年度を上回る結果となっております。本年度はまだ決算終わりませんが、昨年並の徴収率は何とか確保できる見通しでございます。

続きまして野沢駅開業の経費についてお答えします。今ほど議員のご質問にもありましたが、イベント経費として開設のセレモニー経費として20万円計上してございます。記念品代、それからパンフレットの作成費等で20万円を計上してございます。

これにつきましては、駅業務担当は町民税務課ということで開業のセレモニー経費を計上させていただきました。そのほか、そのセレモニーと合わせてイベントを実施するというので、7款の商工費の事項別明細書でいいますと86ページであります。7-1-2商工振興費の19負担金補助及び交付金の中に商業活性化対策事業補助金、50万円が計上されてございます。

これにつきましては、商業活性化対策ということで商工会に対する補助金でございます。この50万円の中でこの開業イベントを実施していただくということでありまして、2月の25日でありますけども、町の担当課であります町民税務課、商工観光課、それから商工会が集まりまして一応こういった事業、予算が通れば実施したいということで打ち合わせしてございます。

なお、ご議決いただきましたら、商工会のほかにも駅前通り商店街ですか、あとは観光協会等と連携を図りながらこのイベントを実施していくといった話で現在進んでございます。以上です。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 徴収対策については町民税務課、本当に多岐にわたる事務がありますので、大変だと常々思っておりますけども、私、専門のセクション、渉外担当ぐらいのセクションを置いてでもこの収入未済1億円、あるいは不納欠損1,000万円の対策というのは必要ではないかなと思っているわけですけども、そういう考えはないかということと、あと今ほどの商業活性化対策事業補助金50万円に関しては、私はこれは宿場文化まつりで毎年使わせてもらっていた経費かなと思ってたんですが、時期的に見るとその開業百周年というのは6月の末だか7月という時期になるようなんですけども、その宿場文化まつりとこれは別枠でとらえてもいいのか。あと先ほどのご答弁にありませんでしたけども、一番大切なJRとの協議はどのような形になっているのかお尋ねいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。JRの協議につきましては、ある程度関係団体で内容を煮詰めまして、ある程度原案が固まりましたらJRにご相談といえますか、協議にお伺いすることで現在進めてございます。

なお、開業百周年につきましては大正2年の8月1日に開業したということでございます。あとそのイベントの実施時期につきましては、現在協議中でございます。6月とか9月というような意見が出てございます。で調整中でございます。

それから、商業活性化補助金、通常ですと宿場文化まつりに対する補助金ということでございますが、今年度につきましては宿場文化まつりに係る補助は別の補助で計上しているということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 多賀議員のご質問のうち、税の収納対策についての組織的な強化、当然今ほど議員のほうからもご質問ありましたように、この税の対策については職員、管理職をはじめ毎年度大変な苦労しながらやっておるというのが実情でございます。しかしながら、この専門のセクションについては、25年については特段設ける予定はございません。

今の人員体制のさらなる事務的な強化、そういったものを含め、さらには県との共同での収納率アップに向けた対策等を交えながら25年度も引き続き収納対策を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 収納対策については昨年はいろいろ給付金事業等があつて、例年よりは恵まれたというか、集めやすい、徴収しやすい環境だったと思っておりますので、今年はさらなるご努力をいただいて徴収には努めていただきたい。

あと百周年記念事業というのは野沢駅ばかりじゃなくて、鉄道開業して百周年たった市町村の駅があると思っておりますので、その辺をよく参考にさせていただいて、集客できるようなイベントにさせていただきたいと思っております。これは要望です。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 児童福祉費の中で、保育所駐車場整備工事とあります。これ330万円上がりますけど、330万円で果たしてあの家屋の撤去から舗装工事まで全部できるんですかね。

○議長 今総括でやっておりますので、それはもしあれば。

○渡部憲 後でいいです。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 1点ほどお尋ねをしてみたいと思っております。今回25年度の当初予算が60億、そして昨年が53億ということで大変積極的な予算の組み方をされております。その中で繰入金の中で一つお伺いしておきたいと思うんですが、これはたぶん基金ということで町民の皆さんのいろいろと重要なお金、貯金をされいている部分、あるいは特別会計のほうから入ってくるお金等があるんであろうと思っております。その中で財政調整基金というのがたぶん3億7,000ほど入ってきてるだろうと思っております。

それからまた、東日本の基金等も災害基金だろうと思うんですが、6,800万円ほど入ってきてるだろうと思っております。こういう大事な予算を組んでおられる中で、比較的昨年からしてみますと、140パーセントの増を見ているわけでありますから、安全な運転をして

いただくためにも、これを使った際の財政調整基金などはどのくらい残っている金額になっていくのかなどをちょっとお尋ねしていきたいと、こんなふうに思います。非常に積極的な、町民のためにやろうとしている財政でございますので、そういったところ、町民が安心できるような取り組み方をさせていただくということを前提にいたしまして財政調整基金の見通しなどをちょっとお尋ねさせていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 財政調整基金の関係についてお答えをさせていただきますが、財政調整基金、新年度で3億7,000万円ほど繰り入れをさせていただいております。これは例年にないような今回取り組みということでございまして、先ほど町長からもお話ありましたけれども、明神橋の耐震補強工事のいわゆる補助裏、補助金の残りの財源に充当する部分、約7,000万円、それから財政の今後の健全性を維持するための繰上償還ということでそれに1億4,000万円ほど見ております。

そのほか、庁舎整備基金で積み立てということで、これも5,000万円ほど見ておりますので、例年に比べますと非常に特殊要因の多い中での繰り入れということでございます。24年度の、これまだ最終補正、最終日に追加提案をお願い申し上げますけれども、それをちょっとまだ見込んでございませぬけれども、現時点での24年度末で約9億7,000万円くらいの残が残るということでございます。

ただ、この後、特別交付税が決定されますと、またここに積み増しという形になりますので、おおむね24年度末では10億円程度の残になるのかなというふうに考えております。財政調整基金の基本的な考え方を一つ申し上げておきますが、標準的な財政調整基金の積立残高と申し上げますのは、いわゆる標準財政規模、西会津町でありますと36億円くらいがいわゆる標準財政規模という形でいわれております。その10パーセントが財政調整基金の残高で持っていなさいよということでございまして、10パーセントあれば災害等が発生したときに第一次的に対応できるということになります。

そういったことで考えますと、今現在の残高は約3倍近くの残高がございまして、いろんな年度間調整、あるいは災害等が発生したときの対応には十分できるということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは何点かお尋ねをしたいと思います。今ほども質問ありましたが、今年62億円ということで、久しぶりに60億円超えたという積極予算であります。その6億8,000万円ほど多いわけですがそのうちの約4億円は国県の支出金でありますから、またこれも国県から4億円のプラスですから、非常にいいことだなと思います。

財調から3億7,000万円と取り崩しておりますが、前年比2億5,000万円ほど多いわけですが、繰上償還に1億3,000万円から使っておりますので、これも本当に健全な財政だなという感じを思いました。

これだけ積極予算を組みますと期待も大きいわけですが、ただ、大型の公共事業はどうしても地元の経済との兼ね合いといいますとなかかか地元には使われにくい面もありますのでそこら辺は最大限配慮して地元で金が落ちるような配慮といいますか、それをすべきだろうと思います。お願いを申し上げます。

今回の、これは全員協議会の資料でわたったわけですが、重点施策と主要事業ということとあります。新規の事業が今年度 34、昨年、24 年度は 16 でありますから、倍の新規事業を今年度は予算を組まれたわけとありますが、この事情とといいますか、背景をお聞かせをいただきたいと思えます。これも期待が大きいからであります。

今、国は民主党から自民党に変わって、安倍さんが総理大臣になった。そうすると日本を再生していくんだと。再生プロジェクト、お話ただけで株価は上がっていくと効果があるわけです。これは私は民主党から自民党に変わったと。民主党のやり方がまずいから再生をしていくんだというふうにとらえておられるわけとありますが、町でも今回の提案理由では、平成 25 年度は西会津町の再生の年と位置づけている。こうおっしゃっておられるわけとあります。

先ほどの理屈で言えば自分が伊藤町長になって 4 年になって、何を自分のやっていたことを再生する必要はないだろうと。その中であえて再生という言葉をお使いになったのは、私なりに考えれば、これも提案理由でおっしゃっておられますが、3 点、その政治の基本として今まで運営してきたし、25 年度も運営していくと。

その一つとして真っ先に地域経済の活性化をうたっておられるわけとあります。しかし、ずうっと見てきますと、人口の減少等もあいまって、西会津の経済の地盤はマイナス方向、沈下方向ではないのかなと。そういう中で T P P 交渉参加を決めてしまいましたし、あるいは消費税がこれから上がってくるとなると、なかなか西会津の経済の展望が開かれないのではないかなと。

一番大事なのはここで暮らす人の経済の活性化、これを大変大きなテーマとありますが、25 年度その再生の、経済活性への再生元年として位置づけてこれからやっていくべきだろうと思えますが、そういう点では先ほど荒海議員が言ったように 4 パーセントマイナス、あるいは商工会も実質的にはプラスの予算ではないかと私見ておりますが、そういう点でこれからの大きな課題は経済の活性化だと、そういう点で町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

次、職員の給与についてお尋ねを申し上げます。今までは人事院勧告に従ってそれをルールとして今まで職員の給与を決定してきましたが、それを無視ですね、今の政権は、給与を下げると、人事院じゃなくて政府そのものが下げると。地方交付税を下げてしまうぞと、実際下げたという総務課長の説明もありますから、これはどう、じゃ、職員の給与に影響していくんだらうとかかと。

全国知事会も、全国の市長会も町村長の会も、これは地方が決めることだから何も余計なことと言っているなということとありますが、しかし、また国の方針に逆らうとなんていう心配もありますが、町では職員の給与をどう今年どう飲んでいくのか。

国の言うことはおかしいなと思ふんですよ。2 パーセント物価上昇あげるからその分民間には給与上げてください、ボーナスをいっぱい出してくださいと言いながら、公務員にだけは下げろなんていうのは、これは私は理屈に合わないなと。できるならば国に抵抗しても、近隣の町村との兼ね合いもあんでしょうが、やはりそこら辺は今までと違うわけとありますから、どういう対応をおとりになるかということとあります。ラスパイレスはどのようにしておられるかということ。

で、職員のことが出ましたのでここで聞いておきますが、いわゆる臨時職員、今25年度ではどの程度の職員を見込んでおられるのか。そのうち緊急雇用創出基金ですか、これによる雇用がほとんどだと思いますが、その基金での雇用人数、また町独自で雇用的人数等をお聞かせをいただきたいなど。緊急雇用がなくなればそれだけのまた経済にも影響を及ぼすのでお尋ねをしておきます。

それと給与費明細書を見ましたならば、その他の特別職が25年度は24年よりも136人多いと記載されておりますので、この理由をお聞かせをいただきたい。

それからずうっと見ていきましたならば、級別の標準的職務内容の中に、保健師長という言葉が出てきませんでした。これはどういうことでしょうか。保健師長ということで辞令を交付しているはずでありますから、ここで保健師長のお名前が、保健師長という職、ないのが私はおかしいなと思いますが、これはどうなっておられますか。

あと、いわゆる今の放射能汚染による東京電力との補償の関係であります。これは実際25年度の予算ではどのように見て、どの程度補償は進んでおられるのかということと1億3,100万円、一部繰上償還をなされたということでもあります。非常に財政調整基金が標準の3倍もある中ですから、こういう繰上償還を積極的にやっていくべきだと思いますが、この償還の内容といいますか、どういう起債で、利率、そういう面、今までのやりとりの中ですとなかなか繰上償還できないということできていますので、そういう中で1億3,000万円も繰上償還できるわけですから、そこら辺の事情といいますか、この基金のことについてもお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 それでは長谷沼議員の質問の中で今年の予算編成に対する基本的な姿勢の中でのいわゆる今年が再生元年の年と位置づけているということで、その具体的な取り組みの姿勢を明確にさせていただきたいということでもありますので、私のほうから申し上げたいと思います。

これは皆さんも承知のとおり、2年前の3.11、これによって国もそして特に福島県もまったく180度変わってしまったということでありました。これは経済でも教育でもあるいは生活基盤、すべてがやっぱり非常に大きな未曾有の打撃を受けてしまったわけでありませう。

これに対する国や県の方針というのはいち早く復興だと、あるいは復旧だとかういいまして、そしてこれに向けて取り組んできたわけでありましたが、1年前からいかに復興・復旧を進めていくかということにおいては、その地域の実情に合わせた再生計画というものはいよいよこの地域なりにつくっていかねばならないという方針できているわけでありませう。

特に24年度、これは県でも同じように知事もそうではありますが、今年が福島県再生の年だと、こう位置づけをされております。やっぱり西会津町でもそれに呼応するかのよう、やっぱり地域経済というものを再生していこうと。それは昨年とこれまでどれだけ違うのかとこう言われれば、これは一目瞭然、非常に農林産物の風評被害というものが大きくダメージであって、西会津町のそうした農林産物の風評被害がまだまだ立ち直っていないという実は現状もあります。

一方、商業関係においても、これはロータスインの宿泊の状況、あるいはよりっせの入り込みの状況を調べてみても、ようやく戻りつつはあるけれども、ここ1、2年というのは非常に落ち込みが大きかったわけであります。それに対する、もちろん東京電力にいわゆる補償を出しておりますし、その補償も今回で、例えば振興公社を見ても300万円以上からの補償をいただいているわけであります。それだけやはり経済的にも疲弊しているということは数字を見てもわかるとおりであります。

これをやっぱり西会津町の経済に置き換えたときには、もっと再生をしていかなくちやならないという時期にきている。それには今の農産物を具体的にもっとPRしていかなければならないし、そして何よりも作る人が、これは確証をもって、そして前向きにものを生産をしていただくということをしっかり対応していただいて、そしてその風評被害に対しては1月の23日、24日にトップセールスに行ってみましたが、さらにこの4月の18、19、これは米、そして農林産物を含めてまた市場開拓をどうするのかということで業者のほうの皆さんにトップセールスを行っていく予定であります。

そうして徐々に、徐々に経済効果というものを高めていかなければならない。つまり、地域経済をもっと活性化をしていく、あるいは3年前に戻していく、こういうことが一番大事なときであろうというふうに考えながら、今回再生の年だということで位置づけながら、自らもそれに積極的に取り組んでいるということでもあります。

そして、これまでの予算の関係においてもそうではありますが、これは積極的にわれわれも国が示している予算であれば、例えば復興交付金であれ、あるいはブランド化であれ、さらには今後補正で提示させていただきますけれども、今回過疎集落自立緊急対策補助金、これについても積極的に町として提案型を行って予算付けをしていただいているわけであります。

こういった取り組みをやはりきちっと対応しながら、地域の経済、あるいは農村、あるいは農業を行っている皆さんとともに取り組んでいく姿勢を、そして具体的な形をとおして対応していきたい。これがいわゆる再生を目指す取り組みの一端でありますので、どうぞご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 25年度の当初予算には新規事業が30いくつ上がっている。その理由というようなことの質問にお答えしたいと思います。25年度につきましては、これまでの説明でも申し上げておりますように、定住と交流に特に力を入れて取り組みましょうというようなことで考えているところでございまして、それらに関する事業を計上したということで、それに特化した事業が3つほどございます。

あとそのほかの学校に係る事業、2事業。それから太陽光設置していきましょうという事業が新たに3事業加わったということ。それから野沢地区の都市再生の整備事業につきましても新たに事業採択を受けて着手していくと。それが3事業ほどございます。そのほか復興支援交付金につきましては本格的に今年度から、復興交付金を活用した事業を新たに今年から活用して事業を盛り込んだということでありまして、それらの財源ができたということで新規事業として5事業ないし6事業を取り組む計画をしているというようなことであります。結果として本年度は新規事業が昨年に比べれば大幅に増えたという結果とな

ったということでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは議員から何点かご質問いただきましたのでお答えをしたいと思います。まず、1点目の職員の給与の関係でございますが、地方公務員の給料の関係につきましては、議員もご承知のように、本年の1月24日に地方公務員に対する給与の改定の取り扱いということで政府において閣議決定をされまして、総務大臣名で1月28日に各地方公共団体にその要請がきております。

その内容でございますけれども、現在国家公務員においては、東日本大震災の復興財源に、その財源として充てるために、平均で7.8パーセントの給料の削減を行っております。それと同じように、地方においても平均7.8パーセントの引き下げをやっていただきたいというような要請がきたところでございます。

この地方の給料の決定につきましては、議員がおただしにございましたように、本町においてはこれまで人事院勧告を尊重いたしまして、さらに県の人事院勧告、こういったものを参考にしながら給料の決定をしてきたところでございます。

しかしながら、今回は政府からの要請というような形でございまして、具体的にはその国家公務員と同じように7.8パーセントの範囲内で削減をしていただきたいということでございます。本町においては、先ほどラスパイレスのおただしもございましたけれども、今回の平成24年度の本町のラスパイレスは、国家公務員が引き下げした後の比較で申し上げますと、105.5ということでございます。これを引き下げしない状況でありますと97.3ということでございます。

今回、国からの要請は、先ほど申し上げましたように7.8パーセントの範囲内ということでございまして、本町に当てはめますとこのラスパイレスで100を超えている5.5、ここを基本として削減をしていただきたいというような考え方でございます。この取り扱いにつきましては、現在、会津耶麻町村会の中で同一歩調を取っていきたいというような考えもございまして、近隣の町村の動向を見ながら決定をしていきたいというふうに考えております。

それから2点目の臨時職員の関係でございますが、町の独自で雇用する人数につきましては、現在約10名ほどを考えてございます。これは退職者の補充、あるいは病休等、あるいは産休等があった場合にその補充に充てたいというふうに考えております。

なお緊急雇用の関係につきましては、後ほど商工観光課長のほうから申し上げますのでご理解をいただきたいと思います。

それから3点目の給与費明細の特別職の関係でございますけれども、前年度に比較して136人多いということでございます。この大きな要因は、本年度、参議院議員の通常選挙、それから町長選挙、さらには町議会議員の補欠選挙ということで予定しておりますので、それらの投票立会人の、あるいは管理者の皆さんの人数ということで大幅に増えているということでございます。

それから保健師長の関係でございますけれども、給与費明細に載っておりますのは、いわゆる級別の、給料表で申し上げるところの級別の職務内容を記載したものでございまして、保健師長の職名から相当するのは係長というのがその相当職になるわけでございます。

保健師長という名称でございますが、これは町の行政組織規則に基づいた職名ということでございますので、その点についてはひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、東京電力に対する補償の関係のご質問でございますが、これまで町が東京電力に請求してまいりました補償の内容につきましては、上水道の水質検査、それから下水道の汚泥処理費用、さらには学校給食における検査用食材、これらにかかった経費について請求をしてきたところでございます。

なお、当初予算にはこの度の、25年度の当初予算にはそういったところの賠償金の予算関係については計上はされておられませんのでご了承いただきたいと思っております。

それから最後のご質問になります。繰上償還の関係でございます。今回1億3,100万円ほど繰上償還をお願いを申し上げます。この内容でございますけれども地域総合整備事業債でございます。これはかつてさゆり公園周辺の整備ですとか、ロータスインの整備だとか、そういったところをやってきた起債でございますけれども、これを17年に一度借り替えをしてございます。借り替えをしまして30年までその期間があるわけですが、利率が2.0パーセントということで、近年においては比較的高い利率ということでございます。現在の借り入れについては1.1あるいは1.2パーセントでございますので、この辺の2.0パーセントの部分の起債を今回繰上償還をお願いしたいということでございます。

なお、この繰上償還をすることによりまして、軽減される利子の金額につきましては726万5千円ほどになる予定でございます。なお、この借入先につきましてはJA会津いいで、それから会津信用金庫ということでございますので、今後この関係機関とともに協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは緊急雇用創出基金事業についてお答えしたいと思います。平成25年度につきましては、震災対応事業というようなことで東日本大震災により失業された方々の雇用の創出、提供というような、そういった目的で国のほうで実施するような予定でございます。国の補助金で実施する予定でございます。

本町におきましては15の事業で29人の採用、そして事業費として5,950万円というようなことでございますけれども、そのうち町直営につきましては11人、その他町内の事業所関係で18人というようなことでございます。全体で29人の採用というような、雇用の機会を創出するというような、そういった予定で予算に計上させていただいております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 風評被害のお話ありましたが、これは喫緊の課題であるなど。これは一日も早く元どおりといいますか、にしていかなければいけないだろうと思います。これは一般質問で後ですればいいと思いますのでこれからしていきますが、やっぱり地域の経済を活性化させるためには、やはり思い切った施策、大きなお金を注ぎ込んでいかないとこれからTPP、消費税の問題がありますから、私が今お話したのでありまして、これは後で一般質問等でやっていきたいと思っております。

豪雨災もすべて災害復旧したとっておりますので、やはり再生というのは西会津の経

済が本当に活気あふれる経済にしていくことが再生じゃないのかなということこの点お尋ねしたわけであります。

そうすると、町としてはラスパイレス、100 になるまで給与を、原則として下げたいんだというふうに取りますが、町長、県に行って三つの要求だなんていうふうに強い要求をしてるわけでありますから、国にもお前たちの勝手ないうこと聞いてられないと、下げる方向であっても一気にそこまで持っていったいいのか。やはり段階を踏んでやるということも選択肢に私は入れるべきではないのかなと。他の町村の動向等も見ながらというお話でありますからそれも無視もできません。

ただ、いっぺんに 5.5 も下げられれば、これは非常に経済にも大きな影響を及ぼすわけでありますから、そこら辺は再考する考えがあるかないかお尋ねをします。

緊急雇用のお金ですが、これはいつまで続く見通し、何年までこの基金があるのか、その見通しを持っておられるならばお答えをいただきたいと思います。

保健師長のことでありますが、組織表には載っておるから問題ないというお話ですが、いわゆる保健師長は 3 級で係長相当職だと。主任保健師も係長相当職でありまして、それはきちっと給与費明細書には主任保健師が載っておるわけでありますから、私はやはり保健師長というものはそういう辞令を出しておって、組織表にも載っておるので、これはやはりここに記載すべきであろうと思いますがいかがでしょうか。

あと、東電の補償のじゃあ請求の金額はいかほど請求なされておるのか。で、これの見通しといいますか、いつころこれが入ってくるのかなと。農家には補償金が何回かに分けて入っておりますので、それを考えるならば自治体の取り組みが遅いんじゃないかなという気もしますので、お答えをいただきたいと思います。

あと、繰上償還ですが、できるのは本当に繰上償還をしてほしいなと思いますが、ただ、起債の性質上できない起債もあるわけでありますから、話し合いに応じて起債が繰上償還できる起債というのは J A、信金とおっしゃいましたが、それ以外にあるのか。あと、今最も高い償還金の金利は 7 パーセント台もちょこっと持ってるような気がしますが、それはありませんか。あと 5 パーセント台もそれなりにあると思っておりますがありませんか。それをお尋ねしておきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは再質問にお答えをしたいと思います。先ほど給料の引き下げのご質問でございますが、ラスパイ 100 まで下げたいというような議員からのおたしでございましたけれども、われわれけっして 100 まで下げたいということではございませんけれども、国からそういった東日本大震災の復興のための今回の特別な扱いということで要請がありますので、それらを十分に考慮しながら。で、その実施につきましては近隣の市町村の動向等も踏まえまして十分に検討をしてみたいというふうに考えております。

それから 2 点目の保健師長の記載の関係でございますけれども、議員がおたしのように少し曖昧な部分もございますので、これにつきましては、今後十分に見直しをさせていただきます。しっかりとその給料明細のほうに反映させていきたいというふうに思いますのでご了承をいただきたいと思います。

それから起債の繰り上げ償還の関係でございますが、現在、一般会計で申し上げますと

5パーセントを超えるものはございません。できるだけ高いのは繰上償還とかそういうことでやっていきたいというふうに考えておりますけれども、議員先ほどお話ありましたように、繰上償還ができるものとできない起債がございます。いわゆる政府資金、財政融資資金あるいは旧郵便貯金だとか簡易保険からの借入れ、こういったものにつきましてはまったくできないというわけではないわけでありますが、これは一定の条件がございます、いわゆる実質公債費比率が非常に悪化している団体、こういったところでないと繰上償還ができないということでございます。幸いにして本町においては今のところその実質公債費比率については適正規模の中にございますのでそういった政府資金はなかなか繰上償還ができないということでございます。

比較的できやすいといえますのは、いわゆる縁故債とっておりますけれども、民間の金融機関からお借りいたしました資金につきまして、その金融機関と協議をさせていただいて繰上償還をしていくということでございます。

それから、東京電力の請求の関係でございますけれども、現在まで請求をしておりますのは先ほど申し上げた3件でございます。そのうちの下水道の汚泥処理の関係につきましては、101万6千円ほど請求いたしまして、これはすでに入金済でございます。

それから水道の水質検査と給食食材の関係につきましては、水質検査については44万2千円、給食の食材については2万3千円ということでございます。この水質検査と給食用の食材の関係については現在請求はしておりますが、いつころ入るかというのはまだはっきりしたところはわかっていないということでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 緊急雇用はいつまで続くのかというようなご質問でございますけれども、当初は緊急雇用につきましては本年度、平成24年度で終了というようなお話であったわけですが、やはり東日本大震災の被災地の雇用が悪いというようなことでありますので、来年度につきましては、被災地限定でこの事業が継続されるというようなことでございます。

平成26年度以降については今のところ未定だというような状況でございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 新規で34、こう実施されるわけでありますが、これはその事業の性格上単年度で当然終わらなくちゃなんないのもあんでしょうが、やはりできるだけ継続してやっていくことによって効果が表れると思いますので、そういう点ではこの34の新規、来年度もかなり継続するようにこれから計画といいますか、実施していくべきだと思いますがそのお考えがあるかないかお尋ねします。

津波の被害はこれ自然災害ですから仕方がありませんが、原発による被害というのはそれは国と東電が責任を負うべきであって、その分まで給与に影響させるというのは私はおかしいと思っています。これもそれだけ言うておきますが、東京電力の補償で具体的にわかりましたが、例えばこのために職員の皆さんが、例えば残業をしたと。私はそういう分まで当然請求してもいいのではないかなと思っていますが、そういう点ではいかがですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

- 総務課長 東京電力の補償の関係についてお答えをしたいと思います。今ほど職員が残業やった分の経費だとか、そういった関連の経費の部分についてでございますけれども、まだそういった部分の項目まで請求の段階まで至ってないということでございます。われわれといたしましても当然そういったところの今回の原子力災害にかかる経費につきましては、基本的にはすべて東京電力が補償するのが当たり前だというふうに考えておりますので、そういったこれからそういった項目が示されてくるというふうに思いますので、そのときにはきちんと請求をしていきたいというふうに考えております。
- 議長 副町長、藤城良教君。
- 副町長 平成25年度の新規事業については今34事業ほどということで件数的にも多く、新しい事業を取り組む予定にしております、当然ながら25年度でこの事業を行いまして、その事業の途中経過、そういったものも十分検証して、見直すべきものは見直す、廃止するものは廃止する。始まっていないのに廃止というのもなんなんですけどもそういった事業の検証を十分並行しておこないながらつなげていくものはつなげていくという考えで対応してまいりたいというふうに思っております。
- 議長 13番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉 すみません、もう1回質問させていただきます。副町長がせっかくご答弁をさせていただきましたのでお尋ねをしますが、私はこういう、例えば新規34、今言ってますが、これの効果というのは予算に計上したお金の半分以上支出しなければ、これはただやっただけに過ぎないのではないのかと。効果という面では疑問が残りますので、そこら辺に意を用いて25年度やっていただくことをお願いをしておきます。
- 議長 以上で総括質疑を終わります。
暫時休議します。(11時50分)
- 議長 再開します。(13時00分)
続いて款ごとの質疑を行います。まず歳入であります。
1款町税、ありませんか。
- 議長 13番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉 申告は終わったわけですが、まだ全体的なまとめはなされておられないでしょうが、傾向としてどのような収入といいますか、所得といいますか、どのような傾向だかまずお尋ねをしたいと思います。農業関係は、米関係は価格が上昇した分は収入は多いと聞いております。そういう中で町民税の法人税が490万円ほどマイナスですが、これはどのような要因といいますか、ということで、企業は経営的に前年度よりも暗い見通しかなというあたりが心配なのでお尋ねをいたします。
あと、たばこ税で958万円ほどプラスになっているわけですが、これはたばこ税が高くなったという説明でしたが、たばこ税が上がれば消費が減っているというのが常にたばこ値上げしたときには消費が減るというふうになっておりますが、今回もそこら辺の動向をつかんで、今までの本数に単純に値上げした分をかけないで、そういう消費の動向も勘案してこのようなマイナスになったのかということをお尋ねします。
- 議長 町民税務課長、新田新也君。
- 町民税務課長 町税についてのご質問にお答えいたします。まず第1点目の今年の所得

の傾向というご質問でございますが、3月15日に町県民税の申告が終わりました。2月7日から3月15日まで受け付けをしまして、まず全体的な傾向の主なものでございますけども、まず1点目につきましては、先ほどお話にもありましたとおり、農業所得について米の値段が1等米で2,800円くらい上がってございます、1俵当たり。ということでそれらも含めまして全体的に農業所得は前年よりも上がっていると。ですからある程度大規模な農家の方の所得税、住民税、かなり上がった方もおられたということでございます。

なお、昨年の申告につきましてはやはり米の値段が上がったことと、戸別所得補償の部分で昨年度も農業所得が全体で1億以上伸びたということで、本年度はさらにそれよりも伸びるということでございます。

あと、そのほかの傾向でございますけども、農業関係で東京電力からの補償金が入っている方がおられまして、その分でも農業所得が伸びる要因となっております。

それから給与所得につきましては、全体的にそんなに大きな増減はなかったということでございます。

あと営業所得でございますけども、営業所得の場合はほとんどの方が青色申告ということで税務署申告になってございまして、町で受け付ける営業所得はごくわずかということで、動向についてはきっちりしたものはつかんでないという状況でございます。

それから2点目の法人町民税の動向でございますけども、法人町民税につきましては21年度の決算額で税割、均等割合を合わせまして2,004万1千円、決算額でした。その翌年、22年度につきましては、2,231万3千円ということで21から22にかけて上昇傾向。それから23年度の決算につきましては3,846万8千円ということで、23年度にかなり伸びてございます。町内の数社が税割である程度伸びましてこのような結果になったわけでございます。

24年度、今年度の決算見込でございますが、主要な企業はほぼ決算終わりを確定してございます。そのうちに22年度から23年度にかなり伸びた企業が数百万減額になったということがございまして、24年度の決算見込では2,473万6千円程度になるということで、それにしましても21年度、22年度よりは上回る数字ということでございます。

なお今年度、法人税につきましては、なかなかその景気の動向、業種とかそういったものでかなり違ってきますので、25年度当初予算につきましては特殊に伸びた23年度、その分を除きまして21年、22年、それから今年度の見込の24年、その3カ年平均で予算を計上してございます。

それから3つ目のたばこ税の増税についてのご質問でございますけども、たばこ税につきましては、法人税でもう一つ言い忘れました。法人税率、改正がございまして、法人町民税につきましては、国の法人税の14パーセントが町の法人町民税の税割になります。で、国の税率改正によりまして法人税が5パーセント減額になります。それに伴いまして町民法人税も下がりますので、その分もいくらか加味してございます。

続いてたばこ税についてのご質問でございますけども、たばこ税につきましては、25年4月から税率改正になりまして、一般的なたばこ、旧3級品以外のたばこにつきましては、1,000本当たり4,618円、それが改正によりまして5,262円、率にしまして13.9パーセントアップと。それから旧3級品につきましては1,000本当たり2,190円が2,495円になる

ということで同じく 13.9 パーセントの増となります。たばこ税の積算に当たりましては、一応税率改正の分、それから前年度、24 年度の決算見込等を考慮して積算したわけでございますけれども、たばこを吸う人、健康志向ということで減少率を見た上での計上ということでございますのでご理解いただきたいと思ひます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一つだけと申しますか、農業所得、収入の関係で所得が伸びた要因の一つに課長は原発の補償をあげられましたか、これは価格が下がった分の補償ですから、われわれにとっては当然もらって当たり前で何ら前年と比較して所得が増えてるわけでありませぬので、同じような認識に立っていただければいいなと。でないと、農家の皆さん方が反発なさる可能性がありますので同じような認識に立っていただきたいと思ひます。

先ほど一つお尋ねするのを忘れたわけですが、今年は指定金融機関が変ります。それによって納税貯蓄組合の方々の 24 年度までの仕事が変わるということで、納税組合を解散しようとする動きがありますので、これら 25 年度の納税貯蓄組合に対する町の対応をお伺いしておきます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 納税組合に対するご質問にお答えします。現在、5 地区それぞれ納税組合がございまして、そのうち群岡地区と新郷地区につきましては指定金融機関、収納代理機関であります会津信用金庫、それから J A 会津いいでの支所がございませぬ、支所がない地区が上野尻と新郷ということで、2 年前ですか、新郷、群岡の J A の支所が廃止になった際に J A のほうと話をしまして、月 1 回、納税のある月の月末、月 1 回出張徴収をしていただけないかということでもう今年度まで、24 年度まで出張で徴収事務を J A にお願ひしていたと、そういった経緯がございませぬ。

25 年 4 月指定金融機関が J A から会津信用金庫に変更になるということで、信用金庫のほうに同じような取り扱いでお願いできないかという話をしましたところ、ちょっと今の職員の体制では無理だと。それでは指定金融ではなくなつて収納代理の J A さんにもできないかという話をしたらなかなか難しいと、そういった話になりまして、あと納税組合の方からもそういった話が出てきたところでございませぬ。

町としましても収納率の向上の面とかいろいろな面を考えまして、やっぱり納税貯蓄組合は存続していただきたいという考え方が基本にございませぬので、郵便局、新郷にも群岡にも郵便局がございませぬので、そちらのほうで納付できる方法はないかということで種々検討したところであります。

その結果、郵便局でも納税ができるという話になりまして、群岡地区と新郷地区の納税貯蓄組合長さん、2 度ほど集まっていたございませぬので、その話をしまして、希望する納税組合については郵便局でも納められるようなことで話をしてございませぬ。以上です。

先ほど、補償で伸びた分もあるとお答えしましたが、一つ私のほうで申告を受け付けた際に、補償でいただいた分は、それは下落分、さっき議員がおっしゃったとおり、そのとおりでございませぬけれども、経費がやっぱりかからない部分があるんです。その分で所得にすれば伸びるといふこともあるといふことでございませぬのでご理解いただきたいと思ひます。

- 議長 2番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 4ページの軽自動車税の滞納繰越分なんですけども、前年度は確か1桁台だったです。それも前半です。それが今年は2桁台になっている原因なんですけども、私がおもうには単純に滞納になったというのは、苦しいもありますけども、あえて所有者がいなくなっただけのままに放置されているのがあるのではないかと思うんですけど、その辺のところも検討する価値はあると思うんです。あと今後の対応についてお聞きします。
- 議長 町民税務課長、新田新也君。
- 町民税務課長 軽自動車税についてのご質問にお答えいたします。滞納繰越分、軽自動車の滞納繰越分1万2,000円予算計上ということで、これにつきましては軽自動車税1台4,000円、その3台分ということで計上してございます。軽自動車税につきましては、未納で残っている分につきましては、所有者の方に訪問徴収をするなり、お話をした中で実態がもうないんだといった話もございます。そういった場合につきましては、実態がないのであれば登録を抹消するような作業も年間で数件やっているところでございますので、実態がないものについては課税をしないということでやってございますのでご理解をいただきたいと思っております。
- 議長 2款、地方譲与税。
- 3款、利子割交付金。
 - 4款、配当割交付金。
 - 5款、株式等譲渡所得割交付金。
 - 6款、地方消費税交付金。
 - 7款、自動車取得税交付金。
 - 8款、地方特例交付金。
 - 9款、地方交付税。
- 13番、長谷沼清吉君。
- 長谷沼清吉 1点だけお尋ねをしておきますが、課長から当初説明がありました。地方交付税、職員の給与分を見込んで今回地方交付税を算定したということでありましたので、おおよそ、これ政府のまだ成立していませんけれども、おおよそ職員の給与分でどの程度地方交付税が減らされると見込んでおられるか。それだけお尋ねしておきます。
- 議長 総務課長、伊藤要一郎君。
- 総務課長 本町の職員の構成からいたしまして積算申し上げますと、おおよそ4,000万円と見込んでおります。
- 議長 10款、交通安全対策特別交付金。
- 11款、分担金及び負担金。
 - 12款、使用料及び手数料。
 - 13款、国庫支出金。
 - 14款、県支出金。
 - 15款、財産収入。
 - 16款、寄附金。
 - 17款、繰入金。

18 款、繰越金。

19 款、諸収入。

20 款、町債。

続いて、歳出に移ります。

1 款、議会費。

2 款、総務費。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 32 ページになるわけですが、老朽施設解体撤去工事で 1,000 万円ほど上がっていますが、これはどのような撤去工事か。撤去された原料とといいますか、材料はどのように処分されて、それが正しく処分されていたかというのは町として確認することができるのかできないのかをお尋ねします。

それから同じページで、企画費で 3,321 万 4 千円ほど前年度から見ると半分に減っていますが、これはどういうことでこういうふうになったのかということをお尋ねいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは老朽施設の解体撤去工事についてお答えをしたいと思います。財産管理費で 1,000 万円計上させていただいております。この内容でございますけれども、廃校となりました学校施設のいろんな施設がございます。校舎もありますし、体育館、あるいはプール、いろんな施設があるわけでありまして、その中から特に老朽化の著しい部分を順次処分をしていきたいというふうに考えております。

ご質問のありました解体した後の処分でございますけれども、これは産業廃棄物扱いになりますのでしかるべき産業廃棄物の処分場からその処分をきちんとしましたというマニフェストが提出されますので、それで十分に確認できますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 企画費が大幅に減額になっている要因でございますが、昨年度弥平四郎、弥生地区の携帯電話エリア整備事業を行いました。エリア整備事業の総額で 6,181 万 4 千円という金額が上がっております。今年は上谷地区実施するということでありますが、そのエリア整備の事業費が 2,560 万円というようなことで、これが大きな要因だということでございます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最初お尋ねするのしなかったのでお尋ねをしますが、いわゆる今年選挙があります。選挙費が別々に計上されておりますが、これは予算の作成上それは別々で計上でしょうが、例えば、参議院と同一選挙になるのではないかなというようなことも言われてますし、そういう見方をしておりますが、その場合には、今回計上した選挙費というのは、同一になった場合はこれから減っていくと理解していいのかどうか、それだけ聞いておきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回、25 年度予算に計上してございますのが参議院の通常選挙費、それから町長選挙費、それに伴いまして町議会議員の補欠選挙の経費、三つの選挙に要する経費が

計上されてございます。いずれも任期満了の日時がある程度近い状況でございますので、これから選挙管理委員会を開催いたしまして、参議院議員の選挙につきましては国のほうで決定いたしますけれども、町長選挙、それから町議会議員の補欠選挙についてはこれから町の選挙委員会で日程が決定されます。

これが同じ日に設定されるといことになりまして、基本は国の参議院議員選挙費、こちらをまず活用いたしまして、それ以外にかかる町長選挙、あるいは補欠選挙にかかる経費で必要な部分があればこちらを使うということになりますので、同じ日にその選挙が設定されれば不要な部分については後日補正予算で減額をさせていただくという対応になります。

○議長 5番、猪俣常三君。

○猪俣常三 何点かお尋ねをいたします。先ほど情報課長さんが言われました携帯電話等の鉄塔施設整備の工事、2,540万円ほど計上されておまして、実質1,900万円程度が計上されているその差額の600万円がどこら辺に計上されているのかというのが1点と、37ページの地域おこしの協力隊員の報酬が332万円計上されていると。実質は476万5千円ほどということになるんですが、その差額がちょっと私のほうとして確認をしたいんですが、ご説明をお願いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 まず、携帯電話エリア整備につきまして申し上げます。工事請負費と上がっている部分はこれは工事にかかる経費でございます。そのほかに委託料ということで13節の委託料ということでここにも携帯電話の委託に係る経費が載っております。委託料で586万円、測量設計委託料の52万5千円、それから設計委託料の533万5千円、そういった経費、それから17節の用地購入費5万円、それから22節の立木補償費10万円ですか、そういった経費合わさった形で総体の金額になっているということでもあります。

地域おこし協力隊員の報償費のほかに、地域おこし協力隊につきましても報償費ですね。そのほかに旅費も計上してございます。旅費で10万1千円、それから共済費ということで4節に雇用保険の金額であったり社会保険料45万5千円、そういった経費も含まれております。

それからあと需用費で10万円、消耗品費ですね。それから施設借上料ということで定住促進住宅の借上料76万円、そういった金額を込みで地域おこし協力隊にかかる経費というような形で計上しているということでございます。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 39ページのホームページ制作という20万円ほど上がっているんですけど、制作というと新しく作るのか。現在だったら管理料なので、何を目的でどこのホームページを作るというふうに私理解するんですけど、新たな項目になるんでしょうか。それともそのままの維持管理とは思えないんですけど、その辺お願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 39ページのホームページ制作業務委託料20万円について説明します。今年から定住交流をしっかりとやっていきたいと思いますというようなことで取り組みますということで計画書をつくったわけですが、その中で定住交流を、町の取り組みを一目瞭

然にわかるような形で専用のサイトを設けましょうというようなことで計画したところがあります。

町のホームページの中にそういった専用の定住交流についていろいろ見れば一目瞭然で町の支援制度がわかったり、さらには空き家の情報がわかったりと、そういうサイトを作るということでありまして、それにかかる経費としてホームページの制作というような形で経費を上げさせていただきました。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお尋ねをいたします。総務管理費の中の総合事務組合負担金とありますが、この負担金は款ごとにあるようなんですが、負担金の内容はどういうものですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 総合事務組合の負担金でございますけれども、これ議員おただしのとおり各款にわたって計上がございます。この内容につきましては、職員の退職手当の積立金でございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 というと職員の退職金の負担金ということですか。総務管理費で4,800万円出るといふことなんですよ。4,821万4千円。あと款ごとに出ているということになるとかなりの金額になると思うんですが、その辺はちょっとまだ私理解できないので教えてくださいと思います。

○議長 答弁調整のため暫時休議します。(13時33分)

○議長 再開します。(13時36分)

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。一般会計で計上してございますのが98人分計上してありまして、その総額は1億1,123万2千円でございます。

○議長 10番、清野佐一君。

○清野佐一 私は1点ですが、27ページの一番上、ふるさと応援寄附金の記念品、金額的には3万円です。応援寄附金の予算が一応30万円を見込んでいるようですが、これは例えば件数とか、あとは1件当たりどの程度の記念品ということ考えての計上かなというふうに思うんですが、内容についてお伺いします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 記念品でございますけれども、これまでも同じような金額を計上させていただきました。1件当たり3千円で見えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねします。企画費の中のイメージキャラクターPR事業委託料130万2千円ほどありますが、具体的にはどのような委託料になるのかその点お尋ねします。

それと36ページのコミュニティー育成事業補助金75万6千円というのがありますが、これは具体的にどのような内容なのか。

それと39ページの地域活性化対策調査委託料333万9千円、この内容をお示してください。あと最後になりますけど、40ページ、補助金の活力ある地域づくり支援事業補助金、昨

年と同額の 300 万円計上されておりますが、昨年の実績をお示しいただきたいと思ひます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。まずこゆりちゃんに関する委託料でございます。委託料につきましては、各種デザイン、それからグッズ等の制作委託というようなことで 30 万円ほど見込んでおります。それから着ぐるみ制作を行いたいと。あらたな着ぐるみをつくりたいということで 65 万円ほど見込んでおります。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 コミュニティー育成事業補助金についてお答えをしたいと思います。この内容につきましては、町の単独補助金でございまして、いわゆる自治区の集会所の改修費の事業費の 40 パーセントを助成するものでありますけれども、今回の当初予算につきましては黒沢自治区から要望がございましたので、その改修経費を計上しております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まず地域活性化対策調査委託料についてでございますけれども、この事業については交流人口の拡大に向けての地域活性化の調査、研究、実証に対する委託料というようなことで振興公社に委託している事業でございます。内容的には振興公社職員の人件費に充当させていただいているというような中身でございます。事業的には振興公社で現在元気グリーンツーリズム協議会の事務局をやっているというようなこと、また、各種イベント、フォルクスワーゲンショーとか、クラシックカーショーとか、そういったイベントを開催するときの人件費と、そういったことに向けている委託料でございます。

それから次に活力ある地域づくり支援事業でありますけれども、これは町民が自主的に行う事業、地域おこしにつながるような事業に対して町で、最高限度額 50 万円を支給するというようなことで補助率 4 分の 3 というようなことで補助している事業でございます。昨年度は 11 事業に対して 300 万円の補助金を支給しているというような状況でございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほどこゆりちゃんの PR 事業というほうでなくて別な委託料のほうを説明してまいりました。こゆりちゃんの委託料、PR 事業のイメージキャラクター PR 業務委託料につきましては、民間の団体にこゆりちゃんを、今まではどちらかといえば、町職員が出向いているようなイベントに参加するような形でやっていたわけですが、民間の団体に委託をしまして、いろんな物販だとか、そういった際にはこゆりちゃんを持って行っていただいて PR に努めてもらおうということで今回事業費を計上したということでもあります。

それに関しましては人件費でだいたいひと月 10 日、1 年分。それからそれらの人件費にかかる社会保険料、それから PR のためのリース料、それから旅費その他の活動費というような形で見込みまして 130 万 1 千円というような形で支出をして、積極的にこゆりちゃんを PR していきたいと、町を PR していきたいというような考えでございます。

○議長 8 番、青木照夫君。

○青木照夫 デマンドバスの生活バス運行事業についてお尋ねします。8,678 万 1 千円と計上されております。昨年度より 1,000 万円以上ということで、これは車の更新とか、また新たに増便ということの増額だと思います。町民の足を確保するための事業であります

ので、これはこれとして今後この数字が斜陽数字になるのか、また上昇するのか、その判断というか、どう考えておられますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町民バスの今後の動向というご質問にお答えいたします。今回、当初予算で計上しました生活バスの運行事業費につきましては、今ほど議員がおっしゃられていたとおり総額で8,674万1千円、前年度と比較しまして1,092万2千円の増額ということでございまして、その増額の要因でございまして、全員協議会等でもご説明いたしましたとおり、25年度から利用者の利便性の向上を図るために平日2便の増便、さらには観光振興を図るために大山祭り期間中の臨時バス等、そこらの見直しによりまして委託料で632万8千円ほど増えてございます。

あとそのほか増えた要因としましては、デマンドバス1台分の更新ということで購入費を459万4千円ほど計上してあります。増えた要因はその二つということでございます。

なお今後の見込につきましては、かなり委託料につきましては、委託先であります会津バスのほうでかなり経営努力をしながら人件費の削減等でかなり委託料を圧縮していただいております。ということで委託料については急激に増えるようなことはないと思込んでございます。

ただし、燃料費等、去年よりも今年のほうが燃料費が高騰してございます。あとはバスの老朽化にかかる更新費用、そこら辺、総合的に判断しないとなかなか今後の動向はつかめないところでありますけれども、バスの更新にかかる経費だけはある程度今後かかっていくということでございますので、そのほか燃料費、あと消耗品、タイヤの値段もそうですし、そこら辺今後どういうふうな動向になるというのは今時点ではつかんでございませんけれども、極力経費の削減を図りながら利便性の向上を図るように努力する考えでございますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 経費は削減にはなかなか至らないという判断の説明だと思っておりますが、私はデマンドバス、今使用されている人数というのは今までよりは減っていると思っておりますね。総合的に。それを経費をやっぱり縮めるにはこのデマンドバスを利用されることをやっぱり町民の皆さんに、努力というよりも利用していただくということにあらうかと思っております。それは私はいろんな見直しされて増便しました。いろんな面で取り組んでます。これは町民の足を確保する。それは当然であります。考えるには、こんなこと言って町民の皆さんに怒られるかもわかりませんが、すべて町民の不足を聞いていたらデマンドにならないと思っております。

ということは、やはり自分で予約して、そして利用するという事は町のそういう一つの経費削減になると思っておりますので、その辺のデマンドに対する利用の仕方の、行政側の説明なり、十分にもっともっと増えて、利用していただけるような活動をね、来年というか、利用されるように努力していただきたいと思っております。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 まさしく今議員のご質問にあったとおり、多くの町民の方に利用していただければいただくほど町には使用料が入ります。使用料が入るということは経費と使用

料の差、そのほか補助金とかありますけども、町の持ち出しが少なくなると。当然町の財政的にも軽減が図られるということでございまして、先ほども申し上げましたが、全員協議会等でもご説明いたしましたとおり、町としてより多くの町民の方にご利用いただけるような周知の徹底ですとか、いろんな面で今後努力してまいる考えでございましてご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3 款、民生費。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大変失礼しました。60 ページになるわけでありましたが、介護支援費で訪問介護ステーション運営費補助金ということであります。これはかつて取り上げたことがあります。設置者が西会津町であって、西会津町が運営すれば補助金でなくなるわけありますから、これは委託をしてんでしょうが、なぜ町でやらないのか。診療所の見直しの中でもこの訪問介護ステーション等も述べられておりました。

それともう一つは昨年第5期の介護保険計画を立てましたが、そのときは看護師数が3人ということなんです。具体的な2.5人必要なんだと。この訪問介護ステーションを運営していくには定員は3人で実質2.5人は必要なんだよと。ところが依然として1人分、250万円というのは私は1人分の補助金だと思っているわけですが、これは本当は2.5人の補助金なのか。でなければ1人分とするならばなぜ2.5人の分の、3人分の補助金をここに計上しないのかお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。訪問看護ステーションの運営費補助についてでございますが、訪問看護ステーションにつきましては現在社会福祉法人にしあいつ福祉会が認可を受け設置をしております。それに対する運営費補助ということでございまして、訪問看護ステーションにつきましては、介護報酬等の収入もございまして、それらの収入を得た上で歳入歳出の差額ということでの町からの補助ということでございましてご理解をいただきたいと思っております。

なお、先ほどおっしゃられました設置の最低の人数は看護師2.5人でございますが、その2.5人分の人件費ということではなくて、先ほど申し上げた歳入歳出の差額の補填ということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 10 番、清野佐一君。

○清野佐一 55 ページの19の補助金で社会福祉専門員等設置費用補助金となっております。これはその人数とその仕事といいますか、その内容をお聞きしたいと思います。

それから64ページの委託料の中で放課後児童クラブ委託料があります。これはそれに携わっているスタッフの皆さんといいますか、何人ぐらいでその児童クラブで勉強したり、そこに参加といいますか、出席といいますか、している児童は何人ぐらいですか、それをお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。はじめに社会福祉専門員等の設置補助金でございますが、これにつきましては社会福祉法人、町の西会津町社会福祉協議会の専門員に対する1名分の人件費等でございます。

次に放課後児童クラブについてのスタッフ並びに今の対応でございますが、放課後児童クラブにつきましては、にしあい福祉会のほうに保育士さんということで2名のスタッフを委託をお願いしてございます。通常の場合ですと放課後ですので、3時くらいからということですが、保育士さんは2時くらいから夕方ですと6時なり、ということになります。

現在通っている児童数でございますが、登録は30名程度でございますが、毎日平均いたしますと25名前後というところでございます。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 再度確認の意味でお尋ねいたします。64ページの13節保育所施設基本構想委託料300万円、これどのようなものか説明願いたい。もう一つは、保育所駐車場整備工事330万円、これは建屋の解体工事費用も含んでいるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。1点目の保育施設整備基本構想策定の内容についてのご質問でございますが、これにつきましては、現在、町の保育所に通所する子どもさんの減少傾向が続いているということ、さらには野沢保育所では定員いっぱいということでの偏りがあるということ、さらには昨年8月に子ども子育て三法という法律が改正になりまして、保育所に対する制度改正がありました。

またさらに現在の保育所自体が築30年を過ぎていて修繕等に負担がかかるということ、またさらに現在一般的な保育、子育て支援の施設でございますが、保育所だけではなくてさまざまな施設の複合した施設が多く町外では見られます。子育て支援センターですとか、さらには先ほどの放課後子どもクラブ、それらの複合施設もございますので、平成25年度につきましてはそれら制度改正や今後の児童の推移、法改正によってどのような基準が改正になったかの調査検討も踏まえた上で本町の今後の保育施設のどうあるべきかについて検討していくための基本構想策定ということでご理解をいただきたいと思っております。

次に、保育所駐車場の整備工事についてのご質問のうち、現在ある建物、空き家でございますが、その部分につきましては、土地所有者の方が取り壊していただくということでお話をさせていただいておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、この想定委託料ですか、保育所の。これは人件費ということになりますか。あとはもう一つは、整備工事はいつごろから始まるのかわかりますか。駐車場の。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 再質問にお答えいたします。基本構想の内容、人件費でしょうかというご質問ございましたが、現在想定しておりますのは構想の策定でございますので、建築関係のコンサルト会社、もしくは設計事務所等への委託ということで想定をしてございます。

また、保育所の駐車場整備についていつころできるのかということでございますが、今後土地所有者の方と協議をしながら、また、その辺は早期に着工できるような対応で調整をしてまいりたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4款、衛生費。

13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 保健衛生費で各種検診の委託料を上げておられますが、100パーセント目指すということではありますが、その実現にはかなり長い時間がかかるのかなと思います。今年度は何パーセントくらいを目標としてこの委託料を上げたのか。前年度と比較してどの程度の伸びを想定して予算を計上したのかということをお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 各種検診についてのご質問でございますが、本町は健康がいちばんをキャッチフレーズに食・運動そして検診、受診率100パーセントを目指して町民の方々の健康管理に、また町民の方々の健康の自己管理のための啓発活動を進めていくということでございますが、その中で検診は疾病の早期発見、早期治療につながるということで、また、重症化の予防にもなります。

そのようなことから100パーセント目標では進めているところでございますが、町の検診の状況を考慮しますと、現段階では63、4パーセント程度、24年度はまだ確定しておりませんが、63パーセント前後で推移してございます。今年度、25年度以降については段階的に65パーセントを目標にということで段階的に上げていきたいということで考えてございます。

また、目標の一つといたしまして、これまでの検診に加えまして放射能被害に、原発事故によります県民健康調査が24年度から始まりまして、16歳から39歳までの方々の検診についても併せて集団検診、又は施設検診ができることになってございますので、これまで受診機会のなかったそれらの方々についても受診勧奨をしながら、さらにこれまで特定健診も含めて受診してこられた方々への受診勧奨と併せた形で受診率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 実態が63から64だと。その中で今年の目標が65だというのはちょっと寂しいような気もしますが、これが現実だと、こう見なくちゃならないのかなあと。じゃあ、その伸びない要因といいますか、また、多く受診をしていただくためには何が必要なんだと、そういう点ではどうお考えおられますか。相変わらずとっていいか、60歳前後でやはり年間何人かがお亡くなりになられておりますが、聞くところによるとこういう人は検診があまり好きでないと。受けてないということではありますが、そういう点での個別指導といいますか、保健師がお伺いしてそういう方々への健康管理のアドバイス等をしてると思っておりますが、どのような取り組み、また今年はどのような取り組みをしようとしておられますか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 再質問にお答えいたします。検診の受診率に関するご質問でございますが、西会津町につきましては、県内でも受診率はトップクラスでございます。今はっきりしたデータ持ち合わせませんが、5番目以内には例年入ってございます。高い受診率でございます。

受診率が伸びない要因ということでございますが、まず多く聞かれますのは、定期的に

持病を持っておられて定期的に、毎月のように病院に通っている方につきましては、私の場合は毎月病院に行っているので特別検診までは受けなくてもいいという方もおられます。

また、そういう方に対して今後診療所でも検討してまいりたいと思いますが、定期的に受診されている方については採血や採尿は行っているわけですので、それを検診で補完するようなものを加えてやることで、検診を受けたと同じ効果がございますので、そのような形で施設検診においては受診率向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、60歳前後の方々に早く亡くられる方がいるということでのご質問でございますが、本町におきましてはこれまで働き盛り健診ということで6月の日曜日、基本的には第一、第二、第三日曜日に通常の集団検診、平日でございますので休めない方のために、働き盛りの方に休日の日に働き盛り健診を実施して受けていただいているところでございます。

その中で疾病の早期発見、早期治療ということで取り組んでいるわけでございますが、また、働き盛りの方につきましては、例えば要精密検査等になった場合でも、事後のフォローがなかなかできないということもございます。それに対しまして町の保健師が保健指導して要精検の方については受診勧奨をするなり、さまざまな対応をしているところでございますし、今後についても取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 以前から西会津では、この検診を受けるようにという運動を進めてきております。町独自の検診もやってきておられます。そういう結果が県内でも5、6番目だというのはここ1、2年の実績ではなくてもっと以前からの、これは西会津町の誇るべき受診率だと思っているんです、私は。

そういう中で、もっともっと受診の向上を目指す。健康がいちばんのためには100パーセントを目指すとおっしゃっているわけですから、実際よりも1パーセント程度の伸びということは、やはりもっともっと受診率を伸ばすためには皆さん方のご努力が必要なのかなという気がしているわけです。5、6番目じゃなくてそれを年2パーセント、3パーセント伸ばして、やはりこれは県内でもトップを目指すんだというようなことを実際にやっていただかないと、ただ単なる100パーセントというのが言葉だけに終わってしまいますので、私はもっと受診をしてもらうためには関係者の皆さん方の工夫とか努力が必要だと思っておりますがいかがですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 それでは再質問にお答えいたします。検診100パーセントを目指すための努力ということでのご質問でございますが、今年度、昨年、健康がいちばんの町民参加型健康講演会を開催させていただきました。その中で町民の皆さんに自分の健康管理に関心を持っていただく。そのことでいろんな食・運動・検診に対する町民の皆さま方の考え方も変わってくるということもございまして、今年度町民の皆さま方に健康手帳を配付するというところで予算の中に計上してございます。

それは健康の自己管理をしていただいた上で毎日の食なり運動なり、また病歴もあろうかと思っておりますが、そのような自己管理をしていただくということでの、町の受診勧奨と併

せて町民の皆さま方みずからも関心を持っていただくという一助にしたいということでの
ものでございますし、また、今年度から健診項目の中に血清クレアチニンの検査も入れる
ことに予算計上はしてございます。

これは腎機能でございますが、現在人工透析をされている方が十数名西会津町におられ
るわけですが、血清クレアチニン検査をすることで予備軍の方を早期に発見し、予防する
ことでの保健師とのいろんな指導助言、又は医療機関への勧奨も含めて人工透析の必要な
らないような、未然に防げるような対応もしてまいりたいということで考えております。

行政側の受診勧奨によるPRも大変必要でございますし、やらなければならないとは考
えてございますが、町民の皆さま方の健康に対する関心を高めてもらうことも必要でござ
いますので、それらの方策についても今後行政側として検討してまいりたいと考えており
ますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 5款、労働費。

6款、農林水産業費。

8番、青木照夫君。

○青木照夫 農林水産業費の中の今次新たにそば生産振興事業補助金として2台分の刈り
入れ機を購入されるということですが、維持管理は当然町だろうと思っておりますが、そ
れに対しての収穫期に入った場合、オペレータとかそういう申し込みの内容についてはど
のように運営を考えておられるのか。

もう一つ、青年就農給付金事業補助金とあります。これは975万円、前年度比から比べ
ると10倍以上の計上がされておりますが、青年就農のその年齢とか、今までのそういう経
験とか、実績とか、どのようなものがあつたのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。はじめにそば生産振興事業補助金ですが、
これは町長が提案理由の中でもお話をされましたように、そばの生産、戸別所得補償制度
が始まってそばの栽培面積が増えましたので、これらの収穫時の課題に対応するため、今
回計上したものでありまして、町が独自に機械を購入するのではなくて、町内にあるそば
生産組合が2団体ありますので、そこの所有の機械が更新時期を迎えていますので、それぞ
れの二つの組合のそばコンバイン購入費の2分の1の補助、300万円ずつを補助したいと
いうことで予算を計上しております。

それから青年給付金事業につきましてはこれは国の新しい制度で、比較で10倍というこ
とでお話がありましたが、前年比で75万円の増です。これについては条件がありまして、
所得面、それから人・農地プランの位置づけ等とかありまして、現在町として考えており
ますのは、対象者は夫婦で3組、個人で2人ということですが、これらについても
所得面とかいろんな面で審査基準がありますので、それらに沿って該当する方について25
年支出ということになります。事業費的には去年とほぼ同額で計上しております。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 そばの振興事業補助金というのは、従来農業をされてる方で、古くなった機
械を更新されるという解釈でよろしいんですか。今までやってらった方の機械の補助とい
う解釈でよろしいですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 町内にはそばコンバイン、今お話しましたように生産組織をつくっているものが二つの組合、2台、あと個人所有のものが4台、あとはJAの機械が入って80町歩の収穫作業をしておりますので、今回は生産組織として、組合として組織している団体について補助を行っていきたいということで考えております。

○議長 1番、三留正義君。

○三留正義 昨日説明を受けたんですが、ちょっと整理がつかなかったなのでこの場でお伺いいたします。1点目は農地基本台帳システムの改修委託料336万円、10分の10国ということであったかと思うんですが、まずそれで私の解釈で10分の10で間違いないのか。あと、その改修委託料そのものが、今国側から見ている農業をどういうふうにとらえているか、その背景からご説明いただきたいと思います。

二つ目、産米改善対策事業補助金、カドとカリの補助、これも10分の10で、説明の中で支払い方式が最終的にちょっと微妙に今年は違う形になりそうだというような私は解釈だったんですが、そここのところをもう一度ご説明いただきたいと思います。よろしく願いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。まずはじめに農地基本台帳システム改修委託料336万円、これは農地台帳を地図化をしまして、今まで所有者名、それから使用状況、あと利用者、耕作者とかいろいろデータがありますので、それを地図化したものに一致をさせて有効活用を図っていきたいということで、国の農地円滑化事業のほうで10分の10で補助事業を実施したいということで考えております。

それによりましてどういうふうにするのか、国の事業の目的といたしますか、今いろいろ人・農地プランといわれていますが、やっぱりきちんと農地を管理していくにはその基となる農地台帳がきちんと整備をされていまして現状と合ったもの、その現状と合ったものを今後きちんと活用していくということで、農地の管理の部分については国のほうで積極的な予算編成をしておりますので、今回、町がこの制度を利用して農地のデータをきちんと整備して今後の有効活用、あるいは農地と非農地の判定等に活用していきたいということで考えてます。

それから2点目の産米改善対策補助金431万9千円ですが、これについては二つの内容がありまして、先ほどお話をされましたように、カドミ対策としての補助、これは町が使用料の4分の1を農家さんが補助をしております。これが220万円。それから放射性セシウムの吸収抑制対策ということで、これについては去年もそうでしたが、塩化カリの補助を町として2分の1補助をしております。残り2分の1についてはそれぞれ農家の皆さんが購入をされている農協だったり一般の業者さんが支援をするということで、生産者の皆さんに取り組んでいただく部分を行政とそれから販売に取り組む皆さんが協力をして放射性セシウム吸収抑制対策を実施してきました。

今年度についても引き続き安全・安心の確認のためにこの事業を継続したいということで予算を計上しておりますが、今回2分の1ということで予算計上しておりますが、県のほうで10分の10事業もただいま検討されておりますので、今後県の方針が変わり次第予

算の調整等させていただきたいということでもありますので、ご了承いただきたいと思ます。

○議長 6番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私はそこに、79 ページで加工開発活動支援補助金というのがありますね。これが一つと、今度こっちのほうの農林産物加工事業が213万円とこちらに書いてあるのどこに入っているんだか私はわかりませんが、この加工をやるということは町長のこれからやる事業の中に入っていると思いますので、これはしっかりやってもらいたいというふうな立場から、何ヶ所に加工場を設置していますかということ一つと、何団体にその加工をやっているか、その2点質問します。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。今年度新たに農産物加工開発支援補助金ということで300万円上げております。それ以外にそれぞれ節区分ごとに加工に関する事業費が上がっておりまして、加工品開発全体で513万5千円予算計上しております。その内訳として、今ほど申しました個人又は団体に加工場に取り組みたいという方の施設整備、機械整備に対する補助金が300万円です。

あとは町が22年度から加工研修会を実施しておりまして、それについての3年間で述べ100名の方が受講されておりますので、それも今年度引き続き実施をしたいということで150万円ほど計上しています。

あとは特産品開発ということで、先ほどそばの部分の生産するだけでその先の販売価格が安いということで、そば、きのこに特化した商品開発の委託をして商品開発、それは専門家をお願いしたいということで考えてます。それらいろんな事業を組み合わせ今年度は513万5千円で取り組んでいきたいということでもあります。

それからご質問にありましたように、加工場、町が直接整備をしていますのは、旧群岡中学校のこゆりちゃんキッチン1カ所です。あとはそれぞれの団体が加工の許可を取りましてやっているとところが奥川地域づくり、それから23年度事業で実施をされました下小島さゆり農園、それから去年こゆりちゃんクラブから独立をされまして味噌の加工場を開設された方が1名いらっしゃいます。

あとは町内で無添加の米粉のパンに取り組みたいということで現在活動していらっしゃる方がおりますので、団体数とすれば4団体になりますかね。そういう状況であります。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 園芸ハウス整備事業で874万2千円上がってるんですが、これからやっぱり園芸についてはこれからどのような産地化を図ったり、販売方針をどのような方向でこれからやっていくのか、それについてお尋ねをしたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。25年度園芸ハウス整備工事874万2千円は5棟の整備を予定しております。どのような方向でということではありますが、今年度で120棟になるわけですが、うちの町の使用状況としてはキュウリ、アスパラ、トマトということで3品目がおおよそ8割近くを占めているということがありますので、できるだけ産地化、それから販売力をつけるには出荷量、それから定時、定量の出荷というのが条件にな

りますので、ある程度この辺の生産品目は今中心になっているものに絞って規模拡大を目指していきたいということで考えてます。

また、販売については去年からJA出荷をされている方もいらっしゃいますし、基本一番多いのがJA出荷です。あとは農家の皆さんが直接取り組んでいるような販売先もありますが、町内のリオンドールさんとの契約栽培も1,000万円以上の事業費になってきてますし、首都圏スーパーの販売についても当初400万円が900万円近くになってきてますので、去年は生産者自らが販売の組織をつくりまして、自分たちで生産から販売までをきちんと考えて取り組んでみようというような動きも出てますので、なるべくそういう自主的な活動を町は側面から支援をしていきたいということで考えてます。

また、今後新たな販路拡大に向けても町として取り組める施策を、25年度計画をしておりますので、積極的に販路の拡大についても取り組んでいきたいということで考えてます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 補助金で流域森林総合整備事業補助金とありますが、これはどのような事業で、どこに補助金が行くのかと。それからこの財源はどうだかということであります。

それと同じページで間伐材搬出費補助金とあります。105万円ですが、説明を聞いておりましたら、農林課長は地権者に、所有者に還元するんだというお話でした。企画調整課長は還元は一部だと。聞いてみますとこれ一部、105万円というのはすべて所有者にはいかないと、一部だというふうに理解をしましたが、その一部すらも実際問題としてあやしいのではないのかなと。これを事業実施する森林組合の搬出に費用がかかって、この105万円というのは所有者にはいかないとおそれがあると私は説明を聞いていて思いましたが、この105万円のうちのどの程度、それならば所有者に還元できるのかなと。こういうこととしてほとんど還元がないとなると、そこら辺また指摘されるおそれがありますのでお尋ねをします。

その次のページであります、大山美坂高原線開設促進期成同盟会負担金2万円。2万円これ何をするんですか。25年度でこの期成同盟会は解散と、こう見るしかないわけですが、そこら辺はどうなってますか、お尋ねをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 大山美坂高原線ですが、実は昨年ほぼ開通したのかなということで実際に私自身が見てまいりました。そしたら昨年の豪雨だったんでしょうか、今年だったね、24年度で、10メートルぐらいに崩れてしまって、もうそこで寸断されてしまっているわけです。そのことについて担当課のほうにも、あるいはこの内容等、これから関係する町村長に言わなければならないわけでありましてけれども、こうした中でまるっきり復旧の見込が立たない中でこれは終わりということにはならないでしょうと。やっぱりこれはちゃんとした、この程度の話は只見でしたか、ものすごいいろんなところで災害が起きてしまっているということがありますので、ぜひこれは少し災害復旧がされるまで、これは延ばしていかなければならないのかなというふうに思ってます。

それともう一つは、これも懸案事項でありますけれども、この前も県のほうにいきまして農林部長にも実はお願いをしておるわけでありまして、集落の奥のほうに行くと6メートルぐらいの立派な道路がつくられているんですと。実際のところこれが400号から入っ

て行く約4キロ、これが町道であるところで幅3メートルぐらい、こういった狭隘な部分が接続されているので、何とかこれはこういう事業ができれば、開発していただければ非常にありがたいというような話も、実は要望でちょっと出しておきましたので、今後具体性のあるようなこうした大山美坂高原線の中で少し話を出しながら、対応していきたいなという私の考えでありますので、今後そうした取り組みをぜひしていきたいなというふうに思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。まずはじめに流域森林総合整備事業補助金150万円の内容ですが、これについては町森林組合の行う造林事業に対して事業費の2パーセントを町が補助しております。

次の間伐材搬出費補助金であります。これについては間伐材の利用促進を図りながら森林整備を推進していくということで、現在、ご質問にあったように所有者還元がまったくない状況でなかなか事業が進まないということでありまして、森林組合等と調整をさせていただいたんですけれども、実際町森林組合として1立方メートル当たりの搬出経費がどのくらいでというようなものでは今現在つかめていない状況で、参考に周辺の森林組合の事業費を根拠にお話をさせていただいているわけなんですけれども、現在、1立方メートル当たり最終的に3,000円程度の赤字だろうということで、それらを改善していくためには、今まで県の1,500円の搬出費補助もありましたので、それらの部分の積算の仕方、それからあと町として1㎡当たり1,500円の補助、あとは経費、森林組合としての自助努力といいますか、その分の合わせてやれば多少なりとも所有者には還元されるのではないかとということで、25年度の森林組合の間伐事業費の見込に1立方メートル当たり1,500円をかけて、25年度105万円の予算を計上させていただきました。

これらについては、この事業については今年度新規であります。今年度それで状況を見守ってみたいと思います。

また、それ以外に今話をしました150万円の補助、それから団体育成補助、それから間伐等に対する町独自の22パーセントの上乗せ補助等も森林組合に対しては行っておりますので、それら全体を含めながら今年度の事業実施の推移を見守っていきたいと感じております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 その補助金の150万円という財源はどこからかということをお尋ねをしております。お答えをしていただきたいと思います。今年初めて間伐促進といいますか、そのために補助金を出すということですから、やっぱり期待をするわけですが、今も課長おっしゃいましたが、やってみないとわからない側面もあるということですから、それはそれと理解をしますが、事業を起した場合に、所有者に還元するんだという狙いがほとんど達成できないようでは補助金の狙いが私は達成できないのではないかなという心配をするわけです。

これは今年1年様子を見るということですから見させていただきませんが、私から言わせれば105万円なんていうけちなことやってたって間伐が促進できないということですので、これは1年をかけて大いに検討していただきたいと思います。

大山美坂高原線は町長の答弁でわかりました。そういう事情であるならば補正でも組んできちっとした道路を整備すべきであると思います。

その次の答弁で400号からというお話がありましたが、これは私は期成同盟会の仕事ではないと思っています。町道でありますから、これはやはり町が単独で実施すべきだろうと。そうすると残るのが大山から大滝の入りですか、いわゆるこの前廃止をした路線は、そうすると事実上できないと、私は理解をしているわけですがそれでいいですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、林道が大山美坂高原線が開設をされて、それがどっかで寸断されてしまっているという実態をあのままの状態では何の利益も、地元還元にもならない。そこで当初復活というようなことの意味合いをもって、できればそういうところにつなぐか、あるいは今のように町道に開設をするか。こういうことしかないだろうという意味において当時発言をしたわけであります。

事実、今後今の町道をこれから開設をしようと。そして拡幅をしようと、こういうことが現実的になれば当初の計画という、当初というか、大久保から大滝に抜くということについては事実上それは困難であればそれはとりやめせざるを得ないということになるかと思えます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 答弁が漏れていましたのでお答えいたします。150万円の財源については一般財源です。

なお、搬出費の補助なんですけれども、会津流域の会津材倍增協議会のほうで各市町村ごとに支援をしていこうということで、昨年会津若松市が実施して支援しております額についても1立方メートル当たり1,500円ということでもありますので付け加えておきます。

○議長 7款、商工費。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 私先ほど総括の部分でお話しましたがけれども、野沢駅の開業百周年記念事業、町の重点、基本的な考え方、住んでみたいまち、行ってみたいまち、きてみたいということアピールするには大変にいい機会だし、力を入れてPRに努めていただきたいというような話しましたが、その中で町民税務課長は20万円のほかに商業活性化対策事業補助金50万円でイベントをしていくように考えているというようなことで、私はこの百周年事業、別枠であるのかなと思ってずっとこれ見てみましたらば、今まで宿場文化まつりで使わしていただいていた補助金が名前変わってこの駅の開業記念事業になってんのかなと。

宿場文化まつり、これ駅の開業イベントに使ったのか、今までやっていた宿場まつりができなくなってしまうような感覚でしたので、その辺をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは野沢駅開業百周年にかかわるイベント関係ということですが、今回、商工観光で商工会さん、それから駅前通り商店街さんが実施するイベント等に対して50万円の補助金を支給するというところで25年度の予算に計上させていただきました。これについては56ページの19の負担金補助金の中の商業活性化対策事業補助金ということでこれ50万円を計上したわけです。86ページです。86ページの商業化対策補助金

50 万円。

例年ですと、昨年までですと、先ほど多賀議員がおっしゃったように宿場文化まつりの商工会さんへの補助金ということでここに 50 万円を計上させていただいたわけですが、それは今回企画情報課のほうで主催してます野沢まちづくり再生プロジェクト、そちらのほうの補助金を活用できるというようなことですので、8 款の 93 ページですか、93 ページの一番下ですが、いわゆる都市計画費の中に、野沢まちなか再生プロジェクト補助金 50 万円と、それから町商工会補助金 50 万円というようなことで、これが今まで商工観光課で補助してました宿場文化まつりの 50 万円が今回は野沢まちなか再生のほうの補助金で支給するというような、そういったことですので、ちょっとわかりづらかったかと思えますけども、いわゆる野沢駅の開始については商工観光課では 50 万円支給して、それから企画のほうの野沢まちづくり再生のほうで宿場文化まつりの 50 万円の補助金を支給すると、そういったようにわけて計上させていただいたところであります。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは 1 点ほどお聞きします。勉強会の中でお聞きしたんですけども、わからない点がありますので伺います。87 ページの 15 款の工事請負費の中で銚子ノ口なんですけども、今年度 500 万円の計上になっておりますけども、その中で今年度の計画については、去年は東屋 2 棟と安全策木柵を設置してもらって、あと遊歩道途中までで、今年度の計画についてはトイレはどうなっているか、また計画についてお伺いしたいんですけども、その辺。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは銚子ノ口の関係についてのご質問にお答えしたいと思います。今議員おただしのとおり、今年度は、平成 24 年度については銚子ノ口の工事ということで駐車場入口から岩場付近までの木柵工事、だいたい 100 メートル近くですか、の工事と、それから東屋、この工事ということでだいたい 400 万円程度の工事をさせていただいたところであります。

今度 25 年度に計上させていただきましたのは、その岩場からその先の一本松ある高台の付近までの木柵と木道工事、それからあと景観整備というようなことで合せまして 500 万円ほど計上させていただいたところであります。

おただしのトイレというなお話もあったわけですが、これも今回の銚子ノ口の整備工事の中で 3 カ年の事業で整備を凶ろうということで 26 年度に簡易なトイレを整備しようというようなことで今事業計画を上げているところでございますのでご理解いただきたいなと思います。

○議長 11 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 トイレは 26 年度の設置というようなことでトイレはどこの観光地に行ってもやっぱりないと、生理現象本当にその辺を心配するんですけども、そういうことであれば、なるべく検討してお願いします。以上です。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 商工費をみますと 8.3 パーセントの伸びということですが、目で見えていきますと商工総務費は 280 万円の減、これは人件費等でありますからこれはそう大き

な影響ないだろうと思います。2目の商工振興費が1,050万円減っているわけでありまして。3目の観光費は1,616万円増えておりますが、これは鳥追観音と銚子ノ口の施設ということで、いわゆるなぜ、商工振興費が1,050万円も減額をされるのかと。振興を図るためにはこれで図れるのかという気がします。この1,050万円の要因、これで商工振興が図れると思ってるからやってんでしょうが、本当かどうか。そこらの覚悟のほどをお答えください。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それではお答えしたいと思います。商工振興費で1,050万6千円の減になっているわけですが、この主な理由は24年度には野沢駅前通りの街路灯の整備工事、これがありまして、その整備工事にかかる1,050万円、これが平成24年度に計上されておりまして、その工事が24年度で終わりましたので、今年度その分がなくなったことによりまして1,050万円ほどの減額になっているということで、基本的には、予算的にはそういった臨時的工事費を除けば、対前年と同じ予算額なのかなというようなところでございます。

ただ、商工振興費の中の負担金補助金を見ていただくとわかるように、商工会関係への補助とか、さらに町内の企業対策というようなことで利子補給制度、さらに企業の支援補助金というようなことで、そういった町内の商工業に対する補助金等は例年どおり計上させていただいておりますし、内容的にも充実させて町内の商工業の振興に努めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 実質的には商工活動しておられる皆さんに補助金という形でやるということでしょうか、前年並みということではありますが、それならばほぼ皆さん方の要求に沿った予算の確保なのか。それよりも皆さんの望むよりも1割とか2割とか多くこの補助金の中に予算を計上しておるかどうか。例年どおりだと新しく振興というのはちょっと図りづらいじゃないかなという気もしますのでお答えをしていただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。先ほども申し上げましたけども、商業活性化対策補助金、50万円、これは来年の野沢駅百周年記念というようなことで商工会関係でイベント事業やりたいというようなことではありまして、そういった商工会関係の皆さんに新規に補助金を計上させていただいたというような状況でございます。

またあと町内企業の支援金の中におきましても、これまで資格取得とか、研修とか、そういった事業に対しても補助金を出していたわけですが、来年度は企業の皆さんが町外に出かけて自分たちの企業を紹介するようなそういったパンフレット作成するというような、そういった事業もありますので、そういったものに補助金をしていくような、そういった制度にしたいというふうに考えております。

そういった、また後、新規採用者に対する新規学卒者ですか、そういった方に対する補助金の計上とかそういったことで企業支援を昨年同様、また昨年以上にしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 暫時休議します。(14時58分)

○議長 再開します。(15時20分)

8款、土木費。

9款、消防費。

2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 この前ある自治区で防災行政無線が壊れたということで担当課に話したら、今1台約300万円くらいかかるということで、今後デジタル化が予想されるのですが、今町には現在無線がどのくらいあって、そのデジタル化になった場合の対応、予算的な問題とか、積み立てしなくても大丈夫なんでしょうかね。修理するにはもう無理だとこの前話あったから、デジタル化の予想はあと何年くらいなのか、その辺の対応もお願いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 防災行政無線のご質問にお答えいたします。まず現在の局数でございますが、役場にある基地局が1局ということで、あと移動局が41局ございます。それで、もう設置から20年以上が経過したということで、アナログ波でございますけれども、この前本町遍照寺の防災行政無線の故障がございまして、保守点検を行っている業者に修理を依頼したところ、もう20年前の設置でありまして、もう部品がないということで何とかそれでも直す方法はないかと種々努力したわけでございますけれども、結局やっぱり新たなものに交換しないと直らないという結論がありまして、約300万円ほどの予算で直してございます。

それから今後の防災無線の整備計画でございますけれども、今回の実施計画の中で平成26年度に調査計画費504万円、それから27年度から年次的にデジタル化に移行するという整備費、27年度には約1億1,000万円計上してございます。あと、続けて28、9と、最終年度は今のところ未定でございますが、約3億円から4億円くらいの工事費の見込であります。以上です。

○議長 2番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今、たまたま壊れている地区の交換してもその費用は無駄にならないというふうに解釈して大丈夫なんでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 この度約300万円かけまして修繕をしました遍照寺の無線につきましては、デジタル対応、アナログもデジタルも両方対応できるということで、今後デジタル化の整備をしても無駄にはならないということでございます。

○議長 10款、教育費。

7番、多賀剛君。

○多賀剛 西会津高校の活性化対策、新年度1,000万円ほど計上されておりますけれども、この就学資金貸付金、これは今年度卒業された方からも対象として支給するというようなことではございますが、今年度何人進学なさって、どれほど貸付を希望される方がいるのか。もう今ですと進学決まった人はそろそろ引越しの段取りだとか、アパートの段取りだとか進んでいると思いますが、その辺がどうなっているのか1点お尋ねすると、あと、給食センターの民間委託に関しまして、今回学校給食用の備品、食洗機の更新が上がっておりますけれども、これは経年による老朽化で、民間委託しなくても取り替える必要があったのか、それとも民間にする上でこの食洗機の更新が必要であったのか、その点をお尋ねしま

す。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それではご質問にお答えします。まずは西会津高校活性化対策の就学資金の貸付金ということでございます。これにつきましては、議員からおただしありましたように、24年度の卒業生から該当するというところでございまして、この資金を予算化したときにあらかじめどのくらい要望があるかということで高校のほうにお聞きをいたしました。

その時点ではまだ進学的人数なり、まだ未確定の方が結構いたということではつきりはないわけですが、一応10人程度を見込んだ形で予算化をさせていただいたところでございます。

実際に進学関係につきまして、まだ確定はしていないということでございますが、現段階では大学が7人、短大がお一人、専門学校には15人くらいということで、だいたい23人くらいは全体で進学するような状況であるということでございました。

次に給食センターの備品購入ということで、今回1,680万円で自動食器の洗浄機、これを新たに更新といいますか、購入をさせていただくということで予算を提出させていただいております。給食センターにつきましては平成14年ということで、このときに備品等もすべて整備をいたしましてその後10年以上がたったということでございます。当然水回りの機器でございますのでやはり傷みが激しいということで、この機器については新年度においては自動食器洗浄機を更新いたしますが、次年度以降も順次計画的に更新をしていくというふうに、あらかじめ計画に基づいた更新でございますのでよろしくお願ひしたいと思っております。以上でございます。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 ただいまの答弁にちょっと補足させていただきますが、まず西会津高校の生徒の奨学資金の関係でございますけれども、24年度の卒業生、該当させていただきますが、本議会においてご議決を賜りまして、執行が条例でご説明申し上げましたように4月1日でございますので、それ以降の事務手続きという形で進めることとなりますので、大学の、あるいは専門学校の入学式等々には特段支障はないかと、こんなふうに考えているところであります。

それから洗浄機の関係でございますが、議員おただしがございました調理の業務の民間委託との関連はということではあります、これはまったく関係ございません。施設のいわゆる傷み、これはどんな形であっても修繕をしなければいけないと、こういうことでございますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 今年度西会津高校の活性化対策に取り組んできまして、3期選抜では10人の志願者が集まったというようなことで、当面5人以上合格すれば過半数になるのかなと思っておりますが、これに関しましては先日も申し上げましたけれども、なんだか喉元過ぎれば一安心してしまうようなところが今までありましたので、今年大丈夫でも今後西会津高校の活性化、魅力ある学校づくりには十分頑張りたいと思っております。要望であります。以上です。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 1点ほどお伺いいたします。まず保健体育総務費の中で負担金が464万7千円全体でありますけども、これ奥川マラソンとまた体育協会の補助、また西会津スポーツクラブとありますけども、町長の提案理由の中でふくしま駅伝と、あと福島県軟式野球大会ですか、その中でスポーツの推進及び環境の整備とありますけども、向上するにはやはり指導者とかそういう方を呼んで指導するのか、又はこれに予算計上ないですけども、その辺をお伺いいたします。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 お答え申し上げます。保健体育費の中の町体育協会補助金、これで41万2千円ほど増額をさせていただいておりますが、実はこの中にふくしま駅伝、それから市町村対抗の野球大会の強化費が含まれているということでご理解を賜りたいと思います。

駅伝で申し上げますと、白河出発で県庁ゴールで16の区間がございます。その中で純粋に中学生の区間として指定されているのは四つしかないんです。ところがわが町は九つの区間で中学生が、高校生、あるいは一般の皆さんと競走して頑張っていると、そういう状況でございます。私ども検討させていただいたところではありますが、中学生の力をつけること。これが駅伝でもっと成績を向上させるポイントだと。こんなことから、中学生、全会津の駅伝大会等にも参加をします。指導者もおりまして、早朝練習、これが大変力をつけるということをお聞きしておりましたので、その中学生の駅伝の大会に向けた早朝練習、選手を朝早くお迎えにいきましょうと。

それからその駅伝が終わってそこで終わりじゃなくて、ふくしま駅伝、11月にございますので、そこまで引っ張って強化をしていただきましょうということで、その生徒選手をお迎えに上がるその経費等を中心にして増額をさせていただいたところであります。

また野球につきましては、ユニフォーム関係の傷みもちょっとございますので、その辺も整えて、さらに心を新たに今まで1回戦のみの勝利でございましたが、3回戦、4回戦と進めるようにやろうと、こういうことでございますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 13節の委託料についてお伺いをいたします。委託料というと普通一般的にちょっとお願いをしますよという感じで、例えば教育委託料ですとボイラー、ポンプ等の保守点検委託料27万円ですか、あとその下の20万円、あとごみ収集の委託料15万7千円、数十万くらいになるんですが、この中で給食調理員業務委託料1,900万円です。これは業者に、民間に委託するんだというようなことでありますが、委託先の選定の方法なんですが、どのようになさって決められているんでしょうか。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 学校給食業務全体の中の調理の部分のみを民間に委託いたしますということで先般の一般質問で2番、長谷川議員からご質問を賜りましてお答えを申し上げたとおりでございます。選考の方法でございますが、町から公募をいたしまして、その民間のノウハウを身につけた専門の業者に手を挙げていただきました。それで2社がお応えをいただきまして、西会津町として委託をしたいのはこういう内容なんですよという説明会を開催いたしました。その後で計画書をお出しいただいて、副町長をトップにする庁内の選定委員

会でプレゼンテーションをしていただいて、最終的に絞り込みをしたところでございます。

現在、1社を優先的に契約をしますよという優先交渉権者といいたいでしょうか、そういうことで第一候補、第二候補という形で絞り込んだところでございまして、今議会におきましてご議決を賜りましてから、今度は具体的にその業者さんと契約に向けて詰めることにしてございます。

4月1日からの施行ということで考えておりますので、4月1日、早くてもですね、契約を済ませて、平成25年度、新年度の給食開始に間に合わせると、こういう方向で今進めさせているところでございます。

そういう意味で、議会と並行して事務的なことを進めさせていただきましたこと、本当に深くご理解を賜りましたこと感謝申し上げます。

○議長 4番、伊藤一男君。

○伊藤一男 中学校費の中の施設修繕料561万円なんですけど、この間の説明では暑さ対策ということだったんですが、暑さ対策というの夏暑いからということだと思うんですが、これ各教室みんな、例えば窓ガラスですか、通気性がよくなるような、そういうような修繕の方法だと思うんですが、今までそういう苦情みたいなのはなかったんですかね。

○議長 教育長、佐藤晃君。

○教育長 非常に視察も外部からおいでいただくような立派な統合校舎でございましたけれども、残念ながら通気があまりよくない状況でございまして、2階、3階となるにつれて大変真夏は暑いんです。3階あたりで35、6度になるというふうな状況でございましたので、PTA、学校等から改善に向けたご要望をいただいていたところであります。とにかく風通しをよくしてあげようというふうなことで今回予算を計上させていただきました対策を講じていこうと、こんな形で今検討しているところでございます。よろしくお願います。

○議長 3番、渡部憲君。

○渡部憲 教育費の10款の4項社会教育費、115ページなんですけど、これ遺跡出土遺物品の保守管理はどこの項目に入るんでしょうか。7から16項にあるんですけど。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 ご質問にお答えします。今ご質問いただきましたのは教育の文化財保護費ということでございまして、これまで町内には各種いろいろな遺跡等ありまして、それらについて埋蔵文化財ということで調査、また保存をしましてまいりました。今次予算の中に7の賃金で遺跡出土遺物整理賃金というような形で計上させていただきましたが、これまで出土してまいりました遺物については、寄宿舍等によって整理はされておりますが、中にもう少し整理を進めなければならないものがございますので、それらについて再度、新年度におきまして整理をし、できれば見ていただけるような形まで持っていければということで計上したものでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 言葉を大事にしたいなと思っているわけですが、今回、提案理由の説明では新しい小学校でありますけど、内装には木材をふんだんに取り入れ、ぬくみのある校舎を整備するというところであります。ふんだんというと、私は半分より以上だなと、たくさん

あるということですから、そう私は見てるわけでありますが、それじゃ、650 万円ですごくだけできるのかと尋ねたくなるわけです。ふんだんに本当に取り入れることができるのか。

もう一つ見方は地本産材だけじゃなくて、工事請負費の中に内装として木材を使うようになっておるならばまたこれ別でしょうが、そこら辺はどうなっておられますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 小学校新築整備工事の中の地元産材活用についてのご質問にお答えしたいと思います。小学校につきましては、町の整備方針にも木材をふんだんに使ったぬくもりのある校舎整備をしましょうというようなことであつていところでありまして、そういう形で実施設計業務は進めていただいたということでございます。

その中で、地元産材の製材等の委託料ということで650万円、今回事業費として計上しました。これは設計の中には当然、購入品でもって校舎の内装整備、木をふんだんに使った形での内装整備をするということで工事費は計上しております。地元産材をその中で使うところではできるだけ地元の材料を使ったほうがいいだろうということで、また別個に650万円予算化したということでございます。これにつきましては、先日説明させていただきましたように、地元の皆さんに提供していただいて、それを製材加工しまして、材料としてすぐ現場で使用できるような形で提供するというふうなふうに考えております。

それで最終的には、当初予算はすべて購入材で設計をして入札をいたしますので、提供した材料分だけは後から事業費を調整しまして減額する、材料費分、購入費分を減額するという形で調整をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

使用する材料、木材の量でございますが、だいたい70立方というようなことで見込んでおりまして、それに見合う材料を町のほうで集めまして、提供していくというようなことで考えているところでございます。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 地元産材だけじゃなくて、最初から設計の段階で木材を取り入れるというふうには私は理解しました。部屋の教室の壁、上、下とこうあるわけでありますが、ふんだんに使うということでもありますから、どういう使い方をなされますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 くわしく設計内容すべて確認しているところではございませんが、床なんかでもできるだけフローリングというような形で木を使いたいというふうに思いますし、腰板、そういった形で内装材にもできるだけ木材を使用したような形で最終的に仕上がるのかなというふうに考えてます。

天井まですべてやっているかどうか、ちょっとそこまでは確認しておりませんので、イメージ的には相当木を使っているなという感じにできあがるのかなというふうに考えております。

○議長 11款、災害復旧費。

12款、公債費。

13款、予備費。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 25 号、平成 25 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、平成 25 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 26 号、平成 25 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 26 号、平成 25 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、平成 25 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 27 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 総括では勇み足で実施計画の中でうっかりして申し上げましたが、ただいまより質問したいと思います。A 区画 1,200 万 7,500 円と計上されております。その中で 25 年実施設計、施設設備等の内容が示されておりますが、全員協議会で配付されたレイアウトには変更があるのかどうか。まずそのときには設計の内容も検討するということではありますが、その点についてもう一度伺いたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商業団地 A 区画についてのご質問にお答えしたいと思います。今青木議員のほうからお話ありましたように、平成 25 年度につきましては実施設計策定委託料ということで 1,207 万 5 千円ほど計上させていただきました。今年度、平成 24 年度につきましては基本計画を策定ということで 350 万円ほどの委託料をかけまして、現在策定中でありまして、その内容はこの間の全員協議会の中でお示ししまして、こんな施設のコンセプト、レイアウト、外観のイメージと、そういうものをお示したところでもありますけども、来

年度につきましてはこの基本計画のコンセプトとか施設のイメージ、これを基に出店者の募集、さらに運営形態の検討、そして実施設計の策定と、そういったことで25年度は作業を進めていきます。

ですから、今回基本計画でお示ししましたレイアウトはあくまでもこういったイメージ、こういった考え方で進めますよというようなことをお示しした内容でありますので、実際25年度に実施設計をつくる段階では出店者も交えながら、具体的、詳細な設計図をつくりあげていくということでもありますので、変更もあるというふうなことでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、青木照夫君。

○青木照夫 今年度は今言われたように実施設計、施設設備という段階との説明でありましたので、今後、ついでであります、テナント制ということでもありますので、やっぱりそこでテナントに入られた方の自主的なそういう運営とかということであればやる気があるのかなど。時間的なことも。

それと今の駐車場の形態であります、今横並びになっていますけど、あそこはやっぱり真っ正面に駐車場の形態を考えていただければさらにその店舗も利用しやすいんじゃないかと思えます。

また、これもついでであります、右折が禁止されておりますが、よりっせから出るとき、やはりこれから川の駅とか何か完成されるとなると、増えることはなかなか厳しいと。そういう環境的な利用しやすいような駐車形態を、また、出入り口なんかも考えられたほうが今のテナントに、お店が利用しやすいんじゃないかと思われそうですが、その点どうお考えになりますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。例えば店の営業時間とか、また駐車場の関係、また交通の出入り口関係というようなおただしあったわけですけども、当然来年度、そういう運営形態等の検討機関も設けますので、その中でそういった細かい点なども検討させていただきたいと思えます。

ただ、交通関係につきましては、検討委員会だけでは判断できないところもございまして、やはり公安関係との相談もあるわけですけど、なかなかこちらが考えているとおりにはいかないかもしれませんけども、そういった細かい運営形態についてはまた来年度検討していきたいということでご理解いただきたいと思えます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号、平成25年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、平成 25 年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 28 号、平成 25 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ずうっとといいますか、近年はコンスタントに 1 区画売れていたと見てるわけですが、今回新しく住宅団地を購入する方には 50 万円でしたか、補助金を差し上げるということになりました。ですから注目したわけですが、この予算書を見れば、2 区画だけの売却だと。すると実質今までどおり 1 区画、そうすると補助の効果は 1 区画かなというふうになるわけですが、2 区画分の予算を計上してあるわけですが、努力して 3 区画くらい売れば、なるほど 50 万円の効果があつたなど、こう言えると思いますので、そこら辺特段の宣伝と努力をすべきだと思いますがいかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。今回、新しい補助制度というようなことで町外から移住されて住宅団地を購入された方については 1 区画 50 万円の補助金という制度を設けさせていただきました。そういったことで、本当に首都圏のほうから、また今交流人口の拡大とグリーンツーリズム関係の事業等も含めて今盛んに活発化させようというようなことで活動しております。

鶴見区関係、それから、それから世田谷区関係、そういった自治体といろいろな交流をしている中でありますので、ぜひこういった新たな補助制度などもひとつ PRしながら、一つでも多くの区画が売れるように、担当課あげて努力していきたいというふうに考えておりますのでご理解いただきたいなと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号、平成 25 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、平成 25 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。
本日はこれで延会いたします。(15時59分)

平成25年第2回西会津町議会定例会会議録

平成25年3月21日(木)

開 議 10時00分

出席議員

1番	三留正義	6番	鈴木満子	11番	五十嵐忠比古
2番	長谷川義雄	7番	多賀剛	12番	武藤道廣
3番	渡部憲	8番	青木照夫	13番	長谷沼清吉
4番	伊藤一男	9番	荒海清隆		
5番	猪俣常三	10番	清野佐一		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤勝	建設水道課長	酒井誠明
副町長	藤城良教	会計管理者兼出納室長	田崎宗作
総務課長	伊藤要一郎	教育委員長	井上祐悦
企画情報課長	杉原徳夫	教育長	佐藤晃
町民税務課長	新田新也	教育課長	成田信幸
健康福祉課長	高橋謙一	代表監査委員	新井田大
商工観光課長	大竹享	農業委員会長	斎藤太喜男
農林振興課長	佐藤美恵子	農業委員会事務局長	佐藤美恵子

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤健一	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第2回議会定例会議事日程（第14号）

平成25年3月21日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第38号 町道の路線変更について（町道森野4号線）
- 日程第2 議案第39号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第40号 人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて
- 日程第4 提案理由の説明
- 日程第5 議案第41号 平成24年度西会津町一般会計補正予算（第9次）
- 日程第6 議会案第1号 西会津町議会基本条例
- 日程第7 議会活性化特別委員会の設置について
- 日程第8 議会活性化特別委員会委員の選任
- 日程第9 請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について
- 日程第10 意見書案第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書
- 日程第11 意見書案第2号 MV-22オスプレイの低空飛行訓練等の開始に関する意見書
- 日程第12 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第13 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第14 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

○議長 平成 25 年第 2 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 03 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 29 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 点お尋ねしますが、下水道特会の汚泥処理に関しまして、汚泥に関連する補償金というようなことで、東電からいただいたと思うんですが、新年度は、この補償金はもうまったくもらえないのか、その 1 点をお尋ねしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下水道の汚泥処理の関係のご質問にお答えいたします。

汚泥につきましては、今度、ダストセンターに捨てることが可能になりましたので、現状と同じということで、ほぼ東電からの補償はないということでございます。

○議長 7 番、多賀剛君。

○多賀剛 当然、今はそうなんでしょうけれども、その補償金に関しては、当然タイムラグがあると思いますので、24 年度分というようなことでも、新年度は入ってこないのか、その点をお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 24 年度分については、すでに請求しておりまして、それについては入金しておりますので、24 年度分が 25 年度に入るということはありません。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 説明では、事業費のベースでは 84.1 の進捗率ということですが、事業量ではどの程度の進捗率になるかお答えをいただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下水道事業につきましては、事業実施にあたりまして、エリアをその都度その都度広げていっておりますので、全体としての管路延長は正確につかめていないというような状況なもので、事業量について進捗率を出すのは、ちょっと正確な数字はつかめていないということですが、だいたい事業費とあったように 80 パーセントくらいは完了しているというようなことでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、平成 25 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案

のとおり可決されました。

日程第2、議案第30号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成25年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第31号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成25年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第32号、平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 お尋ねをいたします。本年度の予算額が、前年度予算額より300万ほど減額になっておりますが、この主な要因は何でありますか。また、後期高齢者は何人おいでになるのでしょうか。それと、特別徴収と普通徴収がありますが、それぞれ何人くらいおられるのでしょうか。それと、保健事業費が少し増えているわけなんです、広域連合の納付金が減になっている要因は何なのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

はじめに前年度と比較しまして、304万9千円減ということで、その理由ということでございますが、これにつきましては、24年度の実績等も踏まえまして、保険基盤安定分、保険料の軽減分でございますが、これが減になったことなどを、あと事務費の減などによってマイナス2.9パーセントの減となりました。

また、後期高齢者の対象者、人数ということでございますが、75歳以上の人数、12月1日時点でとらえておりますが、12月1日時点で2,003人ということで対象者をとらえてございます。

特別徴収と普通徴収の割合、人数ということでございますが、現時点でこの人数というのは把握できませんが、参考までに申し上げますと、24年の7月6日現在の資料で申し上げます。特別徴収で1,791人、普通徴収で235人ということでございました。今後、後期高齢者の制度につきましても、所得が確定次第、また本算定を行うこととなりますので、6月以降保険料については変わってくることとなりますし、普通徴収、特別徴収のかたがたについても変化があるということでご理解をいただきたいと思っております。

それと、広域連合への納付金の減でございますが、これにつきましては、徴収した保険料を広域連合のほうに繰り出すもの、保険料軽減分として、国県町の、国県からの補助、町の負担分が一般会計から繰り入れられて、特別会計から広域連合のほうに納付するわけでございますが、保険料軽減分が減になったことによりまして、納付金も減ということで、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、保険事業費と広域連合に納付する金額とは関連しないわけなんですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

事業費と広域連合の納付金ということでのご質問でございますが、広域連合への医療費の納付につきましては、一般会計のほうから医療費分は納付することとなります。特別会計で計上しておりますものにつきましては、保険料として、町民の皆さんからいただいたものを広域連合に納付するもの、又は事務費的なものということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第32号、平成25年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 32 号、平成 25 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 33 号、平成 25 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 一般会計でお尋ねすればよかったのかもしれませんが、また、今の後期高齢者の特会でもありましたけれども、その新しい検診事業として、クレアチニン検査をすることで、人工透析患者を未然に防ぐというようなご説明ありましたけれども、これ具体的にはどういう検査で、どれほどの効果があるものなのか、対象者等もわかればその点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

クレアチニン検査の内容と効果というご質問でございますが、腎機能に対する数値を検査するものでございまして、血清クレアチニン検査ということで、採血によりまして、その腎機能を判断し、それによって、その後、保健師による指導ということにつなげていくということでございます。具体的には、集団検診の場合ですと、保健衛生協会さんのほうに、その項目を 1 項目追加をさせていただいて検査をしていただくということでございます。なお、対象者ということでございますが、現時点で血清クレアチニン検査につきましては、本年度 25 年度からということでございますので、どの程度腎機能のよくないかたがおられるか、その予備軍がおられるかというのは不明でございますが、人工透析にならないように未然に防ぐということで、指導も含め対応してまいりたいと考えております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この会計では、前期高齢者の交付金がなかなか、私、曲者、曲者といったらちょっとおかしいですが、と思ってずっとみてきました。というのは、何千万単位で前年度から比較してマイナス、プラスが過去何回かあったわけではありますが、今回はほぼ前年並みの交付金ということは、ほぼ西会津への交付金は今年度計上した金額あたりで推移をしていくとみていいのかどうなのか、この前期高齢者交付金について、もう少し詳しく説明をして、皆様のご理解を私は得たほうがいいなと思いますので、お尋ねをいたします。

もう 1 点は、診療収入であります。医師 4 名体制が整ったということではありますが、収入は 1,688 万 5 千円のマイナスの計上ではありますが、この点についても、もっと皆さんに理解をしていただかなければなりませんので、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず第 1 点目の前期高齢者交付金でございますが、本年度は、ほぼ前年並みということで積算をしてございます。この交付金につきましては、平成 20 年 4 月の医療制度改革によりまして、保険者間の均衡を図るということで、65 歳から 74 歳までのかた、前期高齢者といわれるかたがたでございますが、その割合が高いとどうしても医療費が高くなるとい

うことをごさいますて、保険者間の均衡を保つために割合が高いところには概算交付をして、翌々年度に精算をするという制度になってごさいます。平成 20 年度からのものごさいますて、平成 23 年度、20 年度の精算が 23 年度ということで、翌々年度ですので 23 年度にごさいました。23、24 ということで、今年精算が、翌々年度の精算が始まって 3 年目になりますので、ある程度、誤差の少ない形で、この分につきましては、社会保険診療報酬支払基金のほうからまいりますが、ほぼ大きな差がないような形で積算できるような状態になってきたということでご理解いただきたいと思ひます。

2 点目の診療収入の減についてのご質問ごさいます、これにつきましては、昨年、医師 4 名体制ということで、昨年 11 月から新しい医療体制で取り組んでいるところごさいます。また、診療所の患者さんは、町内、また町外からもおいでになって、大変多ごさいます。診療収入減の理由ということでごさいます、西会津町、高齢化が進んでおりまして、例えば、冬期間、通常ですと 1 カ月間の処方で毎月来ていただくというのが普通ごさいます、冬期間、例えば、新郷、奥川からバスに乗って来ていただくということになりますと、1 日ばかりで、また負担も労力も多くなる。また、そういうことも踏まえまして、安定している患者さんについては、2 カ月処方ということで対応してごさいます。また、何かあったときには、すぐ来てくださいというようなことで対応もしておりますので、高齢の患者さんに対する経済的負担、労力の負担の減、さらには医療費の削減にもつながるといふことで、現在対応しておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それは、2 カ月、薬というのは、何も 25 年度、初めて取り入れるわけではなくて、前からそういう、24 年度も 23 年度もやっておられたでしょうから、その減の、そういう点での理由は、ちょっと理解しがたいわけでありまして、どうですか。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 診療収入の関係ごさいます、これまでも 2 カ月処方なり、患者さんの対応、症状によってはそういう対応してきたのではないかとご質問ごさいます、これまでとちょっと違ひますのは、23 年度の中途では、医薬分業ごさいますて、医薬品分が多くありましたので、23 と 24 を単純に比較することはできませんが、また、24 年度当初から西会津診療所、医師 3 名、さらには 11 月からは 4 名体制ということで行ってきたわけですが、どうしても 4 名体制、軌道に乗るまで患者さんの偏りもごさいますし、そういう緩和するような措置ということで、患者さんの負担にも考慮した形で現在対応しておりますし、また、高齢のかたに対する負担軽減、医療費の削減ということで、今後そういう対応をしてまいりたいと考えております。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 医師の 4 名体制というのは、三留先生がおいでになったときから 4 名体制ですときているわけですから、端的に言ひて、診療所で診察を受ける患者さんがどういふ状態なんだ、減っているのか、増えているのか、横ばいかと、増えていれば診療収入が上がるでしょうし、私は 4 人体制になって、強調されておりますが、この 1,600 万もの減が、一つは薬価、薬というのはわかりましたが、患者数が減少しているんじゃないかなという見方もできるわけですから、そこら辺は、患者数はそんなに大きな変化がないという

ことが言ってもらいたいわけですよ。そうならば、そのように言ってください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 診療収入にかかります患者さんの動向でございますが、人数的には横ばいということでございます。ただ、冬期間、2カ月処方なり、そういう対応をしておりますので、延べにいたしますと若干減ということでございます。なお、今後につきましては、診療所の経営ということも踏まえまして、さまざまな経営努力もしてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第33号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成25年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第34号、平成25年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。
13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 介護保険であります。昨年の3月議会で第5期の事業計画がなされたわけですが、そのときには、民間を導入しますということで、25年度中に施設が完了して、入所者が増えるという見込みで介護計画を立てたわけですが、今次の説明によりますと、26年度、あるいは早くても25年度の3月ということで、ほぼこの介護計画どおりの入所は見込めないであろうと、具体的にいいますと、特定施設入居者生活介護、24年度は45人とみておられたのが144人だと、25年度は。地域密着型サービスも、小規模多機能型居宅介護は0人から144人、認知症対応型共同生活介護も116人から260人、そういう点でいきますと、かなりの金額的にもプラス、私の計算ですと、7,000万、8,000万くらい、それで介護費を賦課して、3カ年の平均といいますか、それでもらっているわけですが、そうなると、介護、高く、結果的には徴収していると、こうみざるを得ないわけですが、計画どおりにいかないのはいかに理由があるんでしょうが、いかにいために、どうこの介護保険料、介護の特別会計に影響を及ぼすのか、予想される、そこをお答えいただきたいと思っております。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

第5期介護保険事業計画の中で整備を予定しております施設につきましては、25年度中に一部サービスを開始するというので、事業計画の中で介護給付費を見込んでございます。その分につきましては、介護保険事業計画は3カ年間の事業計画でございますので、その分については、平成25年度分については減額というか、介護給付費自体が少なくなる

ということが見込まれるところでございますが、24年度の状況から申し上げますと、24年度の状況につきましては、介護給付費の中で、補正予算の中でも申し上げましたが、居宅サービスのほうで大きく伸びているということで、お話をさせていただきました。

先般、ご質問ございました介護付き有料老人ホームの町外への入所者につきましては、現在、計画上、計画策定時、23年には4人でございましたが、現在は5名増えて9名ということになっておりますし、また、グループホーム、それから小規模多機能につきましても、町外の施設に入っておられるかたが、それぞれ1名ずつおられます。このような状況から、居宅サービス、さらには現在の状況から24年度も、介護給付費が増えているという状況でございます。また、この居宅サービスの増の分が、施設整備によりまして、その方々が新たな施設を利用することで、シフト、これまでの居宅から新しい施設整備によってサービスを違った形で利用するというように考えておりまして、第5期の2カ年目の介護給付費、25年度の介護給付費につきましては、減にはなりますが、24年の増分、さらには、今後の26年度の見込み、施設整備が終わって、介護給付がサービス開始になったことを総合的に判断いたしまして、第5期の介護保険事業計画の3カ年の総介護給付費にかかる保険料については、現段階では、給付費、3カ年間の給付費自体の見込みがおおむね計画どおりということで考えてございますので、保険料についても適正な額であったということで、現段階では認識してございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 西会津だけではなくて、いろんな施設があって、そこで入所者が増えているというのは説明受けたからわかります。居宅介護費が伸びる半面、施設介護の給付費は減っているわけですから、同じくはありませんが、居宅が増えた、片方の施設は減っている。それはそれでいいでしょう。ただ、25年度に入所を見込んで計画を立てて、実際問題として、町施設が開所、26年度にずれ込むわけですから、そうすると25年度でみていた、この人数で保険料を算定をしておるから、私は保険料の取り過ぎに結び付くのではないかと、そこをもっと合理的に説明してもらわないと、24年度の当初予算よりも、25年度、マイナスなんでしょう、これ。と私みました。なぜ開所できないのに、その分を保険料、給付費を見込んで、保険料を算定しておるのに、なんら保険料に影響がないなんていうのは、私は理解できません。もう一度説明してください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 再質問にお答えいたします。

第5期の計画の中での施設整備による介護サービスの開始時期が遅れたことによる保険料への影響ということでございますが、第5期の介護保険事業計画の中で、25年度につきましては、施設整備による利用、稼働率でございますが、50パーセントをみてございました。26年度は80パーセントということで見込んでございます。これからですと、50パーセント分は利用が少ないのではないかと、その分、サービスの量が、介護サービスの量が減れば、保険料に影響するのではないかとというご質問でございますが、介護保険料の積算につきましては、厚生労働省が示しますワークシートによりまして、現在の高齢化率、さらには介護認定の数、今後の介護サービスの量ということで、3年間を全国的なレベルでの推計手順、ワークシートによりまして保険料を算定するわけでございますが、地域差、又

は高齢化の状況によっては、そのワークシートどおりにはいかないということもあり得ることだということで考えております。

本町の場合、居宅介護のほうで伸びております分、その分が施設整備によって、施設の利用のほうに変わっていくということで、現在考えておまして、その分を考慮して3カ年間の計画の中での介護給付費総額については、おおむね妥当な金額であるということで、現時点では考えておりますし、保険料についても妥当な金額だということで現時点で考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 保険料を算定するときはそれでいいでしょう。それに関しては、私はなんら言っていない。先ほど人数で言いましたが、この計画書によれば、特定施設入居者生活介護は、24年と25年のこの計画で比較すれば、1,889万2千円のプラスなんです。小規模多機能型居宅介護は0円が、2,500万5千円。認知症の共同介護はプラスの3,510万2千円、24年よりも保険の給付費がかかる、これを合計すると6,000万くらいなんですよ。これがなぜ介護保険料に影響しないんだと、6,000万かかる見込みで保険料を算定しているわけですから、私は保険料に少なからず影響するとみているわけですが、今、課長の答弁ですと影響しないということではありますが、これは結果をみないとわかりませんが、そういう説明では私は理解できません。6,000万も入らない、これが介護保険料に影響しないなんて、こんなことはないなと。もう一回答弁をしてください。

○議長 健康福祉課長、高橋謙一君。

○健康福祉課長 再々質問にお答えいたします。

保険料に施設整備によるサービスの開始時期が遅れたことでの、その施設に対する介護給付の量というのは減りますので、その部分だけを取りますと保険料には影響することになりますが、その他、ほかの全体のサービスをみた上での3カ年間ということでございまして、現在の居宅サービスの伸びが施設整備によって、そちらのサービスのほうに移行していただく、シフトしていくという考えで3カ年間、総合的に判断して、お答え申し上げたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それはそれでわかるんですよ。だけれども、町が民間に進出して、その収容人数、それほどほかの施設に、西会津の人が利用するのか、できないでしょうと。少なからず影響するというお答えいただきましたので、これでやめておきます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号、平成25年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 34 号、平成 25 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 35 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

8 番、青木照夫君。

○青木照夫 歳出のところ、1 点だけ質問させていただきます。

水質検査手数料、788 万 2 千円あがっておりますが、その手数料の中身の支払いというか、のことなんです、この間の説明では、西会津町では 17 施設とうかがいましたが、平均すれば 40 数万円がかかっているかなと、それが毎月、検査があるんだろうと思います。その中で、簡易水道ですから集落で管理されて、それで今聞きたいのは、その集落によっては、ここの検査場というか、業者が安いとかということをお聞きしたいのですが、町ではそういう指定された業者さんでこういう手数料を支払われているのか、また、集落によってはいろんな形があるのかどうか、この 788 万 2 千円の中での内容についてちょっとお尋ねします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 水質検査手数料のご質問にお答えいたします。

町の簡易水道で行っております水質検査につきましては、国が認めている、許可を得ている水質検査のできる事業所につきまして、見積り合わせを行いまして、それで一番安い業者に町では委託しております。

あと、集落で管理する水道につきまして、水質検査、おのおのやっているわけなんです、それにつきましては、町でどこを使いなさいなんていうことは、言うことはできませんので、町で行っている管理業者はどどこですというようなことで、うちのほうに聞いてくれば、それについてお答えしているというのが現状でありますので、ご理解願います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 35 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 35 号、平成 25 年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 36 号、平成 25 年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 給水収益で 9,996 万あがっています。収益ですから、これ儲けと私はみたわけですが、水をつくる単価、原価よりも安く売っていて、なんでこんな給水の収益があるのかなと、素朴な疑問であります、会計の性質と申しますか、性格と申しますか、

そういうことでこういうふうになるんでしょうが、そこら辺を説明をしていただきたいということと、足りない分は留保資金で赤字の分は補てんしているということですが、本来ならば、利用資金というのは次の更新のためのお金だと私は思っているわけですが、それを食っているという表現、正しくないですか、それを使って、そうすると、下水道を導入しても更新の耐用年数、満杯になるわけでありますが、そのときの資金というものは、もう使ってしまったからないと、更新をする場合に、新たに、また一般会計から出さなければならぬというふうにみているわけですが、そういう見方でいいか悪いか、お答えしてください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず水道収益のご質問にお答えいたします。

この水道収益、9,996万6千円につきましては、水道料金でございますので、要するに売上ということでございます。これをいただいて、そのほか、支出のほうで営業費用とか、営業外費用というようなことで、それで水をつくって収支を合わせているというか、そういうことで水道会計を運営しているということでございます。

あともう一つですが、2点目のご質問ですが、水道会計につきまして、赤字分の補てんにつきましては、留保資金を使わせていただいているということで、留保資金につきましては、減価償却費のほうから流用しているということでございまして、減価償却の金が、残っているお金があまりないということで、本来ですと水道の施設を更新するときには、減価償却費が積立をしておいて、それを使って新たな施設を更新するというようなことでございますが、現在その資金がなくなってきているということで、新たに施設整備を更新するというようなときは、一般会計からの繰出金をいただいて、更新するというようなこととなりますので、ご理解願います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号、平成25年度西会津町水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成25年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第37号、平成25年度西会津町本町財産区特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 37 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 37 号、平成 25 年度西会津町本町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休議します。(10時59分)

○議長 再開します。(11時03分)

日程第 10、議案第 38 号、町道の路線変更について(町道森野 4 号線)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 38 号、町道の路線変更についてご説明申し上げます。合わせて議案第 38 号説明資料をご覧ください。

本議案につきましては、町長が提案理由で申し上げましたように、町道の一部が西会津小学校敷地に含まれたことにより、町道の一部を廃止するものであります。本路線は町道森野下小島線分岐を基点とし、町道森野川浦線に接続する路線であります。小学校建設により本路線の一部が学校敷地に含まれたことにより、終点側を廃止とするものであります。起点は尾野本字新森野 53 であり、変りありません。終点は、尾野本字新森野 65 で西会津小学校敷地に接続いたします。延長が 119.6 メートルで幅員は、4.0 メートルから 14.54 メートルであります。

これで説明を終わりますが、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これはこれでいいですが、地方交付税の算定要素に町道があるわけであり、その地方交付税にこういう変更したときは、即影響するのか、それとも、今議決して、これだけの面積が減ったのが、25 年度の地方交付税に影響するのか、26 年度の地方交付税に影響するのか、その町道の改変と地方交付税の関係、この際お尋ねしておきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 道路台帳の関係についてお答えを申し上げたいと思います。

今次の変更に伴いまして、24 年度中の変更ということですので、25 年度の算定に新しい数字を用いますので、そのときにこの変更が反映されるということですのでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 38 号、町道の路線変更について（町道森野 4 号線）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 38 号、町道の路線変更について（町道森野 4 号線）は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 39 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき策定しているところであります。本町には野沢、尾野本、群岡、新郷、新郷三河、奥川の 6 つの辺地指定地区があるところであり、地区ごとにそれぞれ計画書を策定し管理しているところであります。

本計画を策定することのメリットにつきましては、ご承知のとおり、辺地対策事業債を活用し、地域の振興を図るための各種事業の実施が可能なることにあります。それでは、議案書をご覧いただきたいと思っております。また説明資料としまして変更計画書を配付しておりますので、併せてご覧いただきたいと思っております。

今次的変更であります、尾野本辺地 1 地区に係る総合計画の変更であります。その内容であります、3 ページをご覧いただきたいと思っております。

施設名、電気通信施設（携帯電話基地局施設整備）、事業内容 1 基から 3 基に、事業費については、6,381 万 7 千円を 8,940 万 7 千円に、うち辺地債充当額 1,550 万円を 2,170 万円に変更するものであります。これは 25 年度事業として予定をしております上谷地区携帯電話等エリア整備事業に辺地債を活用し事業実施できるよう変更を行うものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 9 項において準用する第 1 条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。なお、本計画の変更につきましては、去る 2 月 22 日開催の総合政策審議会に諮問し、原案を適当と認めるとの答申をいただいているところであります。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

7 番、多賀剛君。

○多賀剛 この計画によって、上谷地区に携帯電話の基地ができるということですが、けれども、これによって人口の携帯電話のカバー率はどのぐらいになりますでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 上谷地区を整備することによって、カバー率が何パーセントになるのか

というようなご質問でございます。ちょっとそこまで、まだ算定はしてございませんでした。それで、今年度、整備を行います弥平四郎、弥生の2地区ができた段階でのカバー率が97.6パーセントでございます。そこに今回、上谷地区の未地区が加わるということで、98パーセント近くになってくるのかなというふうに考えているところであります。

○議長 13番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この辺地を構成するのは6つの自治区ということですが、ここに軽沢が入っていませんが、私は入っていてもおかしくないなと今思いましたが、これはどんな事情といたしますか、があるのでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

軽沢地区につきましては、路線バスがあるということで、辺地度点数、100点にならなかったのではないかなというようなことでございます。この次、今見直し作業行っております。今回、今度はデマンドバスに変わったりして、大きく辺地地区が変わるということございまして、それは十分検討して見直し作業を行うという計画でございます。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点お伺いをいたします。辺地度に点数があるわけなんですけど、この点数の内容的なものをちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

辺地度の点数の算定の仕方ということでございます。辺地地区に指定されるためには、100点以上の点数が必要だということでございます。辺地の点数を算定する根拠でございますが、駅からそのバス停までの距離であったり、小学校までの距離、中学校までの距離、高等学校までの距離、医療機関までの距離、それから郵便局までの距離、町役場までの距離、そういったものを総合的に計算式があるわけですが、それに当てはめて計算をしまして、100点という点数を超えているかどうかということで、判定をして申請をするというようなこととなります。ちょっと詳しくは説明しきれませんが、ご理解いただきたいと思っております。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、点数100点取れば、一番不便だというようなことの解釈なんですか。不便度があると。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 辺地度が高くなれば点数が高くなるというようなこととあります。利便性が高くなれば点数が低くなるというようなこととなります。

○議長 9番、荒海清隆君。

○荒海清隆 この際、参考までにお聞きしますが、一番高い辺地というと西会津ではどこなんですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

一番高いのが奥川辺地が165点という点数で、一番高い、それに引き続いて群岡辺地が

161点というような状況になっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

資料配付のため、暫時休議します。（11時20分）

○議長　再開します。（11時22分）

日程第12、議案第40号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについてを議題とします。本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長　議案第40号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて、ご説明を申し上げます。

本年、6月30日で任期満了となります人権擁護委員1名についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現職にあります田崎映子さんを適格者と認め、人権擁護委員候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長　お諮りします。

本案については、質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これからの議案第40号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについて採決します。

お諮りします。

本案は、適任者と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、人権擁護委員候補者の推せんにつき意見を求めることについては、適任者として認めることに決しました。

暫時休議します。（11時25分）

○議長　再開します。（13時00分）

議案の追加提案がありましたので、提案理由の説明をあります。

日程第 13、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 14、議案第 41 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 41 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 9 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。本年 2 月 26 日に成立いたしました国の補正予算事業として過疎集落等自立再生緊急対策事業と社会資本整備総合交付金事業を計上するとともに、この冬の豪雪に伴い、特例措置として臨時市町村道除雪事業費補助金の交付が決定されたことなどが、主なものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成 24 年度西会津町の一般会計補正予算（第 9 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 2,704 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 7,558 万 7 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第 2 条、繰越明許費の補正は、第 2 表繰越明許費補正による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。

6 ページをご覧いただきたいと思えます。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税 586 万 5 千円の増は、今次の国の補正予算により追加交付となるものであります。

次に、13 款国庫支出金、1 項 2 目災害復旧費国庫負担金 635 万 9 千円の減は、補助金額確定によるものであります。2 項 3 目土木費国庫補助金 2 億 175 万円の増は、国の補正予算事業として採択されました社会資本整備総合交付金の追加交付と、この冬の豪雪に伴う特例措置として臨時市町村道除雪事業費補助金の新規交付によるものであります。6 目総務費国庫補助金 1,000 万円の増は、国の補正予算事業として採択をいただきました過疎集落等自立再生緊急対策事業補助金の新規計上であります。

次に 17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 908 万 7 千円の増は、今次補正に係る財源調整の結果、不足分を繰り入れするものであります。

次に 20 款町債、1 項 2 目過疎対策事業債 1 億 670 万円の増は、今次の国の補正予算事業として採択をされたそれぞれの事業に充当するため、計上するものであります。

次に、8ページをご覧くださいと思います。歳出であります。

2款総務費から6款農林水産業費までは、過疎集落等自立再生緊急対策事業等に係るものでありまして、まず、2款総務費、1項6目企画費107万3千円は、集落支援員活動用の車両購入に係る経費であります。

次に3款民生費、1項4目介護支援費400万円の追加は、旧奥川小学校の一部を活用しまして、奥川地区のミニデイサービス実施に係る運営委託料と送迎用車両購入に係る経費であります。5目障がい者福祉費13万4千円の追加は、障がい者医療費国庫負担金の平成23年度交付分清算に係る返還金であります。

6款水産業、1項3目農業振興費329万2千円の追加は、加工開発活動支援に係る補助金であります。2項1目林業総務費102万7千円の追加は、サル近接警戒システム設置工事費の新規計上であります。

次に8款土木費、1項2目道路維持費2億33万7千円の追加は、今次の国の補正予算事業として採択されました除雪機械8台分に係る購入費であります。3目道路新設改良費1億1,700万円の追加は、同じく国の補正予算事業で実施いたします町道改良舗装工事と道路の老朽化の状況を調査する委託料の計上であります。

次に9款消防費と11款災害復旧費につきましては、財源充当の組替えであります。

次に、4ページにお戻りをいただきたいと思います。

4ページでございますが、第2表、繰越明許費補正であります。追加でありまして、全て、国の補正予算が本年2月26日に成立したことにより、採択を受けた事業であります。

まず、2款総務費、1項総務管理費の集落支援員配置事業107万3千円、3款民生費、1項社会福祉費の介護予防事業400万円、6款農林水産業費、1項農業費の農林産物加工開発事業454万円、2項林業費の有害鳥獣対策事業102万7千円は、それぞれ過疎集落等自立再生緊急対策事業として実施するものであります。

次に8款土木費、1項道路橋りょう費の除雪機械整備事業2億33万7千円、町道改良舗装事業1億1,700万円につきましては、社会資本整備総合交付金事業として実施するものであります。これらの事業につきまして、年度内完成が見込めないことから、翌年度に繰越して実施できるよう繰越明許費の設定をお願いするものであります。

次に、第3表地方債補正であります。変更でありまして、過疎対策事業費について、国の補正予算事業に伴い、限度額を1億670万円増額し、4億5,200万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

7番、多賀剛君。

○多賀剛　国の今回の補正予算、たいぶ大がかりな補正だったので、随分われわれも期待しておったわけですが、ここにきてこれだけの予算がついたということで、一つお尋ねしますが、除雪機械の整備事業、これ2億円ほど、8台の除雪機械を購入するということではありますが、その除雪機械の機種を選定にあたっては、どのような形で選定をされるのか。それと合わせて、来年度、除雪路線の見直し等は検討されているのか合わせてお

尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪機械のご質問にお答えいたします。

機種を選定にあたりましては、今次のこの補助事業について対象になる機械が、購入から15年経過したものであるということでございますので、今、町にある機械の中で15年以上経過しているものについて更新するというので機種を選定をいたしました。

あと路線の見直しにつきましては、いろいろ人家等がなくなっているところや、春先、除雪をしたり、余力でやったりしている路線がございますので、その辺を含めながら、今回増強になる機械の配置も含めて、これから路線の検討をしてみたいと、そのように考えております。

○議長 7番、多賀剛君。

○多賀剛 機種を選定に関しましては、15年以上経過したものであることだけであれば、それはわかりましたけれども、私もあまり機械のこと詳しくありませんけれども、オペレーターにいわせると、例えばTCM、日立が使いやすいとか、コマツがいいとか、三菱、あるいは川崎がいいという、細かい機能、例えば16トンなら16トンでも、細かいところが随分違うようなことをちょっと小耳にはさんだんですが、その機種を選定する上で、そういうメーカー等の部分について、オペレーターとの打ち合わせとか、その要望とかを聞くようなことはないのでしょうか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 機種を選定のご質問にお答えいたします。

オペレーター等につきまして、意見を伺うということもありますし、現在ある機械が16トンであれば、16トンであるし、ハイド板がスライドするならスライドするものとか、そういうものである程度、それで機種が決まります。あとは入札にかかりますので、各コマツとか、TCMとか日立とかというものは、うちのほうで指名いたしまして、そこで入札になりまして、一番安い価格で入札したものの機種になるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

○議長 11番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは1点ほどお伺いします。

9ページの6款の農林水産業費でありますけれども、これサルの警戒システムなんですけれども、今回120万7千円補正でありますけれども、昨年ですか、町で設置した効果はあったんですか。また、今次はどこに設置の予定ですか、お伺いします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

まずはじめに、サルの近接警戒システム、24年度事業で高目地区に試験的に設置をいたしました。ただ、効果検証ということですが、設置時期が補助の関係で遅かったために、夏の野菜の最盛期にどうであったかという検証はできませんでしたので、25年度、改めて検証を行いたいと思います。

それから、今回の補正であげました場所等につきましては、この過疎集落等自立再生緊急対策事業そのものが、奥川地区ということで、限定の事業内容になっておりますので、現

在、高陽根周辺に出ているサルが野菜だけでなく、小屋等にまで入って被害を及ぼしている実態がありますので、この補助事業を使って、高陽根地区に設置して効果検証を行いたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 繰越明許費を見ておりましたならば、農林産物の加工開発事業、今次の補正では 329 万 2 千円、繰越明許は 454 万、この差がありますが、これについて説明してください。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

まず補正予算のほうの 9 ページで、今回、加工開発活動支援補助金ということで、329 万 2 千円、計上しております。それとは別に、8 次の補正で、一般財源 120 万 8 千円減額になっておりますので、この分が 8 次の補正で計上した加工機械の補助、これらについても事業計画の中でみられるということでしたので、町の一般財源を国県の支出金のほうに振り向けましたので、事業費としては、それも含めた金額になりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長 13 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 その増えた 120 万というのは、それじゃあ第 8 次でも繰越明許してもおかしくなかったのかなとも思いますが、そこはどうですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

議員申されましたような内容で、加工品開発で受託作業が増えて、機械が間に合わないということで、緊急的にそういうふうな、今回、8 次補正を計上したわけですけれども、それと同時にこの事業計画も進行しておりますので、内示をいただいたものですから、一時的に、じゃあほかの部分で補って、この事業で、繰越で早急に内示が出たら購入して実施をしたいということですので、ご了解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 41 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算(第 9 次)を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、平成 24 年度西会津町一般会計補正予算(第 9 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議会案第 1 号、西会津町議会基本条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

10 番、清野佐一君。

○清野佐一　皆さん、こんにちは。10番、清野佐一です。

それでは、議会案第1号提出にあたりまして、ご説明を申し上げます。朗読をもって説明をさせていただきます。

議会案第1号、提出年月日は、平成25年3月21日。西会津町議会議長、武藤道廣様。提出者は、多賀剛議員と私、清野佐一、2名でございます。

西会津町議会基本条例。上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条、第2項の規定により提出をいたします。

それでは、議会案第1号、西会津町議会基本条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方分権が進む中で、町の自己決定・自己責任の範囲が拡大してくるのに伴い、議会の果たすべき役割が大きくなってきたことを踏まえ、これまで積み重ねてきた議会改革を基礎に、さらに公正で透明、開かれた議会を構築すべく、議会の役割と活動の指針を町民の皆さんに対して明らかにするため、また同時に、議会運営のルールを遵守し、実践することによって、町民福祉の向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与するため、西会津町議会の最高規範として制定するものであります。

なお、条例案の説明に先立ちまして申し上げたいと思いますが、平成23年9月16日に特別委員会の設置以来、本日まで約1年半の長きにわたり、精力的に協議を重ねてまいりました。その間、オブザーバーとして参加をしていただきました議長をはじめ、各議員の皆さま、議会事務局の皆さま、町当局、そして町民の皆さまに絶大なるご協力をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

それでは、条例案の説明に入らせていただきます。

条例の内容の説明につきましては、参考資料としてお配りをしております議会基本条例の解説版をもとに、ご説明させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1ページ目ですが、目次であります。本条例が前文、そして全14条の条文及び附則をもって構成していることを表しております。

次に2ページの前文ですが、これは、議会が二元代表制の下で担うべき役割を果たすために必要となる議会運営及び議員等に係る基本事項を明文化することにより、開かれた議会を実現し、町民の負託に応えることを定めるとともに、信頼される議会を築く決意を述べたものであります。

それでは、前文を朗読いたします。

地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大する中で、二元代表制の一翼である議会が担うべき行政の監視機関及び意思決定機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきております。そのため、西会津町議会、以下、議会ということにいたします。は、そのもてる機能を十分に駆使し、常に町長その他の執行機関、以下、町長等といわせてもらいます。と対等で緊張ある関係を維持しながら、西会津町民、以下、町民ということです。の代表機関として、その執行を監視するとともに、最良の政策を決定するための政策提言や政策立案を積極的に行っていかなければならない。また、町民とともに自立・協働のまちづくりを推進するため、積極的に町民へ情報発信を

することによって議会の意思決定における説明責任を果たす必要がある。

ここに我々は、公正で透明な開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの条例を制定する。

議会及びすべての議員は、この条例に定める議会運営のルールを遵守し、実践することによって、町民から信頼され、存在感と活力のある議会を築くために不断の努力を惜しまないものとする。

次に、第1条であります。この条例の目的を規定しております。議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な基本的事項を定めるとともに、町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とするものであります。

第2条では、議会の活動原則を規定しております。第1項は、議会の責務を全うするための基本的な活動原則を定めており、信頼における真に開かれた議会を目指し活動しなければならないことを規定しております。第2項は、議会の基本姿勢として、事務執行権に対する監視など従来の機能に加えて、議会として政策提示ができる態勢づくりに向けた決意を規定しております。第3項においては、議会は、その活動にあたって、町民の多様な意見を把握する機会を確保し、町民本位の議会運営に努めること及び協働のまちづくりを推進することを規定しております。第4項においては、議会は、町民の代表機関として町民の信頼と負託に応えるため、これまでさまざまな議会改革に取り組んできましたが、本条例の制定を終着点とせず、さらなる議会改革・活性化に取り組んでいくことを規定しております。

第3条では、議員の活動原則を規定しております。第1項においては、議会は、言論の府、自由な討論の場であることから、議員は自由な討議を尊重することを規定する一方、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を越えてはならないことを規定しております。第2項においては、議員は、町政における課題全般について、多様な住民の意見を把握するとともに、議員としての資質向上等に努め、町民の負託に応える活動をすることを規定しております。第3項においては、議員は、地域などの個別事案だけでなく、広く町民全体の福祉の向上を目指して活動することを規定しております。

第4条は、議員の政治倫理についての規定であり、議員は、町民全体の奉仕者として、人格と倫理の向上に努め、町民の疑惑をまねくことのないよう行動し、民主的な町政の伸展に寄与することを規定しております。

第5条は、町民と議会の関係についての規定であります。第1項第1号においては、第2条に掲げた開かれた議会を実現する上で欠かせない全ての会議の原則公開を規定しております。同じく第2号においては、開かれた議会を実現する上で、第1号の全ての会議の原則公開とともに重要な情報の公開と提供に向けて積極的に努力することを規定しております。第2項においては、議会は、町民の希望に柔軟に対応するため、町民と議員の意見等の交換の場として、一般会議を設置することについて規定しております。第3項においては、議会は、町民からの請願及び陳情について、旧来の議会へのお願いという位置付けを、政策提案という位置付けに変え、提案者の意見を聴く機会を設けることができることを規定しております。第4項においては、議会は、町民との連携と信頼関係を確保するため、議会として説明責任を果たし、さらに多様な町民意見・意見を聴取する場として、議

会自らが積極的に議会報告会を実施することを規定しております。第5項においては、議会は、議決に対する説明責任を果たす上から議案の審議に対する議員の賛否の表明を公表することを規定しております。

第6条では、町長等と議会及び議員の関係について規定しております。第1項においては、一般質問は最初、一括質問・一括答弁により行うが、再質問以降については、その趣旨を明確にし、議論の論点をより深めるとともに、町民の理解も深まるよう一問一答の方式により行うことを規定しております。第2項においては、町長等は、議長又は委員長の許可を得て、質問をした議員に対して、その論点を整理するため、反問、逆質問することができることを規定しております。

第7条では、重要政策の審議等について規定しております。第1項においては、町長等が、重要な計画・政策を策定する場合は、町民意思・議会の声を反映するため、策定段階から議会の意見を聴くよう求めることを規定しております。第2項においては、議会は町意思決定機関として論点や争点を明らかにして議論し、その過程や結果について町民への説明責任を果たすことが求められていることから、町長等が議会に政策等を提案するときや政策等の策定段階で意見を聴こうとするときは、その政策等を必要とする理由、目的、効果、総合計画との関係、財源措置等について、情報の提供を求めることを規定しております。第3項であります。議会は、前項の政策等の提案を審議するにあたっては、町長等から提供された情報をもとに論点や争点を明確にし、政策執行後の評価・検証に役立つような審議に努めることを規定しております。

第8条では、議会の議決事件について規定しております。議会が議決しなければならない事件は、地方自治法96条第1項で規定される事件のほか、関係法律の中で規定された事件に限られていますが、それら以外に、地方自治法96条第2項で議会の議決すべき事件を条例で定めることができるとされています。これを受け、第1項においては、町政全体において重要な計画等に関して、決定に参画の機会確保と執行上の議決の必要性を比較・検討し、新たに議決事件として追加することを規定しております。議決の対象として追加するのは、総合計画、これは基本構想及び基本計画、と高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画です。が当該計画の策定、又は変更の場合といたします。そのときにのみ追加をすることができるということであり、第2項においては、議会が必要に応じて、議決事件を追加し得ることを規定しております。

第9条は、委員会の設置等についての規定であり、議会が新たな課題等に適切に対応するため、委員会の設置及び法律に基づく参考人制度や公聴会制度の活用により、町民の意見を十分に聴取して議論に反映させ、政策水準の向上を目指すことを規定しております。

第10条は、議会事務局の体制整備等についての規定です。地方分権の進展により地方自治体の自己決定、自己責任が拡大してきており、議会に求められる責任の増大とともに、議会事務局の役割も大きくなってきている中で、地方自治法第138条第2項の規定により議会に置く事務局の人的・物的両面の体制強化について規定しております。

第11条は、議員の研修等についての規定であり、積極的に政策提言を果たす議会を目指し、議員の政策形成・立案能力の向上を図るため、議会は研修等の充実強化に努力することを規定しております。

第12条は、議会広報の充実についての規定です。第1項においては、議会は、積極的な情報公開、説明責任を果たすこと、議会への町民参加を進め、町民に開かれた議会を実現するため、議会の広報活動は、町政に係る重要な情報、これは論点・争点等であります。を議会の視点、これは行政を擁護するというようなことに偏ったりしない、議会独自の視点から、町民に周知することを規定しております。第2項ですが、議会は、町民に開かれた議会となるため、これまでも議会だよりの発行や町のホームページ、これは議会のページです。などを活用して、議会情報を発信してきましたが、情報技術の発達に合わせ、ケーブルテレビを含むさまざまな広報手段の活用により、町民が議会や町政に関心を持つよう広報活動をするを規定しております。

第13条は、議員定数及び議員報酬についての規定です。第1項においては、議員の定数と議員の報酬は、西会津町議会議員定数条例及び議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の定めによることを規定しております。第2項は、議会は、議員の定数及び議員の報酬の改正にあたっては、経費削減といった財政的・効率性の観点からのみ議論することを行わず、町政の現状や将来展望を考慮するなど、多面的・多角的な視点から町政の監視・調査・政策形成機能などを損なうことがないように検討し、また、参考とすべき町民の意見の把握に努力することを規定しております。

第14条は、この条例の性格等についての規定です。第1項においては、本条例が、議会に関する条例等に対して、最上位に位置する条例と宣言するものであり、本条例の目的を果たすため、必要に応じて議会として適切な措置を講じることを規定しております。第2項であります。議会は、本条例の目的が達成されているかどうかについて、常に検証と評価を行う必要があることと、その結果、必要があれば本条例の改正等所要の措置を講じることを規定しております。

最後に附則であります。この条例の施行期日と、この条例の制定に伴う西会津町議会委員会条例の一部改正について規定するものです。第1項は、この条例の施行期日を平成25年4月1日とするものであります。第2項であります。併せて新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、これは、西会津町議会委員会条例第15条の見出しを（会議の公開）に改めるとともに、同条を委員会は、公開する。に改めるものです。そして、改正の施行期日を平成25年4月1日とするものであります。

以上で、説明を終わりますが、十分にご審議をいただきまして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議会案第1号、西会津町議会基本条例を採決します。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会議案第1号、西会津町議会基本条例は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議長発議による特別委員会の設置についてを議題とします。

今ほど制定の議決がなされました西会津町議会基本条例の目的には、分権と自治の時代にふさわしい、町民に身近な開かれた議会を基本とした自治機関としての役割を果たし、もって町民の福祉向上と持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与するとうたっております。

これを受け、議会として、議会基本条例のこの目的を果たすため、通年の会期制度が創設される等、議会運営の選択肢が広げられた改正地方自治法の内容等を踏まえながら、さらなる議会改革と、議会活性化に向けた調査を鋭意進めるべく、特別委員会を設置したいと思います。

お諮りします。

議長を除く全議員の委員で構成する定数13名の議会活性化特別委員会を設置し、議会改革及び議会活性化に関する事項の調査をこれに付託して調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数13名の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会改革及び議会活性化に関する事項の調査をこれに付託して調査することに決定しました。

日程第17、議会活性化特別委員会委員の選任を議題とします。

お諮りします。

議会活性化特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定によって、長谷沼清吉君、五十嵐忠比古君、清野佐一君、荒海清隆君、青木照夫君、多賀剛君、鈴木満子君、猪俣常三君、伊藤一男君、渡部憲君、長谷川義雄君、三留正義君、以上の諸君を西会津町議会活性化特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

このあと直ちに議会活性化特別委員会を開催し、委員長、副委員長を選任してください。

暫時休議します。(13時53分)

○議長 再開いたします。(14時15分)

先ほど設置された議会活性化特別委員会の委員長に、清野佐一君。副委員長に多賀剛君を選任した旨の報告がありました。

日程第18、請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを議題とします。委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは、請願の報告を申し上げます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第92条第1項の規定により報告いたします。

受理番号、請願第1号、負託年月日は平成25年3月8日でございます。件名、福島県最

低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。審査の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

- 議長　これから請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

- 議長　討論なしと認めます。

これから請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19、意見書案第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を議題とします。提出者の説明を求めます。

11番、五十嵐忠比古君。

- 五十嵐忠比古　報告を申し上げる前に、意見書第1号の中で誤字がありますので、訂正をお願いします。

まず上から9行目でございますけれども、目標として掲げた最低額と大きく剥離とありますが、乖離と訂正してください。

それでは、朗読をいたします。

意見書案第1号、提出者は記載のとおりでございます。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出をいたします。提出先は内閣総理大臣、安倍晋三様。厚生労働大臣、田村憲久様。厚生労働省福島労働局長、河合智則様。それでは案を朗読いたします。

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書。最低賃金制度は、非正規労働者を含むすべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するものであります。毎年、中央最低賃金審議会が作成する目安額を参考に各都道府県最低賃金審議会の審議を経て、地域別最低賃金を決定することとされている。この最低賃金の引き上げについては、2010年6月、政労使の代表からなる雇用戦略対話において、2020年までの目標として、できるだけ早い時期に全国最低800円（時間額）を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1,000円を目指すことで合意された。

しかし、現在の福島県最低賃金は、時間額で664円となっており、この金額は政労使が

合意し、目標として掲げた最低額と大きく乖離しているとともに、その水準は、2007年からの5年間、全国水準で31位と、全国でも低位にあり、県内勤労者の賃金水準や経済実勢などと比較しても極めて低いものとなっている。

最低賃金の引き上げは、拡大する非正規労働者やパートタイム労働者のセーフティネット機能を高めるとともに、労働意欲の向上、ひいては企業の生産性の向上や内需の拡大へ寄与することにつながり、併せて、福島県の復興を促進させるうえでも、県内の労働力の確保や若年層を中心とした労働人口の県外流出防止のために非常に重要なことである。

よって、本町議会は福島県の一層の発展を図るため、最低賃金法の趣旨を踏まえ、福島県最低賃金に関する、次の事項について強く要望する。

(1) 福島県最低賃金については、2010年6月に行われた雇用戦略対話の合意にそった引き上げを図る。

(2) 福島県の復興促進、労働人口の流出に歯止めをかけることを踏まえ、上積みの改正を図る。

(3) 中小・地場企業に対する支援策等を強化し、最低賃金の引き上げを行う環境を整備する。

(4) 一般労働者の賃金引き上げが4月であることから、福島県最低賃金の改定諮問を早期に行い発効日を早めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

以上で朗読を終わります。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第2号、MV-22オスプレイの低空飛行訓練等の開始に関する意見書を議題といたします。提出者の説明を求めます。

6番、鈴木満子君。

○鈴木満子　オスプレイの低空飛行訓練のことについて意見書を出すわけですが、文章を読む前に、なぜ西会津にこういうことを出さなければならないのかということは、そのブルー・ルートというところに、西会津町が該当しているわけです。奥川と群岡です。した

がって、提出者は奥川、群岡の議員4名として書いてあるわけです。

それでは、MV-22オスプレイの低空飛行訓練等の開始に関する意見書。

標記の意見書案を会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出いたします。提出先は内閣総理大臣、安倍晋三様。外務大臣、岸田文雄様。防衛大臣、小野寺五典様。それでは文章を朗読いたします。

MV-22オスプレイの低空飛行訓練等の開始に関する意見書。

3月4日、在日米軍から政府に対し、福島、群馬、長野、岐阜県を通るブルー・ルートといわれる経路において、MV-22オスプレイの低空飛行訓練等を行う旨が示された。MV-22オスプレイの安全性や飛行訓練による周辺住民への影響等については、政府が責任をもって関係自治体に詳細に説明するとともに、全国各地で行われている飛行訓練については、その具体的内容を明らかにし、関係自治体の意向を十分尊重して対応するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上でございます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから意見書案第2号、MV-22オスプレイの低空飛行訓練等の開始に関する意見書を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号、MV-22オスプレイの低空飛行訓練等の開始に関する意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第22、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申

出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 23、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

副町長より条例と補正予算の専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

○議長 副町長、藤城良教君。

○副町長 3月議会定例会の閉会にあたり、平成 24 年度中における西会津町税特別措置条例の一部を改正する条例及び平成 24 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）の専決処分についてお願いを申し上げます。

まず、第 1 点目の西会津町税特別措置条例の一部改正であります。平成 25 年度の税制改正に伴い、過疎地域自立促進特別措置法及び山村振興法に基づく特別償却制度に関する期限について、租税特別措置法等の一部改正が本年 3 月末日に予定されておりますことから、西会津町税特別措置条例の改正が必要となるものであります。

その主な改正内容でございますが、特別償却制度について、本年 4 月 1 から 2 年間延長される見込みとなったものでございます。

次に、第 2 点目の平成 24 年度一般会計補正予算（第 10 次）であります。地方交付税や地方譲与税等各種交付金の額の決定が、本定例会終了後の年度末までに確定する予定でありますことから、額の確定に伴い予算を調製するものであります。

これらの諸手続きが、本年 3 月 31 日付となる予定でありますことから、議会を招集する時間的余裕がございませんので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をいたしたく、議員各位のご理解をお願いするものでございます。よろしくをお願い申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会定例会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、新年度の予算等を決める、極めて重要な議会でありました。議員各位からの熱心な、しかも活発なご審議を賜り、全議案とも原案どおりご議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

本議会で賜りました各般にわたるご意見やご要望につきましては、今後の町政運営におきまして十分考慮して執行してまいりたいと思っておりますので、今後ともご協力のほどをよろしくお願いいたします。

本年は東日本大震災、原発事故から2年が経ちました。しかしながら、いまだ被災地は復旧復興が進まず、また、本町におきましても、原発事故等による風評被害は払拭されておらず、大変厳しい状況にあります。

こうした現実に対して、町としてトップセールをはじめ、くじけず、あきらめることなく、前向きに全力で取り組んでまいります。平成25年度の予算は、新規事業などを含め、最近にない大型予算となりました。本事業の遂行により、地域経済や福祉、町民生活の向上等、大きく進展するものと確信しております。これまで同様に、議員各位の特段のご協力をお願いいたします。

ようやく春暖の季節となりました。議員各位におかれましては、健康には十分留意され、町政伸展のため、ますますのご活躍をされますようご期待申し上げまして、閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

去る3月8日以来、14日間にわたり、議員各位におかれましては、年度末で何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、本日をもって平成25年度予算をはじめ、重要案件全議案とも原案のとおり議決成立をみました。

会議を通じて議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

町当局におかれましては、これらの執行にあたっては、議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきまして、特に留意されるとともに、適切なる運用をもって進められ、町政発展のため、なお一層のご努力をされますよう切望いたします。

春3月、三寒四温の春めいた暖かさを感じるこのごろですが、議員の皆さまがた、執行部の皆さまがたにおかれましては一層ご自愛のうえ、ご精励賜りますよう、お願い申し上げます。

これをもって平成25年第2回西会津町議会定例会を閉会します。(14時40分)